

— 阪神・淡路大震災 —

震災復興6年の総括

平成13年（2001年）4月

西宮市

「震災復興6年の総括」発刊にあたって



平成7年1月17日午前5時46分、本市を襲った阪神・淡路大震災は、長年にわたって築き上げてきたすばらしいまち西宮を一瞬にして破壊し、多くの尊い人命と貴重な財産を奪いました。

あの日以来、市民、職員を問わず、日夜復旧から復興に心を砕き、懸命な取り組みが進められてきました。何よりも、被災された市民の皆様が助け合い、支え合う心を持って励まし合いながら、復興に取り組んでこられたことに深く敬意を表します。

あれから6年が経過した現在、市民生活は落ち着きを取り戻し、まちも活気づいてまいりました。平成13年4月には、阪急西宮北口駅北東地区に、最大の復興事業である市街地再開発ビル「アクタ西宮」がオープンし、図書館やギャラリーなどの公共施設が開設されます。また、震災後39万人に落ち込んだ人口も、平成12年10月の国勢調査では、438,000人を超え、震災前を上回る結果となりました。このように、復興は仕上げの段階を迎えていると言えますが、一方で、被災者の抱える課題は今なお残されており、時の経過とともに個別化、多様化もしております。

こうした中で、今後、本市が復興事業をやり遂げ、さらに住み良い魅力ある文教住宅都市として発展していくために、震災で得た貴重な教訓や提言を情報発信し、後世に伝えるとともに、復興の仕上げに向けて課題の整理を行うことが大切であると思います。このため、震災後の6年にわたる本市の取り組みを振り返り、冊子としてとりまとめました。本誌の刊行にあたり、執筆いただきました市民の皆様や、ご協力いただきました関係者の方々に心から感謝申し上げます。

最後になりましたが、復旧・復興に全国各地からいただきました暖かいご支援に改めてお礼を申し上げますとともに、ここまで復興した本市の姿をご覧いただければと思います。同時に、各自治体、関係機関におかれましても、本市の取り組みの過程を参考にいただければ幸いです。

平成13年（2001年）4月

西宮市長 山田 知



市内の3カ所で阪神高速道路が倒壊。
(神戸線 甲子園付近)



信じられないようなマンションの倒壊。



商店街や市場といった生活の場も大きな被害を受けた。
(香櫨園市場)

地震直後から続々と避難する人で
あふれた中央体育館。



市役所に届けられた
救援物資。



市内の公園などに
応急仮設住宅
が建設された。





「西宮マリナパークシティ」が
まちびらきし、新しいまちに活気ある声が。



西宮震災記念碑公園に設置された
「阪神・淡路大震災西宮市犠牲者追悼之碑」



市民や専門家など約1000人が出演した
被災地コンサート「第九シンフォニーのつどい」

阪急西宮北口駅南地区にオープンした再開発ビル「プレラにしのみや」

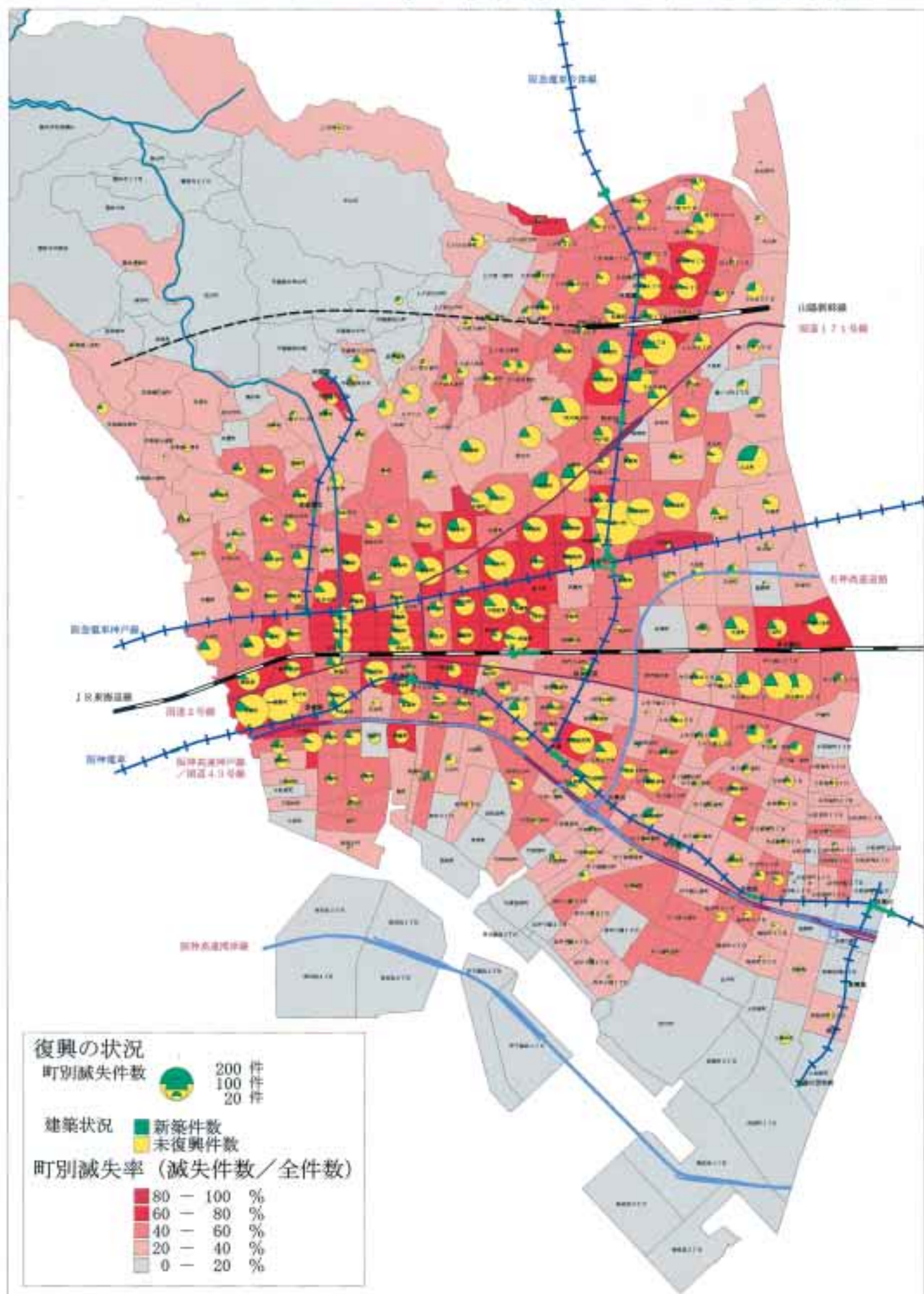


復興に向け、再開発事業などのとりくみが進められている阪神西宮駅南地区。



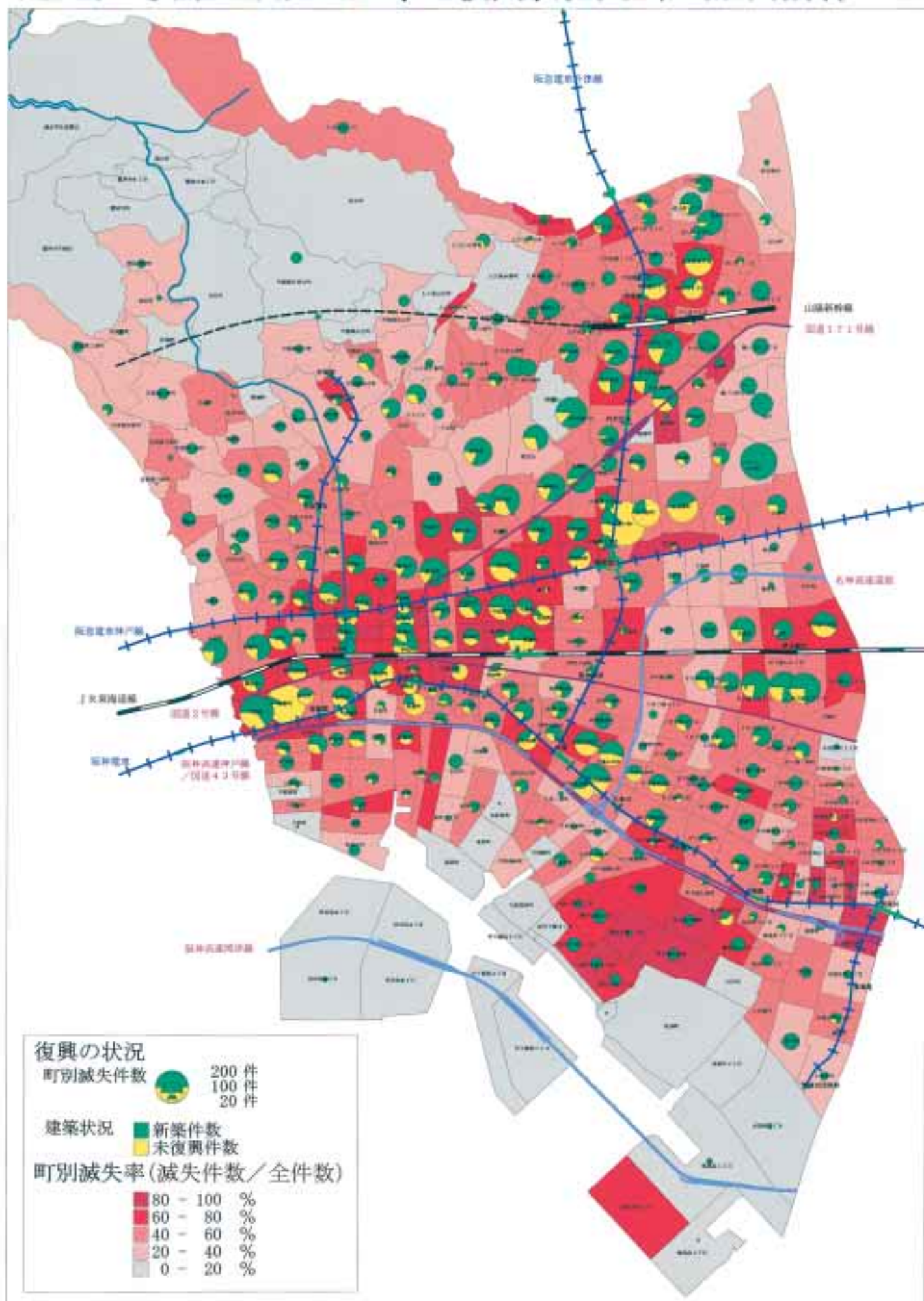
本市の都市核として、再開発、区画整理が進む阪急西宮北口駅周辺。

阪神・淡路大震災町別家屋復興状況図（西宮市南部）

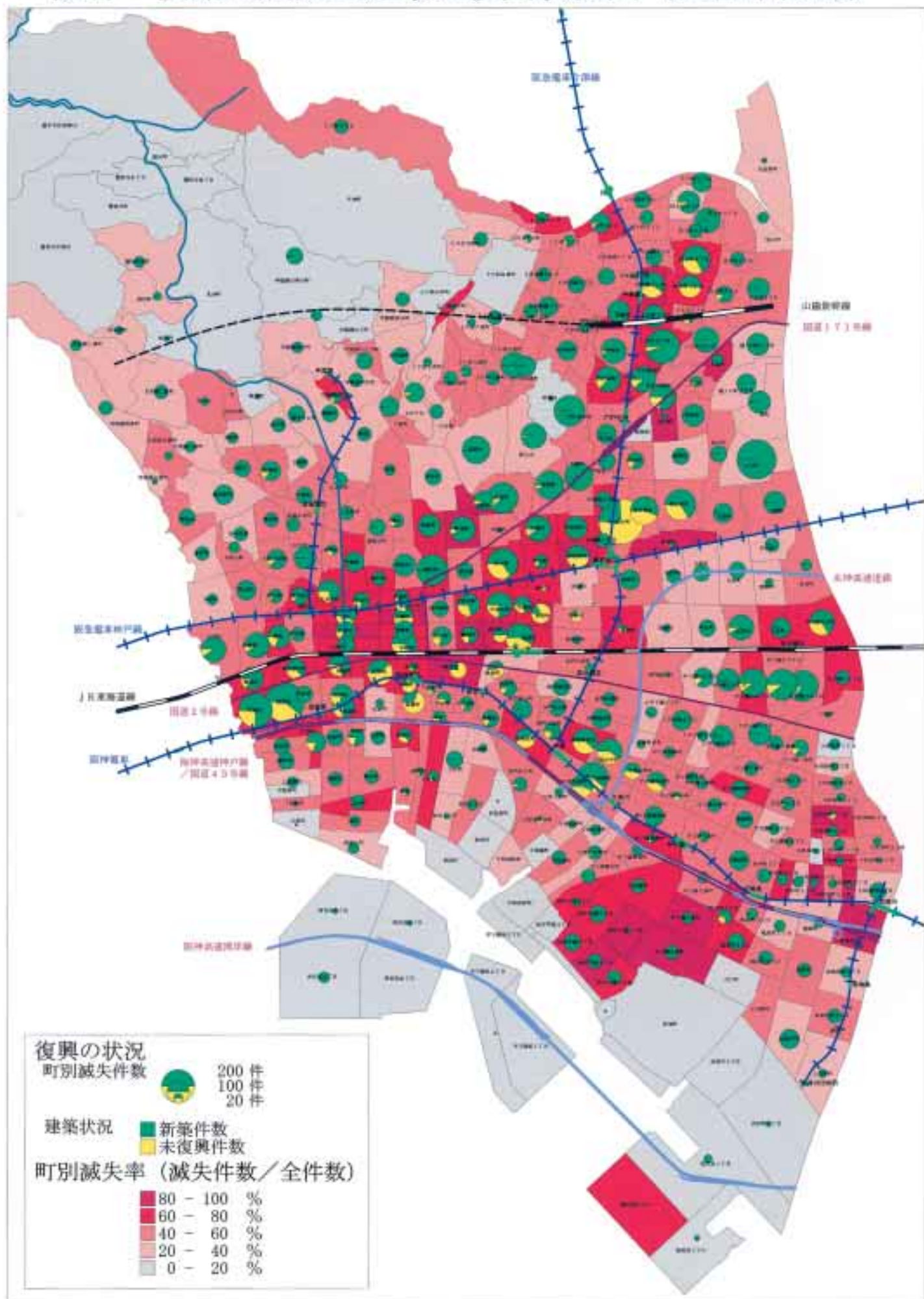


平成8年1月1日現在

阪神・淡路大震災町別家屋復興状況図（西宮市南部）



阪神・淡路大震災町別家屋復興状況図（西宮市南部）



西宮市の概要（平成12年4月1日現在）

人 口	419,150人	世 帯 数	169,198世帯
面 積	100.18k m ²	人 口 密 度	3,909.0人/km ² （平成7年国調）
産業別就業人口（平成7年国調）		第1次産業	867人（0.5%）
		第2次産業	48,201人（25.5%）
		第3次産業	136,970人（72.5%）
		総 数	188,899人（分類不能の産業を含む）
高齢者比率	12.4%（平成7年国調）		
昼夜間人口比	91.2%（平成7年国調）		
選挙人名簿登録者数	男 145,615人	女 161,355人	計 306,970人

市の沿革	T 14. 4. 1	市制施行	
	S 8. 4. 1	合併今津町	芝村 大社村
	S 16. 2. 11	〃 甲東村	
	S 17. 5. 5	〃 瓦木村	
	S 26. 4. 1	〃 鳴尾村	塩瀬村 山口村

財 政（平成11年度決算；普通会計）				(単位：千円)
歳 入	169,225,942	実質収支	81,761	
歳 出	167,073,522	地方債現在高	310,647,248	
歳入歳出差引	2,152,420	基金現在高	17,887,117	
翌年度に繰越すべき財源	2,070,659	(財政調整基金)	2,261,307	
職員数	4,102人			

公共施設等の状況

小 学 校	42校 (44校)	上水道普及率	99.9 %
中 学 校	20校 (28校)	下水道普及率(人口)	95.6 %
高 等 学 校	3校 (17校)	都市公園等都市計画	320カ所
保 育 所	25カ所 (39カ所)	区域内人口1人当り	6.76 m ²
幼 稚 園	23園 (64園)	道路改良率	66.8 %
公 民 館	24カ所	道路舗装率	95.4 %
体 育 館	7カ所 (10カ所)	ごみ実施率	100.0 %
病 院	1カ所 (21カ所)	し尿実施率	1.1 %
診 療 所	6カ所 (616カ所)		

() 内は市立以外を含む。

主な公共施設等	アミティホール	市民体育館	総合福祉センター
	大谷記念美術館	北山緑化植物園	西部総合処理センター
	フレンテホール	リゾ鳴尾浜	
	なるお文化ホール	津門中央公園	
	甲東ホール	震災記念碑公園	
まちづくりの基本目標	“文教住宅都市を基調とする個性的な都市”		
都 市 宣 言	安全都市宣言	(昭和37. 1)	
	文教住宅都市宣言	(昭和38. 11)	
	平和非核都市宣言	(昭和58. 12)	
市 花 ・ 木	さくら(花)	くすのき(木)	
祭 ・ 行 事	西宮神社十日戎(1月)		
	さくら祭(4月)		
	選抜高等学校野球大会(4月)		
	西宮国際ハーフマラソン(5月)		
	全国高等学校野球選手権大会(8月)		
	にしのみや市民祭り(8月)		
主 な 産 業	清酒 ビールその他の食品関連産業		
わがまちの顔	甲山 夙川のさくら 武庫川河川敷緑地 甲子園球場		
	西宮戎っさん 新西宮ヨットハーバー		

目次

第1部 はじめに

1章 西宮市の概要	1
2章 被災の状況等	3
1節 地震の概要	3
2節 西宮市内の被災状況	4
3章 人口	6
4章 災害対策体制	11
5章 市議会の活動	18
6章 災害応急対策	23
1節 消火活動	23
2節 救助・救急活動	25
3節 避難勧告	27
4節 情報提供及び震災関連相談	28
5節 災害ボランティア活動	30
6節 避難所の設置・運営	32
7節 救援物資の受け入れ・配布	34
8節 応急給水	35
9節 義援金の受け入れ・支給・貸付	36
10節 被害調査と証明書の発行	40
11節 環境衛生	43
12節 倒壊家屋等の解体・除去	44
13節 応急仮設住宅と入居者の推移	46

第2部 復旧・復興の状況等

1章 市民生活の安定、支援	51
1節 住宅の確保、再建支援	51
* 住宅の被災状況	51
* 市営住宅等の被災状況	51
* 住宅復興3カ年計画と進捗状況	51
1 公的賃貸住宅の建設	53
2 民間住宅の復興支援	57
2節 福祉・保健・医療の充実	63

* 福祉施設の被災状況	63
* 医療機関の被災状況	63
1 福祉ニーズへの対応	65
2 保健・医療ニーズへの対応	71
3節 防災の体制づくり	75
1 防災体制の確立	75
2 消防力の充実・強化	77
3 安全、防災意識の高揚	80
2章 安全で安心できるまちづくり	85
1節 都市の防災機能の強化	85
1 防災拠点の整備	85
2 地盤条件等の調査	88
2節 災害に強い建築物等の整備、誘導	89
1 建築物等の耐震性の向上	89
2 雨水、太陽熱等の利用促進	92
3 防火・準防火地域の見直し	93
4 急傾斜地等の防災対策	94
3章 産業の振興	95
1節 地域産業の再生・振興	95
* 産業の被災状況	95
1 商店街・市場に対する復旧・復興支援	100
2 事業所に対する復旧・復興支援	102
3 雇用の安定	104
2節 新しい産業活力づくり	106
1 地域の特性を生かした新たな産業の振興	106
2 マルチメディアを活用した商工業の振興	108
3 新たな産業の創出	109
4章 魅力ある地域社会の創出	111
1節 支え合う地域コミュニティの形成	111
* 市民施設等の被災状況	111
1 コミュニティの再生	112
2 ボランティア活動の展開	115

2 節 教育活動の充実	117	3 緑地の保全	181
* 子ども、生徒の被災状況	117	4 墓地の被災状況	182
1 学校園の復旧・復興	118	5 節 河川・下水道	183
2 子どもへの支援	120	* 河川・下水道の被災状況	183
3 節 文化・スポーツの振興	123	1 下水道施設の整備	184
* 文化、スポーツ施設の被災状況	123	6 節 水道	185
1 文化・スポーツ施設の復旧・整備	124	* 水道の被災状況	185
2 文化・スポーツ活動の振興	127	1 水道施設耐震化計画	186
3 カレッジタウン西宮事業の推進	129	7 章 行財政運営等	189
4 節 コミュニケーション環境づくり	130	1 節 財政状況	189
5 章 環境と調和した、美しいまちづくり	133	2 節 行財政改善の取り組み	191
1 節 環境との共生	133	3 節 国、県への要望	193
1 循環型都市づくりの推進	133	第3部 市民の意見等	
2 環境学習、環境意識の啓発	136	西宮市・震災復興に関するアンケート	197
2 節 うるおいのある都市景観の形成	138	団体懇談会での提言	227
1 自然環境や歴史環境の保全、 再生と個性ある都市景観の創出	138	復興に関する市民・職員の意見	232
6 章 市街地の復興	141	報道関係者懇談会での意見	234
1 節 市街地の面的復興整備	141	第4部 評価と課題	
1 面的な都市計画事業の実施	144	1 章 市民生活の安定、支援	239
2 住宅・住環境の一体的整備、促進	154	2 章 安全で安心できるまちづくり	243
3 住民参加のまちづくりの支援	158	3 章 産業の振興	244
2 節 道路交通のネットワーク化等	165	4 章 魅力ある地域社会の創出	245
* 道路・橋梁の被災状況	165	5 章 環境と調和した、美しいまちづくり	247
1 広域的道路網の整備	166	6 章 市街地の復興	248
2 重点街路の整備	167	7 章 行財政運営等	250
3 区画道路の整備	170		
4 鉄道の高架化	171		
3 節 港湾の整備	172		
* 港湾の被災状況	172		
1 災害時の緊急輸送路の確保と ウォーターフロントを活用したまちづくり	173		
4 節 水と緑のまちづくり	174		
* 公園の被災状況	174		
1 水と緑のネットワークの強化	175		
2 花と緑のまちづくり	179		

第1部 はじめに

第1部では、本市の概要をはじめ、阪神・淡路大震災による被害の状況や、震災直後の救助活動から応急仮設住宅の建設まで、市が取り組んだ災害応急対策について記載している。

1章	西宮市の概要	1
2章	被災の状況等	3
3章	人口	6
4章	災害対策体制	11
5章	市議会の活動	18
6章	災害応急対策	23

1章 西宮市の概要

1. 沿革

本市は、古くは西宮神社の門前町として、さらには西国街道と中国街道が交差する宿場町として栄えた。江戸時代には「宮水」の発見により酒造業が盛んとなり、西宮・今津港という立地条件にも恵まれ、“灘の生一本”の生産地として全国に知られるようになった。明治以降、良好な自然環境に加え、国鉄、阪神、阪急などの鉄軌道の整備を契機として、住宅地として発展するとともに、良好な教育環境を求めて大学が移転してくるなど、住宅都市、文教都市としての性格を特徴づける基礎がつけられた。

一方、産業の面においては、酒造業を中心に食料品、製瓶、紡績の軽工業、さらには機械、鉄鋼、化学などの重工業も発達し、昭和30年代には阪神工業地帯の一角を担うまでの工業地帯を形成することとなった。

この間、本市の母体である西宮町は、大正14年4月に市制を施行し、以後周辺の町村との合併や、さらには昭和40年代から始まる臨海部の埋め立て等により市域を拡大し、現在の面積は100.18km²となっている。これに伴い、人口も大正14年の約3万4千人から、市域の拡大とともに順調に増加し、昭和50年（1975年）には40万人を超え、全国でも有数の規模の都市に成長した。

このような発展過程の中で、昭和38年（1963年）に、全国で最初に「文教住宅都市」宣言を行い、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めることを明らかにした。昭和46年には、「西宮市総合計画」を策定。その後、昭和61年には、“活力とうるおいのある文教住宅都市”の建設をめざす「西宮市新総合計画」を策定し、このまちづくりの基本目標の実現に向けて、着実に発展を続けてきた。

2. 地勢

(1) 地形

本市は、兵庫県の南東部にあり、大阪、神戸両市の中間に位置している。市域の東は武庫川下流で尼崎市に、西は芦屋市に、北は六甲山地北部で神戸市、仁川および武庫川中流で宝塚市にそれぞれ接し、南は大阪湾に面している。市域は、南北19.2km、東西14.2kmにわたり、ひょうたん型に展開しており、その中央部を東六甲山系に属する山地が東西に横断している。全体として、海拔0mから900mにいたる起伏と変化にとんだ地形を生み、自然の緑とあいまって美しい景観をつくり出している。

東六甲山系から市北部の北摂山系に広がる山地は、市域総面積の70%余りを占め、瀬戸内海国立公園六甲山地区の一部を含む豊かな自然に恵まれた地域である。

(2) 地質

地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の2つに大きくわけることができる。

太多田川から北部一帯は主として石英粗面岩類からなり、山口町と塩瀬町の一部では泥岩、砂岩、れき岩からなる神戸層群で覆われており、この層群において集落の形成がみられる。

東六甲山系に属する山地においては、表層は凝固度の弱いれき、砂、粘土からなる洪積層（大阪層群、段丘れき層）に覆われており、南部の市街地は、花崗岩の風化作用と河川の侵食作用によって、六甲山地の土砂が多量に下流に運ばれ、たい積してできた沖積層のデルタの上に形成されている。

また、兵庫県南部地震発生時には、野島断層が活動したことが判明しているが、市域内には、甲陽断層や芦屋断層、六甲断層など、いくつかの活断層の存在が明らかになっている。

図1 西宮市全図

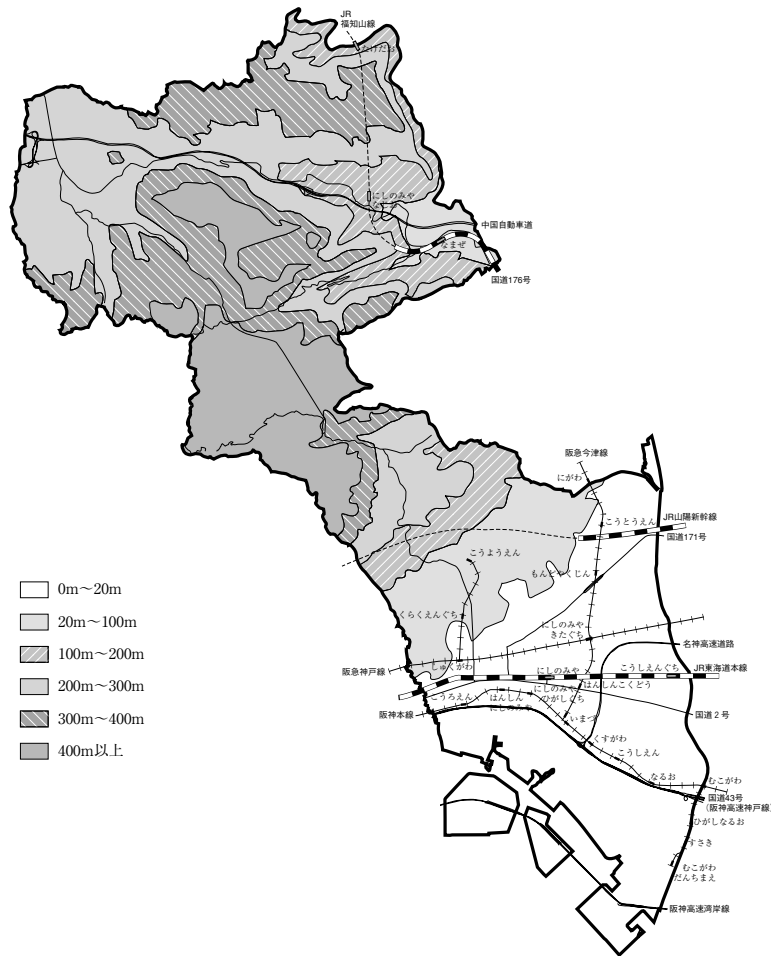
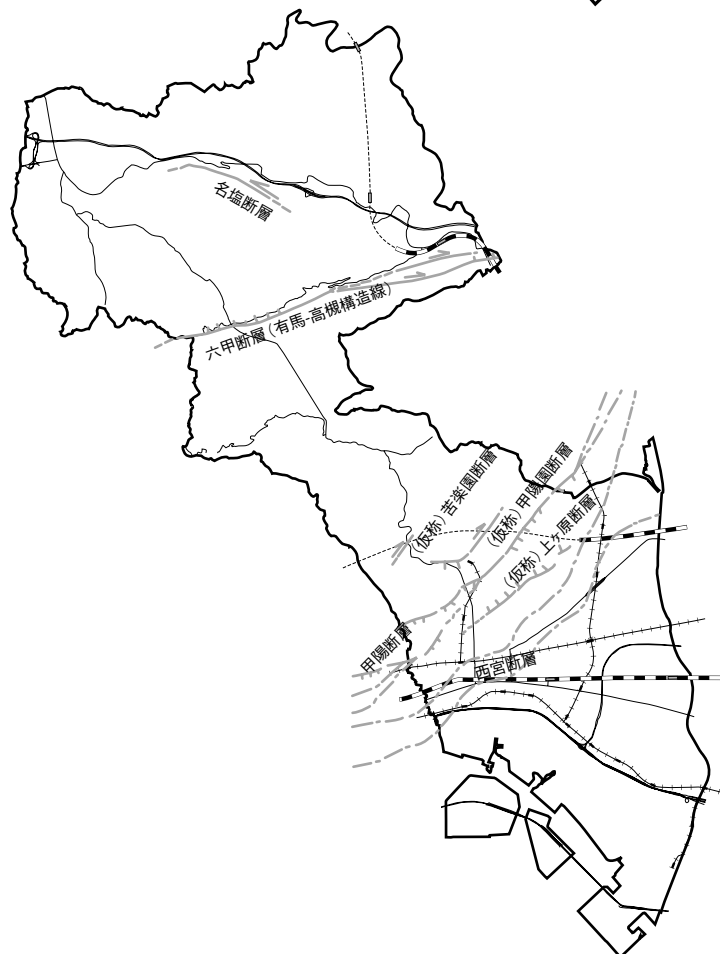


図2 活断層図



2章 被災の状況等

1節 地震の概要

平成7年1月17日未明に阪神・淡路地域を襲った「兵庫県南部地震」は、日本で初めての近代的な都市における直下型地震であり、大きな破壊力をもって、未曾有の災害をもたらした。気象庁はこの地震を「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名した。さらに政府は、今回の災害の規模の大きさに加え、今後の復旧・復興施策の推進の際に統一的な仮称が必要となると考えられることから災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称することを平成7年2月14日に閣議口頭了解した。

・発生日時	平成7年1月17日（火）午前5時46分
・震源	淡路島北部（北緯34度36分 東経135度02分）
・震源の深さ	16km
・規模	マグニチュード7.2
・震度	震度7（激震）
・特徴	横揺れと縦揺れが同時に発生
・被害状況（平成12年12月27日消防庁調べ）	
死亡者	6,432人
行方不明	3人
負傷者	43,792人
全壊家屋（全焼を含む）	111,054棟
半壊家屋（半焼を含む）	144,343棟

道路、鉄道、港湾等の都市基盤施設や電気、電話、ガス、上水道等のライフライン施設や多くの商工業施設等や産業にも広範囲にわたって、壊滅的な被害を受けた。この被害規模は、大正12年（1923年）の関東大震災に次ぐ地震被害となった。

2 節 西宮市内の被災状況

1. 市民生活の被害

- (1) 犠牲者
 - ・死亡者 1,146人（震災関連死及び市外で死亡した市民12名を含む）
 - ・負傷者 6,386人
 - ・高齢者（60歳以上）が、死亡者の約54%を占める
- (2) 被災世帯
 - ・全壊（全焼を含む） 34,136世帯
 - ・半壊（半焼を含む） 27,102世帯
 - ・震災時、世帯数の約40%が大きな被害
- (3) 避難者等
 - ・ピーク時
 - 避難所数 194カ所（平成7.1.20）
 - 避難者数 44,351人（平成7.1.19）
 - ・平成7年9月末で避難所解消
- (4) 火災による焼損 火災件数41件（震災当日に34件発生）
 - ・全焼 50棟
 - ・半焼 6棟
 - ・部分焼 18棟
 - ・ぼや 16棟
 - ・延べ焼損面積 7,649㎡

2. 都市施設の被害

- (1) 公共施設の被害（主なもの）
 - ・市役所 6～8階損傷著しく使用不能
 - ・市民施設 市民会館、勤労会館、市民館などが大きな被害を受けた
 - ・中央病院 建物一部損壊、設備損傷
 - ・学校園 小42校、中19校、高3校、養護1校、幼22園が被災
 - ・体育館等 中央体育館、スポーツセンター、夙川公民館等の破損、損壊
 - ・ホール アミティホール、フレンテホールが使用不能
- (2) 交通ネットワークの被害
 - ①道路
 - ア. 幹線道路
 - ・国道171号：門戸高架橋の落橋により通行止（平成7.11.28一部開通、平成7.12.28全面開通）
 - ・国道2号・43号・176号、中国自動車道の一部損壊
 - ・名神高速道路：落橋その他橋脚部の被害により通行止（平成7.7.29全面開通）
 - ・阪神高速道路3号神戸線：落橋2カ所により通行止（平成8.9.30全面開通）
 - ・阪神高速道路5号湾岸線：落橋1カ所により通行止（平成7.4.29全面開通）
 - ・西宮北有料道路（盤滝トンネル）：2カ所の崩落等により通行止（平成7.3.1全面開通）
 - イ. 一般道路・橋梁
 - ・市道：156kmで路面沈下等の被災のほか、丘陵地の地盤流動により27カ所で地滑りが発生し、道路が屈曲、沈下等の被災
 - ・橋梁：車道33橋、人道10橋、計43橋で橋台、橋脚の傾斜や主桁の破損などの被災

②鉄道

ア. JR

- ・新幹線：高架橋延長約1.5kmの60%が損傷により不通 (平成7.4.8全線開通)
- ・在来線：橋梁10カ所損傷、電線・電柱多数損傷により不通 (平成7.4.1全線開通)

イ. 阪急

- ・神戸線：高架橋部分多数倒壊、夙川駅舎損壊等により不通 (平成7.6.12全線開通)
- ・今津線：高架橋部分18本損傷、軌道・電気施設多数損傷により不通 (平成7.2.5全線開通)
- ・甲陽線：線路陥没、法面崩壊等により不通 (平成7.3.1全線開通)

ウ. 阪神

- ・本線：西宮変電所全壊、鉄柱・電線等多数損傷、香櫨園駅盛土一部崩壊、津門川橋脚ひび割れ等により不通 (平成7.6.26全線開通)

(3) ライフラインの被害

- ・水道：154,100世帯で断水 (平成7.2.28応急復旧工事完了)
南部の貯水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設が損傷
- ・下水道：下水管渠、ポンプ場、処理場などが損傷 (平成8.12.26復旧完了)
- ・電気：176,000軒で停電 (平成7.1.23応急送電完了)
- ・ガス：停止戸数は170,400戸／(172,500戸) (平成7.4.11応急復旧完了)
- ・電話：故障件数は34,000回線／(198,000回線) (平成7.1.31回復完了)

(4) 港湾施設の被害

- ・西宮大橋橋脚2本損壊し全面通行止 (平成8.5.22復旧完了)
- ・西宮地区、甲子園地区埋立地の埠頭・護岸が損壊・沈下

(5) 公園施設の被害

- ・都市公園、地区公園、近隣公園等の大部分で舗装陥没、擁壁崩壊等

(6) 河川の被害

- ・御手洗川、中新田川、森具川等の護岸破損

3. 産業の被害

(1) 酒造業

- ・21社の内、生産12社、休造5社、廃業4社 (平成10.10.1現在)

(2) 小売市場・商店街

- ・小売市場…32団体のうち全・半壊20団体
- ・商店街…36団体のうち全・半壊22団体 (平成10.1.31現在)

3章 人口

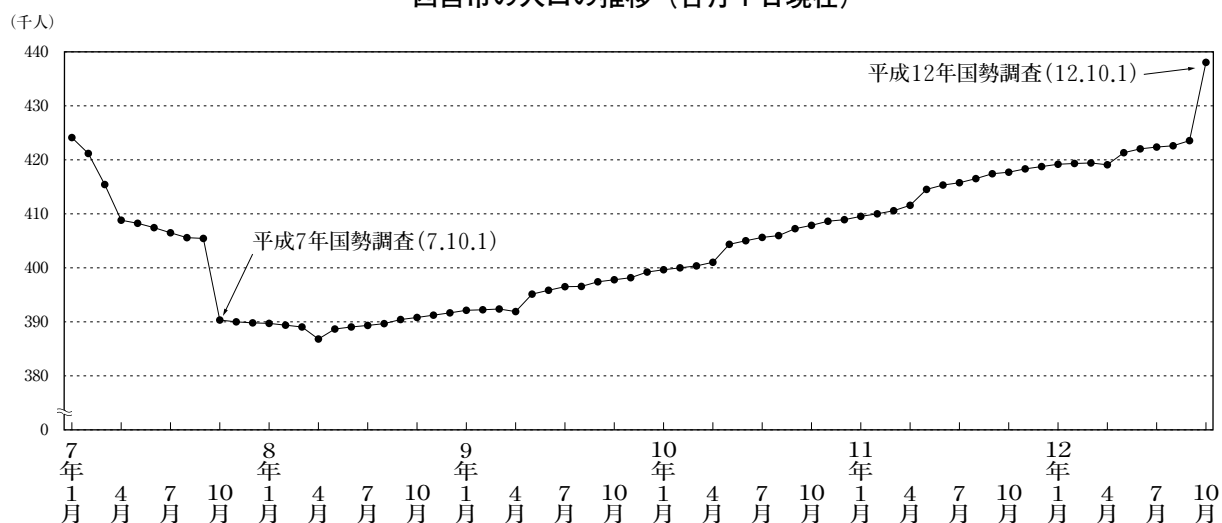
1. 総人口

震災直前の平成7年1月1日の人口（注）は424,101人であったが、震災後の同年10月1日に実施した国勢調査の結果では、震災の影響により390,389人と約3万3千人の減少となった。その後も人口の減少は続き、平成8年4月1日には386,802人で、震災後の最少人口を記録した。しかし、その翌月からは増加に転じ、平成12年10月1日の国勢調査では438,129人と震災後初めて震災前の人口を上回る結果となった。平成7年1月1日の人口に対する人口回復率は、103.3%となっている。

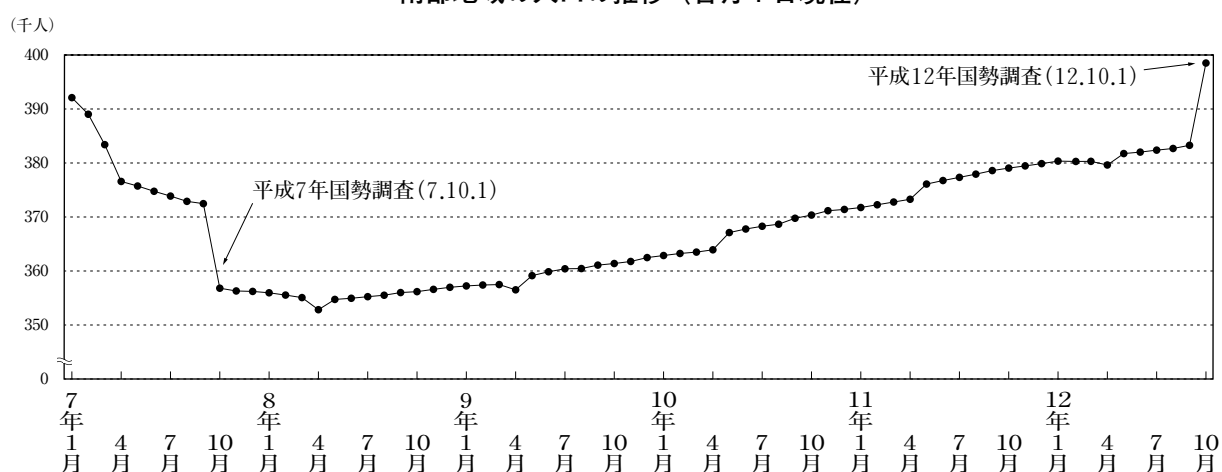
一方、登録人口でみると、平成7年1月1日の人口は420,687人であったが、平成8年5月1日の397,854人を最少に増加に転じ、平成12年10月1日には434,970人で、平成7年1月1日の登録人口に対する人口回復率は103.4%になっている。

本市では、学生が多い等の都市の性格もあり、震災前まで国勢調査人口が登録人口を上回っていたが、震災直後の平成7年の国勢調査では、登録人口401,441人に対し国勢調査人口390,389人と逆転した。これは、市内に住民登録等をおいたまま市外に避難した人が相当数あったためと考えられる。しかし、平成12年の国勢調査の結果を見ると、再び国勢調査人口が登録人口を上回っていることから、震災による市外流出の影響はある程度収まったものと思われる。

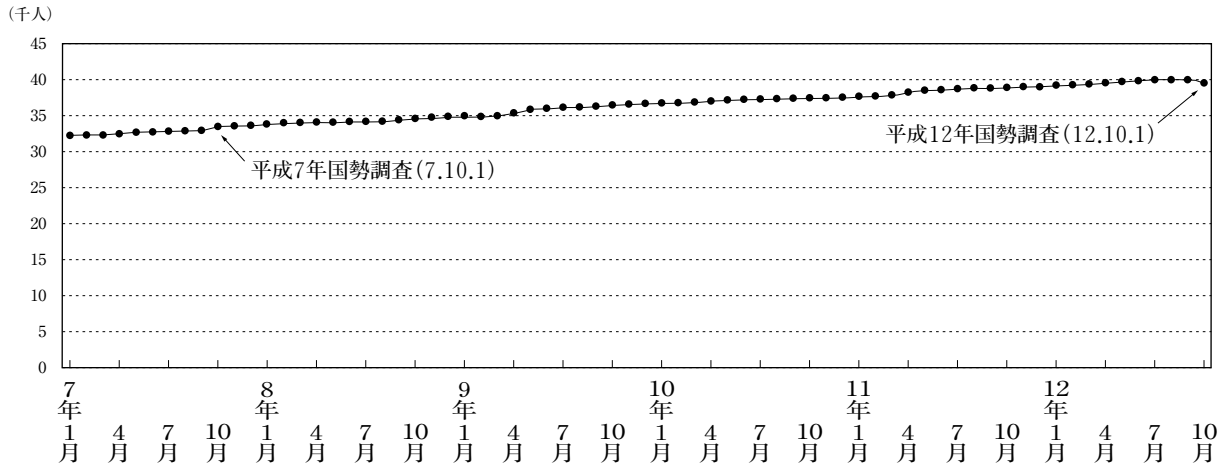
西宮市の人口の推移（各月1日現在）



南部地域の人口の推移（各月1日現在）



北部地域の人口の推移（各月1日現在）



2. 地域別人口

市南部と北部に分けて人口の動きをみると、南部では震災の影響により急激な人口減少が見られ、その後徐々に回復傾向が続いており、総人口の動きと一致している。

一方北部の塩瀬・山口両地区では、震災による被害が南部に比べ少なかったため、人口は震災前からの傾向と変わらず、微増傾向が続いている。

北部地域に関しては人口統計上震災の影響はみられない。

人口の推移			※ 国勢調査（単位 人）		
年	月	人口	南部	北部	登録人口
H 7	1	424,101	391,840	32,261	420,687
	2	421,061	388,730	32,331	417,647
	3	415,410	382,972	32,438	411,996
	4	408,792	376,236	32,556	405,378
	5	408,254	375,515	32,739	404,840
	6	407,387	374,568	32,819	403,973
	7	406,521	373,638	32,883	403,107
	8	405,635	372,712	32,923	402,221
	9	405,385	372,371	33,014	401,971
	10	※ 390,389	356,811	33,578	401,441
	11	389,917	356,321	33,596	400,969
	12	389,879	356,220	33,659	400,931
H 8	1	389,811	355,964	33,847	400,863
	2	389,493	355,556	33,937	400,545
	3	389,069	355,027	34,042	400,121
	4	386,802	352,745	34,057	397,854
	5	388,807	354,727	34,080	399,859
	6	389,081	354,934	34,147	400,133
	7	389,436	355,250	34,186	400,488
	8	389,772	355,530	34,242	400,824
	9	390,439	355,965	34,474	401,491
	10	390,792	356,157	34,635	401,844
	11	391,257	356,554	34,703	402,309
	12	391,700	356,873	34,827	402,752

年	月	人 口	南 部	北 部	登録人口
H 9	4	391,953	356,475	35,478	403,005
	10	397,618	361,169	36,449	408,670
H10	4	400,861	363,807	37,054	411,913
	10	407,687	370,213	37,474	418,739
H11	4	411,466	373,135	38,331	422,518
	10	417,751	378,794	38,957	428,803
H12	4	419,150	379,508	39,642	430,202
	10	※ 438,129	398,463	39,666	434,970

3. 自然動態

出生と死亡との差である自然増減数の推移は、震災死の影響により、平成7年1月と2月の2カ月間が連続して自然減となっているが、3月以降は平成6年と同数程度に戻っている。

なお、震災死亡数1,134名のうち、市内に住民票のある者は1,063名で、これに他都市で死亡した者12名を加えた1,075名が西宮市の人口動態統計上表れてくる震災による死亡数となる。

4. 社会動態

社会動態は、平成6年では市民の6.8%が転入、7.3%が転出で2,000人余りの社会減となっており一般的な傾向であった。

震災による人口の社会動態をみると、震災月の平成7年1月で早くも2,000人余りの転出超過、3月には6,000人を超える転出超過で、平成8年3月までの1年3カ月転出超過が継続した。

まず、転入数をみると平成7年1月から4月までの間は平成6年と比較し、大幅に転入数が減少している。4カ月のトータルをみると平成6年の同期間と比較し3千人近く少なくなっている。しかし平成7年5月には、ほぼ震災前の平成6年と同様の数字に戻り、その後若干平成6年を下回った数で推移しているが、10月以降は平成6年とほぼ同数となっている。

平成8年に入ってから、転入数のピークの時期的なずれはあるが概ね平成6年と同数となっており平成8年7月以降は平成6年の同月にくらべ転入数が上回っている。

また、転出数をみると平成7年の転出数は、平成6年を大幅に上回っており特に2月は平成6年同月と比較し5千人以上増加している。この転出数の増加傾向は7月頃まで続いており8月以降は平成6年とほぼ同数に戻っている。平成8年に入ってからこの状況は続き8月以降は平成6年を下回る状態となっている。

そして、転入と転出の差である社会増減数をみると、表に示すとおり平成7年11月には平成6年同月とほぼ同数に戻り、平成8年6月まで平成6年の同月とほとんど同じ推移を示している。平成8年7月以降は、社会増が続いており平成6年が社会減となっているのに対し社会動態上人口回復基調になっていると言える。

なお、震災後の転出者については、平成7年7月に関西学院大学社会学部高坂健次教授による調査がなされている。

この調査は、平成7年1月17日から4月30日までの間に住民登録ならびに外国人登録を西宮市から他市町村に移した人のうち、移動時点で18才以上の人16,500人から1,000人を無作為抽出して回答を得たものであり、有効回答は518票であった。

この調査によると

- 震災がもとで転出した人は全体の転出者の約8割で人数では約2万人強であったこと。
- 転出先は大阪府が最も多く43.1%、次いで兵庫県で30.4%で群を抜いていた。
- 将来西宮市に戻ること考えている人は30.9%、戻ること考えていない人が29.3%、分からないが33.2%であった。

月別人口動態の推移

(単位：人)

年	月	自然動態			社会動態			人口 増減数
		出生数	死亡数	増減数	転入数	転出数	増減数	
H 6	1	330	232	98	1,635	1,814	△ 179	△ 81
	2	296	240	56	1,593	2,025	△ 432	△ 376
	3	376	258	118	5,192	7,463	△ 2,271	△ 2,153
	4	365	235	130	4,676	2,923	1,753	1,883
	5	338	240	98	2,176	2,040	136	234
	6	92	182	210	2,103	1,893	210	420
	7	360	276	84	2,040	2,477	△ 437	△ 353
	8	379	228	151	2,340	2,469	△ 129	22
	9	338	210	128	1,796	2,026	△ 230	△ 102
	10	368	222	146	1,870	2,079	△ 209	△ 63
	11	348	235	113	1,749	1,892	△ 143	△ 30
	12	332	224	108	1,708	1,950	△ 242	△ 134
H 7	1	312	1,219	△ 907	1,110	3,243	△ 2,133	△ 3,040
	2	344	368	△ 24	1,547	7,174	△ 5,627	△ 5,651
	3	368	268	100	3,440	10,158	△ 6,718	△ 6,618
	4	292	241	51	4,050	4,639	△ 589	△ 538
	5	342	215	127	2,154	3,148	△ 994	△ 867
	6	281	232	49	1,761	2,676	△ 915	△ 866
	7	311	235	76	1,829	2,791	△ 962	△ 886
	8	341	208	133	2,149	2,532	△ 383	△ 250
	9	296	178	118	1,375	2,023	△ 648	△ 530
	10	254	220	34	1,873	2,379	△ 506	△ 472
	11	267	227	40	1,799	1,877	△ 78	△ 38
	12	286	222	64	1,885	2,017	△ 132	△ 68
H 8	1	320	253	67	1,576	1,961	△ 385	△ 318
	2	272	271	1	1,773	2,198	△ 425	△ 424
	3	284	201	83	4,286	6,636	△ 2,350	△ 2,267
	4	268	212	56	5,333	3,384	1,949	2,005
	5	330	210	120	2,223	2,069	154	274
	6	299	188	111	1,971	1,727	244	355
	7	359	173	186	2,613	2,463	150	336
	8	335	171	164	2,510	2,007	503	667
	9	313	196	117	1,983	1,747	236	353
	10	324	230	94	2,316	1,945	371	465
	11	289	245	44	1,966	1,567	399	443
	12	290	246	44	2,015	1,661	354	398
H 9	1	301	312	△ 11	2,103	1,940	163	152
	2	277	224	53	2,077	1,980	97	150
	3	271	209	62	5,755	6,264	△ 509	△ 447
	4	337	212	125	6,025	3,073	2,952	3,077
	5	308	225	83	2,518	1,872	646	729
	6	344	208	136	2,225	1,643	582	718
	7	337	206	131	2,263	2,365	△ 102	29
	8	338	193	145	2,537	1,869	668	813
	9	340	223	117	1,978	1,796	182	299
	10	371	220	151	2,433	2,021	412	563
	11	290	211	79	2,149	1,408	741	820

年	月	自然動態			社会動態			人口 増減数
		出生数	死亡数	増減数	転入数	転出数	増減数	
H 9	12	359	236	123	1,914	1,568	346	469
H10	1	423	260	163	1,986	1,710	276	439
	2	316	246	70	2,091	1,826	265	335
	3	366	244	122	6,365	5,870	495	617
	4	317	185	132	6,022	2,810	3,212	3,344
	5	347	198	149	2,349	1,748	601	750
	6	361	186	175	2,195	1,811	384	559
	7	393	198	195	2,487	2,345	142	337
	8	380	221	159	3,206	2,044	1,162	1,321
	9	359	179	180	2,177	1,842	335	515
	10	390	227	163	2,451	1,795	656	819
	11	356	240	116	1,945	1,728	217	333
	12	360	255	105	1,899	1,481	418	523
H11	1	381	324	57	2,014	1,485	529	586
	2	363	280	83	2,220	1,755	465	548
	3	392	272	120	6,367	5,517	850	970
	4	386	215	171	5,459	2,662	2,797	2,968
	5	364	212	152	2,380	1,756	624	776
	6	430	205	225	1,913	1,609	304	529
	7	385	233	152	2,682	2,001	681	833
	8	416	214	202	2,633	1,903	730	932
	9	407	222	185	1,947	1,885	62	247
	10	360	196	164	2,170	1,769	401	565
	11	372	224	148	2,037	1,736	301	449
	12	404	242	162	1,802	1,504	298	460
H12	1	424	277	147	1,698	1,694	4	151
	2	384	248	136	1,956	1,925	31	167
	3	403	254	149	5,104	5,646	△ 542	△ 393
	4	374	237	137	4,646	2,534	2,112	2,249
	5	421	266	155	2,232	1,798	434	589
	6	408	181	227	1,873	1,714	159	386
	7	415	233	182	2,254	2,148	106	288
	8	438	218	220	2,551	1,910	641	861
	9	380	216	164	1,909	1,678	231	395
	10	404	233	171	2,215	1,872	343	514

(注) ここでの人口とは、国勢調査における人口又は推計人口のことであり、以下単に人口という場合はこれらを指している。

推計人口とは、国勢調査における人口に毎月の住民基本台帳の登録数及び外国人登録数の増減を差し引きした数字で、これに対し、その時の住民基本台帳の登録数及び外国人登録数の合計は、登録人口あるいは台帳人口などという。

国勢調査はいわゆる住民登録等をその市町村にしているかどうかにかかわらず、そこに居住している者を調査するので、通例登録人口とは一致しない。

4章 災害対策体制

1. 災害対策本部の設置

本市は、1月17日午前7時5分に市長を本部長とする西宮市災害対策本部を設置するとともに、防災指令3号を発令、救命救急活動を最優先に、災害応急対策活動を開始した。

また、同日午前9時に西宮市災害対策本部会議（本部長：市長）を開催した。震災に関する情報は、すべてこの場に報告され、各部局のトップが災害に関する情報を共有することができた。今後の活動方針や具体的な活動方法についても本部長から指示が出された。

(1) 会議の開催

- ・ 1月17日～1月31日 毎日1～2回開催
- ・ 2月1日～3月17日 おおむね毎日2回開催
- ・ 3月18日～4月22日 おおむね毎日1回開催
- ・ 4月17日 防災指令1号に切替える
- ・ 4月22日～5月31日 日曜日を除く毎日開催
- ・ 6月1日～8月25日 毎週月曜日および金曜日開催

(2) 会議メンバー

- ・ 本部長 西宮市長
- ・ 副本部長 両助役 収入役 水道事業管理者
- ・ 本部長 企画局長 他18名

(3) 報告事項

- ・ 避難所の数
- ・ 避難者の推移
- ・ 家屋調査状況
- ・ 食糧配給状況
- ・ 救援物資の状況

「災害対策本部の設置」

西宮市災害対策本部が設置されたのは地震発生約1時間後の午前7時05分であった。災害対策本部はいち早く駆けつけた市内在住の防災対策課職員により6階職場から252会議室へファックス、衛星通信機器等必要な器材が運ばれ設置されるとともに、職員総動員体制である防災指令3号が発令される。

災害対策本部が設置され、各課から多くの職員が詰めるが、10台ある電話は鳴りっぱなしであり、電話の内容のほとんどは市民からの悲痛な救命救助の依頼であった。しかしこの段階では救援のための準備もできておらず、災害通報受付票に被害の状況を記入するのが精一杯であった。

そのうち、252会議室には参集を指示する張り紙を見た技術職員が集まりだし、2人1組で通報現場へ派遣し、救命救助活動と現状把握に努めるが、その被害は想像を絶するものであり、職員が数人で出かけて対応できるものではなかった。時間が経つにつれ、死傷者数、倒壊家屋数、避難者数は益々増加していき、「遺体安置所が一杯になった、次はどこに安置したらよいか。」との問い

幹線道路担当課長（当時防災対策課長）中壺 紘治
合わせには愕然とする。

9時を過ぎてからまず必要と思われる食糧と毛布等寝具類の手配を指示した。またこの頃、自衛隊派遣要請と消防広域応援要請を決定する。自衛隊については要請が遅れたが、すでに近傍派遣により出動しており、10時頃には市内に到着していたほか、近隣各市の消防も続々と到着した。

夕方には、各地から救援物資が到着し、待機職員やボランティアの応援を得て受け入れ、仕分けを行ってから各避難所に配送した。

また、災害対策本部には、新聞、テレビの取材が頻繁にあったが、各社とも同じ様な問い合わせが多く、対応にも大変手間取った。

平成7年には、大震災の反省と教訓を踏まえ、大規模な災害にも対応できる地域防災計画の策定と水防計画の見直しを行った。これらの計画が災害時に効果を発揮するためには、まずもって職員並びに市民の意識改革が必要である。市民においては、震災前に23%だった自主防災組織の組織率が75%を超えており、震災前に比べ

て防災意識が向上している。一方、平成10年の台風10号における水門締遅れやその後の水防活動を見ると、幹部級職員をはじめとする職員の防災意識はまだ十分とは言えない。震災後も名古屋をはじめ全国各地で水害が発生し、伊豆諸島で火山性地震が頻発、鳥取県西部地

震も発生した。相当の被害が出れば、西宮市として可能な救援活動に行くべきであろう。それが、救援していただいた事への恩返しでもあり、震災の実体験を再認識することになる。今後とも防災意識の向上に努力すべきである。

2. 震災復興計画の策定

地震から2週間後の2月1日、震災から迅速かつ着実に復興を図り、本市の都市基盤を整備することを目的として市長を本部長とする「西宮市震災復興本部」を設置した。

2月1日の同本部会議において、計画的、総合的に復興を進めていく必要性から、平成7年6月を目的に「震災復興計画」を策定することを決定した。

計画策定に当たっては、11人の学識経験者の専門的立場からの意見、指導を得るとともに、市民の復興に関する提言を募集し計画策定に反映させることとした。

5月10日市議会「兵庫県南部地震災害特別委員会」よりの提言も踏まえ、6月9日開催の本部会議で正式に決定した。その内容は、～「安全」「安心」そして「希望」に満ちた文教住宅都市をめざして～を理念とし基本目標を次のとおりとした。

- ・安心して暮らせる、心かようまちづくり
- ・災害に強い、安全なまちづくり
- ・活力を生む産業のまちづくり
- ・魅力あふれる環境、文化、地域社会づくり

なお、この計画は平成11年度からスタートした第3次総合計画に引き継がれている。

3. 組織の再編

膨大な復旧・復興事業を達成するため、機動的に対応できる動的組織を活用するなど、組織体制の整備を行った。

- 平成7.2.1
- ・阪神・淡路大震災から、迅速かつ着実に復興を図り、本市の都市基盤を整備するため、復興計画の策定及び同計画の推進など震災復興に係る統括的な機能を担う、「震災復興本部」を設置。
- 2.6
- ・倒壊家屋等の処理等を緊急に行うため、土木局に「倒壊家屋等対策室」及び「倒壊家屋等担当課長」を設置。
- 2.7
- ・被災者向けの応急仮設住宅の管理等の事務を緊急に実施するため、建設局に「仮設住宅対策室」及び「仮設住宅担当課長」を設置。
- 4.1
- ・平成7年4月1日から施行予定の組織改正（企画、総務、財政の3局を企画財政局、総務局の2局にするなどの事務分掌条例の改正）を1年延期する。
 - ・面整備を中心とした市街地の復興に取り組むため、都市開発局を「都市復興局」に改めるとともに、プロジェクトチームとしての「市街地復興室」を同局に吸収。あわせて、「北口北東区画整理事務所」及び「森具区画整理事務所」を設置。
 - ・JR西宮駅北地区の被災市街地の住環境整備事業を実施するため、同和対策局に「住環境整備部」及び「住環境整備課」を設置。
 - ・卸売市場の復旧等を所管する「卸売市場担当課長」を生活経済局に設置。
 - ・「食糧供給担当課長」を生活経済局に設置。
- 7.1
- ・復興事業に係る政策の基本方針の決定について、市長及び助役を補佐するとともに、その命を受け、震災復興事業に関する指導、助言及び調整の事務を担当する「技監」を設置。
- 7.10
- ・被災者台帳の整備及び災害援護関連の給付等を行う「災害援護管理室」及び「災害援護担当課長」を福祉局に設置。
 - ・震災復興事業の一環としての臨海部の有効活用など、臨海部整備の調整等を行う「臨海整備担当課長」を企画局に設置。

- 平成 7.10.1
 - ・復興事業に係る用地買収を促進するため、同和対策局に「住環境用地担当課長」、都市復興局に「復興用地担当課長」、土木局に「道路用地担当課長」を設置。
 - ・建築確認申請の増加に対応して、建設局に「建築審査担当課長」を設置。
 - ・「食糧供給担当課長」を廃止。
- 平成 8.1.1
 - ・行財政改善を推進するため、企画局に「行財政改善担当部長」及び「行財政改善担当課長」を設置。
 - ・復興事業に係る用地買収を促進するため、土木局に「道路用地担当部長」を設置。
 - 4.1
 - ・企画、財政、総務の3局を企画財政局と総務局に再編。
 - ・生活経済、市民、福祉、環境衛生の4局を市民局、福祉局、環境局（環境衛生局を改称）の3局に再編。
 - ・本庁舎の改修を担当する「庁舎改修担当課長」を総務局に設置。
 - ・住宅市街地総合整備事業等を所管する「市街地復興課」を都市復興局に設置。
 - ・「建築審査担当課長」を廃止。
 - 10.1
 - ・復興事業に係る補償を促進するため、都市復興局に「補償担当課長」を設置。
 - ・建設局に「特定優良賃貸住宅担当課長」を設置。
- 平成 9.4.1
 - ・北口南地区市街地再開発事業に係る関係機関との連絡調整等を所管する「北口南開発担当課長」を都市復興局に設置。
- 平成 10.4.1
 - ・阪神西宮駅前市街地再開発事業を担当する「阪神西宮駅前再開発事務所」を都市復興局に設置。
 - ・「庁舎改修担当課長」を廃止。
 - ・「卸売市場担当課長」を廃止。
 - ・「災害援護管理室」を廃止。
 - ・「倒壊家屋等対策室」及び「倒壊家屋等担当課長」を廃止。
 - 10.1
 - ・「北口南開発担当課長」を廃止。
 - 10.20
 - ・「技監」を廃止。
- 平成 11.4.1
 - ・用地・補償事務を所管する「復興用地担当部長」を都市復興局に設置。
 - ・「行財政改善推進室」を廃止。
 - ・「臨海整備担当課長」を廃止。
 - ・「市街地復興課」を廃止。
- 平成 12.4.1
 - ・「仮設住宅対策室」及び「仮設住宅担当課長」を廃止。
 - ・「阪神西宮駅前再開発事務所」を「都市再開発課」に吸収。
 - ・「住環境整備部」及び「住環境用地担当課長」を廃止。
 - ・「道路用地担当部長」を廃止。

4. プロジェクト・チームの設置

被災者に対する救援・救護等の緊急を要する課題を迅速かつ円滑に処理するとともに、事務事業の進捗に伴い生じる多様なニーズに即応するため、プロジェクト・チームの活用を図ってきた。震災後のプロジェクト・チームの設置状況は次表のとおりである。

震災関係のプロジェクト・チーム

名 称	設置期間	設 置 目 的	人 数
市街地復興室	H 7. 2. 6～ 3.31	復興（市街地の面整備）事業に係る計画策定、用地取得等の円滑な執行	27人
災害援護資金貸付等対策室	H 7. 3. 1～ 5.31	福祉局における災害援護資金の貸付及び災害弔慰金の支給事務の円滑な実施	14人
第二次義援金等交付対策室	H 7. 4.24～ 6.30	兵庫県南部地震災害義援金募集委員会が平成7年5月17日から第二次配分を開始することに伴い、福祉局において処理する第二次義援金等の交付事務の円滑な実施	9人

名 称	設置期間	設 置 目 的	人 数
宅地防災等対策プロジェクト・チーム	H 7. 5. 1～ H 8. 3.31	阪神・淡路大震災による二次的な土砂災害等に対する警戒避難態勢の円滑な整備	21人
災害援護管理室	H 7. 5.15～ 7. 9	家屋被害状況調査、義援金交付及び援護資金貸付等について、関係する各部局及び機関等との総合的な調整及び事務の円滑な実施	40人
住宅助成義援金交付等対策室	H 7. 7.10～	兵庫県南部地震災害義援金募集委員会の交付方針に基づき、福祉局において処理する住宅助成義援金の交付等の事務処理の円滑な実施	20人
	H 7.10. 2～ 11.30 (変更設置)	(追加) 災害援護資金の貸付に関すること	21人
家屋調査実施プロジェクト・チーム	H 7.10. 2～ H 8. 2.29	阪神・淡路大震災からの復興に伴い、予測される平成7年度以降の新・増築家屋の大幅な増加に対し、家屋調査及び評価事務を円滑に実施する	29人
庁舎改修担当室	H 8. 4. 1～ H 9.10.31	阪神・淡路大震災により被害を受けた市庁舎の全面改修及び工事に伴う移転等の円滑な推進	20人
生活支援義援金交付対策室	H 8. 9. 2～ 10.25	兵庫県南部地震災害義援金募集委員会の交付方針に基づき、福祉局において処理する義援金「生活支援金」の交付等の事務処理の円滑な実施	31人
家屋調査実施プロジェクト・チーム	H 8.10. 1～ H 9. 3.31	阪神・淡路大震災からの復興に伴い、予測される平成8年度以降の新・増築家屋の大幅な増加に対し、家屋調査及び評価事務を円滑に実施する	39人
生活再建支援金支給対策室	H 9. 4.21～ 6.20	(財) 阪神・淡路大震災復興基金の支給方針に基づき、福祉局において処理する「生活再建支援金」の支給等の事務処理の円滑な実施	22人
被災中高年恒久住宅自立支援金支給対策室	H 9.11.25～ 12.25	(財) 阪神・淡路大震災復興基金の支給方針に基づき、福祉局において処理する「被災中高年恒久住宅自立支援金」の支給等の事務処理の円滑な実施	12人
被災者自立支援金支給対策室	H10. 7. 8～ 8.31	(財) 阪神・淡路大震災復興基金から支給される「被災者自立支援金」の支給事務の円滑な実施	16人

5. 派遣職員の受入れ

震災復旧・復興事業を的確かつ迅速に推進するため、地方自治法に基づき国・県を通じ全国の自治体に技術系職員の派遣を要請した。この結果、平成7～9年度で延べ57団体から80人の派遣があり震災復旧・復興事業に従事した。職種別の内訳は、土木職31人、建築職49人であった。

派遣職員の従事した業務は、道路、橋梁災害復旧、建築確認審査業務、災害公営住宅建設業務、土地区画整理事業、市街地再開発事業等であった。

震災復旧・復興にかかる他府県からの派遣職員一覧

年 度	区 分	団 体 名	団体数	員 数
平成7年度	府 県	大阪府3 京都府1 奈良県6 滋賀県1 和歌山県2 三重県1 徳島県1 香川県1	8府県	延16人
	政令市	京都市2	1市	2人
	市	(兵庫県) 姫路市1 (大阪府) 八尾市2 高槻市1 枚方市1 (奈良県) 奈良市1 橿原市1 生駒市1 (滋賀県) 大津市1 草津市1 彦根市1 (高知県) 高知市1 (新潟県) 新潟市1 (宮崎県) 宮崎市1	13市	14人
	計		22団体	32人 (22ポスト)
平成8年度	府 県	大阪府1 京都府1 奈良県4 滋賀県2 和歌山県1 三重県1 静岡県1	7府県	11人
	政令市	京都市2 福岡市1 名古屋市2	3市	5人
	市	(大阪府) 東大阪市1 枚方市1 (奈良県) 生駒市1 橿原市1 (滋賀県) 大津市1 彦根市1 草津市1 (岡山県) 岡山市1 倉敷市1 (香川県) 丸亀市1 坂出市1 (愛媛県) 松山市1 (新潟県) 新潟市1 (愛知県) 豊田市2 (神奈川県) 横須賀市1 小田原市2 (埼玉県) 浦和市2	17市	20人
	計		27団体	36人 (26ポスト)
平成9年度	府 県	奈良県2 埼玉県1 静岡県1	3県	4人
	政令市	京都市4 大阪市1 広島市1 福岡市1	4市	7人
	市	(岡山県) 倉敷市1	1市	1人
	計		8団体	12人 (10ポスト)
総 計			57団体	80人 (58ポスト)

「震災復興事業に携わって」

静岡県都市住宅部都市整備総室

しずおか緑・花・祭推進室 望月 康史

私が西宮市に派遣されたのは、平成9年の4月からの1年間であり、震災から2年と少し経過した時期でした。

配属された森具区画整理事務所は、おりしも、その2ヶ月半前の1月17日に工事の起工式が行われたところであり、いよいよ復興に向けての事業が本格的に始動する時期に当たっていました。地区内は、倒壊した家屋等は撤去が済んでおり、更地が非常に多い地区だという印象を受けました。逆に言えば、それだけ、被害がひどかったということであり、震災直後の写真を見せていただくと、その一端を窺い知ることができました。

森具区画整理事務所では、私と京都市からの方のあわせて2名の派遣職員が事業の推進に協力するというこ

になっておりました。職務内容は、工事の施工管理が主な仕事でしたが、工事中も近くに住んでおられる住民の方々がおり、その間をぬって工事を進めるのは非常に困難を極め、現場管理がいたらなかったり、工事の説明が不十分であったりして、権利者の方々からお叱りを受けることも多々ありました。

このようにして、しばらく経つ内に、感じるようになったことがありました。

震災直後は確かに応援が必要だったと思われませんが、事業が軌道に乗った状況で、派遣された私が充分役に立っているのかということでした。京都市からの方は別にして、私自身、それほど現場の経験がある訳ではなく、

既に、森具事務所には、技術系、事務系どちらにも優秀な職員がおり、逆に、こちらが勉強させていただいたという感じがしてなりません。

さて、森具地区では、震災からの復興のために土地区画整理事業を選択しました。細い街路が入り組んでいたような森具地区の場合、以前のまちを、そのまま復旧するのではなく、災害に強い安全で快適なまちへ生まれ変わらせるためには、土地区画整理事業が必要だと思われませんが、区画整理事業は、多くの権利者の方々の協力が得られなければ進められない事業です。

幸いにも、森具地区では、まちづくり協議会の方々をはじめとする住民の方々の協力が得られ、5年でここまで復興が進んできたと思います。また、仮住居にお住まいの方々に、一日でも早く帰ってきていただくためにも、事業の進捗に努力しなくてはならないという意気込みを、事務所の職員が持っていたことにも感銘を受けました。やはり、まちづくりは行政側と住民側の熱意が進めるものだという感じがしてなりません。

さて、話は変わりますが、現在、静岡に帰ってきてから、公園に関係する仕事に携わっております。森具事務所でも、森具公園の設計に、若干携わる機会がありました。特に緊急時における、住居近くの公園の果す役割が見直され、森具公園でも緊急貯水槽等の防災設備が設置されています。また、公園は人と人の交流の場であり、住民の皆様方で大事にしていなければならないと思います。な

お、今回の公園整備を機に、住民の方々による森具公園管理運営委員会が結成され、活動を開始したように聞き及びました。全国的にも、住民参加型の公園管理が課題とされている現在、今後、どのように活動していくのか楽しみにしております。

最後に、この場をお借りして、森具区画整理事務所の所長様をはじめとする職員の皆様方、他の西宮市の職員の皆様方、事業にご協力いただいた住民の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

近い将来東海地震の発生が予想されている静岡県として、今回の阪神・淡路大震災から多くの教訓を学ぶことができました。

それとともに、私個人としても、大変貴重な経験をさせていただきました。

本当にありがとうございました。

※おわりに

西宮市から静岡に戻った後、平成11年3月と平成12年5月に森具地区を訪れる機会がありました。自分のいた頃とは、全然変わってしまい、道路もできて、家も建ち並び、以前の記憶と全く結びつかないところが多くなってしまいました。しかし、表向き、まちはきれいに生まれ変わっても、それを育てていくのは、あくまでも住民の方々だと思います。皆様方自身のまちを、これから大事に育てていかれることを、震災復興に携わった一人としてお祈りしています。

6. 慰霊祭・追悼式

- (1) 兵庫県南部地震西宮市犠牲者合同慰霊祭
平成7年2月26日(日) 午後1時～午後3時
兵庫県立総合体育館
遺族、来賓、市民約3,450人参列
- (2) 阪神・淡路大震災一周年西宮市犠牲者追悼式
平成8年1月17日(水) 午後2時～午後4時
市立西宮東高等学校体育館
遺族、来賓、市民約1,300人参列
- (3) 阪神・淡路大震災二周年西宮市犠牲者追悼式
平成9年1月17日(金) 午前10時30分～正午
市民会館アミティホール
遺族、来賓、市民約1,000人参列
- (4) 阪神・淡路大震災西宮市犠牲者追悼之碑除幕並びに追悼式
平成10年1月17日(土) 午前10時30分～正午
西宮震災記念碑公園
遺族、来賓、市民約1,800人参列
- (5) 阪神・淡路大震災西宮市犠牲者追悼の記帳所設置・献花
平成11年1月17日(日) 午前9時～午後5時
西宮震災記念碑公園
遺族、来賓、市民約2,200人参列

(6) 阪神・淡路大震災五周年西宮市犠牲者追悼式並びに記帳所設置・献花

①追悼式

平成12年1月17日(月) 午前10時30分～正午
市民会館アミティホール
遺族、来賓、市民約1,200人参列

②記帳所・献花

平成12年1月17日(月) 午前5時46分～午後5時
西宮震災記念碑公園
遺族、来賓、市民約1,800人参列

7. 庁舎の復旧

震災により市庁舎も大きな被害を受けた。

本庁舎は全体が大きく被災し、特に6階から8階の壁、柱の損傷が激しく、6階以上の階は立入が不能となった。

また、冷暖房設備やエレベーターも稼動不能となり、高架水槽、給排水管の破損等の被害が生じた。

このため、平成6年度中に緊急復旧工事や7階部分他の補強工事を行うとともに、6～8階の部局は本庁舎周辺の市施設等や借上民間ビル等11カ所の仮事務所へ移転した。

平成7年度に入り、本庁舎周辺に仮設庁舎を3棟建設し、周辺の市施設等と合わせ9カ所を6～8階の部局の仮設庁舎とした。

災害復旧調査診断で、補修補強により、本庁舎の復旧が可能であることが確認できたので、全面改修を実施することとし、平成8、9年度で改修工事を実施した。改修工事に当たっては、全職員が仮庁舎に移転する必要があることから、平成8年度に庁舎周辺に新たに9カ所の仮設庁舎を確保し、仮設庁舎は最大で18カ所に及び業務の分散を余儀なくされた。

庁舎改修工事は平成9年7月に完了し、仮設庁舎等からの移転が完了したのは、同年12月であった。また、新たに本庁に電算機棟を建設するとともに南館、東館での庁舎の体制が確立した。

本庁舎以外でも、教育会館ビル・塩瀬センター・消防庁舎等各所で被災が生じたが、これらの復旧はおおむね平成7年度中に完了した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	一般財源
H 6	394,442		282,600	111,842
7	324,677		283,500	41,177
8	7,227,380		7,000,000	227,380
9	559,021		0	559,021
計	8,505,520		7,566,100	939,420

5章 市議会の活動

震災後、直ちに特別委員会が設置されたのをはじめ、本会議（臨時会・定例会）を通じて、救援・復旧・復興に対しての取り組みが行われてきた。さらに議会開会中・閉会中を問わず、特別委員会が開催される等、あらゆる機会を通じて議会一丸となって、種々の活動が行われてきた。その内容の主なものは次のとおりである。

1. 本会議（臨時会・定例会）の開催

平成7.2.15	第21回臨時会	平成9.12.3	～ 12.22	第13回定例会	
3.13	～ 3.24	第22回定例会	平成10.2.27	～ 3.26	第14回定例会
6.11	市議会議員選挙*	6.8	～ 6.24	第15回定例会	
6.20	～ 7.4	第1回定例会	9.7	～ 9.25	第16回定例会
9.8	～ 9.26	第2回定例会	12.3	～ 12.22	第17回定例会
11.13	第3回臨時会	平成11.2.22	～ 3.18	第18回定例会	
12.1	～ 12.21	第4回定例会	4.25	市議会議員選挙	
平成8.1.26	第5回臨時会	6.21	～ 7.8	第1回定例会	
2.23	～ 3.22	第6回定例会	9.6	～ 9.22	第2回定例会
6.17	～ 7.4	第7回定例会	12.1	～ 12.20	第3回定例会
9.4	～ 9.20	第8回定例会	平成12.2.28	～ 3.27	第4回定例会
12.4	～ 12.24	第9回定例会	6.19	～ 7.7	第5回定例会
平成9.2.24	～ 3.24	第10回定例会	9.4	～ 9.21	第6回定例会
6.16	～ 7.3	第11回定例会	12.4	～ 12.26	第7回定例会
9.8	～ 9.26	第12回定例会	平成13.2.23	～ 3.23	第8回定例会

*震災に伴う臨時特例により、議員任期が4月30日から6月10日に延期された。

2. 特別委員会の開催

平成7.1.23	兵庫県南部地震対策特別委員会（任意の特別委員会）設置。委員10人。
2.3	市当局より報告（被災状況と対策、震災復興本部の設置と組織改正、災害市街地復興基本方針）をし、質疑、要望を受けた。
2.8	意見書案（兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する意見書案）がとりまとめられた。
2.10	市当局より報告（被害状況、死亡者数の修正、家屋の被害状況調査、中小企業等への融資制度、災害弔慰金等の支給および援護資金等の貸付、被災者証明書、倒壊家屋申込及び処理状況、応急仮設住宅第一次抽選、都市ガスの復旧状況、水道応急復旧状況、平成6年度2月補正予算概要）をし、質疑、要望を受けた。
2.15	兵庫県南部地震災害対策特別委員会と改称され、地方自治法上の特別委員会として設置。委員10人。
2.17	市当局より報告（被害状況、森具震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東地区第二種市街地再開発事業概要、住宅等の危険度判定調査結果、貸し付け・給付等の状況、消防局の活動状況、仮設庁舎等）をし、質疑、要望を受けた。
2.28	市当局より報告（被害状況、二次避難所の開設要領被災者証明書発行・給付等の状況、仮設住宅等入居割当の状況、倒壊家屋申込及び処理状況、被災市街地復興推進地域、西宮浜埋立地仮設道路、学校の被害状況等）をし、質疑、要望を受けた。
3.7	市当局より報告（被害状況、西宮市震災復興計画の策定、総合住環境整備事業、災害援護資金の貸付等の状況、住宅の応急修理、学校における仮設住宅建設、西宮・甲子園競輪の再開、森具震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東震災復興土地区

- 画整理事業概要、西宮北口駅北東地区第二種市街地再開発事業概要、火災状況、各自治体からの職員派遣状況等)をし、質疑、要望を受けた。
- 平成7.3.13 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 3.28 市当局より報告(被害状況、地震災害特別緊急融資概要、災害援護関係給付・貸付等の状況、震災復興事業、住宅応急修理の状況、市職員の被災状況、個人による家屋解体搬送費用の公費支払い手続き等)をし、質疑、要望を受けた。
- 4.4 本市における兵庫県南部地震災害の実態調査並びに復興対策(県知事への要望)。
- 4.21 市当局より報告(震災対策等の概要、避難者実態調査の結果、第3次応急仮設住宅、総合設計制度、復興市街地整備事業、改良住宅の空家入居者募集、西宮市水道復興計画検討委員会の設置、避難所外給食、仮設庁舎等)をし、質疑、要望を受けた。
- 5.10 市当局より報告(市民の生活環境を守る条例等の改正、鳴尾地区船溜り埋立計画の概要、復興市街地整備事業、市庁舎等の被災調査所見の速報等)をし、質疑、要望を受けた。
- 特別委員会です市への災害復興に向けた提言がとりまとめられ、市長に提出。
- 5.16 市当局より西宮市震災復興計画案について説明をし、質疑、要望を受けた。
- 7.4 震災復興対策特別委員会と改称され、法上の特別委員会として設置。委員10人。
- 7.20 市当局より報告(震災対策等の概要、西宮市住宅復興3カ年計画案、西宮市水道耐震化指針)をし、質疑、要望を受けた。
- 8.25 市当局より報告(西宮市住宅復興3カ年計画に係る実施要綱等、住宅助成義援金の受付状況、避難所の状況)をし、質疑、要望を受けた。
- 10.31 市当局より報告(震災に係る各種施策と事業の進捗状況、災害援護資金貸付金の再受付の状況、震災復興に係る面的整備事業)をし、質疑、要望を受けた。
- 平成8.2.1 市当局より報告(西宮市地域防災計画震災対策編の中間報告、義援金等の状況、震災復興事業の経過)をし、質疑、要望を受けた。
- 2.8
～2.9 立川市(防災対策、国立病院東京災害医療センター)、神奈川県(総合防災センター)視察。
- 2.14 市当局より報告(西宮市地域防災計画)をし、質疑、要望を受けた。
- 3.5 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6.5 市当局より報告(義援金等の状況、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の入居状況、西宮市地域防災計画地震災害対策編の案)をし、質疑、要望を受けた。
- 8.1 市内の復旧・復興状況現地調査(森具地区、西宮浜マリナパークシティ、甲子園浜埋立地の瓦礫、津門中央公園、JR西宮駅北地区、阪急西宮北口駅北東地区、西宮市立西宮高校、満池谷墓地)。
- 10.18 市当局より報告(JR西宮駅北地区住環境整備事業の計画変更、義援金の状況、復興基金の住宅対策事業の拡充と追加、被災宅地二次災害防止対策事業補助の改正、阪神西宮駅南地区復興街づくり)をし、質疑、要望を受けた。
- 11.19 兵庫県(県災害対応総合情報ネットワークシステム)視察。
- 平成9.1.30
～1.31 東京都(地震災害対策、防災センター)、静岡市(地震災害対策、コミュニティ防災センター)視察。
- 2.19 市当局より報告(JR西宮駅北地区住環境整備事業の進捗状況、義援金等の交付状況、震災復興関連事業の進捗状況、震災復旧事業の進捗状況)をし、質疑、要望を受けた。
- 3.5 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6.18 特別委員の交代。委員9人。
- 7.30 市当局より報告(義援金等の交付状況、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況)をし、質疑、要望を受けた。
- 11.27 市内の復興状況現地調査(兵庫県地すべり資料館、阪急西宮北口駅北東再開発事業、仮設店舗ポンテリカ)

- 平成10.2.12
 ~ 2.13 新潟県（地すべり資料館）、糸魚川市（地域防災計画、フォッサマグナミュージアム）視察。
- 3.10 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6.4 市当局より報告（震災被災者への生活再建支援措置の拡充、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況）をし、質疑、要望を受けた。
- 6.23 市当局より報告（震災被災者への生活再建支援措置の拡充、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況、西宮市地域防災計画職員行動マニュアル）をし、質疑、要望を受けた。
 意見書案（被災者への公的支援拡充に関する意見書案）について意見交換が行われた。
- 6.24 意見書案（被災者への公的支援拡充に関する意見書案）について意見交換が行われた。
- 8.18
- ~ 8.19 つくば市〔通産省地質調査所（地質標本館、地震地質・活断層の研究）、科技庁防災科学技術研究所（防災科学研究所、自然災害と防災の研究）〕視察。
- 11.20 市当局より報告（被災者自立支援金の状況、仮設住宅の解消計画）をし、質疑、要望を受けた。災害時における議会対応について意見交換が行われた。
- 平成11.3.3 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 9.22 震災復興・防災対策特別委員会と改称され、法上の特別委員会として設置。委員12人。
- 11.19 市当局より報告（6月及び9月の豪雨災害、応急仮設住宅の解体撤去及び原状復旧状況）をし、質疑、要望を受けた。特別委員会の今後の取り組みについて協議が行われた。
- 11.24 市当局より報告（応急仮設住宅の解体撤去及び原状復旧状況）をし、質疑、要望を受けた。特別委員会の今後の取り組みについて協議が行われた。
- 平成12.1.27
 ~ 1.28 国分寺市（市民防災まちづくり学校）、東京都（東京消防庁向島消防署の発災対応型防災訓練）、東京都練馬区（学校防災緑化整備事業）視察。
- 3.7 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 12.1 市当局より報告（地質・活断層図）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成13.2.1
 ~ 2.2 東京都杉並区（震災サバイバルキャンペーン'99 - 1,000人の仮設市街地づくり）、焼津市（市内全自主防災組織に救助隊を結成）視察。
- 3.6 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 4.13 市当局より報告（阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括(案)）をし、質疑、要望を受けた。

3. 国・県への要望等

震災関連で国、県へ要望活動等が行われた。

要 望 内 容	要望年月日	要 望 先
兵庫県南部地震の災害復旧復興事業に関する要望	H7.4.4 県へ赴く	兵庫県知事
兵庫県南部地震の災害復旧復興事業対策に関する要望	4.7 国へ赴く	衆議院議長 地震対策担当大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災復興推進大会(被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画)への参加	7.27 東京	関係機関に要望書送付
阪神・淡路大震災の復興に関する要望	9.13 来西	国土庁長官
阪神・淡路大震災に伴う復旧復興対策にかかる要望	H8.2.18 来西	内閣総理大臣
阪神・淡路大震災に伴う復旧復興対策にかかる要望	2.20 国へ赴く	内閣総理大臣 衆議院議長 大蔵大臣外関係大臣
阪神市議会議長会による国への陳情	3.18 国へ赴く	衆議院議長 大蔵大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災復興推進大会(被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画)への参加	7.31 東京	関係機関に要望書送付
阪神・淡路大震災復興推進大会(被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画)への参加	12.5 東京	関係機関に要望
阪神・淡路大震災復興推進大会(被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画)への参加	H9.7.24 東京	関係機関に要望
阪神・淡路大震災復旧復興事業の推進にかかる財政支援等についての要望	11.28 国へ赴く	建設大臣外関係省庁

4. 意見書・決議の提出

震災関連で内閣総理大臣などに提出された意見書及び決議は次のとおりである。

意 見 書	提出年月日	提 出 先
兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する意見書	H 7 . 2 . 15	内閣総理大臣外関係大臣
兵庫県南部地震の被災者対策を求める意見書	3 . 24	内閣総理大臣外関係大臣
マンション等被災住宅の再建促進をはかるための意見書	3 . 24	内閣総理大臣外関係大臣
港湾・海岸整備に対する意見書	9 . 26	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備に関する意見書	12 . 21	内閣総理大臣外関係大臣

意見書	提出年月日	提出先
地震災害に対する保険・共済制度の創設を求める意見書	H 8. 3. 22	内閣総理大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災の被災者への個人補償と震災復興財源の確保を求める意見書	3. 22	内閣総理大臣外関係大臣
第9次治水事業5箇年計画の投資規模の拡大と治水事業の強力な推進に関する意見書	7. 4	内閣総理大臣外関係大臣
第11次道路整備5箇年計画の完全達成に関する意見書	9. 20	内閣総理大臣外関係大臣
被災地における教員定数・学級定員の特例措置を求める意見書	9. 20	内閣総理大臣 文部大臣
阪神・淡路大震災の被災者に個人補償を求める意見書	12. 24	内閣総理大臣外関係大臣
激甚災害における被災者への公的助成の実現を求める意見書	H 9. 3. 24	内閣総理大臣外関係大臣
「災害被災者等支援法案」の早期審議と成立を求める決議	6. 16	
第4次急傾斜地崩壊対策事業5箇年計画の投資規模の拡大と急傾斜地崩壊対策事業の強力な推進に関する意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害救助法の抜本的改正を求める意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害援護資金貸付けの利率を軽減するよう求める意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件の改善を求める意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
教員定数・学級定員にかかわる意見書	9. 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害被災者等支援法案の早期成立を求める決議	9. 26	
教育条件の改善を求める意見書	H10. 9. 25	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件の整備を求める意見書	9. 25	内閣総理大臣外関係大臣
失業・雇用について緊急な対応を求める意見書	9. 25	内閣総理大臣外関係大臣
道路整備の促進と事業費の確保に関する意見書	12. 22	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備にかかわる意見書	H11. 9. 22	内閣総理大臣外関係大臣
「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書	H12. 9. 21	衆参両院議長、内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備を求める意見書	9. 21	内閣総理大臣外関係大臣

5. 講演会の開催

平成10. 10. 27 議会防災講演会（西宮市役所東館8階大ホール）

テーマ 六甲山地とその周辺の活断層－大地震との関連－

講師 岡田篤正（京都大学大学院理学研究科教授、理学博士）

受講者 市議会議員39人、市職員88人

※講演記録誌が作成され、関係者に配付された。

6章 災害応急対策

1節 消火活動

消防局は、市街地全域に及ぶ倒壊現場からの救助要請と同時多発火災に対処するため消火隊と救助隊の部隊統制を実施し、全消防署に「火災の鎮圧と人命救助を最優先し最善の行動をとるよう」指令した。火災発生区域は木造家屋が多く延焼拡大が懸念されるため、「1火災現場1ポンプ」を基本戦術に各署の活動を統制し、管轄を外した部隊編成を実施した。また、同時災害に対処するため火災出動は、緊急通報と望楼で確認した火災状況を総合検討し出動体制を判断した。非常招集職員には参集者が1個分隊に達する毎に、広報車、軽自動車等あらゆる車両を利用し出動させ、また、住民が実施した消火器やバケツリレーによる初期消火により、幸いにして大規模な延焼拡大を回避することができた。

震災から3日間の火災は41件で、住民が初期消火を実施した28件の火災のうち4件は消防隊の手を経ず消火に成功している。一方、消防隊は消火栓が断水したため、防火水槽、井戸、プール、受水槽、池をはじめ、水量の少ない河川、溝川から土嚢、ビニールシート、瓦礫等を利用し取水した。これは平成6年9月に、「異常渇水に伴う特別消防体制」を全署と消防団に通知、徹底したことが功を奏したものである。

1. 職員の参集状況

発災時、当務の勤務職員は90人であったが、他の職員は地震発生と同時に消防署に自発的に参集し、1時間以内で40人、2時間以内で延90人、3時間以内で延160人が参集し、当務員と合わせ78%の職員を確保した。

職員参集状況			消防吏員337人（研修、病気療養中16人）		
時間経過	参集人員	確保職員数	時間経過	参集人員	確保職員数
震災直後		90人	4時間以内	23人	273人
1時間以内	40人	130人	5時間以内	18人	291人
2時間以内	50人	180人	6時間以内	7人	298人
3時間以内	70人	250人	6時間以後	23人	321人

2. 緊急通報受信状況

119番通報を受信する消防局管制室も激震により各機器が転倒、停電状態となったが、幸い119番受信及び消防無線は正常に機能した。発災直後から市内31回線のうち衛星回線を除く29回線から119番通報が殺到し、その内容は家屋倒壊による救助要請とガス漏れ通報がほとんどであった。

1月17日の119番受信状況は4,420件、各消防署への駆けつけ及び加入電話による通報が529件に達した。

3. 消防団の活動

本市の消防団は1本部33分団731人（平成7年1月1日現在）から構成され、全市を網羅しポンプ車や資機材を備えていた。震災から3日間の火災41件のうち、広田町の火災は18棟1,422㎡を全焼し、震災活動で一番大きな火災となった。この火災は近くに居住する団員が消防車で駆けつけたが、同時多発の災害により当初、応援部隊もなく1台での活動となった。付近マンションの防火水槽から取水し懸命の消火作業をしていたが、火勢は衰えず水槽の水が底をついたため、土嚢、瓦礫、植木鉢等を川に投げ入れ取水し、長時間の消火活動により大規模な延焼拡大を回避した。また、高木西町で9棟572㎡が、門戸岡田町で1棟110㎡が全半焼する火災が発生したが、これも管轄分団が駆けつけ農業用水、四十谷川から瓦礫等により取水し延焼拡大を阻止した。

1月17日から19日までの消火活動に延104台、647人が出動した。

「火災から町を救った住民と消防団」

消防部長（当時消防課長）岸本 正

「各隊に告ぐ。火災の鎮圧および人命救助を最優先し最善の行動を取れ！」と全体に向けて発したのが、この先数十時間にわたり無線統制についての管制室員の第一声である。

市街地全域に及ぶ倒壊家屋からの救出要請と同時多発火災の双方に対応するため、各署の活動を本部の直轄指揮下に置き、管轄を外した部隊編成を実施した。特に火災は延焼拡大が危惧されたため、全ての火災現場に消防隊を投入する総火がかり制（1現場1ポンプ）を基本戦術とした。非常召集者が参集し、1分隊に達する毎に軽四輪車等あらゆる車両に可搬式ポンプやホースを積載させ現場に投入した。

しかし、続発火災のため、消防隊は転戦に次ぐ転戦を重ねた。そのため完全鎮火まで現場に留めることは出来ず、延長したホースを放置し、火勢鎮圧の状態での火災現場に出動させざるを得なかった。また救出要請のため放水を中断する現場も見られた。

火災の発生件数は地震直後22件、3日間で41件、119番通報が17日だけで4千件を超えた現実は我々の消防力を遥かに上回る災害であり衝撃を受けたが、風が弱く延焼速度が遅かった、市場や危険物施設での発生が無かった、早朝のため強力な消防団員の参集が迅速に得られた等好条件があったことを忘れてはならない。

今回の出火原因は電気ストーブや熱帯魚用水槽のヒーター等通電再開に伴う電気火災が多発した。関東大震災では薬品やかまど、十勝沖地震では石油ストーブが主因

である。まさに時代の特徴は出火原因に表れている。地震時の心得に「電気ブレーカーを切れ」を追加し徹底を図っているところである。

また、市街地火災は最初の3時間が勝負と言われている。現場へ急行中の消防団員が市民に救助活動を求められ消火に回れなかったケースが相次いだ。積載していた救助資材を貸与し理解を得た現場もあった。自主防災組織に配備した資器材の装備並びに取り扱い訓練を益々充実させたい。

今回の震災を機に、市内事業所の協力を頂き消防局、消防団に続く第三の消防隊「西宮市消防協力隊」が誕生した。各事業所の保有する資器材を活用して周辺の地域に出動し、消火、救出、救助活動を行うもので昼間は若、壮年男性が少ない地域防災活動に大きな期待が寄せられる。

この度の消防活動を振り返る時、市民と消防団の協力があったこそ凌げたと感謝します。市民の防災意識の高さが、各現場でリーダーを出現させ行動に表れました。

また、自ら被災者でありながらも死の恐怖をかいくぐって消火、救出活動を長期間行った消防職員、団員の崇高な郷土愛、人間愛、使命感を生涯誇りに思います。

今後とも、今回の震災を教訓にして更なる防災体制の確立に努め、災害に強い住み良い西宮の実現のために頑張ってください。

それが尊い犠牲者に応える我々消防の使命である。

2 節 救助・救急活動

1. 救助活動

消防局は同時多発の倒壊現場から要救助者を生存救出するには、発災から72時間（3日間）が限界であると強い危機感を持ち、不眠不休の救助体制を敷いた。部隊編制は救助工作車、ポンプ車、広報車、救急車を中心に「1現場1台」を基本戦術とした。出動隊は団員、警察官、自衛隊と協力しながら、付近住民の協力を得て昼夜に及ぶ現場活動で転戦を重ねた。チェーンソー等の資器材は長時間の使用により故障、燃料切れとなり、活動は斧、バール、鋸等の人力による手作業で難航した。また、瓦礫の山と化した耐火建築物の救助現場は、人員の大量投入と重機が必要であり、警察、自衛隊、市災害対策本部と調整しながら救助活動を展開した。消防局の全救出人員658人のほとんどにあたる653人（生存348人）を発災から3日間で救出し、全救助活動に延756台、6,014人を出動させた。

また、震災当日の11時03分三田市消防本部が県内第1陣として、また、12時35分大阪市消防局が県外第1陣として応援に駆け付け、発災から3日間に11消防本部、4消防団から延37台、147人の献身的な消火、救助、救急活動の応援を受けた。この阪神・淡路大震災に対する全国規模の広域応援により、後に緊急消防援助隊が発足した。

その後1月22日からは、活動の主眼を行方不明者の捜索に重点を置き、南部市街地の全住居を消防局、警察、自衛隊合同で、死亡、避難、医療機関収容リストと照合しながら徒歩により確認調査（ローラー作戦）を実施した。

2. 消防団の活動

団員も「自分たちの街は自分たちで守る」という使命感に燃え、自らが被災者にもかかわらず直ちに出勤し、瓦礫と化した倒壊現場で不眠不休の救出活動を懸命に続け、多くの住民を救出した。この救助活動に延314台、3,328人が従事した。

3. 救急活動

救急活動は、同時多発の災害事案に対処するため重症者を優先対応した。出勤事案はクラッシュ症候群（挫滅症候群）等の重症者と手術不可能による医療機関からの転院搬送が多く、1月17日から22日までの救急活動に延507件出動し、506人を搬送した。

また、阪神・淡路大震災のヘリコプターによる最初の救急搬送となった大阪市消防局の航空隊が、1月17日14時58分、血液製剤を積んで市立中央運動公園に到着、折返しクラッシュ症候群の患者を阪大特殊救急部へ搬送し救命に成功した。阪神・淡路大震災による1月17日から31日までのヘリコプターの救急搬送は延68件で、このうち西宮市は17件、17人であった。

「阪神・淡路大震災の復旧に携わった西宮市の一職員として」

平成7年1月17日早朝の地震後、自宅を出て西宮に近づくにつれ、倒壊した家屋や、新幹線軌道の落橋、道路の陥没等々を目にし、この地震の凄さを実感した記憶がある。午前10時ごろに事務所に着し、すぐ本庁に自転車で移動後、市役所近くの2階建住宅の2階にお婆さんがおり、階段部が壊れたため降りてこれないとの通報で、2階の窓に梯子をかけて背中におんぶして降ろしたことを思い出す。この時点では、市役所内は騒然としており、誰に何を聞いていいのかわからないような状態であったと思う。

北口南開発事務所 技師 東 勝之

その後当時の部長と事務所に戻り、西宮北口の北東地区方面の状況を確認すべく北口町、高木西・東町等を見て回った。この地区は、現在震災復興事業が行われているように、市内でも被災状況が極めてひどい地区であった。家屋の下敷きになって、救出をもとめている人がおり、住んでいたと思われるが声をかけても返事のない倒壊家屋もあり、とにかくひどい状態であった。人の手だけではどうにもならない状況であり、何らかの道具か、重機がないと救いたくても手の出しようがなかった。日が暮れると救出作業もやめざるを得ない状態となり、救

出できずに日没という日が過ぎていった。そうこうしているうちに重機等の手配ができ、まず、道路上に倒れている建物等を敷地内に押し込み、重機の移動スペースをつくっていった。それから、声をかけて返答のある倒壊建物から優先に救出していった。その後、2階建が1階建になってしまい、返答はないが老夫婦が1階で寝ていたはずの建物を重機でおそろおそろ解体していたその時、タンスの下敷きになった老夫婦が見つかり、死んでいるだろうと思っていたがご主人の方は生きていたのである。すぐに救急車の手配をし、病院に搬送され一命を取り留めたと聞く。

ただし、ご主人は生きていたのだが、奥さんは地震直

後は生きていたが、救出される数日前に手が冷たくなったとご主人の談をその後の新聞で読んだ記憶がある。もう少し早く救出してあげられたらと後悔の思いが残る。ただ、立ち会っていただいた身内の方にも、おそらく生きておられないだろうということで重機作業を了解いただいて作業していただけに、生きていることを確認した時の喜びは計り知れないものがあったのではないかと思う。

この後の自衛隊等との救出作業では、何人かの亡くなられた方の遺体収容になってしまったと記憶する。あの忌まわしい地震からはや5年が過ぎようとし、その記憶が薄れつつある今、同じ経験を二度としたくないと願う。

3 節 避難勧告

今回の地震の強いゆれによって、六甲山系山麓部の住宅地である仁川百合野町で地滑りが発生し34人が死亡した。また、苦楽園四番町、宝生ヶ丘1・2丁目、生瀬高台で崖崩れが発生し、宝生ヶ丘1・2丁目では1人が死亡したが、余震や降雨により、さらに崩壊する恐れがあるため避難勧告を発令した。

避難勧告の発令状況

地 区	日 時	対象者数	内 容
仁川百合野町	平成7年1月20日 平成7年2月16日	50世帯 100人	避難勧告 避難勧告を解除
苦楽園四番町	平成7年1月21日 平成7年2月3日 平成7年2月16日 平成8年10月1日	80世帯 240人	避難勧告 避難勧告を一部解除 避難勧告を一部解除 避難勧告を解除
生瀬高台	平成7年1月20日 平成7年2月3日 平成7年2月16日	35世帯 100人	避難勧告 避難勧告を一部解除 避難勧告を解除
宝生ヶ丘1・2丁目	平成7年1月20日 平成7年2月3日 平成7年2月16日 平成8年6月21日	142世帯 420人 5世帯 13人	避難勧告 避難勧告を一部解除 避難勧告を一部解除 追加勧告 (防災工事中に崖崩れ発生のため)
	平成9年3月25日	11世帯 33人	避難勧告を一部解除
	平成9年6月16日	16世帯 56人	避難勧告を解除

4 節 情報提供及び震災関連相談

震災当時、情報を求めて多くの市民が殺到した。窓口での対応のほか、さまざまな手段で情報提供を行った。

1. 情報提供

(1) 地震災害広報の発行

震災後、平成7年1月23日から約2カ月間、9回にわたり、延べ180万部の地震災害広報を発行し、被災状況のほか給水場所、義援金や仮設住宅情報などを提供した。

平成7年3月25日から年末まで、月2回発行する市政ニュースに「地震災害対策特別号」の面を設けて、引き続き情報提供を行った。また、平成8年以降も、震災関連情報を重点的に掲載して情報提供に努めた。

(2) C A T V災害等緊急情報提供システム

C A T V（ケーブルテレビ）については、平成4年11月に放送が開始されると同時に市は行政チャンネルにおいて自主制作番組を放送してきた。震災発生以降は災害情報を優先的に放送し、放送機器稼働可能後は、映像担当職員がC A T V局から生放送するなど、最新情報を24時間更新し、行政情報の報道に努めた。

(3) 報道機関への情報提供

迅速かつ正確な災害情報、救援情報及び行政情報を被災した市民はもとより全国に向けて発信するため、西宮市政記者クラブ加盟の8社を中心に、在阪テレビ・ラジオ局や各地の新聞社、テレビ局など報道機関への情報提供を積極的に行った。

(4) 外国版市政ニュースの発行

震災後、市内の外国人向けに市政ニュースの抜粋版を英語・中国語・ハングルの3ヶ国語で発行した。平成7年8月から平成12年3月までに発行は20号に及んでいる。ニュースの内容は、災害公営住宅の入居者の募集、義援金、保健、福祉など多岐にわたっている。

2. 震災関連相談

(1) 震災復興特別相談（住宅融資、借地・借家問題など総合的な相談）

実施状況

年 度	開催回数	相談件数
平成6年度	1	920
7年度	4	605
8年度	4	457
9年度	2	131
10年度	2	147

(2) 主な震災関連相談

実施状況

内 容	日 時	件 数
震災に伴う特別法律相談	H7.1.25～3.31	2,417
市民生活相談のうち法律相談	H7.4.1～H8.9.30	3,015
震災土曜一斉法律相談	H7.5.20・9.30	137
『地震災害に伴う法律問題のQ&A』	H7.3発行（計1万8千部）	
震災に係る労働相談	H7.4.27～H10.3.31	756
震災に係る外国人からの相談	H7.1.25～H10.3.31	91

.....

「震災時の市民との対応」

市民総務課課長補佐（当時市民相談課課長補佐）厚治 幸子

震災後5年が瞬く間に経ち、断片的な記憶しか残っておらず、当時に何の記録もしなかった事が悔やまれる。

私は当時市民相談課で総合案内窓口業務を担当していた。

震災当日は252会議室への職員呼び出しに応じ、災害対策本部の仕事の一部をする事となった。当日は電話の対応に追われたが、来庁者はまだ少なかった。252会議室は電話がひっきりなしにかかり、喧噪の中にあった。当日の電話で記憶しているものに、市外の母親から「娘がマンションに住んでいるが大丈夫だろうか」との問い合わせに、自宅から職場までの間にはアパート・古い民家の倒壊はあったが、マンションの倒壊は見えておらず、「大丈夫でしょう」と答えたが、全くの情報不足であった。見直しされた防災計画では、当日見聞きした事は本部事務局に報告するようになっているが、誰が従事してもわかる様に情報を張り出す必要がある。翌日からは、行政の対応を大きく書いて張り出されるようになり、電話対応も一定の内容で応答できるようになったが、その内容は刻々と変化した。

各担当部の動きを職員に伝わる様にしなければいけない。全体の様子が現場職員には伝達されず、職員個人の判断で対応した部分がかかりあった様に思う。

1週間経った頃だったのだろうか、「被災届」を市民が自発的に申請する様になり、252会議室の前は市民で溢

れた。受け付けられた届書を町名毎の番地順に整理した事で、安否の問い合わせに対応する事が出来るようになったが、大変な数であった。

252会議室での仕事に追われている間に本来の仕事である総合案内所は黒山の人だかりとなっていた。総合案内所は震災当日から警備会社の職員が従事していた。2、3日は訪れる人も少なかったが、1週間経った頃には、水・シート・食糧等の配給物資の事、被災届や証明などの問い合わせの人で溢れるようになった。職員も市民も初めての事。何処で何がされているのか、情報不足で案内に困った。252会議室の情報収集と、また庁内外をまわり、何の事務・作業をしているかを確認する事から毎日の案内業務をスタートさせた。その中で、シートの配布は担当者と上手く連携がとれ、案内がスムーズに行った。反対に被災者証明は何処でしているのか、担当はどこなのか。苦情を一番沢山聞いた様に思う。1日5～6千人の人達の対応に追われ職員は次々に声を哽らし風邪を引き倒れた。案内業務は、正確な情報が必要となる。朝確認して張り紙をしたにも関わらず、昼には何の連絡も無しに場所が変わったりしていた。

災害時にすぐ対応できるように業務と従事場所（会議室等）、担当課は毎年防災計画見直し時に決めておけば、今回の震災の教訓が生かされた事になるだろう。

5 節 災害ボランティア活動

1. 災害ボランティアとの連携

震災前の西宮市地域防災計画では、災害規模に応じて民間団体等に協力を要請し、避難所での奉仕、炊出しの奉仕、救援物資の整理や配分などの応急対策にあたるとしていた。しかし、今回の震災では多くの市民が被災したため、市内の民間団体等に災害救援活動を要請することは困難となり、災害救援活動における「隣保互助、民間団体活用」という計画は全く機能することができなかった。

このような状況の中で、多くのボランティアが震災直後から市役所に集まり始めたが、市としても初めての経験であり、当初はどこが受け入れを担うのかも明らかでなかった。そこで、震災翌日の災害対策本部会議で、市職員とボランティアの動員の一元化を図るため、ボランティアの窓口を人事部（災害対策本部組織の動員部）とし、ようやく組織的な対応体制が整えられた。

ボランティアの担当窓口となった人事部が、日々殺到するボランティアへの対応に追われる中、人手を必要とする各部門に対して円滑かつ効率的にボランティアを派遣する組織的な体制を整備することが緊急の課題となった。このため、本庁や避難所で活動していたボーイスカウトなどのボランティアグループを中心に、ボランティアのネットワーク作りを目指して市とボランティア代表者との話し合いが進められた結果、市内で活動していた社会福祉協議会、YMCA、応援する市民の会、関西NGO、関西学院、ガールスカウト等のボランティア団体の賛同を得て、2月1日に「西宮ボランティアネットワーク（NVN）」が結成された。その目的は、ボランティア団体や個人ボランティアの災害救援活動が効率的かつ円滑に進められるよう、情報の収集・提供を行い、市と協力してボランティア活動を支援することであった。

2. 災害ボランティアの活動状況

災害ボランティアの活動は、避難所での世話、給水の補助、救援物資の仕分け配布、避難所における老人の介護、被災証明受付会場での整理など多岐にわたった。

医師、看護婦、建築士等の専門ボランティアについては、保健環境部、建築部等関係部局において対応し、特に医療ボランティアについては民間の団体「関西NGO」が受付及び派遣の手配を行った。

3. 活動者数

(1) 登録申出人数

震災直後から市が受け付けたボランティアの人数は、電話による申し出を含め13,000人を超えた（平成7年3月末日現在）。なお、1月21日は、最も受付が多く1,414人であった。

NVNの調べでは、地震のあった1月17日から4月30日までの間にNVNに登録のあった人数は、YMCAほかNVNの構成団体への登録もあわせて約21,700人（うちNVNに直接登録した人数は約7,100人）であった。

(2) 参加延べ人数

救援物資集積所、給水、避難所等市の用務に参加し、市が把握できたボランティアの人数は延べ21,931人（3月末現在）にのぼった。また、市の用務と別に市内で多くのボランティアが活動し、その人数は、NVNの調べでは1月17日から4月30日までの間で約117,000人（一部市の用務に従事した者と重複）となっている。

.....
「震災とボランティア＝新しい文化の創造＝」

特定非営利活動法人日本災害救援ボランティアネットワーク

理事長 田中 稔昭

ある講演会で“大災害は新たな文化を創造する”という話を聞いて、頷けると思った。今日でこそボランティアとかNPOという言葉が日常的に使用されるようになったが、震災前は馴染みのない言葉で、その持つ意味す

らも分かっていなかったように思う。阪神・淡路大震災では150万人と言われるボランティアが活動したが、このボランティア活動は、従来の概念になかった新しい文化を生み出したと考えることができる。我々の組織は、この新しい文化の潮流に乗って生まれた、言わば震災の申し児と言えるのではなからうか。

我々の組織の前身である西宮ボランティアネットワークは、ボランティア団体など13団体によって結成され、平成7年の2月から西宮市役所の地下駐車場を拠点として活動を始めている（その後、平成8年1月に現在の名称に変更し、平成11年4月には兵庫県で第1号のNPO法人となった）。当時、被災地ではいろんな救援組織が結成されたが、我々の組織は、行政と連携しながら救援活動を行ったということで、他の救援団体とは違った特色がある。行政と連携して救援する方式は大変有効であったと評価され、「西宮方式」と呼ばれて全国的にも注目を浴びた。ボランティアと行政が連携するというのも新しい文化の芽生えと捉えることもできるであろう。平成7年5月に、「みやっこフェスティバル」が開催され、その会場で市長と市民からボランティアに感謝のことが述べられた。この行事を境に、多くのボランティアが被災地を去っていった。ボランティアの帰郷を契機

に組織存続の可否が議論され、その結論は、「貴重な体験を後世に伝承し、今後の災害に生かすことが我々に与えられた使命だ」ということとなり、活動を継続することを選択した。この時期の議論が以降の活動方針を決めるベースになっている。

その後、阪神・淡路大震災の経験を生かす機会は次々と訪れた。平成9年1月のロシアタンカーによる重油流出事故では、ボランティアセンターの立ち上げ支援や後方支援で教訓を生かすことができた。また、海外の災害救援として関わった平成8年3月のインドネシア・ビアク島の津波災害では、日本国内で救援資金を募り、被災国で物資を調達して被災地に直接届ける活動を展開した。その後起こったトルコや台湾地震などでも被災地を訪問して同様の支援をしている。

あの震災で学んだことの一つは、ネットワークの重要性だった。この教訓をもとに、西宮市や阪神間、或いは全国的なネットワークづくりにも取り組んでいる。

阪神・淡路大震災で新しい文化が生まれたと判断するのは時期尚早かもしれないが、「ボランティアを含んだ新しい市民社会」は、21世紀の文化を形成する中核になると確信する。大震災を経験した西宮の地から、新しい文化を育むような情報発信を続けたいと考えている。

「行政とボランティアが残したもの」

職員課主事 大西 貴之

「これが地震なら、体験したことのない大きな揺れだ。」とっさにそう感じた。直後、妻が機転を利かし、神戸の姉家族の無事を確認した。この事が窮地の中での心のふれあいと行政としての立場を改めて考えさせられることとなろうとは思ってもよらなかった。

職場へ向かう途中、武庫川を越えた辺りから建物の状況が一変した。連絡のつかない妻の両親への不安が募り、居てもたまらず、気がつけばバイクを妻の実家の方へと急がせていた。家屋は半壊。幸いにも両親に怪我はなく、姉家族の無事も知らせる事ができた。また、その時に駆けつけてきた義兄の父は、孫である生後間もない姪の無事を知り、張りつめていた不安と緊張の糸が一気に切れたのか涙ながらに私の手を握りしめ、発した言葉も嗚咽で聞き取れないほどだった。まず職場に向かわなかった私の行動は非難されるかもしれない。しかし、身内の安否の確認ができたこと、義兄の父の姿を思うだけで復興にあたる市職員としての自覚が確固たるものとなったのも事実であった。

一方、本庁舎では震災当日からボランティア希望者が人事部に集結していた。我々の仕事は彼らの受付と現場への手配だった。しかし数日後には、業務とボランティアの人数とにアンバランスが出始める様になっていた。これは殆どの場合、我々がそれまでの行政としての仕事という面でしか情報を入手できなかったからに他ならな

かった。

「それは行政の仕事で、ボランティアのやることではない。職員やアルバイトでやることだ。」こう非難されたことがあった。慈善心や人とのふれあいを基本としたボランティアと効率性を求めた行政側との葛藤が如実に示された言葉である。この両者の利点を生かす方法を模索するなかで生まれたのが、行政とボランティアとの連携、いわゆる“西宮方式”だった。これによりボランティアのネットワーク化がなされ、彼らのノウハウが発揮されることとなった。行政側は情報提供と後方支援に徹した訳である。

震災でできあがったボランティアとの連携、これは市民に対する“更なる心の支援”をも手に入れたに等しいと思う。当初、行政として復興を思うがあまり“顔の見えない、心の届かない業務”をこなす形になっていなかったらどうか。それを考え直す機会を与えてくれたのがボランティアの精神だったと振り返る。もし今維持されているこの信頼関係が断ち切られ、再度混乱の中で短時間にこの関係を構築するとなれば、至難を極めるだろう。震災で、多くの人や物を失った我々だが、行政に携わる者であるからこそ、いざという時に頼れる、目には見えない大きな心の支援・ふれあいを得た事は、今後も忘れてはならない大きな財産として残してゆかねばならない。

6 節 避難所の設置・運営

1. 避難所の開設

地震直後から多くの市民が公共施設や民間施設に避難を始めた。避難所となった主な施設は、市立学校園59カ所、公民館17カ所、体育館6カ所、地区市民館18カ所、共同利用施設等8カ所、民間施設約80カ所などであった。

地域防災計画で指定されている104カ所の避難所以外に、幼稚園、県立高校、大学等の私立学校、保育所、福祉施設、住宅集会所、自治会館、教会、寺、神社、病院、寮等多くの公共施設や民間施設も避難所となった。なお、避難者が集団で長期的に屋外生活を送るテント村の出現等が他市で見受けられたが、本市においては大きな問題とはならなかった。

2. 避難所・避難者数の推移

避難者数は、1月19日には開設期間中最大の44,351人に、避難所数は1月20日に最大の194カ所に達した。

その後、ライフラインの復旧と応急仮設住宅の募集が進み、避難者数も少しずつ減少していった。その間、避難者の自立計画及び応急仮設住宅に関する意向、実情を把握するための調査を実施するとともに、避難所の集約化に取り組んだ。こうした取り組みもあって、幸いにも、避難者の仮設住宅等への移行が他市に比べると早期に進むこととなり、9月30日をもって全ての避難所が解消されるに至った。

(各月1日現在)

月	避難所数	避難者数	
1	172カ所	39,888人	※1/18現在
2	167	20,877	
3	141	9,798	
4	122	5,827	
5	103	3,882	
6	85	2,149	
7	52	961	
8	47	661	
9	6	22	※9/30に解消

3. 避難所の管理運営

避難所となった各施設では、市災害対策本部避難所管理担当（避難所本部）との連絡・調整のもと、学校長はじめ教職員や、地域住民・団体、全国各地からかけつけて来たボランティア、他の自治体職員等によって避難所の運営が行われた。

避難所では、NTTによる臨時特設公衆電話・FAX設置をはじめ、テレビ・ラジオや仮設トイレ、断熱材・畳の設置などの生活環境整備を実施した。また、救援の医療チームを中心に被災者の救護を行う救護所を開設した。なお、震災当日から食事の配給を行い、8月27日までの間、避難所延べ20,660カ所で4,883,342食を配給した。

4. 二次避難所の開設

避難所等の高齢被災者のうち、ADL（日常生活動作）の低下等健康に不安のある者を環境条件の整った二次避難所（老人保養施設「かぶとやま荘」）へ一時的に受け入れ健康回復を図ることを目的として、3月1日より6月30日まで開設した。25人（うち3人付き添い）を受け入れた。

.....

「避難所運営のむつかしさ」

教育次長（当時教育委員会総務部長）左海 紀和

香榎園小教頭の記憶にもとづくものである）

二千人を越える大規模避難所であり、45名の方のご遺体の安置所でもあった香榎園小学校の場合は、避難所の自治組織が早期に確立され、避難所運営がうまくいった一つの事例である。同校避難所は本部を校長室に設定し、同校のみならず香榎園市民館、大谷美術館、甲陽学院中学校の避難所も統括管理していたが、同校は5月28日という比較的早い時期に避難所解消が可能となった。

避難所運営には同校校区の各種団体連絡協議会（各町自治会、青少年愛護協議会、環境衛生協議会、地区連合婦人会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、体育振興会、小学校PTA、子ども会協議会、民生・児童委員、コミュニティ協会）が有機的に機能した。組織の主だった方々は、月1回の定例会や諸行事でお互い顔馴染みであり、平素から学校に出入りされており、学校の施設備品についても大方知っておられた。断水の中でも口コミにより井戸水情報をいち早くキャッチし、震災当夜から青愛協のもちつき大会用のカマ等で避難者自身で炊き出しも行っている。

また、避難者間のトラブルに対しても「同じ避難者である我々で話し合う。」と積極的に中に入り、平穩に解決することができた。

（以上は、数多くの避難所の中の一例として、当時の

.....

当時の本市防災計画にもとづく避難所開設・運営は原則的には全て行政の責任において行うこととなっていたが、実際の避難所運営は個々の避難所によって色々な形があった。多くの避難所でボランティアがその中心的役割を果たしたと思われる。しかし、ボランティアの活躍にもかかわらず運営が円滑にできなかった避難所もある。ボランティア組織が確立されていない場合、ボランティア間の意見の食い違いや、避難者との軋轢等で避難所運営が行き詰まった例も見受けられた。ボランティア同士がまた地域住民と普段からの顔見知りでないことも原因であったのだろうか。学校避難所では、制度的には認知されていなかったが、教職員が多くの役割を果たし、色々な困難はありながらも比較的安定した避難所運営が行われた。

こういった教訓を踏まえて、教職員が避難所業務に就くことが限定的ではあるが制度化された。また各地域に自主防災組織が次々と結成されたことは、大変有意義なことと思う。今後は行政職員、学校職員、地域自主防災組織、ボランティア等の役割分担と連携を図る基本的なシステムのもと、実際の場面で有効に機能するような訓練と意識づけが必要と考える。

.....

7 節 救援物資の受け入れ・配布

物資供給班では、食糧・水・医薬品以外の救援物資について、次のとおり受け入れを行い、配布した。

全国の個人や自治体、企業他各団体から寄せられた救援物資は、当初は本庁玄関前、市民会館、同西側駐車場に搬入したが、収めきれず市内の計16カ所の体育館などに分けて保管、最終的には海清寺公園に設置したテント、JR西ノ宮駅前テントなどに搬入した。

救援物資の主なものは、毛布、衣類、タオル、自転車、紙オムツ、洗剤、コンロ、カイロ、ポリタンクなどで、総重量は2,250トンに達した。

これらの救援物資は、各避難所に送付したほか、市民に直接配布した。救援物資の整理、分類、配布などの作業には、多くの人手、時間が必要であったが、西宮青年会議所、西宮ボランティアネットワークのほか、地域の各種団体の協力を得て行った。

今後は、救援物資の緊急一時保管場所について、地域的配分も考慮し、あらかじめ指定しておくとともに、避難所等への物資の配布が適切かつ円滑に行われるようなシステムづくりに取り組む必要がある。

「物資供給班を担当して思うこと」

平成7年1月17日、西宮市北部の名塩にある我が家は大した被害もなく、また停電でテレビもつかなかったため、私は名塩の近辺だけがひどく揺れたのだろうと思い、ただひたすら出勤を急いだ。阪急バス、そしてJRは運休になっていたため、宝塚駅まで歩いていくうちに、ようやく薄ぼんやりとこれは相当な被害が出ているらしいと思い始めたが、詳しいことは何も分からない。道を急ぐ途中、けが人や新幹線高架橋の落下を目の当たりにして、鳥肌が立ち、気持ちだけが焦った。都合、家から4時間近くかかって午前11時頃市役所に着くと、役所の中は足の踏み場もない程机や椅子が散乱し、職員もごく少数しか出勤していない状態であった。

ここに至って、これは容易ならざる事態が発生したのだと確信したが、全貌は分からないまま、未確認情報として避難者が出ている模様なので、毛布を1千枚程調達することになり、業者に電話をかけたが全く通じない。そのうち、電話そのものがかかりにくくなる中で、ようやく大阪、三田の市役所に電話が通じたものの、道路が通れないため、持っていく方法がないとの返事。夕方に至って、自衛隊から5～6千枚届けてもらう目途がついてホッとしたのも東の間、避難者は1万人を超えるのではないか、いや数万人にも上るのではないかとの情報が入り乱れ、事態は混乱の度合いを深めていった。

こんな状態で4～5日は瞬く間に過ぎ、新たに問題になったのが救援物資として個人から送られてくる郵パッ

議会事務局長(当時財政課長)伊東 信博

クの送料の免除申請であった。当初、免除の取り扱いを受けた先進事例の反省から、本市では慎重な対応に終始していたが、神戸市が申請したこともあって、一転して本市も免除の取り扱いを受けることになった。

この結果、全国各地から郵パックが続々と届き始め、来る日も来る日も、その応対と整理に追われ、パックでパニックになったのである。物資供給部の代表電話は、「今、何が不足していますか」「どこに送ればいいのですか」との問い合わせで24時間鳴りっ放し、また続々と届く救援物資の集積場所として、市内の避難所になっていない体育館は全て満杯となり、保管場所の確保が追いつかないのである。というのは、郵パックの箱の中には古着からインスタント食品まで様々な品物が入っているため、一度開封して仕分けをしなければ、被災者の方に配れないのである。このため、この仕分け作業に多くのボランティアの方々のお手を煩わした。特に、古着については、手間暇をかけた割には、ほとんどの被災者から見向きもされず、結果として混乱に拍車をかけ、善意の押し売りにしかならなかったことを記憶にとどめておいてほしいと思う。

そして、この教訓を全国に発信し、今後、仮にこうした被災者救援を行う場合には、古着の送付は極力避けるとともに、その他の救援物資についても種類を分けて梱包し、箱に内容物の表示をしておくことだけは最低限のルールとして守りたいものである。

8 節 応急給水

これまで、全市的な断水の経験がなかったこともあり、応急給水は多忙を極めた。1月17日から3月7日までの50日間、ピーク時に194カ所あった避難所のうち、小・中学校などを中心に約40カ所で給水車による応急給水を行った。

応急給水に従事した応援人員数は、他都市、自衛隊、民間団体等から延べ3,300団体、10,344人にもなり、給水車両は延べ5,736台、給水量は50,183 m³となった。

なお、ピーク時（2月9日）には、1日100団体、300人にのぼり、給水車両も156台動員され、99カ所に1,516 m³を給水した。

また、昭和60年に西宮東高校グラウンド地下に埋設した耐震型緊急貯水槽（100 m³）からも、くみ上げポンプにより応急給水した。

水道局の取り組み以外にも、消防団員が、1月20日から1カ月間、熊本県や滋賀県で調達した簡易タンクを消防団車両に積載し、給水が特に不足した市内の断水地域を回った。この活動に消防団から延567台、2,191人が従事した。

「兵庫県南部地震 “私と給水”」

突然襲った大地震、家はメチャメチャ、余震をおそれて身の回り品だけを家の外に出して夜が明けるのを待つ。家族は、全員無事であった。それだけでもありがたい。

とりあえず、妻と子供に近所の学校へ避難するように指示して、そのまま職場へ行く。

9時頃に職場に着いた。管理者の陣頭指揮で動ける者が動いた。市内の被害状況は？情報は？浄水場は大丈夫か？確認の電話をするが電話が通じない。

市民も動揺してるはず。広報車を出せ……。市内を4カ所に分けて2人ずつ組んで広報活動をする。帰局後、自分たちで確認した市内の道路情報等を地図上に印す。

応急給水用に給水車を17台用意できた。まず、市内の17中学校を給水拠点とし、各車2名ずつの34名の職員を確保して、給水は24時間体制でやることに決定した。しかし、昼頃に出発した給水車が、市内道路の大渋滞で最も早く給水場所に着いたのが夕方であった。

水道局のすべての電話が鳴りだしてきた。深夜には、他自治体の応援給水車も到着し、またこれから応援給水車を出すという電話もジャンジャンかかってきた。その対応をしているうちにいつのまにか給水を担当していた。各自自治体等からの応援給水車の受け入れとその配車、

水道局庶務課課長補佐（当時庶務課主査）田中 博
給水車の派遣要請は多いが、給水地点をどこに増やすか。長期戦になりそうなので、24時間給水はやめた。朝8時から夜8時までの給水とした。応援給水車の到着と各団体からの応援給水派遣の連絡が入るので24時間その対応で休む暇がなかった。翌日の給水車の配車と添乗員の割り当てで、毎日深夜になった。朝のミーティングに配車表を配って説明し、ボランティアへの作業説明等給水班の出発前は戦場のようであった。

給水車には、毎日、その日の給水状況の報告書を提出してもらって、それを元にして翌日の給水拠点と配車を決めた。市民への給水量については、その報告書から算出した。

応援給水には、延べ3,300団体、10,344名の人員と給水車両数は延べ5,736台でその給水総量は50,183 m³に及んだ。各団体の応援給水のおかげで3月7日までの50日間で給水活動に終止符を打つことができました。大変感謝いたしております。

最後に、全市的な被害では、宿泊場所、食糧もまともに手配できない場合もあるので、支援に行く側もそれなりの準備と覚悟をすること、また深夜に到着したりして、被災市には、負担をかけないようにしたい。

9 節 義援金の受け入れ・支給・貸付

1. 義援金の受け入れ

震災被災者に対する義援金の公正かつ適正な配分を目的として、1月25日「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が設置され、本市もその窓口として義援金を受け入れた。

1月19日から会計室を窓口として義援金の受入事務を開始するとともに、秘書課、各支所その他出先機関でも受け入れを行った。市での義援金の受け入れは、平成9年6月11日付けで終了し、以降は県募集委員会で引き続き受け入れることとなった。

義援金受入状況

区分	銀行振込分	郵便振込分	市へ持参分	現金書留分	合計
件数(件)	773	34,805	1,236	1,854	38,668
金額(円)	629,912,799	405,778,293	617,598,763	29,149,233	1,682,439,088

「義援金の受け入れ」

会計室長(当時会計課長) 猪熊 兼春

義援金の募集が実質的に動き始めたのは、1月19日だったが、それまでに日赤兵庫支部の事務局長が、西宮支部を訪れる傍ら会計室に立ち寄られ、義援金は、日赤で集約する旨の話があった。しかし、募集委員会発足までに時間がかかり、各市とも独自対応で進んでいた。このため、持参されたもの、郵送・振込みのあったもの、全てを市の「義援金」として処理し、配分計画まで立てていた市、また、寄付者の意向を尊重し一般の「義援金」と市の復興に役立ててほしいという「見舞金」とに分けて管理した市と、様々な方法で受入れる態勢が出来ていた。

西宮市は、広域的災害との位置付けから、県・日赤から何らかの施策・情報があると確信し、それを待った。1月25日「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が設置されると、この趣旨に従うこととなるが、それまでの時間の経過は、数週間に及ぶほど長かったと記憶している。

義援金の募集に当たっては、その用途の指定について、様々な申し入れがあった。普通は「震災に遭われた方々のために役立てて下さい。」「家が潰れた方々のために使ってください。」と言って寄附下さるのだが、特に変わったものでは、「捨てられたベットの餌代にしてください。」

「被災地は寒いらしい。カイロでも買って上げて。」「忙しいボランティアのうどん代に。」とユニークなものもあった。これらは、みんな夫々の思い入れがあって寄附されるのであろう。その殆どを「兵庫県南部地震災害義援金」としたが、「義援金」として一つに括ってしまうことに抵抗があった。

また、動機については、「友達からお見舞いとしてもらったが、幸い無事だったので寄附します。」とか「店に募金箱を置いていたら貯まりました。」と居酒屋の店主、「庭に埋めていたへそくりを寄附します。」と、泥だらけの硬貨を持参された植木屋さん等々、動機は様々なものがあつたが、すべて頭の下がる思いがした。

義援金は、奥尻や雲仙では、被災者の生活再建に大きな役割を果たしてきた。阪神・淡路大震災の額は奥尻などの7倍にも上ると言われている。しかし、被災者が多く、見舞金ほどの役割しか果たしていない。被災者対策の中で、義援金をどう位置付けるか。こうした検討も国・県レベルで求められているが、今回の震災を体験し、今後、様々な形で災害が発生するであろう中で、義援金が、被災者に意義ある形で果たされるシステムの構築が今後の課題であると考えている。

2. 義援金等の支給・貸付

今回の震災による被災者、福祉施設などに対して震災直後より国内外から多額の義援金が寄せられた。この義援金については、「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」で統一的な基準を設けて3次に分けて配分されることになった。本市では、それを交付時期に従い、平成7年2月12日から第1次義援金の支給を実施して以来、5次にわたり支給を行った。

第1次義援金(死亡者・行方不明者見舞金、住家損壊見舞金)、第2次義援金(重傷者見舞金、要援護家庭激励金、被災児童・生徒教育助成金)は、平成8年6月30日で、市の受付は終了した。(住家損壊見舞金、重傷者見舞金は、県制度の災害援護金と同時支給)

及び、平成8年7月1日より募集委員会受付となっていた第1次、第2次義援金のいずれも、平成11年3月31日で受付を終了した。

そのほか、兵庫県規則「災害援護金等の支給に関する規則」に基づく県災害援護金等の支給、「西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金等の支給等を行った。

また、厚生省社会・援護局長通知などに基づく生活福祉資金の貸付を行った。

詳細は次の表のとおりである。

(単位：件、千円)

	名 称	内 容	金 額	実施期間	件数	支給額
義援金						
1 次	死亡者・行方不明者見舞金	震災による死亡者・行方不明者の遺族など	10万円	H7.2.12～H8.6.30*1	1,021	102,050
	住家損壊見舞金	震災により住家が全半壊（全半焼）した世帯	10万円	H7.2.12～H8.6.30*1	60,224	6,022,387
	重傷者見舞金	震災により1ヵ月以上の治療を要した人	5万円	H7.5.25～H8.6.30*1	1,643	82,150
2 次	要援護家庭激励金	震災により住家が全半壊（全半焼）した世帯又は人で <ul style="list-style-type: none"> ・震災当日に80歳以上の一人暮らし高齢者 ・震災当日に在宅老人介護手当の受給者がいた世帯 ・母子世帯（児童は昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた人） ・父子世帯（児童は昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた人） ・両親のいない児童（児童は昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた人） ・震災当日に1・2級の身体障害者手帳の交付を受けていた人、震災により1・2級の身体障害者手帳の交付を受けることとなった人、災害障害者見舞金を交付された人 ・震災当日にA判定の療育手帳の交付を受けていた人 ・震災当日に1級の特別障害者証明書などの交付を受けていた人 ・生活保護法により震災当日又は以降6か月以内に保護認証を受けた世帯 ・震災当日に特定疾患患者であった人 ・震災当日に特級～2級の公害認定患者であった人 ・震災当日に認定書などの交付を受けていた原爆被爆者 	30万円	H7.5.25～H8.6.30*1	5,521	1,656,300
	被災児童・生徒教育助成金	震災により住家が全半壊（全半焼）の被災を受けた児童及び生徒のいる世帯 [新入生助成] 幼稚園・保育園児 ①平成7年1月18日～3月31日中の新入園児童	新入生助成 保育園1万円 幼稚園1万円 小学生2万円 中・高校生 5万円	H7.6.26～H8.6.30*1	6,349	180,070

	名 称	内 容	金 額	実施期間	件数	支給額	
2次		②平成7年度中の新入園児童 小中高生 平成7年度に第1学年に 新入園学した児童・生徒 [高校生教科書助成] 高校生 平成7年4月2日現在18歳未満で、 授業料減免を受けた高校在学の生徒	教科書助成 高校生 2万円				
	3次	住宅助成金 (持ち家修繕・ 民間賃貸住 宅入居・住宅 再建)	震災により住家が全半壊(全半焼)の被 災を受けた世帯で ○持ち家の修繕に200万円以上の経費 を要した世帯 ○被災後、新たに民間賃貸住宅に3か月 以上入居した世帯 ○建て替え又は購入に200万円以上の 経費を要した世帯 [所得制限有り。重複助成は不可]	30万円	H7.8.10~H11.3.31 H8.4.1~H11.3.31	27,662	8,294,820
4・5次		被災児童(遺 児・孤児)特 別教育資金	震災により両親または父母のいずれかを 失った児童・生徒のいる世帯(生れ月 により分割支給)	100万円	H7.11.10~H11.3.31	106	106,000
	4・5次	生活支援金	震災により住家が全半壊(全半焼)した 世帯[所得制限あり]	10万円	H8.9.11~H11.3.31	48,797	4,879,700
(追加支給分)			5万円	H9.5.25~H11.3.31	48,597	2,429,850	
県 災 害 援 護 金 等	災害援護金	住家の全壊・全焼 1世帯につき	10万円	H7.2.12~H9.9.30	33,161	3,316,060	
		住家の半壊・半焼 1世帯につき	5万円	H7.2.12~H9.9.30	27,051	1,352,550	
		重傷の被災者 1人につき	1万円	H7.5.25~H9.9.30	1,655	16,550	
災 害 弔 慰 金 等	死亡見舞金	死亡した県民等 1人につき	10万円	H7.2.12~H9.9.30	15	1,500	
		災害弔慰金	死亡者が生計を維持していた者	500万円	H7.2.26~*2	213	1,065,000
			上記以外の者	250万円	H7.2.26~*2	823	2,057,500
災 害 弔 慰 金 等	災害障害見舞金	震災により重度の障害となった者が生計 を維持していた場合	250万円	H7.5.25~*2	3	7,500	
		上記以外の場合	125万円	H7.5.25~*2	7	8,750	
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	災害援護資 金貸付金	期間10年 (内据置期間 5年) 利率年3% (据置期間中無利子)	貸付限度額 150~ 350万円	H7.3.20~H7.5.1 H7.10.1~H7.10.31	6,970 1,964	16,079,370 4,275,690	
		生活福祉資金 特別貸付金 (小口資金貸付)	期間 5年以内 (償還期間3年以内、据置期間2年以内) 利率年3% (据置期間中無利子)	限度額 10万円 (特別20万円)	H7.1.31~H7.2.15	5,866	835,050
生 活 福 祉 資 金	生活福祉資金 貸付金(災害 援護資金貸付)	期間 8年以内 (償還期間5年以内、据置期間3年以内) 利率年3% (据置期間中無利子)	限度額 150万円	H7.5.16~H7.7.31 H7.10.1~H7.10.31	73 0	74,830 0	
		生活福祉資金 貸付金(転宅 費特例貸付)	期間6年以内 (償還期間5年以内、据置期間1年以内) 利率年3%(基金より利子補給あり。実質 無利子)	限度額 50万円	H8.8.1~H11.3.31	563	261,320

(注) *1については、平成8年7月1日から兵庫県南部地震災害義援金募集委員会で対応

*2については、平成10年度で該当者全員支給完了

3. 阪神・淡路大震災復興基金による支給・貸付

義援金は総計1,791億9,800万円（平成12年3月末日現在）もの多額であったが、それ以上に被災者が多かったため、雲仙岳噴火災害、北海道南西沖地震災害の場合に比べ、被災世帯個々への配分額が少額となり、被災者が自立再建するには困難な状況であった。そこで新たな公的支援措置が必要であるとの意見もあり、市、市議会は国に対し公的支援を求め、再三陳情を行った。一方、被災者に対する公的補償の法制化を求める市民運動も展開され市民法案も提出された。

平成7年10月に、兵庫県は住宅再建を目的とした地震災害共済制度を提唱し、さらに平成9年4月には、兵庫県、被災10市10町から独自の総合的国民安心システムという公的支援案が提唱され、同年7月には、全国知事会がこれに沿った基金構想案を決議した。

このような状況の中、全国知事会を基本とした案と市民法案とが議論の対象となったが、全国知事会の案を軸とし、都道府県が抛出する基金制度を創設し、基金の運用益で、自然災害による被災者に対する最高100万円の生活再建支援金として現金を支給する初の法律として、平成10年5月「被災者生活再建支援法」が成立した。

しかし、この法律は阪神・淡路大震災には遡及適用されなかったため、付帯決議で法律と同程度の措置が求められた。これを受け、阪神・淡路大震災復興基金事業の一環として平成9年4月実施の「生活再建支援金」と同年12月実施の「中高年自立支援金」は、「被災者自立支援金」に統合・拡充され、同基金により、法律と同程度、一部は法以上の支援が実現した。（平成10年7月21日申請受付開始、申請期限平成12年4月28日。但し、申請期限内に申請できなかった事由がある世帯について、申請延長措置がとられた。）

この法律の制定は、本市が県・被災10市10町と共同歩調をとりながら、共同であるいは独自に国に対し公的支援策について働きかけてきた成果である。

阪神・淡路大震災復興基金事業として、本市が申請を受け付け、支給を行ったものは次のとおりである。なお、兵庫県生活復興資金の貸付については、本市は事前確認書の発行を行った。

(単位：件、千円)

名称	内容	金額	受付期間	件数	支給額
生活再建支援金	期間 2～5年 年2回(8月、2月)支給	15～20千円/月 別途交流経費加算	H9.4.25～H10.8.31	7,643	2,746,200
中高年自立支援金	期間 2年 年2回(8月、2月)支給	15～20千円/月	H9.12.1～H10.8.31	6,600	1,653,490
被災者自立支援金	期間 2年1月～5年 一括または年2回(8月、2月) 支給	15～20千円/月 別途交流経費加算	H10.7.21～H12.4.28 (H12.4.28以降の申請延長措置あり)	9,536	17,795,445

10節 被害調査と証明書の発行

1. 被害調査

住家の被害調査は、震災直後の平成7年1月23日から2月6日まで、各小学校区ごとに全市一斉の個別調査を行い被害認定をし初期調査を終えた。死亡者調査は震災当日から、死亡者情報及び市民課の死亡届けにより把握した。負傷程度調査は義援金支給、貸付事務の中で診断書等により把握した。

この調査結果を震災後に構築した「被災者証明書発行システム」に入力し、被災者台帳データベースを作成した。(このシステムは、被害状況、被災世帯構成状況を始め、義援金の支給、被災者証明書発行状況などの災害情報を一元管理するもので、その後の各種施策実施に際しても活用されるなど、他市にない画期的なものであった。)

しかし、判定内容が被災者の意識と食い違うなどのため、被災者に不満が噴出し再調査の申し出が殺到した。平成7年2月18日及び19日に管理職を中心として再調査を実施したが、それ以降も調査申し出が続いたため、平成7年3月3日から全庁的に再調査を展開した。

一方、マンションなど共同住宅については、各住戸の結果が建物全体の判定に及んでいたなど認定に不統一、混乱が生じたものがあったので、一般戸建住宅の再調査の申し出とは別に、平成7年2月下旬から、京都支援センターの協力によりボランティアの1級建築士の応援を得て、別途調査を行った。

こうした調査の展開により、判定確定の日途が見えてきたことから、災害対策本部は再調査(建物被害及び被災者確定)の受付期限を平成7年4月21日と決定、発表し、この期限内受付分の調査も、平成8年3月末に完了した。

また、公営住宅等、被害認定が困難な建物の判定については、「西宮市家屋被害状況判定審査委員会」を設置し、審議の上、判定を行った。

これらと並行して、マンションなど共同住宅を対象に、全国から派遣された建築関係職員の応援を得て応急危険度判定調査を実施した。さらにその後、被災者の要望を受け、建築士協会の協力で戸建住宅の応急危険度判定調査も実施された。このほか、損害保険会社の調査も行われていた。しかし、これらの調査は、各々の調査目的や結果が異なる場合もあって、後に混乱を生じさせることになった。

全壊・半壊の判定は、国の災害被害統一基準に基づき実施したが、外観目視によらざるを得ないため、あいまいな点も多かったことは否定できない。

このような反省も踏まえ、国の内閣府検討委員会において、人が住める状態かどうかを重視して全壊・半壊を判定する新たな認定基準への見直し作業が進められている。

2. 証明書の発行

地域防災計画に基づき、被害の状況等の証明書(被災者証明書・被災証明書)の発行を平成7年2月13日から行った。被災者証明書は、当初2カ月間は1日平均3,200件を超える証明申請があり、平成7年度末で11万世帯、17万件、28万枚を超える状況であった。平成7年度末(平成8年3月29日)で証明書の発行を原則として終了したが、平成8年度に入ってから震災関連施策の創設充実に伴う発行依頼があったため、一定の条件の下、発行を継続した。

(単位：件)

区分	H 6～7	H 8	H 9	H 10	H 11	計
被災者証明書	176,188	3,615	4,390	2,715	1,724	188,632
被災証明書	26,051	325	106	115	79	26,676
計	202,239	3,940	4,496	2,830	1,803	215,308

注. 被災者証明書：被災市民など個人を対象として、被災世帯ごとに、被災者の居住する住家の被災状況を示す証明書

被災証明書：事業所・家主用証明。店舗・事務所等事業所または所有建物の被災状況を示す証明書(融資用の「り災証明書」を含む)

「阪神・淡路大震災の被害調査・判定及び義援金支給事務に従事して」

1. 被害調査

本市は、1月23日から全市悉皆調査を行い、2月12日より第1次義援金（住家損壊見舞金など）の支給を、13日からは証明書の発行を始めた。以降、義援金、証明書発行を求める再調査依頼が殺到。処理・整理は困難を極め、全庁対応となった。私は以前建築にいた関係もあり、どのように調査、認定するのか関心を持った。従事者に調査基準等を聞く。基準は不十分だが、判断できないことはない。この通りしているかと聞くと、「義援金支給のためだから、状況により被害認定を変えていい」とのこと。「それは、おかしい。きちんとすべきだ。現に税申告の資料になっている。市財政に大きく影響する大事なものだ。」と言う。割り切れぬ気持ち。数日後、私も調査に従事することとなった。

私は、現場では、先ず、家の付近の道路の壊れ具合、家の周囲を観察し、土地と対象建物の揺れの状態を把握。その後、家屋内に入り、家の人の意見を聞く。土地の揺れと建物の形、柱の位置などから、被害の起こりそうな部分を調べる。床の傾きにはゴルフボールなど転がるものを借りたり、柱の傾きには針と糸と錘になるものを借り即席の下げ振りを作ることも。壊れそうな建物に入ったり、床下にもぐったり、天井裏に上がったり。でも外観目視なのだ。

不満の多くは、前に来た人はさっと見てすっと帰った、判定結果が説明の時と違ってた、他家の判定との比較、調査結果の整理の遅れに伴うものだった。被害調査には構造上重要な部分の被害を重視するなど調査の観点を説明。説明はきついくらい厳格に行った。しかし、現実の報告は、多くの方が既に判定している程度に合わせた。だから、不満、不信が残ることは少なかったと思う。また、調査報告書も、できるだけメモを記載したので、調査結果を聞きに来た依頼者に説明しやすかったと聞いた。

一方、職員の説明が不十分で被災者の不満につながった例もあった。調査にしる説明にしる、最初からきちんと対応して欲しいものだ。

「主人は地震後腑抜け、今世話になっている息子にはこんな愚痴言えない、今はじめてできた、ありがとう。」など、調査中に雑談。時間はかかるが、これなどは心のケアなんだと思った。

こうして処理した被災台帳内容は、被害の再調査及び被災者登載の申し出に期限を設けた関係から、基本的には正しいと位置づけ、いかなる理由があろうと変更等の要求、申出には応じないと毅然と臨んだ。一方、二重登載等により登載内容がおかしいものについての是正を行い、ほぼ確定させた。

2. 義援金の支給

3月初旬のある日、出勤すると、突然、義援金会場に

国保収納担当課長（当時災害援護担当課長）宮地 紀夫 応援に行くよう指示があり、レクチャーなしに従事。義援金に携わる始まりだった。受付のやり方は、隣の人に教えてもらいながらのよちよち状態でスタート。何回か従事するうちに、要領も分かり、適宜こなしていく。そのうち、福祉の職員がいる時でも、周りや他市の応援職員が私に相談を求める事が生じた。はじめは、私も、同じ応援職員だよと思ったものだ。当然、責任ある福祉の職員できちんと対応される方もおられたが、要は、きちんとした指示、説明が必要だったということだろう。

第1次義援金の支給が始まった頃、私は、慰霊祭の準備事務に従事していたので、一番大変だったピーク時を実際は知らない。当初、本庁など8会場で支給が行われた。本庁では、義援金をもらえと思った市民が殺到。何時間も並び、ようやく受付になり、請求すると一部破損や名前が無いとかで支給できないと応答をされ、不満と混乱の渦。当初の被害実態、被災者の意識と認定とのずれ等によるもの。

7月10日、福祉局に正式組織として、災害援護管理室が発足し、それまでの第1次・第2次義援金、災害死亡弔慰金、災害援護資金の貸付金等の残務事務を引継いだ。また、住宅助成義援金や、「生活支援金」という名の義援金とその追加の支給等に従事し、義援金支給の最後まで携わることとなった。

義援金等の協議の場では、市民感情、法的・財政面など、総合的見地での発言を積極的に行ったが、その後、県、各市からよく意見を聞かれたり相談を受けるなど、県、神戸市をはじめ他市との連携が強まった。全半壊に該当したというだけで各種支援の対象となっていることへの市民の不満が強かった。そこで、税を使って義援金等の支給事務をするのは、被害があっても支援されない納税者の内心から見て問題、その上、減税、復興施策で財政は逼迫している、義援金は義援金の中から、その他はそれぞれの中で事務費を考えるべきと機会あるたびに主張し、その後必要性を認めてもらえてありがたかった。

義援金等新たな支援策がマスコミ報道や市広報で発表されると、早速電話が鳴り響き、窓口市民が殺到。怒鳴る人、お酒を飲んでくる人、薬物中毒者(?)も。被災者として認めて欲しい、被害認定の変更や再調査依頼の申し出、請求できない方が請求できないことの不満を訴える事例、金をいつくれるのか、くれないのはおかしい、事業に使ってるのだから、給料に使ってるのと違うか等と枚挙に暇がない。この傾向は、その後の、被災者自立支援金の支給においても同じであった。腹の立つのもあったが、がまん。とにかく、粘り強く、しかも丁寧に対応。その中で、一番長い対応は、4時間半くらいかな（その後、電話対応で6時間余り、応対で7時間余りがあった）。中には、制度の狭間の人など断るのが気の毒な方もおられた。そんな時はつらい。対応していて、

思わず涙が出たことが何度あったか。全壊、半壊の認定だけで、その被害額、被害内容に関係なく、あらゆる施策の対象になる人とそうでない人、差がありすぎる。公平とは何か。難しい。

3. 感想・教訓・意見

従事して感じたことのいくつかを挙げておく。

- ① 調査の目的（災害救助法適用、義援金・その他支援対象のため等）・位置付け（初期調査、再調査や危険度判定の関係等）が不明確だった。
- ② 建物の密度規模が段違いの大都市圏での震災の被害判定は専門家でも困難。物理的技術的に素人の職員の評価（工事費による被害認定も。）ゆえ、正確な判定は過大要求。調査者の資質、対応能力に差があった。一工夫は評点方式調査とすべきか。
- ③ 違反建築や建物の日常の維持管理を怠っているもので、被害の大きいものが見られた。
- ④ 全・半壊は被害の一側面。これにこだわったことや

奥尻・普賢岳のような過疎地での災害と同視点で行った支援策は不適切。又、各種施策や各機関が市の全半壊判定で全てを律したことも問題。

⑤ このたびの義援金は、まず精神的ショックに対するお見舞いとして被害認定に関係なく人頭割で支給し、その後も、慰問内容とすべきだった。

⑥ 自然災害の被災者の復旧・復興支援は、自立・自助が基本。住家の所有に関係なく支援を行ったが、財産的被害は少なくとも支援は大きいなど慰問的支援や行政依存傾向を生じさせた。又、自立者への支援が次善になり不満を招いた。被害と行政支援のあり方は如何にあるべきかの検証が必要。

⑦ あの混乱期に構築した電子計算機処理の被災台帳システムは画期的であった。等など。

今、あのような災害が起こったら、教訓は生きるだろうか。最後に多くの職員、応援者の協力に感謝。



11節 環境衛生

1. ごみ処理

(1) ごみ収集

震災が発生した1月17日及び18日は、ごみの収集業務を中断し被災者の遺体収容作業に従事した。

地震発生から2日後の1月19日よりごみ収集を再開したが、衛生上の観点から、当面生ごみを含む可燃ごみの収集を行った。その後、不燃ごみの収集も再開したが、通常の5倍を超える発生量に加えて、粗大ごみも多量に排出されて収集は困難を極めた。

収集がはかどらなかつたのは、ごみ量もさることながら道路の陥没や倒壊家屋等による不通箇所などで交通渋滞がひどく、ごみの搬送効率が極度に低下したためであった。このような状況の中で、全国の自治体から支援の動きが活発となり、1月24日から3月1日までの間、43市12町1村9団体から延べ1,188台の収集車と3,400人の応援を得た。

また、夜間収集や日曜日収集を実施するなど、収集の遅れたごみ処理の解消に努めた結果、2月下旬にはほぼ従来の分別収集を行えるようになった。

(2) ごみ処分

施設及びプラント等が損傷した東部総合処理センターは1月20日に、地盤沈下等の被害を受けた西部工場は1月26日に全炉運転を再開した。また、ごみ発生量が焼却能力を超えたため、大阪市、三田市に焼却処理の応援を求めるとともに、1月26日から2月15日までは甲子園浜に仮置きし、可燃・不燃の選別の後、処理を行いながら5月25日にはすべて完了した。

2. し尿収集

震災発生後2日間は被災者の遺体収容作業に従事し、1月19日から避難所等へ仮設トイレの確保に努め、順次設置していった。

仮設トイレは、上下水道の被災により、各戸のトイレが使用できないことなどにより、市内194カ所の避難所以外にも設置した結果、延322カ所に延1,036台となった。

震災直後から中断していた一般のし尿収集は1月23日から再開した。

12節 倒壊家屋等の解体・除去

震災により倒壊した家屋等の解体・除去については、今回の震災の広域性、被害の甚大性から被災地の早期復興に資するため、市が事業主体の国庫補助事業とする政府方針に基づき、平成7年1月30日より市民からの解体申込みの受付を開始した。

解体事業は、市が業者に委託し解体させるもの（市解体）と、所有者が業者を選定して解体施工し、市がその費用を支払うもの（個人解体）の方式により実施した。

また、解体により発生した災害廃棄物のうち、廃木材については、当初、野焼き処理が行われたが、周辺環境への配慮などから平成7年4月末に中止し、その後は、市のごみ焼却施設や他市の協力などによって焼却処分するとともに、良質木材は、合板などの原材料としてリサイクルした。このほか、金属類、土砂、コンクリート類は再利用、混合廃棄物は埋立等によって処分した。

解体処理状況

年度	解体状況（棟）			処理状況（t）	
	木造	鉄筋造	鉄骨造	可燃	不燃
H 6	8,717	43	104	44,000	0
7	7,779	132	221	106,463	694,589
8	263	7	9	144,926	1,087,065
9	34	2	1	1,484	10,753
合計	16,793	184	335	296,873	1,792,407
	17,312			2,089,280	

（単位：千円）

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H 6	2,430,752	1,215,376	1,215,300	0	76
7	27,824,208	13,833,398	13,833,300	15,431	142,079
8	10,786,281	5,355,250	5,355,200	22,319	53,512
9	310,903	153,500	153,500	0	3,903
計	41,352,144	20,557,524	20,557,300	37,750	199,570

「倒壊家屋／甲子園浜仮置場について」

震災直後から2年間、倒壊家屋からの廃材を処分する業務に携わった。倒壊家屋は約1万7千余棟。廃棄物の総量は209万トン。この量は、西宮市で発生する通常のごみ量の11年分を超える量である。しかし、特別の事情で解体が遅れたものを除いて、その全量を2年間で処理し終えることができた。このように処理が短期間で完了したことについては、一つだけの理由というわけではないが、甲子園浜仮置場の果たした役割が大きい。

震災廃棄物の仮置場というのは、単に廃棄物を一時的に置いておくところではない。そこでは、廃棄物を受け入れた後、分別、破碎、選別、焼却などを行った後、最終処分先へ搬出するという、一連の処理を行う場所である。そのため、仮置場の要件の第1は「十分な広さ」である。仮置場が狭いため、仮置場のための仮置場がある、ということでは困るのである。

甲子園浜仮置場は、始めから仮置場として確保されていたものではなく、地震直後、市の下水処理場の拡張用地13haと、甲子園浜浄化センター敷地の一部5ha、あわせて18haを緊急に廃棄物の仮置場にあてたのである。少し後で、兵庫県から隣接の埠頭用地9haの使用が許

環境施設部長（当時倒壊家屋等担当課長）足立 義弘可されたので、合計27ha（甲子園球場の約7倍）が今回の仮置場となった。このように広大な仮置場でも、最初の6カ月間に廃棄物量全体の80%が集中的に搬入されたため、廃棄物は南北400m、東西250m、高さ20mの山になり、仮置場の貯留能力に不安を感じた時期もあった。しかし、平成7年の秋頃から、廃棄物の処理と搬出が軌道に乗り始め、平成8年に入ってから、仮置量がどんどん減っていった。

広さのほかに、甲子園浜の大きな特長は、場内に埠頭があり、震災後も部分的に使用できた点である。船舶による輸送は、道路事情が悪い当時において大量輸送が可能で、沿道への迷惑も軽減できるため、最終処分先の事情が許す限り船舶で搬出することにした。その結果、土砂、コンクリート、木材、金属、混合廃棄物など全搬出量の75%が船舶による運搬となった。海上輸送によって処分は加速され、平成9年1月30日、震災から2年で仮置廃棄物207万5千トンの全量搬出が完了して、甲子園浜仮置場が閉鎖された。（これ以降に解体されたものは少数で、解体現場から最終処分先へ直接搬出した。）

甲子園浜仮置場の問題点としては、湾岸道路とその側

道が被災したため、搬入路が1本となり、大渋滞で搬入車両、沿道住民に迷惑をかけたことや、積み上げた廃棄物の重さに対する地盤強度について、内陸部以上の不安があったことなどがある。しかし、甲子園浜仮置場は、仮置場として最も大切な条件である、広さと埠頭という搬出機能を兼ね備えた稀有な仮置場であった。

震災復興にあたって、倒壊家屋の迅速な処理は最も大

切な第一歩である。そのため、今回、国の方針によって公費による家屋解体が実施され、西宮市においても急速な市街地の整理が実現した。しかし、それが実行できたことについては、「甲子園浜」という巨大な仮置場の存在があったことを忘れてはならない。もし、甲子園浜仮置場が無かったら、西宮市の復興は今よりずっと遅れていたに違いないからである。



13節 応急仮設住宅と入居者の推移

1. 応急仮設住宅の建設

災害救助法に基づく応急仮設住宅は市内の公園、学校教育施設、社会教育施設、公有地、民有地など105カ所に4,901戸建設された。さらに市外にも、西宮市民向けとして大阪市、八尾市、川西市などに計623戸が建設された。

なお、この応急仮設住宅には、身体的、精神的に援助が必要な高齢者や障害者に入居してもらい、適切な福祉サービスを提供する地域型応急仮設住宅194戸も含まれている。

応急仮設住宅設置一覧

市 内			市 外	
公 園	51カ所	2,551戸	川 西 市	197戸
学 校 教 育 施 設	6	285	宝 塚 市	20
社 会 教 育 施 設	2	143	加 古 川 市	15
市 有 地	24	552	大 阪 市	256
国 ・ 公 有 地	14	1,128	八 尾 市	83
民 有 地	8	242	そ の 他	52
計	105	4,901	計	623

2. 応急仮設住宅入居者の推移

応急仮設住宅は平成7年7月に全てが完成し、入居手続きが完了したのは同年8月であった。

入居者の推移を見ると、平成7年10月の市内4,895戸99.9%、市外545戸87.5%をピークとして、平成11年3月末には市内9.1%、市外0.5%まで減少し、同年12月27日をもって入居者は全て退去移転した。

なお、地域型応急仮設住宅は平成10年7月10日に全ての入居者が退去移転している。

応急仮設住宅入居者の推移

年月日	市内仮設住宅	入居率	市外仮設住宅	入居率
H 8.3.31	4,809戸	98.1%	395戸	63.4%
H 9.3.31	4,068	83.0	336	53.9
H10.3.31	2,896	59.1	118	18.9
H11.3.31	448	9.1	3	0.5

平成8年5月31日現在の市内応急仮設住宅入居者の世帯構成をみると、単身世帯が40%、2人世帯が32.7%で合わせて72.7%の多数を占めている。

また、年齢構成をみると世帯主が60才以上の世帯は49.5%に達している。

応急仮設住宅入居者・世帯別・年齢別表

(単位：世帯)

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上	計
世帯主年齢					
～59才	643	618	487	457	2,205
60～69才	445	444	144	43	1,076
70～79才	474	298	53	20	845
80才以上	207	115	24	9	355
回答無し	72	31	6	10	119
計	1,841	1,506	714	539	4,600

(平成8年5月31日現在)

3. 生活環境の整備

応急仮設住宅への入居が進み、生活に慣れるに従い、住環境についての苦情が寄せられるようになったため、全戸を巡回して苦情の聴取に努めた。こうした苦情に対応して、エアコンの設置、雨漏りの補修、すき間風の防止、基礎杭の点検・補修、通路の舗装、庇の設置などの工事や、殺虫剤の散布、消火器の配布、除草、植木剪定などの生活環境整備を行った。

4. ふれあいセンターの設置

応急仮設住宅入居者の交流と、高齢入居者の自立支援及びコミュニティー活動の場を提供するため、平成7年8月から、ふれあいセンターが建設戸数50戸以上の応急仮設住宅団地に設置された。最終的には12カ所設置され、平成11年6月に最後の瓦林ふれあいセンターが閉所するまで、社会福祉協議会や地域団体、仮設住宅入居者が管理運営し入居者のコミュニティー活動等に役立った。

5. 応急仮設住宅の解消

応急仮設住宅が設置されていた公園、運動施設などは本来の機能が果たせない状況が続き、一日も早く応急仮設住宅を撤去し、公園等に原状復旧することが求められていた。

平成9年3月に上甲東2丁目地域型応急仮設住宅24戸を、平成9年度には、愛宕山応急仮設住宅、中浜町応急仮設住宅の2カ所19戸を、平成10年度には、津門大塚町応急仮設住宅など53カ所1,122戸を、平成11年度には、芦原町応急仮設住宅など59カ所3,736戸を解体撤去し、応急仮設住宅の撤去は完了した。

原状復旧も夫々の応急仮設住宅の解体撤去に引き続き着工し、平成8年度1カ所、平成9年度2カ所、平成10年度52カ所、平成11年度53カ所が竣工し、平成12年度には、鳴尾浜臨海公園のテニスコート・駐車場・通路、中央運動公園の野球場及び陸上競技場、厚生年金スポーツセンターのテニスコート・通路の原状復旧を行い、8月末には応急仮設住宅に関する全ての事業が完了した。

「震災を振り返って」

「ガタガタガタ、バリバリバリ、ベキベキー」という音。震災による被災者の苦労は、ここから始まった。

私が仮設住宅担当課長の任に就いたのは平成7年4月1日であった。平成11年末には仮設住宅入居者がゼロとなり、平成12年3月末までには仮設住宅の解体・撤去は終了し、原状復旧も平成12年8月末には完了、最後まで残っていた厚生年金スポーツセンターの供用開始も平成12年10月には実施されることとなった。これで仮設住宅建設用地は、すべて震災前の状況に戻ったこととなり、5年9カ月で全て終了したことになる。

震災時の状況を考えれば、思いのほか速く復旧できたと考えている。

そこで、仮設住宅の建設・入居から仮設住宅の解消までを、4期に分けて振り返ってみたいと思う。

第1期「仮設住宅への入居」の時期

震災後、ただちに仮設住宅建設に取り組むと同時に、仮設住宅への入居募集に取り組み、最終的には、平成7年7月までに4,901戸を建設し、4次にわたって入居募集を行った。

しかしながら、避難所が完全に解消したのは、平成7

文化財課長（当時仮設住宅担当課長）石原 一夫
年9月末にまでずれ込むこととなってしまった。その大きな理由は、①被災者にとっては、被災地に近い仮設住宅に入居したいという希望が強いこと、②もっと待てば、新たに仮設住宅が建設され、希望がかなえられるのではないかと期待感があったものと推測される。

また、避難所には入っていないが、住居が全壊となった人達からは、仮設住宅入居者募集時の避難所優先策や弱者優先策に対する不満も耳にした。

このようなことから、後に誕生した被災者支援金などの施策を速く実施するなど、仮設住宅建設に偏らないよう別の選択肢も考える必要性があったのではないかと感じている。

第2期「仮設住宅住環境の整備と生活支援」の時期

仮設住宅への入居が進み、入居者が多くなってくると、仮設住宅の建付けや団地内の住環境に対する苦情が増加してきた。雨が降ると通路に水溜りができて歩けない、通路を舗装して欲しい、草が生えて蚊や虫が発生して困る、すきま風をなんとかして欲しい、庇を設置して欲しい、暑いのでエアコンを設置して欲しいなどが主な苦情、要望であった。

また、仮設住宅入居者には一人暮らしの人が多くことから、「孤独死」の問題も発生した。このことについては、生活支援アドバイザーを設置するとともに、入居者や民生委員の協力を得て、最大限の措置がされたと考えている。

第3期「仮設住宅の解消」の時期

仮設住宅の解消に向けて、民間賃貸住宅家賃補助制度などの住宅支援策を活用して、退去が進んできたこともあるが、やはり、災害復興公営住宅や面的整備事業による住宅の建設が大きな要因であったと考えている。

本格的に仮設住宅の解消が進んできたのは、平成11年4月に入居が始まった甲子園口6丁目市営住宅への入居が完了してからである。

最も遅い入居（平成11年11月）となる面的整備事業による住宅入居決定者を除く被災者への住宅斡旋は困難を極め、担当者が足繁く仮設住宅を訪問し、説得にあたった。やはりここでも、被災者の元の居住地に帰りたいなどの、それぞれの並々ならぬ思いを痛感させられる結

果となった。

第4期「仮設住宅建設用地の原状復旧」の時期

仮設住宅の解体・撤去、原状復旧は、入居者がゼロになった団地から順次実施し、無理な仮設住宅団地の統廃合を見合わせたことから、混乱なく実施できた。

いずれにしても、国、県の財政支援を得、さらには、関係者の全面的な協力の下、予想以上に速く、原状復旧が出来たと思っている。

最後に

今回の震災を契機として、種々の被災者支援策が制度として確立されました。

今回の震災での仮設住宅にかかわる諸問題を考えますと、こういった支援策が当初から用意されておれば、仮設住宅建設戸数や公営住宅建設戸数も著しく変わっていたのではないかと思います。

しかし、それ以上に、今回のような大震災が二度と起きないことを祈っております。



第2部 復旧・復興の状況等

第2部では、復旧・復興に向けた市の取り組みについて、震災復興計画の体系に従って記載している。本文中の「計画」は震災復興計画の内容であり、データ等は原則として平成11年度末時点で記載している。また、事業費等については、平成11年度までは決算額、平成12年度は予算額を記載している。

1章	市民生活の安定、支援	51
2章	安全で安心できるまちづくり	85
3章	産業の振興	95
4章	魅力ある地域社会の創出	111
5章	環境と調和した、美しいまちづくり	133
6章	市街地の復興	141
7章	行財政運営等	189

1章 市民生活の安定、支援

1節 住宅の確保、再建支援

計画

市民生活の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、県、市、住宅・都市整備公団、県住宅供給公社等の公的事業主体はもとより、民間活力も活用し、震災により失われた大量の住宅を早急に回復する。

*住宅の被災状況

平成5年の住宅統計調査によれば市内の住宅総数は167,830戸であり、そのうち居住者のいる住宅は146,650戸である。

震災による全半壊数は合わせて6万世帯を超え、震災による住宅の減失戸数は31,093戸（公費解体処理件数）である。居住者のいる住宅数を基準にすれば、震災による住宅の減失率は全体で21.2%である。木造住宅の減失戸数は27,341戸であり、減失率にすれば41.3%にも達する甚大な被害を受けた。それに対し鉄骨、鉄筋などの非木造住宅の減失率は4.7%であり地震に対する耐久力の差は歴然としている。

また、平成7年1月1日の市内の固定資産課税家屋の総棟数に占める減失率は21.2%である。

構造別減失状況

構造	総戸数	減失戸数	減失率
木造	66,210戸	27,341戸	41.3%
非木造	80,430	3,752	4.7
計	146,650	31,093	21.2
	総棟数	減失棟数	減失率
	91,274棟	19,317棟	21.2%

注：住宅の総戸数は167,830戸であるが、これには空家が含まれており、木造・非木造の区分ができないため、居住者のいる住宅数146,650戸を用いた。

*市営住宅等の被災状況

市営住宅、公社住宅、改良住宅、計7,361戸が被害を受けた。その数は全管理戸数7,425戸の99%に達した。

特に市営住宅では上ヶ原四番町団地1棟（30戸）、上ヶ原七番町団地2棟（112戸）、上ヶ原八番町団地1棟（30戸）の計4棟172戸が修復不可能となり再建設することとなったほか、改良住宅24A号棟、青木住宅では傾斜修正工事が必要となった。

震災後、直ちに全団地の被害調査を行い、災害復旧の国庫補助事業の認定を受け、団地ごとの被害額の査定を受けた。復旧工事は生活に最も影響のあるライフラインの被害の回復からはじめ、軽微な工事は平成7年夏ごろにはほぼ完了し、再建設工事、基礎補強工事、傾斜修正工事などは平成8年度末に完了した。

（単位：千円）

事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
13,282,233	8,766,181	3,298,500	503,028	714,524

*住宅復興3カ年計画と進捗状況

震災で失われた大量の住宅の早期回復を目的として、平成7年7月に「西宮市住宅復興3カ年計画」を策定した。この計画では災害公営住宅をはじめ、市街地再開発事業などによる再開

系住宅、中堅所得者のための特定優良賃貸住宅、公団公社住宅を含め公的住宅の計画戸数を10,800戸と定めるとともに、民間住宅の再建支援策、まちづくり支援策、開発指導要綱の緩和などを定めた。

公的住宅の計画戸数10,800戸に対し、供給戸数は7,522戸となった。このうち災害公営住宅及び再開発系住宅は、計画戸数を266戸上回り、低廉な住宅供給の確保に努めた。

一方、特定優良賃貸住宅等の中堅所得者層向けの公的住宅については、民間賃貸住宅が大量供給され、それとの競合を避ける必要から供給戸数は計画を下回らざるをえなかった。

年度別供給状況一覧

(単位：戸)

住宅種別	年度	H 7	H 8	H 9	H10	H11	合計	計画目標数
災害公営住宅	市	124	505	562	682		1,873	2,500
	県		143	571			714	
再開発系住宅			30	431	152	166	779	600
災害準公営住宅 (特定優良賃貸住宅)	市		47	228	209		484	1,300
	県		187	595	367	242	1,391	2,000
公団・公社住宅		148	232	552	913	436	2,281	4,400
公的住宅	計	272	1,144	2,939	2,323	844	7,522	10,800

注. 災害公営・再開発系住宅の中には住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）が建設した住宅の借上・買取制度を適用したものを含む。

1 細節 公的賃貸住宅の建設

1. 災害公営住宅等の確保

(1) 型別供給

従来、市営住宅を建設する場合、同じ棟では間取りはすべて同じものとするのが原則であったが、災害公営住宅、再開発系住宅については世帯人員構成に応じた住宅の供給を図るため、1つの棟の中に多様な間取りを取り入れて型別供給を行った。これは、応急仮設住宅入居者には単身世帯、2人世帯が多く、その実態に即した供給が求められ、限られた用地を効率的に活用し戸数の増を図ることが必要であったためである。

種 別	1DK	2DK	3DK・3LDK	計
市 営 住 宅	454	712	707	1,873
県 営 住 宅	128	119	467	714
再開発系住宅	139	301	339	779
計	721	1,132	1,513	3,366

(2) バリアフリー設計とシルバーハウジング

災害公営住宅等は、市営・県営などあわせて3,366戸すべてを、障害のある人や高齢者が安全、快適に生活できるよう床の段差をなくし、トイレ等に手すりを設置するバリアフリー設計としている。さらに、そのうち、市営住宅168戸、県営住宅128戸については、福祉部門と連携したシルバーハウジングとして、安否確認システム、ライフサポートアドバイザーを配置している。これは、市内の市営住宅としてははじめての取り組みとなるものである。

(3) 事業費

公営住宅の市建設は震災前では年100戸程度であったところ、震災による災害公営住宅の供給は3年間で1,873戸であり震災前の6倍を超える戸数となる。

年度	事業費	国庫補助金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	11,867,792	829,197	10,928,363	35,245	74,987
8	10,242,826	4,302,825	5,437,500	70,491	432,010
9	9,716,096	8,041,722	1,367,400	52,658	254,316
10	4,199,761	2,708,482	879,000	198,696	413,583
計	36,026,475	15,882,226	18,612,263	357,090	1,174,896

(4) 募集

募 集 時 期	市営住宅	県営住宅	公団住宅	公社住宅	合 計
H 7. 8 (暫定募集)	165				165
10 (第1次募集)	280	202	326	30	838
H 8. 7 (第2次募集)	190	112	655	30	987
H 9. 2 (第3次募集)	938	53	583	30	1,604
9 (第4次募集)	760	702	721	30	2,213
H10. 4			240		240
H11. 4		209			209
5	203				203
10		227		24	251
11	136				136
H12. 4		139			139

募集時期	市営住宅	県営住宅	公団住宅	公社住宅	合計
H12. 5	131				131
計	2,803	1,644	2,525	144	7,116

(5) 家賃

震災で家財等の資産が消滅し、家賃負担能力が著しく低下した被災者が恒久住宅へ円滑に移行し、生活再建できることが必要である。このため、入居者が無理なく負担できる家賃とするために収入、住宅の規模、立地など新公営住宅法による応能応益家賃の考えから現行家賃を減額することとし低所得者には5年間一層の家賃低減を行うこととした。具体的には、1DKで6,000円台まで減額することとした。

この制度は、災害公営住宅の供給開始から5年間とし、最も早いものは、平成13年9月でうち切られることとなっていた。しかし、全国的な景気低迷による雇用情勢は依然厳しく、特に被災地においてはより深刻なことから、被災者の生活再建にはほど遠いのが現状である。

このことから、県及び被災各市町とともに助成期間の延長、制度の充実について要望を行ってきた結果、現行制度の基準を見直した上でさらに5年間期間を延長する方針が決まった。

減免後の家賃表（新築住宅）

入居者の収入及び住宅の規模・立地に応じて、それぞれ下欄に定める額に減免する。

(単位：円)

年間総収入金額				1DK	2DK	3DK	3LDK
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	45㎡未満	45～60㎡	60～70㎡	70㎡以上
0 ～ 890,000	0 ～ 1,270,000	0 ～ 1,667,999	0 ～ 2,231,999	6,600	8,300	10,800	12,500
890,001 ～ 1,130,000	1,270,001 ～ 1,510,000	1,668,000 ～ 2,031,999	2,232,000 ～ 2,571,999	11,100	13,900	18,000	20,800
1,130,001 ～ 1,370,000	1,510,001 ～ 1,831,999	2,032,000 ～ 2,371,999	2,572,000 ～ 2,915,999	15,500	19,400	25,200	29,100
1,370,001 ～ 1,610,000	1,832,000 ～ 2,171,999	2,372,000 ～ 2,715,999	2,916,000 ～ 3,259,999	19,900	25,000	32,400	37,500
1,610,001 ～ 2,367,999	2,172,000 ～ 2,911,999	2,716,000 ～ 3,451,999	3,260,000 ～ 3,947,999	22,200	27,800	36,100	41,700
2,368,000 ～ 2,883,999	2,912,000 ～ 3,423,999	3,452,000 ～ 3,923,999	3,948,000 ～ 4,395,999	27,000	33,700	43,800	50,600
2,884,000 ～ 3,311,999	3,424,000 ～ 3,823,999	3,924,000 ～ 4,295,999	4,396,000 ～ 4,771,999	31,900	39,900	51,800	59,800
3,312,000 ～ 3,675,999	3,824,000 ～ 4,151,999	4,296,000 ～ 4,627,999	4,772,000 ～ 5,103,999	36,800	46,000	59,800	69,000

注. 山口町を除く全市

※給与所得で所得のある者が1人で特別控除対象者がいない世帯の場合

※現行制度（当初の5年間が対象）による

(6) 管理

災害公営住宅や再開発系住宅の大量供給により、市営住宅管理戸数は平成12年3月末には9,964戸となった。市営住宅の管理は、従来は事業部門別になされており、管理内容、方法も事業ごとに異なっていたところを、平成12年度より、供給のあり方や高齢者への対応なども含め、管理の一元化など管理体制の見直しを図った。

(7) 災害公営住宅等供給一覧

(平成12年3月末現在)

事業主体	団地名	供給戸数	供給時期	備考
災害公営住宅 (市営)	シティハイツ西宮北口	124	H7.10	借上げ
	岡田山	65	8.8	
	樋ノ口町2丁目	155	8.8	
	上ヶ原三番町	12	8.10	
	山口町	24	9.2	
	小松北町1丁目	77	9.3	
	西宮浜4丁目	349	10.3	買取り
	高須町1丁目	400	10.4	
	甲子園口6丁目	282	11.3	
	ルビフィールド 武庫川第2五番街	102	10.3	借上げ
	ルビフィールド 南甲子園	59	10.1	借上げ
	ルビフィールド 西宮丸橋町	52	10.3	借上げ
	上ヶ原四番町(再建設)	30	9.3	
	上ヶ原七番町(再建設)	112	9.3	
上ヶ原八番町(再建設)	30	9.3		
小計		1,873		
災害公営住宅 (県営)	西宮北口高層	143	H9.4	
	西宮樋ノ口町鉄筋	21	9.7	
	西宮浜高層	550	10.4	買取り
小計		714		
再開発系住宅	ルネシティ西宮津門	110	H9.11	借上げ
	高畑町	200	10.3	
	薬師町	55	10.3	
	弓場町第1	36	9.10	
	弓場町第2	30	11.3	
	神明1号館	30	9.6	
	神明2号館	152	10.12	
	神明3号館	30	10.3	
	津田町	67	11.11	
	中殿町	69	11.9	
小計		779		

注. 借上げ・買取りはいずれも住宅・都市整備公団(現都市基盤整備公団)建設住宅を借上げ、買取りしたもの

2. 特定優良賃貸住宅の供給

特定優良賃貸住宅は、住宅復興3カ年計画で災害復興準公営住宅として位置づけられ、主として中堅所得者層に対して良質な賃貸住宅を供給するために、国の特定優良賃貸住宅供給促進事業等を活用して供給されるもので、民間の土地所有者等の協力を得て、西宮タイアップ住宅(西宮市)20団地(484戸)、兵庫県民住宅(兵庫県)51団地(1,391戸)、合計71団地(1,875戸)を供給した。

入居募集に際しては住宅を失った被災者に対し優先入居を行った。また被災者に対しては通常制度による家賃補助に加え平成8年度～11年度まで家賃補助の増額を行った。

.....

「災害公営住宅に入居して今思うこと」

災害公営住宅入居者 栗脇 勝幸

私は上大市一丁目で全壊、二階の部屋でタンスの下敷きになって起き上がるのに十分位かかった。表に出てみると一面大変な状況が目映ってきた。新幹線の高架は横に倒れ落ち、すさまじい光景が目前に表われた。周辺の住宅はほぼ全壊している。私の家族は五人全員が軽い打撲で済んだ。その日の二時頃甲東小学校に行くと、もう人、人、人で一杯で、少しばかりの通路近くに二人分のスペースを確保し一夜を過ごした。翌朝友人が教室内に二人分が空くと教えてくれたのですぐに移ることにした。教室は特別学級の教室で、新しく清潔であった。ここも満員で毛布を敷くのも大変であり、当分の住まいだと思うと少し不安になった。学校では全国から送られた毛布を頂き、にぎりめしの配分もあり、冷たく固かったがおいしく思った。市役所の関係者、学校の先生、ボランティアの皆さんが協力的に物資や薬品の取扱など手際よく連携して活動されていた。

1月23日応急仮設住宅の入居の一次の申し込みがあった。申し込んだら抽選に当たり、同じ教室でこれまで生活してきた仲間5世帯が鳴尾浜臨海公園野球場内仮設に決まった。3月15日に仮設住宅に入居した。これで何とか少しでもプライバシーの守れる生活ができると思うと嬉しくなった。今までは同じ状況下での生活で特に気にもしていなかったが、仮設での生活には少しずつ各家庭の個性も出てきて問題も起きるようになった。移った当時は教室での延長の気分もあって気安く他人の家に入出入りしていたが、生活習慣の違いや物の考え方も違う人間の集まりで当然だが意見が対立したり中傷したり極めて下劣な内容の話であったりして何軒かの家族は別の仮設に引っ越しされた。この様な事もあり、何とか住民の話し合える場所づくりを、と誰となく話が持ち上がり、自治会を作ろうというこ

とになった。9月9日に県立総合体育館にて住民総会を開催、役員を決定、住民同士の融和を図ると同時に行政との連絡に努めることとした。その後間もなく仮設内にふれあいセンターもできた。センターの運営は主に武庫川団地自治会民生委員の方々を中心になって協力的に運営され、仮設自治会からは会長、副会長が役員として運営に参加し、いろいろと学ぶことも多かった。

平成10年3月28日、県営西宮浜高層住宅に入居しようやく落ち着いた環境で生活がスタートし、仕事に励んでいた10月頃、市と公社から、自治会ができていない、何とか協力してほしい、と頼まれた。そこで住民の意見を聞く場を作ったが、自治会総会までに至らなかった。問題点をあげると①高齢で病弱の方が多く②個人に対するデタラメな内容の中傷のため善良な市民も嫌気が差し協力してもらえない、など。

一方、行政の自治会に対する考え方に問題点もある。高層住宅での共益費の取り扱い一つ考えても共益費の徴収や管理を自治会に任せているが、自治会内で問題が起きている現実を知ってほしい。行政も改善できるところから取り組んでほしい、また解決に向かって検討してほしい。最も阻んでいるのは国地方行政の制度や規制で、今後どうあるべきか考える時だ。

生活面では年金生活の方が多く、震災特例で家賃が減額されているがこれが切れた以後の生活が大変な状況になる、特例の延長を切望している。また、団地周辺に娯楽施設もなく買い物も不便、緑も少ないので公園と憩いの場所を作ってほしい。最後をお願いとして一日も早く住宅再建支援制度を実現させてほしい。政治は何を考えているのか、被災者の訴えに答えよ、と願っている毎日である。

2 細節 民間住宅の復興支援

1. 融資制度

災害公営住宅などの供給のほかに、被災した民間住宅の復興を支援するため、平成7年3月に西宮市個人住宅資金融資あっせん特例制度をスタートし、その後、融資限度額の引き上げ、利率の引き下げ、バリアフリー住宅などへの割増融資の実施など制度の改善を行ってきた。

また、受付期限についても、当初、平成10年3月31日までとしていたものを、延長を重ね平成14年3月31日までとした。

このほか、被災した住宅を補修、増改築する場合を対象とする西宮市住宅整備資金融資あっせん特例制度も平成7年3月に実施を始め、平成7年10月には被災者用の賃貸住宅の建設促進と入居支援を図る西宮市民間賃貸住宅資金融資あっせん制度、被災学生用の賃貸住宅の復旧支援を図る西宮市被災学生用住宅再建支援融資あっせん制度を各々開始した。

加えて、平成9年5月には住宅ローンの利用が困難な高齢者の自己の不動産の担保力を前提とした住宅の再建を支援する、西宮市高齢者住宅資金融資あっせん特別制度を始めるなど相次いで制度を創設し、民間住宅の再建支援を図ってきた。

制度名	融資等要件	融資等限度額	返済期間	融資等利率
住宅金融公庫 災害復興住宅 融資	災害により被害を受けた住宅の所有者が自ら居住するための住宅で基準に合致するものの建設、購入 申込期間 (H7.5.1~14.3.31)	非木造 1,160万円 木造 1,100万円	35年以内	1.70 %
	災害により被害を受けた住宅の所有者が自ら居住するための住宅で基準に合致するものの補修 申込期間 (H7.5.1~14.3.31)	非木造 640万円 木造 590万円	20年以内	1.70 %
	被災地域において新たな被災者向けファミリー賃貸住宅の建設 申込期間 (H7.5.1~14.3.31)	非木造1,160万円/戸	35年以内	1.70 %
	被災地域において新たな学生向け独身世帯用賃貸住宅の建設 申込期間 (H7.5.1~14.3.31)	非木造1,160万円/戸	35年以内	1.70 %
ひょうご県民 住宅復興ロー ン	被災し兵庫県内で住宅を建設または購入、もしくは県内の持家の補修 申込期間 (H7.5.1~14.3.31)	800万円	25年以内	1.70 %
西宮市個人住 宅資金融資あ っせん特例	被災者が市内で自ら居住する住宅を建設または購入 申込期間 (H7.3.15~14.3.31)	1,500万円	25年以内	2.9 %
西宮市住宅整 備資金融資あ っせん特例	被災者が市内の自ら居住する住宅を補修、増改築 申込期間 (H7.3.15~14.3.31)	600万円	10年以内	2.5 %
西宮市民間賃 貸住宅資金融 資あっせん	市内で被災者用賃貸住宅を建設 申込期間 (H7.10.1~10.3.31)	1 億円 (800万円/戸)	25年以内	3.0 %

制度名	融資等要件	融資等限度額	返済期間	融資等利率
西宮市被災学生用住宅再建支援融資あっせん	市内で被災学生用の賃貸住宅を建設 申込期間（H7.10.1～10.3.31）	1億円 （300万円/戸）	25年以内	3.0%
西宮市高齢者住宅資金融資あっせん特別制度	65才以上の被災者が自己の不動産の処分を前提に住宅を再建 申込期間（H9.5.12～14.3.31）	1,500万円	25年以内	3.5%
住宅資金等貸付	同和地区の被災者が住宅を新築、宅地取得、住宅改修 申込期間（H7.4.1～9.3.31）	住宅新築 990万円 宅地取得 730万円 住宅改修 490万円	25年以内	3.3%

注. 融資限度額、融資利率などは平成13年3月1日現在
平成13年度の窓口受付期間は平成14年3月29日まで（以下同）

2. 利子補給等

（1）利子補給等の制度

被災住宅の復興に対する利子補給制度については、阪神・淡路大震災復興基金の事業として平成7年7月に受付を開始し、その後対象範囲が拡大された。

被災した高齢者が融資を受けずに自己資金を取崩し、住宅を再建した場合に、基金で支援する高齢者住宅再建支援事業補助制度を、平成10年2月から実施し、平成14年3月31日まで受付期間が延長されている。

（2）家賃補助制度

阪神・淡路大震災復興基金を実施主体とし、県下各市町が窓口となっている民間賃貸住宅家賃負担軽減事業は、震災によって住宅を失った被災者が民間賃貸住宅に入居した場合に家賃の初期負担の軽減を目的として、平成8年10月に事業を始めたもので、当初平成11年度までの4年間の家賃補助を行なう予定で開始した。

その後、面積要件及び設備要件を撤廃し、県外の民間賃貸住宅も補助対象に加え、補助額も年次的に減額するところを平成11年度末までは月額30,000円を限度として一定とし、補助の受付期間を平成11年度末まで、補助期間も平成12年度末まで各々延長を行なった。

また、平成12年4月には補助金の額について月額20,000円を限度に拡充するとともに補助期間を1年間延長し、平成13年度は月額10,000円を限度として補助することとなった。

なお、平成14年度以降については、一定以下の所得の世帯を対象に、補助額を月額10,000円を限度として平成17年度までの4年間の延長を行う予定である。

制 度	要 件	利子補給又は補助の期間
被災者住宅再建購入支援事業補助 縣市単独住宅資金融資利子補給 申込期間（H7.7.1～H14.3.31）	被災者向けの住宅資金融資を受け新たに住宅を再建購入する被災者で一定の条件に合致する場合	融資残高に対し5年間（公庫等2.5%以内、県・市1.65%民間1.925%以内）面的整備事業等区域内は6～10年間もあり
被災マンション建替支援利子補給 申込期間（H7.7.1～H14.3.31）	住宅金融公庫（以下「公庫」という）の災害復興資金融資等を受け被災した分譲マンションを再建する場合	融資残高に対し5年間（公庫等2.5%以内、民間1.925%以内）6～10年間（公庫等1%、民間0.5%）

制 度	要 件	利子補給又は補助の期間
大規模住宅補修利子補給 申込期間（H8.10.1～H12.3.31）	大規模住宅補修を受けるため、被災者向け住宅融資を500万円以上借入れた場合	融資残高に対し5年間（公庫等2.5%以内、県・市1.65%以内、民間1.925%以内）
被災マンション共用部分補修支援利子補給 申込期間（H7.12.1～H12.3.31）	公庫の災害復興住宅資金融資（借入額が100万円/戸以上のものに限る）を受け、被災分譲マンションの共用部分の補修を行う管理組合等に対し利子補給	融資残高（限度額830万円/戸）に対し、当初5年間2.5%以内、6～10年1%
被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給 申込期間（H7.11.1～H12.3.31）	公庫から建設資金を受け、被災地域において新たに被災者向けファミリー賃貸住宅を供給する事業者に対し利子補給	融資残高（限度額有）に対し5年間1%
住宅債務償還特別対策助成事業（二重ローン対策事業） 申込期間（H7.12.1～H14.3.31）	被災時に住宅ローンの未償還残高があり再建のため新たにローンを利用した人で一定の条件を満たす場合	ローンの残高に対し5年間（新規住宅ローン残高の3%又は既住宅ローンの残高に年取による区分に定める額のいずれか低い額）
高齢者特別融資利子補給 申込期間（H9.2.1～H14.3.31）	高齢者向け特別融資（不動産活用型）を受け住宅を再建した被災者で一定の条件に合致する場合	融資残高に対し10年間3.0%
高齢者住宅再建支援事業 申込期間（H10.2.1～H14.3.31）	被災した高齢者が融資を受けずに自己資金を取崩し、自らが居住するための住宅を建設・購入または大規模な補修を行った場合補助する	建設・購入 57万円が限度 補修 29万円が限度
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 申込期間（H8.10.1～H12.3.31）	震災で住宅を滅失した被災者が民間賃貸住宅等に入居した場合の家賃を軽減する。収入制限あり。	限度額（月額） 平成11年度まで 3万円 平成12年度 2万円 平成13年度 1万円 ※補助期間について延長予定
民間賃貸住宅資金融資利子補給及び家賃助成制度（西宮市） 申込期間（H7.10.1～H10.3.31）	・利子補給 被災した高齢者等が入居した場合、所有者に利子補給する ・家賃助成 被災した低所得者が入居した場合、家賃助成をする	・利子補給 融資残高に対し5年間2% ・家賃助成 初年度3万円（2年目以降10%ずつ減少）10年間

3. 市の住宅再建資金融資あっせん等の実行件数

上記制度のうち市の制度（市が受付し阪神・淡路大震災復興基金に経由したものを含む）の実行件数は表のとおりである。

制度 \ 年度	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	計
個人住宅資金融資（特例）	11件 141,000	971件 11,243,000	1,436件 18,040,000	1,030件 13,700,700	463件 5,662,000	212件 2,631,200	4,123件 51,417,900
住宅整備資金融資（特例）		638件 2,594,240	109件 454,100	44件 206,500	7件 31,000	0件 0	798件 3,285,840

制度	年度	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	計
民間賃貸住宅 資金融資			6件 36戸 260,000	8件 33戸 242,200	10件 57戸 406,000	1件 2戸 16,000	— —	25件 128戸 924,200
被災学生用住宅 再建支援融資			1件 10戸 30,000	2件 17戸 51,000	2件 27戸 81,000	0 0	— —	5件 54戸 162,000
高齢者住宅資金 融資					3件 31,000	3件 45,000	1件 10,000	7件 86,000
高齢者住宅再建 支援事業					建設・購入 549件 補修 183件 計 732件	建設・購入 513件 補修 222件 計 735件	建設・購入 216件 補修 82件 計 298件	建設・購入 1,278件 補修 487件 計 1,765件
民間賃貸住宅家 賃負担軽減事業				市内 1,230件 県外 0件 計 1,230件	市内 1,110件 県外 378件 計 1,488件	市内 710件 県外 156件 計 866件	市内 357件 県外 84件 計 441件	市内 3,407件 県外 618件 計 4,025件
住宅資金等貸付			新築 26件 宅地取得 2件 住宅改修14件	新築 12件 宅地取得 0件 住宅改修 0件				新築 38件 宅地取得 2件 住宅改修14件

市融資関係事業費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	県補助金	起 債	一般財源
H 7	1,631,842	79,705	0	238,900	1,313,237
8	1,894,606	29,807	0	89,300	1,775,499
9	1,981,900	0	0	0	1,981,900
10	2,003,500	0	0	0	2,003,500
11	1,821,900	0	0	0	1,821,900
計	9,333,748	109,512	0	328,200	8,896,036

「個人住宅の再建支援」

災害援護管理室担当課長補佐(当時住宅計画課係長)前田 利男

平成7年1月17日未明、突然の大きな音、揺れと妻の悲鳴に起こされるのと同時に、寝ている2人の子どもの上に本棚が倒れていくのが見えた。さいわい冬だったのでフトンがクッションになりけがもなく無事だった。当時、私は西宮市立中央病院事務局に勤務で、しばらくの間は亡くなられた方や、けがをされた方の搬送、建物の応急修理、水の確保などに追われる毎日だった。医療機関ということで優先的に支援が施されたおかげで電気・ガス・水道等ライフラインの復旧は、市内でも一番早い方だったように記憶している。

それから1年余、住宅計画課に配属となり個人住宅の再建・購入及び補修等の資金融資を金融機関にあっせんする仕事になった。同じフロアに仮設住宅関連の仮設住宅対策室、公営住宅関連の住宅管理課、住宅建設課があり、震災で家を失った人たちが連日つめかけ、職員が総出で大忙しの毎日であった。

西宮市の住宅融資あっせん制度は、震災以前から実施していたが、家を失って再建が必要な人や、補修が必要な人たちのために、従前の制度より融資利率を低く抑え、融資条件もできるだけ緩和する方向で協議され、平成7年3月から個人住宅資金融資あっせん特例

制度(建築、購入)、住宅整備資金融資あっせん特例制度(補修)としてスタートした。初めのうちは、融資を受けようとする人たちが大勢来られたので、10人程度集まったところで融資の案内の説明をまとめて行っていたと聞いた。住宅融資の窓口としては考えられない光景である。多くの人たちが震災からの早期の立ち直りを求めておられたのであろう。

住宅復興関連の公的融資については、他にも住宅金融公庫の災害復興住宅融資、県民住宅復興ローンなどの制度があったが、西宮市の制度はその補完的役割を十分果たしたように思う。また、西宮市以外の公的住宅災害復興融資については条件として全壊・半壊、または被災の程度が1/2以上であることの認定書を求めたりしていたが、西宮市はそれらの条件を付さず、一部損壊以上であれば誰でも特例融資を受けることができるようにしていたのが、非常に多くの人たちに利用していただけた要因だと思う。これらは、震災直後、西宮市住宅融資あっせん特例制度の立ち上げに携わった前任者の方々と、それに積極的にご協力いただいた金融機関担当者の方々の努力の賜物と思う。

4. 開発事業に関する指導要綱等の規制緩和

阪神・淡路大震災によって、生活の基盤となる住宅に甚大な被害がもたらされた。住宅の復興が緊急課題であることから、公営住宅の建設を進めるとともに民間住宅の供給を促進し、まちの活性化を図る措置が必要となった。

このため、開発事業に関する指導要綱、小規模住宅等指導要綱の規制を緩和することとし、平成7年8月1日から次のとおり両要綱の規定を改正した。

開発事業に関する指導要綱においては、公営住宅並びに住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）が行う住宅建築（民営賃貸用特定分譲住宅制度によるものを除く。）及び兵庫県住宅供給公社が行う住宅の建築については、適用を排し、また、開発整備協力金及び集合住宅の建築戸数規制を廃止した。さらに、公園・緑地の整備基準についても公園提供を必要とする面積基準を引き上げるなど見直しを行った。

小規模住宅等指導要綱においては、集合住宅及び長屋住宅に係る建築戸数制限を廃止した。

5. 西宮・復興住宅メッセ

狭小または未接道敷地での住宅再建のほか、耐震・耐火などに優れた住宅の新築、建替え、協調化・共同化建替え、アパートの再建、土地活用など市民の住宅復興を支援するため、兵庫県西宮総合住宅相談所と協力し、住まいづくりからまちづくりまでの総合的な住宅情報拠点として、平成7年12月に西宮北口駅近傍に西宮・復興住宅メッセを開設し平成10年3月まで業務を行った。当メッセは、相談から設計、施工、完成までを、協賛企業（8社＋4JV）の協力のもとに行い、西宮市、阪急電鉄（会場敷地及びメッセ建物所有）及びコンサルタントの3者で構成された西宮・復興住宅メッセ運営委員会によって運営され、この運営費は本市からの委託業務費（会場借上げ費に充当）のほか、協賛企業からの参加一時金及び運営協賛金によった。

来場者…2,928組（月平均104組）

来場目的別内訳	
融資相談	1,174組
戸建住宅	1,039
モデルハウス見学	291
土地活用・集合住宅	70
その他	354

実績

	建築相談件数	計画案提出件数	見積依頼件数	契約成立件数
戸建住宅	229件	128件	38件	10件
土地活用・集合住宅	70	35	15	5
西宮HOPE住宅モデルハウスの建設・展示 (展示期間：H9.3.20～H9.12.26 展示場所：安井町4-37)				

6. 民間住宅の建設状況

震災から平成12年3月31日までの建築確認戸数は51,950戸であり、震災による市内の住宅減失戸数を2万戸上回っている。この数は市内の震災前の建築確認戸数の年平均4,000戸に比べ2.5倍に達する。

建築確認戸数を年度別に見ると、専用住宅は震災から平成8年3月31日までで7,212戸、そのうち申請手数料を減免された被災分は5,657戸で、全体の78%を占めていたが、平成8年度では前年の半分以上（6,754戸から3,024戸）であり、特に被災分については4分の1以下（5,404戸から1,214戸）となり戸建住宅の再建の速さを物語っているといえる。平成11年度では、平成7年度の26%（6,754戸から1,798戸）、被災分については6%（5,404戸から318戸）と平成7年度をピークに大きく減少してきている。

一方共同・長屋住宅では、震災から平成8年3月31日までの建築確認戸数は10,780戸に達し、そのうち被災分は、4,354戸で40%にすぎない。また、平成8年度には前年度を上回る11,219戸（うち被災2,889戸、26%）に達したが、平成11年度では平成8年度の38%（11,219戸から4,266戸）、被災分については3%（2,889戸から89戸）となり、共同・長屋住宅についても専用住宅と同様に平成8年度をピークに大きく減少してきている。

この5年間で建築確認戸数全体とすれば、専用住宅15,869戸（うち被災8,076戸、51%）、共同長屋住宅35,504戸（うち被災8,002戸、23%）となり、専用住宅は被災住宅の再建が中心であったが、共同・長屋住宅では被災以外の新築マンションの大量供給となっている。

建築確認申請に基づく住宅建設予定戸数（地震から平成12年3月末現在）

（単位：戸）

年度	専用住宅		併用住宅		共同・長屋		計		内、賃貸マンション戸数
	全体	被災分	全体	被災分	全体	被災分	全体	被災分	
H 6	458	253	21	15	333	67	812	335	288
7	6,754	5,404	285	237	10,447	4,287	17,486	9,928	7,144
8	3,024	1,214	127	64	11,219	2,889	14,370	4,167	5,101
9	2,009	480	88	38	6,409	419	8,506	937	3,288
10	1,826	407	38	10	2,830	251	4,694	668	1,375
11	1,798	318	18	5	4,266	89	6,082	412	1,506
計	15,869	8,076	577	369	35,504	8,002	51,950	16,447	18,702

図1 住宅総数の推移

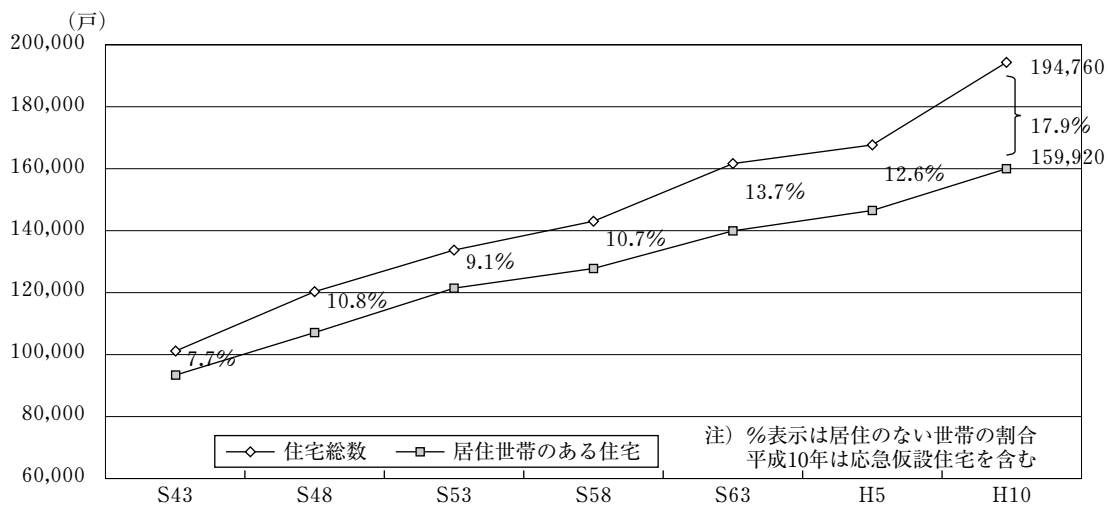
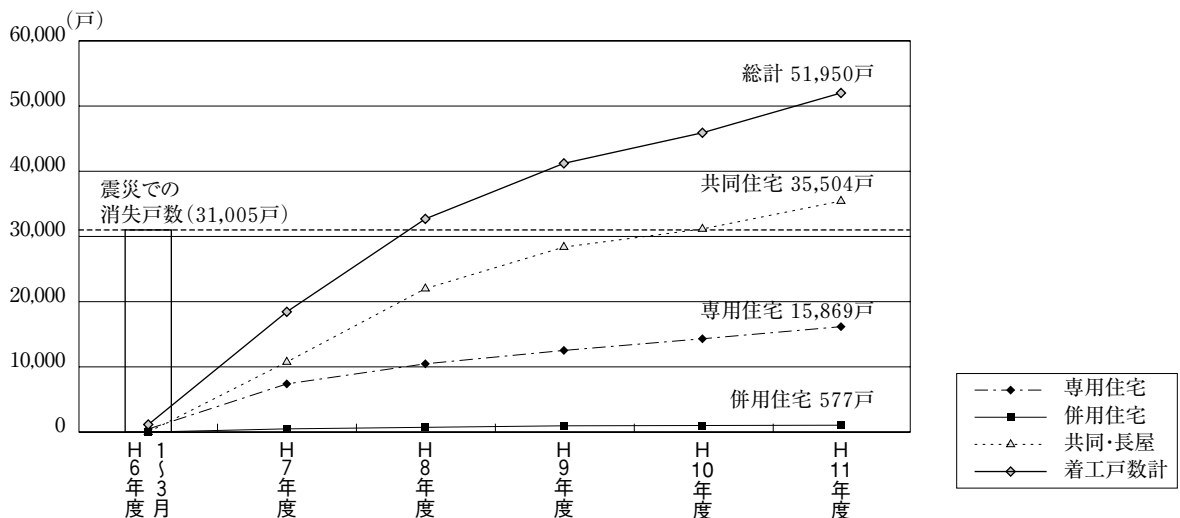


図2 震災による滅失と着工の状況



2 節 福祉・保健・医療の充実

* 福祉施設の被災状況

施設等名称		主な損壊箇所・被災状況
高齢者福祉施設	養護老人ホーム寿園	園庭・駐車場の地盤陥没、受水槽・冷暖房設備等損壊他
	軽費老人ホーム雅楽荘	外壁クラック、食堂内壁破損・床沈下、風呂ボイラー等破損
	鳴尾老人福祉センター	ネットフェンス・門扉・空調設備破損他
障害者・児福祉施設	知的障害児通園施設 北山学園	入口・玄関陥没、療育棟犬走り陥没他
	身体障害者福祉センター (A型)	外構タイルクラック、地盤沈下に伴う排水設備損傷他
	知的障害者通所更生施設 いずみ園	壁タイル欠損、建具破損等
	知的障害者小規模作業所 すずかけ第3作業所	水道管破損
児童福祉施設	鳴尾東保育所	液状化現象による一部沈下、外壁等亀裂、備品倒壊他
	その他保育所	外壁等亀裂、給排水管破損、備品倒壊他
	児童館	玄関扉等破損(鳴尾)、玄関階段踊場破損(浜脇)
	児童センター	エアコン倒壊(大社)、外構破損(高須)、倉庫扉破損(塩瀬)
	大社育成センター	建物傾斜、外構破損(全壊)
	その他育成センター	漏水(樋ノ口・平木)、階段破損(北夙川)

* 医療機関の被災状況

① 市内の医療機関

区分	被災時の医療機関の状況		被災した医療機関の数		被災により入院機能停止となった病院の病床数
	施設数	病床数	全壊	半壊	
公的病院	2	706	0	0	0
民間病院	20	4,497	1	3	116
一般診療所	354	-	27	58	-
歯科診療所	217	-	17	23	-

② 市立中央病院

震災直後に電気、ガス、水道等のライフラインが途絶し、入院患者と次々に運び込まれる多くの救急患者の対応で大混乱を呈した。しかし、被災当日に入院していた患者204人は当直の医師3人、看護婦15人など22人の当直職員と、急ぎ駆け付けた医師らによる適切な処置により死者・負傷者等の人的被害はなかった。

建物は、各階の壁すべてにクラックが走り、随所で壁の崩落や床の亀裂、窓ガラスの破損を生じた。院内の棚、保管庫はほとんど倒れ、手術室、外来診察室でも診療器具が破損散乱した。また、中央処置室、MRI棟では一部地盤が陥没したため配管類も損傷した。

設備面では、エレベーター3基が使用不能になり、カルテ等保管用スタックランナー等が倒壊により損傷したが、MRI、CT等医療機器に被害はなかった。

震災で被災したライフラインのうち、電気は1月17日の午前9時30分に復旧、ガスも1月中に回復し、高架水槽、給排水管等の応急復旧工事により水道も2月3日に回復し、ライフラインは完全復旧した。

これにより、院内の各配管類の点検を行い、2月3日から給水、給湯も再開、また2月9日から手術室も使用可能になり、病院機能が回復し平常どおりの診療態勢が整った。

建物、設備面の修理・復旧は、平成6年度にエレベーター3基の復旧及びカルテ保管用スタックランナー等の修理、中央処置室及びMRI棟の地盤陥没箇所の補修、高架水槽の取替工事を、平成7年度に建物損傷部分の壁、床等の補修及び塗装替え等の復旧工事を完了した。

なお、高架水槽取替え工事、一般空調系統他冷温水管更生工事、建物損傷部分の壁や床の亀裂補修は、「阪神淡路大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律」の対象事業として、国の災害復旧事業の採択を受け実施した。

震災時における救急患者の受け入れ (単位：人)

年 月 日	救急患者数	うち入院患者数
H7.1.17～1.31	2,422	178
2.1～2.28	995	148
3.1～3.31	1,171	104
計	4,588	430

復旧事業費 (単位：千円)

内 容	事業費	企業債	国庫補助金	一般財源
平成6年度 高架水槽取替、エレベータ復旧工事等	38,315	4,600	17,281	16,434
平成7年度 建物内部壁、床等復旧工事費等	168,251	35,200	102,584	30,467
合 計	206,566	39,800	119,865	46,901

1 細節 福祉ニーズへの対応

1. 地域福祉活動の推進

震災発生直後から、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協力を得ながら、ホームヘルパー派遣世帯、訪問指導対象者などの福祉サービス受給者、福祉施設および入所者、高齢者、障害のある人などの安否確認や被災状況把握に努めた。また、車イスの緊急貸出、入浴サービスなどの日常生活への援助、緊急ショートステイの実施、病院への移送・入院、ホームヘルパーの派遣、在宅の要援護者に対する生活物資の配布などの支援活動を実施した。

震災を契機として、互いに支え合い、助け合うコミュニティの重要性が認識され、近隣住民および自治会や婦人会・老人クラブなどの地域諸団体の見守りや助け合いなど、日常のコミュニティ活動がますます重要となってきた。

また、何らかの援助を必要とする人たちが、仮設住宅から災害公営住宅への転居や自宅の再建などにより新しい地域社会で自立した生活を営むには、公的なサービスとともに、地域での見守りや助け合いなどの福祉活動による支援が重要である。

さらに、地域住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることにより、それぞれ個性のある地域に根ざした地域福祉の形成を推進していく。

(1) 震災後の重度障害者・高齢者の生活状況調査（実施期間 平成7年3月1日～15日）

平成7年3月に、在宅の高齢者・障害のある人の生活状況の把握と適切な対応を図るため、社会福祉協議会と福祉局が連携し、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得て、重度障害者3,944名、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等5,076名の生活状況調査を実施した。

緊急対策を必要とするケースに対しては早急に対応を図るとともに、可能な範囲でボランティア派遣公的サービスや情報の提供等を行った。調査した対象者の中で高齢者36件、障害のある人36件、合計72件に緊急対応が必要であった。他方、緊急度のやや低いケース、継続的な見守りが必要なケースは、高齢者262件、障害のある人322件の計584件であった。特に、高齢者262件のうち、184件がひとり暮らしの世帯であった。

(単位：人、%)

区分	対象人員	家族			介護者			居住状況							
		有	独居	空	有	無	空	自宅	避難所	施設	知人親戚	病院	仮設	その他	空
高齢者	5,076	14.0	54.8	31.3	17.7	26.3	56.0	54.6	2.2	0.8	16.8	4.0	0.5	3.9	17.1
重度障害者	3,944	68.0	6.7	25.3	53.8	12.1	34.2	61.2	1.6	1.3	8.0	8.7	0.7	4.0	14.5

区分	対象人員	困りごと						身体状況				ボランティアの援助			緊急	要チェック
		住宅	経済	ライン	ケガ 病気	マンパワー	その他	変わらない	やや悪くなった	悪くなった	空	有	無	空		
高齢者	5,076	4.3	1.3	2.9	5.2	3.2	3.2	45.6	10.9	3.9	39.6	4.8	42.7	52.5	0.7	5.2
重度障害者	3,944	3.6	1.7	3.6	3.2	4.6	6.3	47.1	12.7	5.1	35.2	4.9	46.7	48.4	0.9	8.2

(2) 地域型応急仮設住宅への介護員等の派遣事業

地域型応急仮設住宅9棟に介護員や看護婦などを派遣し、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害のある人に、身体介助サービスの提供や生活相談に応じるなど生活の支援を行った。ピーク時143人が入居していたが、自宅再建や災害公営住宅への入居などで平成10年7月10日には全員が退去し、事業を終了した。

同事業の実施により、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害のある人の安否の確認ならびに孤独の解消などの成果があった。

地域型応急仮設住宅一覧表

場 所	開 所 日	入居可能戸数
川 添 町	H7. 6. 1	6戸
学文殿町2丁目	7. 6. 1	12
上 田 西 町	7. 6. 10	19
甲子園浦風町	7. 6. 10	19
東 町 2 丁 目	7. 6. 10	19
羽 衣 町	7. 6. 10	23
甲子園7番町	7. 7. 1	19
北 口 町	7. 7. 1	23
松 生 町	7. 11. 10	23
計		163戸

(3) ふれあいセンターの設置

ふれあい交流を通じ、高齢者等の心身のケアを行い、自立支援及びコミュニティ形成の場等を提供するため、ふれあいセンターを50戸以上の応急仮設住宅建設地に設置した。

ふれあいセンターは、12カ所設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員はじめ地域団体、仮設住宅入居者により構成された管理運営委員会が管理運営を行い、仮設住宅入居者のコミュニティ活動に利用された。

平成10年10月1日からは、仮設住宅解消計画及び仮設住宅入居者の災害復興住宅への転居状況や実際の入居状況等の整合性を図り、又、各ふれあいセンター管理運営委員会とも十分協議しつつ、ふれあいセンターを閉所していった。

ふれあいセンター一覧

名 称	所 在 地	開所日	閉所日
瓦林ふれあいセンター	西宮市上甲子園3丁目7	H 7.8.16	H11.6.30
枝川Aふれあいセンター	〃 枝川町20	H 7.8.27	H11.6.30
枝川Bふれあいセンター	〃 枝川町20	H 7.8.27	H11.3.31
名塩ふれあいセンター	〃 東山台3丁目44	H 7.9.10	H11.3.31
鳴尾浜ふれあいセンター	〃 鳴尾浜1丁目5	H 7.9.16	H11.3.31
西宮浜ふれあいセンター	〃 西宮浜3丁目浜	H 7.9.24	H11.6.30
河原町ふれあいセンター	〃 河原町57	H 7.10.18	H11.6.30
高須町ふれあいセンター	〃 高須町2丁目1	H 8.1.29	H11.3.31
川添町ふれあいセンター	〃 川添町6	H 8.10.16	H11.3.15
芦原地区ふれあいセンター	〃 神祇官町2-3	H 9.1.9	H11.6.30
高畑町ふれあいセンター	〃 高畑町2-69	H 9.7.7	H11.1.22
能登町ふれあいセンター	〃 能登町14-16	H 9.8.1	H11.3.15

(4) 民生委員・児童委員の増員と活動促進

震災発生時、民生委員・児童委員は、高齢者や障害のある人などの安否確認や被災状況把握に努めた。震災時の友愛訪問や見守り活動の件数は、前年度の6万件に比べ、9万7千件と3万件以上増加した。

また、応急仮設住宅に居住する高齢者や障害のある人などの相談や生活支援など、震災による要援護者の生活安定のため、平成7年8月1日付で6名、同年12月1日付で15名、合計21名を増員し、総数613名の体制により、行政機関との連携を保ちつつ、被災住民の見守り活動や支援活動を行った。

さらに、応急仮設住宅から災害公営住宅への転居や西宮浜マリナパークシティのまちびらきなどに対応するため、平成10年12月1日付で44名を増員し、災害公営住宅における高齢者や障害のある人などへの見守りや友愛訪問などの支援活動の充実を図った。

今後は、日頃から見守りや安否確認を必要とする高齢者等の実態把握を行うほか、民生委員・児童委員を中心に、災害時や緊急時のそれぞれの場合に応じた地域での安心（見守り）ネットワークづく

りを推進するとともに、個人情報保護に配慮した上で、消防・防災など関係機関との情報連携に取り組む。

(5) 生活復興相談員事業

応急仮設住宅等から災害公営住宅等へ移転した被災者を支援するために、兵庫県が制度化した「生活支援マネジメントシステム」の一環として、平成9年11月より生活復興相談員による訪問活動を展開した。災害公営住宅等を個別訪問することにより、被災者の生活再建のための具体的な相談や生活支援のための情報提供、関係機関等との連絡調整などを行っている。

(6) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）における生活援助員派遣事業

災害公営住宅のうち市営住宅168戸、県営住宅128戸については、福祉と住宅担当部門が連携し、緊急通報システムや安否確認システムを組み込んだ高齢者世話付き住宅として整備を行い、生活援助員を派遣し、生活指導・相談や緊急時の対応を行っている。

また、入居者同士や近隣住民との交流などを通じ、仲間づくりや生きがいを持って安心して生活できるように、平成9年4月から生活援助員が地域の老人クラブやボランティアの協力を得て、各種生きがい交流事業を実施している。

生活援助員派遣一覧

住 宅 名	シルバーハウジング戸数	生活援助員	開 所 日
市営樋ノ口町2丁目	18戸	1名	H 8.10
県営樋ノ口町2丁目	12		9.10
市営西宮浜4丁目	60	1	10.4
県営西宮浜4丁目	116	2	10.4
市営高須町	60	1	10.4
公団高須町	30	1	10.4
計	296戸	6名	

(7) 高齢者等配食サービス事業の実施

平成9年1月より2地区（鳴尾・甲東）で、援護を要する高齢者などを対象に、社会福祉協議会に委託して地域の協力を得て高齢者などの見守り活動もあわせて、週2回の配食サービス（昼食）をモデル実施した。平成10年9月からは2地区（浜脇・春風）を追加してモデル地区を拡大した。

平成12年度下半期からは、生活援助型食事サービスとして、民間事業者を活用して週5回の配食サービス（昼食）を全市で実施している。

2. 在宅福祉サービスおよび施設サービスの充実

震災による要援護者の増大と在宅介護を必要とする人々のニーズに対応するため、ホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービスの3本柱を中心とした在宅福祉サービスの拡充・強化を図るとともに、特別養護老人ホームなどの整備促進に努めている。

事業名称	年度	H 6	H 11
ホームヘルプサービス		42,942 回/年	136,654 回/年
デイサービス		13,067 回/年	52,919 回/年
ショートステイ		14,171 日/年	22,512 日/年
老人訪問看護		4,519 回/年	44,470 回/年
特別養護老人ホーム		302 床	692 床
老人保健施設		246 床	654 床
在宅介護支援センター		2 カ所	9 カ所
ケアハウス		0 床	65 床
訪問看護ステーション		1 カ所	14 カ所

(1) デイサービスセンター等の整備

・高須デイサービスセンター等整備事業（平成8～9年度） 高須町1丁目において、老人デイサービスセンターB型と図書館分室を複合整備し、平成10年4月に開所した。
・今津南デイサービスセンター等整備事業（平成10年度） 今津巽町において、老人デイサービスセンターB型と地域集会施設を複合整備し、平成11年4月に開所した。
・荻原デイサービスセンター整備事業（平成11～12年度） 荻原町において、老人デイサービスセンターB型と身体障害者デイサービスセンターを整備し、平成12年10月に開所した。

(2) 特別養護老人ホーム等の整備

・老人保健施設整備事業（平成6～8年度） 林田町中央病院職員宿舎跡地に市立老人保健施設、在宅介護支援センター、病院職員宿舎等を複合整備した。平成8年8月末完成予定であったが、震災により大幅な工期の遅れを生じ、平成9年5月に開所となった。
・特別養護老人ホームにしのみや聖徳園等建設補助事業 段上町6丁目において社会福祉法人聖徳園が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、ヘルパーステーション、老人デイサービスセンターB型・E型の複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成8年10月に開所した。
・特別養護老人ホーム西宮恵泉等建設補助事業 西宮浜3丁目において社会福祉法人明石恵泉福祉会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、ヘルパーステーション、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センター、ケアハウスの複合整備に対し、所定の建設費補助を実施した。平成10年4月に開所した。
・特別養護老人ホームにしのみや苑等建設補助事業 甲山町において社会福祉法人甲山福祉センターが整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターE型の複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成11年3月に開所した。
・特別養護老人ホーム名塩さくら苑等建設補助事業 名塩さくら台において社会福祉法人慈仁会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センターの複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成12年3月に開所した。
・特別養護老人ホーム（仮称）シルバーコースト甲子園等建設補助 枝川町東甲子園小学校跡地において社会福祉法人円勝会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センターの複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施する予定。平成13年4月に開所予定。

「阪神・淡路大震災と社会福祉協議会の活動」

（社福）西宮市社会福祉協議会総務課企画係長（当時地域福祉係長）上野 武利

阪神・淡路大震災では、時間の経過と共に、避難所から仮設住宅へ、仮設住宅から復興住宅へと被災者の生活の場が移り、併せて被災者の抱える課題も刻々と変化して行った。

西宮市社会福祉協議会においても、震災直後には総合福祉センターも急遽避難所となり、避難者への支援及び全国から寄せられる救援物資の受入れと要援護者を中心とした物資の配布、更に、ボランティアの受入れとボランティアによる支援活動（水汲みや家の片付け等）のコーディネートに努めた。

そして、3カ月後には、全国の社協が合同で設置した「救援対策合同本部西宮現地事務所」の協力を得て、「高齢者・障害者生活実態調査」を行い、その結果をもとに在宅要援護者に対する各種の支援が展開されることとなった。

その後、仮設住宅入居時期には引越し支援と住宅改造活動に加え、入居者の交流や要援護者支援の拠点として大規模仮設住宅等に設置された「ふれあいセンター」の運営・管理や、「孤独死」の防止のための見守り・訪問活動を展開した。

また、復興住宅入居時期には、「情報サポーター事業」として、コミュニティづくりのための情報提供と交流活動並びに要援護者への訪問活動を継続して展開してきた。これらの活動は、地区社協（支部・分区）役員、民生委員・児童委員やボランティアの方々の多大なご尽力によるものであることは言うまでもない。

一連の活動から、震災時だけでなく日常的に地域レベルに情報が集約される拠点並びに個別ニーズへの支援システムの必要性を認識し、概ね小学校区毎に地区ボランティアセンターの設置を積極的に推進しているところである。

復興住宅では高齢者の入居比率が高いので、将来の

超高齢社会のモデルとして捉え、「ふれあいセンター」の活動や「情報サポーター事業」の経験を踏まえ、気軽に集える交流の場の確保や見守り・訪問活動の強化、更に、総合的な支援のための関係者会議や情報の共有化を図っていかねばならないと考える。

特に、震災救援・復興活動は、如何にコミュニティが形成されていたかが、その速度や効果に大きな影響を与えたと言える。このことから、市社会福祉協議会は、今回の経験を生かしながらより一層“福祉コミュニティづくり”に向け取り組まなければならない、と痛感しているところである。

「阪神大震災直後の対応」

長寿福祉課長（当時高齢福祉課係長）西尾 健
防災対策課係長（当時高齢福祉課係長）福田 茂宣

高齢福祉課の主な業務は、要援護高齢者の援助・支援であるが、震災の当初は、家屋の被害調査、いわゆる全壊・半壊・一部損壊の判定調査を行った。その結果が義援金の支給へとなるのだが、その義援金の支給についても高齢福祉課は中央体育館での支給をを担当し、4日間程朝早くから1日2,000人以上の市民の方々に義援金の支給を行った。その後、本来の業務として施設入所者・要援護在宅高齢者の安否確認などを行った。

施設については、入所者の安否と施設の被害状況、そしてショートステイのベッドの確保を指示した。

要援護在宅高齢者については、在宅福祉サービス受給者の安否確認を、ヘルパー、民生委員等と共に行い、在宅高齢者に関する各種の相談業務や日常生活への支援を行ったほか、震災により足腰が弱くなった人に対し、移動手段として車椅子の貸与やポータブルトイレ・紙オシメ・杖などの配布を行った。

布オシメの貸与者へは、ボランティアの方々に自転車で各家庭へ配達していただいた。

各種相談の中では、緊急ショートステイや緊急入院の相談が多くあり、避難所での介護が困難な高齢者や、一時的に家族や親戚に引き取られたが、居住場所が変わり痴呆状況が進行するなど、同居が困難な高齢者の処遇相談が多くあり、特別養護老人ホームでのショートステイの利用を市内のみならず県内外に、遠くは、北海道の特別養護老人ホームと連絡を取り利用提供にあたった。その他、入院希望者については、市内の病院は重傷患者以外の入院は断られていたため、市外の

入院先を探し、道路渋滞のため入院先の病院の救急車で搬送してもらったりした。

要援護在宅高齢者へのサービス提供はヘルパーの派遣により、水・食糧など生活物資の配布を行うなど生活支援を行った。

仮設住宅への入居が進むなか、仮設住宅への定期的な見守り活動（民生委員・近隣住人と共に）ができる様になり、福祉サービスの提供や相談に応じるようになった。

地域型応急仮設住宅は、建設の時から福祉の意見がある程度取り入れてもらったが、一般の仮設住宅は平屋建てで、バリアフリーが必要な高齢者、障害のある人の仮設住宅が2階建てであったため、使用に苦慮した。また、建設した場所によって、坂が多いなど地域の利便性の面で利用が困難なこともあった。入居者のほとんどが見守りの必要な高齢者・障害のある人であるため、常駐の介護員により日常生活の介護・介助を行い、自立生活の手助けが出来たと思っている。

また、市外の仮設住宅へ入居されている方も、定期的に保健事業課の保健婦と共に、西宮市の情報提供を行いながら生活状況・健康状況等を調査し、見守りの必要な人については、所在地の保健婦に見守りの依頼を行った。

震災直後は、これはこうだからこうしていこうなどといった対応ではなく、現実にそれぞれの対応に追われていた。

いろいろな業務に従事したが、関係機関などとの協力、連携が必要であると実感した。

「障害のある人への取り組み—多くの方々のご支援に感謝して—」

消費生活課長（当時障害福祉課長）大田 厚三郎

阪神・淡路大震災により、たくさんの方々が避難所などでの大変な生活を余儀なくされたが、なかでも身体の障害のある方、知的障害のある方及び家族にとっては、何倍もの大変な生活を過ごさざるを得ない状況に置かれていた。ホームヘルパー、ガイドヘルパーや手話奉仕員は避難所を一つ一つ訪ねて、日頃から付き合いのあった方々を捜し求め、避難者リストを作成し、定期訪問を続けた。西宮市身体障害者連合会、西宮市手をつなぐ育成会、西宮市肢体不自由児・者父母の会、西宮市難聴児をもつ親の会などの団体も、会員及び家族の安否や支援に総力をあげて取り組んだ。

すずかけ作業所などの市内の社会福祉法人運営施設や西宮市立いずみ園などの市の施設も入所者の安否やその後の生活支援に取り組んだ。この他にもいろいろな方々、団体の支援と協力があり、未曾有の災害に対処することができた。市障害福祉課だけでは、とても不可能な状況であった。当時の出来事の中から印象に残る事柄のいくつかを次に取り上げたいと思う。

まず1番目は、障害者小規模作業所（無認可）の仮設建設についてである。

市内の7カ所の障害者小規模作業所のうち3カ所の作業所が家屋の全壊等の大きな被害に遭ったが、2カ所の作業所から再建の要望があり、当面仮設の建設が必要となった。そのうちの1カ所に対して、厚生年金スポーツセンターで仮設を建設していた島根県の企業から、事務所一棟を寄付したいという申し出があり、無認可作業所として活用することになった。1カ月ほど後に、木造平屋建て、冷暖房完備、玄関はスロープに自動ドアという、バリアフリーの素晴らしい仮設作業所が誕生した。

2番目は、名神高速道路高架下の「すずかけ第2作業所」と「すずかけ労働センター」の移転再建のことである。2つの施設は、建物はすでに25年が経過していたが、震災時には幸いにも軽微な損傷であったので、関係者一同喜んでいたところ、3月の中旬頃と思うが、日本道路公団から、名神高速道路の震災復旧補強工事

をするので完成までの間退去してほしい、完成しても橋脚・基礎部分が1.5倍に拡大するので、建物の元の面積の確保は困難である、という通知があった。これでは道路が完成しても、認可施設である「すずかけ第2作業所」は、基準面積の確保ができないので元の場所には戻れないことになる。この降って湧いたような出来事に、施設側も市も衝撃を受けた。もともと市内に適地がないため、名神高速道路の高架下から移転できないまま年月が過ぎて来ており、この震災下でどこに移転すればいいのか、ほんとうに目の前が真っ暗になった。道路公団と何回も話し合ったが折り合いがつかず、それからというもの、当時の大和福祉局長を先頭に、仮設施設の場所と新設施設の土地探しが始まった。幸いにも、市全体の協力を得て、土地は西宮浜に確保され、建物は平成8年8月に完成し9月から供用された。

また「すずかけ労働センター」は、建物を新設して平成9年12月に、元の場所に戻ることができた。

3番目は、「重度障害者・高齢者の生活状況調査」のことである。震災後から、市社会福祉協議会には、和歌山県、滋賀県、栃木県、大阪府、兵庫県及び県下各市の社会福祉協議会が、「震災救援社会福祉協議会合同本部西宮市現地事務所」を設置し、職員を常駐させて救援活動を行っていた。上記現地事務所の職員及び鳴尾・塩瀬・山口地区民生委員の協力を得て、延べ千人を超える専門職者が、在宅の重度障害者（3,944名）と65歳以上のひとり暮らしの高齢者等（5,076名）の訪問調査を実施した。本市の特徴は、対象者のプライバシーを守ること及び支援サービスの即時対応の面から、福祉の専門職者が家庭を戸別訪問し実態把握を行い、そのつど必要な支援を即時的に実施したことである。

平時でもこのような大規模調査は非常に稀有なことであり、震災直後の困難な状況下での調査としては、福祉史に残る特筆すべき調査であったと思っている。

以上、心に残るいくつかの出来事を、思い出しながらまとめてみた。

2 細節 保健・医療ニーズへの対応

1. メンタルケアの実施

こころのケアセンターを平成7年6月に西宮保健所に仮開設し、平成7年9月12日に戸崎町へ移転開設して、精神科医や心理相談員の電話や面接による相談の他、応急仮設住宅等への巡回訪問を行った。(平成7年度から平成11年度までの阪神・淡路大震災復興基金事業)

県事業「西宮こころのケアセンター」は平成12年3月31日をもって終結したが、本市が保健所設置市として精神保健福祉業務を実施するにあたり、当事業の重要性からも西宮こころのケアセンターを継承し、精神保健の予防・普及啓発事業として、こころのケア相談を実施している。

西宮こころのケアセンターで実施するこころのケア相談事業は、西宮心の健康協会に委託し、精神的な悩みやストレスを持つ市民の訴えを心理相談員や精神科医師が電話や面接により相談に応じている。

こころのケアセンター相談内容

内容	年度	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11
経済・仕事・住宅問題		16	45	27	29	20
家族の人間関係(意見の相違等)		71	255	247	149	79
家族問題(病気・介護等)		30	56	69	52	61
身体症状		17	59	53	80	49
精神症状		247	510	454	393	248
対人関係		50	62	100	108	77
その他		67	83	100	181	201
計		498	1,070	1,050	992	735

2. 健康の保持、増進

(1) 救護所および仮設診療所の設置

避難所に104ヵ所の救護所を設置し、救援の医療チームを中心に1,121班を編成し、最高時45,000人の被災者の救護にあたった。また、大規模な応急仮設住宅団地の内、近隣に医療機関が不足している西宮浜地区と東山台地区に医師会と会員医療機関の協力を得て、仮設診療所を開設した。(県事業)

医師会は、医療機関の早期診療再開を呼びかけ1月21日には54%が開業した。また、市民に対して開業医療機関の情報提供を継続的に行った。

(2) 西宮市応急診療所の移転拡充

西宮市立休日応急診療所(戸崎町)の診療業務を平日準夜に拡充するため、平成8年4月に池田町に移転。名称も「西宮市応急診療所」に変更した。平日準夜は平成8年10月から診療を開始し、管理運営などを医師会と薬剤師会に委託している。

(3) 応急仮設住宅入居者等の健康・生活支援

①西宮ふれあいネットワーク会議(事務局：社会福祉協議会)を、福祉、保健、医療、警察、消防等の関係者により設置し、被災者の健康・生活の支援体制の整備に努めた。

②被災にかかる家庭訪問・健康相談・健康教育活動

市と県西宮保健所の保健婦により、精神障害者、難病患者、未熟児、自己の健康管理ができない人々を中心に、訪問活動やふれあいセンターを使用しての健康相談事業を実施した。

また、平成9年度より、健康アドバイザーを配置し、見守りを必要とする家庭の訪問活動を展開している。さらに、復興住宅の集会所等において医療相談・健康相談を実施している。

ふれあいセンター健康相談

(単位：人)

年度	瓦林	枝川	名塩	鳴尾浜	西宮浜	河原町	高須町	川添町	芦原地区	能登	合計
H7	16	134	20	100	9	38	8	-	-	-	325
8	36	119	43	102	78	70	121	48	15	29	661
9	120	163	48	77	108	119	125	67	16	52	895
10	27	82	-	-	20	-	-	-	-	-	129

公営住宅等への医療相談・健康相談 (単位：人)

年度	岡田山	小松北町	樋ノ口	県営西宮浜	市営西宮浜	市営高須	市営甲子園口 6丁目	合 計
H10	114	61	58	69	66	156	－	524
11	－	－	－	27	19	51	128	225

③被災者のための健診事業等

応急仮設住宅などで生活する市民を対象に、疾病の早期発見、治療、予防、健康回復を図るため、ふれあいセンター等で巡回検診を実施し、併せてその結果説明会を実施した。

応急仮設住宅および避難所への巡回訪問状況 (単位：回)

年度	避 難 所	市内仮設住宅	市外仮設住宅	合 計
H 7	3,782	12,457	1,668	17,907
8	－	7,969	2,690	10,659
9	－	5,940	1,604	7,544
10	－	313	5	318
11	－	58	0	58

受診・相談人数 (単位：人)

年度	基本検診	胃がん検診	肺がん検診	結核検診	健康相談	合 計
H 7	1,033	105	140	79	101	1,458
8	102	320	109	0	176	707
9	195	155	199	0	366	915
10	144	72	149	13	94	472

(4) 介護保険

平成12年4月1日の介護保険制度の開始に向けて、組織の設置、各種条例の制定、準備要介護認定等を行った。

介護保険制度施行までの経緯

年 月 日	事 項
H11. 4. 1	「介護保険課」及び「介護認定課」を設置
7. 14	「西宮市介護認定審査会条例」を制定
10. 1	準備要介護認定業務を開始
H12. 3. 30	「西宮市介護保険条例」を制定（「西宮市介護認定審査会条例」を廃止統合）
	「西宮市介護保険円滑導入基金条例」を制定

準備要介護認定の状況 (単位：件)

要介護状態区分	認定件数
非 該 当	69
要 支 援	512
要介護1	1,359
要介護2	948
要介護3	710
要介護4	827
要介護5	919
再 審 査	10
合 計	5,354

※平成11年10月～平成12年3月認定分

3. 災害時の救急医療体制の強化

災害時における広域的な救急医療体制の強化を図るため、県内の自治体病院相互の応援協力体制として平成8年1月に「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」を締結、市消防局との専用電話回線の設置など情報通信体制の整備を行うとともに、市立中央病院では、災害時のバックアップ機能の整備として、平成8年度事業で復旧の早い中圧ガスを低圧ガスに変換するガス圧変換装置を設置し、救急医療機能の充実を図った。

今後の対応としては、震災当時、ガス、水道、電気等のライフラインの途絶により、適切な救急治療やレントゲン撮影、検査等の医療活動が十分にできず、手術を要する重篤患者を大阪方面の病院に転送するなど病院機能が十分果たせなかったことから、病院独自のライフラインの確保や、耐震、耐火性を有する手術室などの医療設備の整備を進めていく。

4. 保健所の開設と保健センターの整備

(1) 西宮市保健所

平成6年に制定された「地域保健法」の主旨を踏まえ、平成6年8月に「西宮市地域保健対策検討委員会」を設置して、本市の実情にあった新しい地域保健・福祉対策の総合的な推進について検討した結果、西宮市が保健所の実施主体となって、地域保健における対人・対物サービスを積極的に展開することが復興に向かう市民の健康づくりと福祉の増進を図ることにつながり、21世紀のまちづくりにおいても大きな役割を果たすことになるとの考えに至った。この考え方を基に、平成8年3月市議会で保健所政令市移行年次は平成12年4月を目標に県・市で協議を進めると表明し、平成10年4月に保健所設置担当課長を設置し、保健所政令市指定に向けて具体的な取り組みを進めた。平成11年4月に保健所設置準備室へと組織の拡充を行い、平成11年6月には12年4月より西宮市を保健所設置市とする内容の地域保健法施行令一部改正政令が公布された。平成11年12月市議会で西宮市保健所設置条例等関係条例の制定、12年3月市議会で西宮市食品衛生法の施行に関する条例等関係条例の制定を経て、平成12年4月1日保健所設置市へ移行し西宮市保健所を開設した。開設に際しては、母子保健事業や老人保健事業などの担当課を統合し、対人保健組織を一元化したほか、「心のケア」を含めた健康づくりを推進するため、県の「西宮こころのケアセンター」事業を継承し、精神保健施策を重要課題と位置づけて充実強化を図っている。

(2) 地域保健福祉センターの整備

市民が身近なところで健康診査などの保健サービスや保健・福祉にかかる総合相談を受けられるよう、地域の状況を勘案しながら計画的に保健福祉センターの整備を進める。平成13年度に、阪急西宮北口駅北東地区の再開発ビル「ACTA西宮」内に、北口保健福祉センターを開設する予定である。

なお、保健福祉センターは、災害時の医薬品の保管場所及び避難巡回訪問活動の地区拠点としても活用を予定している。

「災害時の医師会活動」

西宮市医師会顧問 加古 康明

平成7年1月17日、阪神・淡路大震災が西宮を襲いました。西宮市医師会のある西宮健康開発センターは無事でしたが、375の医療機関のうち、1病院、25診療所が全壊、3病院、60診療所が半壊いたしました。これら以外の病院・診療所も、家屋のいたみ、ライフラインの途絶、通信手段の途絶等満足な状態ではありませんでした。

直ちに西宮市医師会災害対策本部を健康開発センターに設置、医師会役員をもって本部員とするとともに、市対策本部及び県西宮保健所との連絡連携を図り、会員の安否及び被害状況の確認を随時出勤した18名の職

員にさせましたが、電話不通にてなかなかはかどりませんでした。

翌18日には西宮警察署より検死の医師派遣依頼を受け、140名の会員により、合計849体の検死を致しました。1月19日、市内各避難所へは会員が自主的に出勤をしてくれました。その日から、各地各機関からの救護班による避難所での救護所開設について、市担当者及び保健所長と打合せを行い、その後も入西する救護班について連絡業務を行うとともに、会員については今後の医療活動について先ず自己の診療機関の一日も早い立ち上げを要請し、余裕のある会員には医療機関

近隣の避難所における訪問相談、心理的支援を指示しました。

県及び県医師会へ受診可能な医療機関を報告し以後毎日調査の上、市及び報道に情報公開を致しましたが残念ながら、これらのデータがなかなか公表されませんでした。何よりもガス・水道・電気・電話の途絶が極めて大きく診療能力を低下させました。発震直後から通信手段の途絶により各医療機関に連絡がとれず孤立を余儀なくされたため、重傷者の転送に極めて大きな阻害因子となりました。道路障害はこれに一層拍車をかけた状況となり災害の大きな地域の病院・診療所は極めて診療機能の低下した状況の中、市民のために奮闘してくれました。避難所医療から地域医療へ特に慢性疾患を持つお年寄りに対する対策を会員に要請するとともに、診療可能な医療機関名を連日公開致しました。

今回の震災において、西宮市医師会員の人的被害はありませんでしたが、この震災で8医療機関が診療再開できずに廃院となりました。

この震災を契機に今後の対応を考えると次の問題を考えるべきです。

①医療機関の耐震性と補強 ②3日分の食糧・水・医療品の備蓄 ③通信手段と情報収集対策（災害時優先電話、携帯電話、携帯ラジオ等） ④代替ライフラインの確保（井戸、プロパンガス、自家発電等） ⑤緊急搬送のためのトリアージ ⑥重傷者は被災地外への緊急搬送（ヘリコプター、舟艇等） ⑦精神的ストレス、心の問題対策 ⑧避難所の防疫対策

以上は医療機関としての震災対策及び地域防災対策として十分に心にとめなければならない条項であると考えます。



3 節 防災の体制づくり

1 細節 防災体制の確立

1. 地域防災計画の見直しと災害の規模に対応した地域防災体制の確立

阪神・淡路大震災以前の本市における地域防災計画は、「昭和36年6月豪雨」及び「第2室戸台風」など風水害を想定した計画であった。

平成7年度に、阪神・淡路大震災を教訓として「西宮市地域防災計画」の全面的な見直しを行い、地震についても被害想定して、新たに「地震災害対策編」と「風水害等対策編」を策定し、平成11年度には「海上災害対策編」を策定した。

また、地震が発生した場合に迅速かつ確な対応を行うことができるように『職員行動マニュアル』（地震発生から24時間）を作成するとともに、「地震発生時のとるべき行動」の周知徹底と人命優先の観点から職員に対し人命救助研修を実施している。災害対策本部の組織も見直しを行い、人命救助部を設けた。

2. 他市等と連携した広域的な防災体制の確立

今回の震災において、市独自の対応には限界があった。このため災害時に相互援助を実施することを目的として、阪神7市1町における「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」の他に、三木市や吉川町などを含む7市2町の間で「災害時における相互応援協定」を締結している。

また、災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者と「緊急時における生活物資の確保に関する協定」を締結し、食料及び生活必需品の確保を図ることとしており、現在8社と協定を締結している。

その他提携している協定

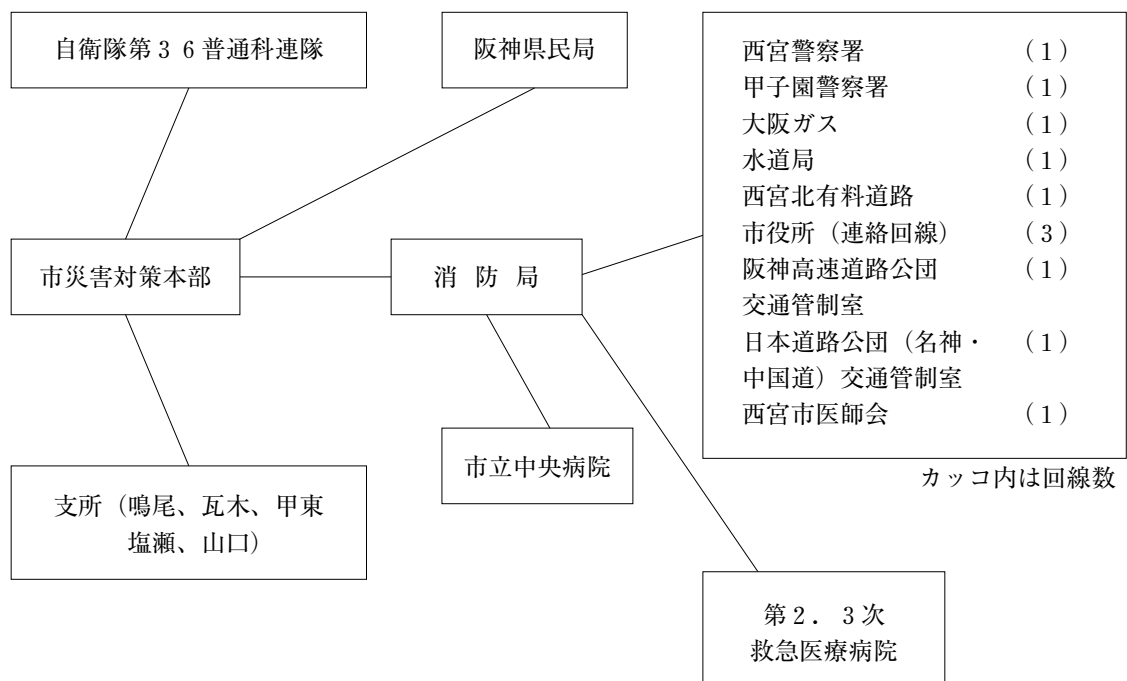
・消防協力隊の災害応急活動に関する協定 事業所の自衛消防隊が保有する資機材等を活用して消火・救急・救助活動を行う。
・災害時における放送要請に関する協定 緊急を要する場合でかつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときに放送を行う。
・災害情報等に関する放送の実施に関する協定書 災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、西宮市地域防災計画に基づき、放送設備を使用して行う災害情報等に関する放送を実施する。
・兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力する。
・緊急時における仮設トイレの確保に関する協定 災害に際し、避難所等で必要とされる仮設トイレの確保を図ることを目的とする。

3. 情報通信機能の強化

速やかな情報入手と的確な対応を行うため、災害対策本部室に兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、気象情報システム（M I C O S）及び新河川流域総合情報システム（F R I C S）端末機器を設置するとともに、六湛寺再開発ビル屋上に設置の高所監視カメラから映像を取り込み、被害状況の早期把握を可能にした。

また、災害時に情報通信が途絶した場合において、災害応急活動、救助・復旧活動を迅速に行うため、自衛隊や救急医療病院などの関係諸機関との間に専用電話回線（防災ホットライン）を設置し情報通信機能の強化を図った。さらに、気象庁や市の震度計から直接地震情報を収集するなど観測体制の強化を図っている。

防災ホットライン設置状況



4. 観測体制の強化

気象庁の計測震度計（宮前町＝浜脇中学校に設置）に加え、北部地域の震度を計測するため、平成8年度に北消防署（名塩新町）に計測震度計を設置し、観測体制を強化した。

また、平成10年度には北消防署の計測震度計と気象庁を結ぶことにより（兵庫県の災害対応システムを経由）震度の公表ができるようになった。

震度計整備費

（単位：千円）

年度	事業費	国庫補助金	起債	一般財源
H 8	3,156	0	2,800	356
10	1,932	0	0	1,932
計	5,088	0	2,800	2,288

2 細節 消防力の充実・強化

1. 消防水利の復旧

被災した消防水利は復旧を完了した。

また、教訓から指定消防水利制度を発足させ、私設防火水槽の管理を徹底した。

年度	防火水槽の補修	消火栓移設	消火栓修理	水利標識の立替、新設
H 7	6基	16基	17基	58基
8	11基			42基

(単位：千円)

事業費	国庫補助金	起 債	一般財源
21,137	0	0	21,137

2. 消防施設等の復旧

被災した消防施設等は復旧を完了した。

施設等の名称		被害箇所	年度	復旧内容
消防局施設等	消防局、西宮消防署	望楼、排水管、壁体	H 6	望楼の撤去
	整備センター、鳴尾消防署	屋根、壁体、玄関、鉄扉、訓練塔、マンホール、花壇	7	排水管、壁体補修
	瓦木消防署、北消防署			補修を完了
	北夙川分署、甲東分署			
車両	屋根、キャリア			
消防団車庫	段上分団、越木岩分団 芦原分団	出入口、シャッター	6	補修を完了
	上大市分団	全壊		仮設車庫を設置
	高木分団	詰所	7	改築完了
	夙川分団、船坂分団 鳴尾北分団、門戸分団	屋根、壁体、便所、基礎、樋、石垣、電気設備		仮設詰所を設置
	建石分団、用海分団			補修を完了
	段上分団			
	瓦木分団	名神高速補修で一時移転	8	移転改築完了
建石分団、高木分団		10	区画整理で移転	

(単位：千円)

事業費	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
95,921	7,648	50,700	33,000	4,573

3. 震災対応車両、資器材の整備

(1) 震災対応車両の整備

非常招集で参集した職員の機動力と的確な災害対応を図るため、小型動力ポンプ付積載車10台、救援車4台を平成7年度に導入配備した。

(2) 高度救助用資器材の整備

震災を教訓に結成された緊急消防援助隊が、より効率的に人命救助活動を行うため、高度救助用資器材として平成8年度に画像探索機Ⅰ型、Ⅱ型、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置の5品目を配備した。

(3) 消防団防災資器材の整備

震災時、救出救助用資器材が不足したため、平成7年度から4年計画で必要な資器材を総ての33消防分団に配置した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	県補助金	起債	一般財源
H7	86,708	9,632	0	67,700	9,376
8	16,131	1,505	0	900	13,726
9	5,666	1,881	936	900	1,949
10	6,570	2,190	1,095	1,400	1,885
計	115,075	15,208	2,031	70,900	26,936

4. 消防緊急情報システムの導入

119番通報の受付から予告指令による出動時間の短縮、災害現場直近隊の自動編成、出動隊への的確な支援情報等を図るため、コンピュータ化した消防緊急情報システムを導入し、平成9年4月1日から運用開始した。

また、消防分団の迅速な出動を図るため、火災現場直近3分団の選定、関係者への火災発生連絡、車庫のサイレン吹鳴等を自動的に行う消防団緊急伝達システムも同時に運用開始した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	一般財源
H7	543	0	0	543
8	913,602	81,834	826,300	5,468
計	914,145	81,834	826,300	6,011

5. 通信施設の整備

(1) 全国共通波の整備

全国規模の広域応援体制となった阪神・淡路大震災での部隊運用は、無線交信が輻輳し統制に大きな障害となったため、この対策として全国共通波が1波から3波に増波されたことを受け、平成8年度に消防局が保有する総ての移動無線局に全国共通波2・3を装備した。

(2) 医療機関との通信体制の整備

多数の負傷者が発生した震災では、電話回線が不通となり医療機関への患者の収容依頼にも困難を極める事態であったため、平成8年度に消防局と市内の2次、3次病院群(17医療機関)との間を専用線で結び連絡通信網を整備した。

(3) 前進無線基地局の整備

大災害時の包括的無線統制を図るため、平成9年度、北消防署及び山口消防分署の前進基地局に全国共通波1を増設し、市北部地域の無線通信網を強化した。

(4) 移動無線局の整備

震災時、非常招集職員で編成した消防隊の移動無線局が不足したため、平成8年度から3カ年計画で携帯無線機33台を配備した。

(5) 消防団車両への無線局の整備

消防団車両は受令機のみでの配備であり、震災時、被害及び活動状況の報告、応援要請等の無線交信が出来ず、消防活動に支障があったため、平成8年度に総ての消防団車両39台に移動無線局(第2市波)を積載した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	一般財源
H 8	6,251	0	0	6,251
9	11,922	0	7,700	4,222
10	4,239	0	3,800	439
計	22,412	0	11,500	10,912

6. 耐震性防火水槽の整備

震災の教訓と災害に強いまちづくりを図るため、市内を一辺 368 m の正方形に区画し、各区画内に消火栓以外の消防水利を整備する計画で、平成11年度末で不足する5区画に対し、年次計画で100立方メートル級耐震性防火水槽を設置する。

平成11年度末現在、市内の防火水槽は、公設 449 基、私設 831 基の計 1,280 基設置されている。

100立方メートル級耐震性防火水槽の整備状況

年度	設置数	設置場所
H 7	3 基	照寂公園、松ヶ本公園、今津中学校（飲料水兼用型）
8	1 基	殿山町セレナ夙川
9	1 基	山口支所前広場（飲料水兼用型）
10	2 基	青葉台第1公園、武庫開公園
11	1 基	松生公園

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	一般財源
H 7	98,880	38,416	52,300	8,164
8	14,729	6,450	8,200	79
9	66,035	16,221	43,700	6,114
10	33,317	13,150	17,400	2,767
11	16,275	6,575	8,700	1,000
計	229,236	80,812	130,300	18,124

7. 西宮浜消防出張所の開庁

復興住宅等の建設による西宮浜地区の消防体制に対処するため、平成11年12月に西宮浜消防出張所を開庁し、消防車両3台（タンク車、高規格救急車、査察広報車）を配置した。

庁舎建設

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	一般財源
H10	117,430	0	76,700	40,730
11	344,308	0	242,400	101,908
計	461,738	0	319,100	142,638

消防車両

(単位：千円)

事業費	国庫補助金	起債	一般財源
59,258	10,028	39,700	9,530

3 細節 安全、防災意識の高揚

1. 震災記録の作成

本市の復興事業や防災対策の基礎資料として活用するため、平成8年11月に「1995.1.17 阪神・淡路大震災 西宮の記録」を刊行した。(A4版、496頁)

本編7章と資料編で構成し、地震の発生、被害状況、応急対策、復旧活動、復興への取り組みなど、震災後概ね1年間の行政活動を中心にとりまとめた。2,500部作成し、市内公共施設・学校園、国・県・関係機関、応援自治体などに配布するとともに、希望者には実費で頒布した。

また、映像記録として、6作のビデオを制作したほか、3誌のグラフ誌を発行し、被災状況や復興に向けての足取りなどを市民に向けて紹介している。

	名 称	年月日	発行部数
ビデオ	西宮市の災害記録	平成7年4月	-
	よみがえれふるさと西宮	平成8年3月	-
	復興は今…震災3年目を迎えて	平成9年3月	-
	この記憶を永遠に…西宮市犠牲者追悼之碑建立	平成10年1月	-
	この日を原点として～震災4年目の1.17	平成11年1月	-
	震災五周年～この節目をこえて	平成12年1月	-
グラフ誌	復興に向けて…阪神・淡路大震災の記録	平成7年9月	25,000
	復興に向けてⅡ…阪神・淡路大震災から2年	平成9年3月	20,000
	復興に向けてⅢ…阪神・淡路大震災から3年の歩み	平成10年12月	5,000

2. 防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚を図るため、市民参加による総合防災訓練や土砂災害を想定した地域の訓練、関係機関との連携と職員の初動体制の確立を目的とした震災対策訓練を行っている。

また、防災講演会やパンフレット「わがまちわが家の防災マニュアル」の全戸配付、土砂災害危険予想箇所図の配付などによって防災意識の高揚を図っている。

年度	実 施 事 業
H 7	震災対策訓練 (H8.1.17 水防、地震、大規模火災を想定) 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付1回 市政ニュース掲載2回、土のう袋配付1回
8	総合防災訓練 (H8.8.25 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定) 震災対策訓練 (H9.1.16 初動体制確立訓練) 市政ニュース掲載2回、土砂災害危険予想箇所図配付1回 わがまちわが家の防災マニュアル全戸配付、土のう袋配付1回
9	総合防災訓練 (H9.6.3 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定) 震災対策訓練 (H10.1.16 初動体制確立訓練) 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付1回 市政ニュース掲載2回、土砂災害対策訓練・講演会1回、土のう袋配付1回
10	総合防災訓練 (H10.6.5 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定) 震災対策訓練 (H11.1.19 抜き打ち訓練) 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付1回 市政ニュース掲載2回、土砂災害対策訓練・講演会1回、土のう袋配付1回
11	総合防災訓練 (H11.6.4 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定) 震災対策訓練 (H12.1.17 初動体制確立訓練) 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付1回 市政ニュース掲載2回、土砂災害対策訓練1回、土のう袋配付1回

年度	実 施 事 業
12	合同防災訓練（H12.9実施） 総合防災訓練（H12.11実施） 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 2 回、土のう袋配付 1 回

3. 自主防災組織や自衛消防隊の育成、強化

(1) 自主防災組織の育成、強化

災害時、地域住民の自主的な防災活動が重要な役割を果たすため、市内全域での自主防災組織の結成を促進している。また、結成された自主防災組織に防災資機材を寄託するとともに、研修や訓練等を実施して、自主防災体制の強化を図っている。

これまで、自主防災の体制づくりを図るため、自主防災の必要性、活動内容の浸透に広く努め、結成率の向上を強く促進するとともに、自主活動の実施を指導してきた。

今後、結成された組織に自主活動の推進を図り、未結成地域の自治会等には結成を促す事業を実施していく。

自主防災組織の結成状況

年度	防災会	自治会	世帯数	結成世帯率
震災前	31	110	36,941	22.8%
H 7 末	42	120	46,958	31.1%
8 末	50	134	62,827	39.7%
9 末	74	188	98,910	62.5%
10 末	100	245	119,874	70.8%
11 末	109	254	127,465	73.4%
H13.2.1	116	261	130,875	75.3%

自主防災組織活動状況（平成11年度）

種 別	組織数	参加人員	回 数
防 災 訓 練	179	43,937	101
防災知識の啓発	106	1,074	42
防災資機材点検等	131	2,301	88
計	416	47,312	231

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	県補助金	起 債	その他	一般財源
H 7	4,758	1,584	0	1,700	0	1,474
8	5,273	1,756	0	1,000	0	2,517
9	12,992	1,023	2,815	700	3,056	5,398
10	8,114	0	4,043	0	0	4,071
11	8,223	0	4,094	0	0	4,129
12	7,898	0	3,949	0	0	3,949
計	47,258	4,363	14,901	3,400	3,056	21,538

(2) 西宮市消防協力隊の結成、強化

自衛消防隊を有する事業所の付近で災害が発生した場合、事業所が自ら保有する資機材を活用して消火、救急、救助の活動を行ない被害の軽減を図るため、西宮市消防協力隊を結成し、訓練等の実施により体制強化を図った。

平成 8 年度に 10 事業所、平成 9 年度に 7 事業所と調印した。平成 10 年度に移転のため 1 事業所が減少し、現在 16 事業所と協定している。

4. 防災教育の推進

1月17日の「防災とボランティアの日」にちなんで、西宮市内の小学4年生から中学3年生を対象に、「防災ポスター」と「標語」を募集、地震などの災害に対する備えや、防災活動への取り組みの啓発を行っている。

平成8年度は、震災の経験を今後に生かすことを目的に、甲東公民館をはじめ10公民館で公民館活動推進委員会主催の防災関係講座を開催した。9年度以降も、各公民館活動推進委員会で継続して防災関係講座を開催しているほか、中央公民館主催講座の一つとしても位置づけ開催している。

「消防団の震災体験とその教訓」

西宮市名誉消防団長 木嶋 巖

大震災。同時多発の広範囲に渉る被害であったが、各分団員は直ちに出勤して消火、救助に活動した。余りにも大きな被害で通信連絡、救助器材の対応に戸惑いがあったが、火災は3日間で41件（地震発生から約1時間で22件）、その内の23件は、消防団のみで消火にあたり延焼拡大を阻止している。4日目からは消防自動車に1屯タンクを積んで水道管復旧迄の約1カ月間給水作業を行う。この様に迅速果敢に対応できた事には色々な要因があったと考えられる。

(1) 消防団員は地域に密着しているので直ちに召集することが出来た。団員の中には家族の死亡や負傷、家屋の全半壊等自らが相当な被害を受けているのも顧みず出勤す。

(2) 各分団総てにA2級の優秀な消防自動車が配備されていた。

(3) 消防局との連繫と指揮命令系統が一本化され有効な活動が展開された。特に前年夏、水飢饉に悩まされた折、局よりの指示で消火栓使用不可能を想定して他に水源を求める訓練を繰り返し行ったのが大変幸いした。

今度の震災でいろんな事を体験し貴重な教訓も与えられ反省すべきことが多々あった。その①通信連絡である。消防自動車総てに受令器を装備し、車庫詰所には電話を設置していたが、当時電話は不通、受令器だけでは連絡が取れず困却す。二輪車等小廻りのきく車が大変有効な連絡機関となった。

しかし震災後2年の平成9年4月に待望の消防団緊

急伝達システムが導入され万全の備えとなる。

②救助、救出用資器材の整備。西宮市では市内5カ所に防災倉庫を設け相当な資器材を備えていたが、震災時は道路の損壊や輸送車両の関係上有効に利用することが出来なかった。しかし震災後直ぐ7分団に新しく資器材が配備され、残りの分団も4年間で配備が完了した。今は機械力の時代、災害時に於ける重機等の投入を考え、震災後各分団毎に、地区内のミニ重機所有者を調べ災害時の協力を要請する。③高齢者対策について。平成2年10月福祉局に火災や災害時の老人対策として寝たきり老人、一人暮らし老人、老人世帯等災害弱者の名簿を呈示願ひ各分団がその老人の所在を把握して、有事における老人の安全対策が有利に進められるよう対応していたが、あっという間の出来事で全くなす術もない状態であった。しかし以後の救助作業や4日目から実施した僻地の人や老人を中心とした消防団の給水活動が有利に運ばれた。

④自主防災組織について。震災で自主防災組織や自治会、防火クラブ等の活動協力は大変なものであった。消防局、消防団、自主防災組織が三位一体となって、自分達の街を災害から守るため日頃からの訓練が必要である。震災後自主防災組織の結成も順調に進み、現在、116防災会の結成をみる。消防団も市民局の所管から平成8年4月、消防局の所管に移り尚一層の連繫強化が図られるようになり、長年の懸案であった一元化が実現した。

「我々のため、子孫のために」

消防課自主防災担当係長（当時警防係主任）柴田 譲二

一瞬にしてライフラインが断たれ、建物の倒壊や火災の発生に加え、防災機関が思うように動けず、たくさんの尊い命が奪われるという大災害となった、あの阪神・淡路大震災から6年を迎えようとしています。今だに胸の締め付けられる思いがします。

しかし、西宮市ではあの震災をきっかけとして、「自分たちの街は自分たちで守ろう」という機運が高まったのも事実です。

西宮市で初めて自主防災会が誕生したのは、北部に位置する山口地区で昭和58年11月に山口町連合防災会として発足、その後、毎年数団体が生まれ、震災までには31の防災会が結成されていました。この当時、地震による災害は考えておらず、主に山地災害や河川の水害等を想定して、西宮市の北部や大きな河川周辺の地域の結成を進めていました。しかし、震災後は地域特性に関係なく住民の方の理解を得られ平成13年2月

1日現在で116の防災会が結成されました。震災直後よりも、住民の方々が周囲のことに目を向けられるようになった平成9年から10年に著しい増加が見られ、この頃が自主防災組織の必要性が理解された西宮市にとってのいわゆる「**自主防災組織のターニングポイント**」といえるかもしれません。

この震災をただ、辛い、悲しい出来事だけに終わらせないため我々は何をしたらいいのでしょうか？

それは、経験や体験を伝えることではないでしょうか。災害が発生してから何もしないでいればどうなるのでしょうか。

災害発生後8年間は世間の関心事ですが、15年が経過すると被災した半分の所帯しか関心事と思わなくなり、その後30年～40年を経過すれば災害自体を大変とは思わなくなり、更に100年経過すれば忘れ去られてし

まうとされています。そうならないためにも我々の経験や記憶を繋ぎとめておくことが、次にあるかもしれない災害の被害を最小限に抑えられることなのです。

もうひとつは、今回の震災の経験を生かしながら自主防災活動を育てていくことだと思います。例えば、今後今以上に高齢化が進む中、高齢者だけの訓練や小中学生だけの訓練などいわゆる災害弱者といわれる人を対象におこなう訓練も必要になってくるのではないのでしょうか。

このように被災地ならではの訓練等は必ず身につけ役に立つことでしょう。

あの辛い、悲しい出来事を経験した我々だからこそどこにも負けることのない強い街を作っていく必要があるのではないのでしょうか。

我々のためにそして我々の子孫のために。

2章 安全で安心できるまちづくり

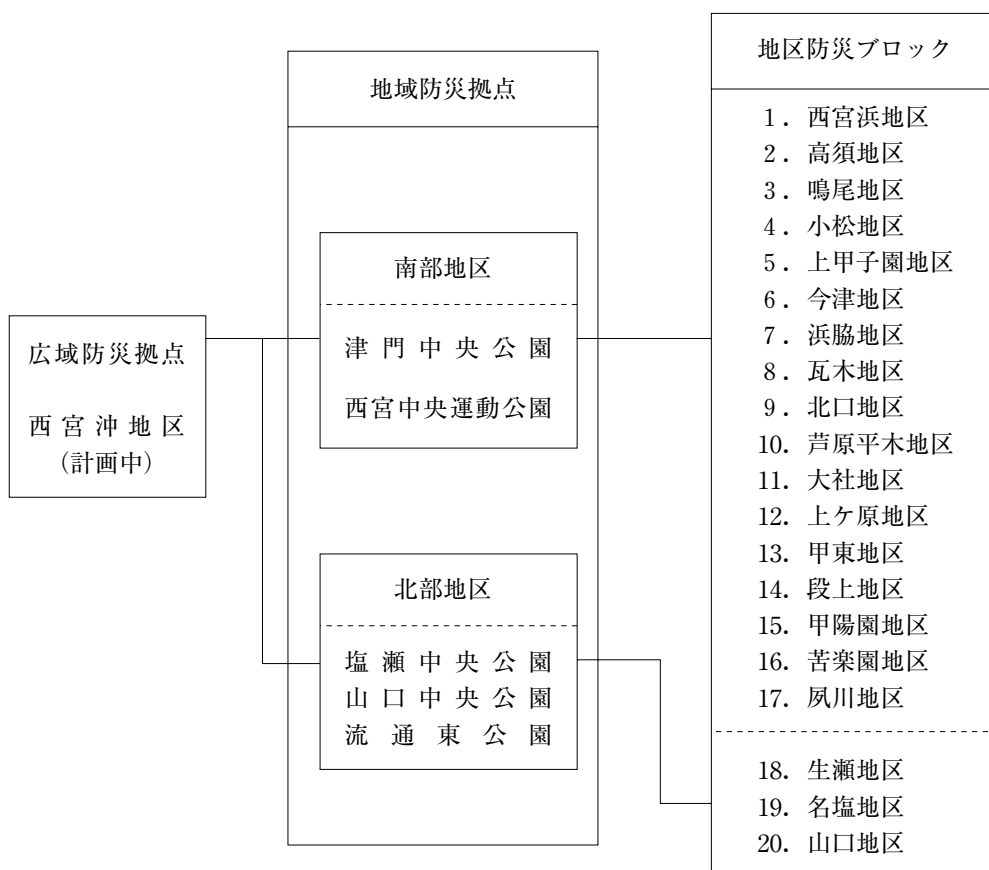
1節 都市の防災機能の強化

計画

市民の生命と財産を守れるよう、防災施設等の充実に努める。

1 細節 防災拠点の整備

1. 防災拠点ネットワーク



(1) 広域防災拠点

広域防災拠点は、阪神間南部市街地全体を対象として県が西宮沖地区で整備を計画しているもので、食糧や資機材の備蓄、広域からの救護・応援要員並びに緊急物資・復旧物資の集積拠点として機能する。また、ヘリポート等の整備も計画している。なお、県は広域防災拠点を整備するまでの間、災害時の物資等の広域輸送拠点として甲子園浜海浜公園を位置づけしている。

(2) 地域防災拠点

地域防災拠点は、災害対策本部及び各避難所と連動した情報の収集及び伝達、管理とともに、食糧や資機材、仮設組立式トイレの備蓄並びに広域からの非常用物資の集配や救護の拠点の機能を有するものである。

地域防災拠点の整備は、南部地域においては、「西宮中央運動公園」「津門中央公園」の2カ所と、北部地域においては、「塩瀬中央公園」「山口中央公園」「流通東公園」の3カ所とする。

①西宮中央運動公園

ヘリポートを設置し、負傷者や病人等の救護と応援要員の集積拠点に位置づける。また、避難のための防災空地を兼ねる。

②津門中央公園

災害対策本部をバックアップできる施設とし、物資の備蓄機能を充実させるとともに、避難所等に輸送する物資の集配拠点として位置づける。

これまでに整備した施設・設備

非常時対応型トイレ	防災用資機材
井戸	臨時ヘリポート
ソーラー発電設備	緊急輸送車両の駐車スペース
耐震性貯水槽 (200㎡)	テントサイト (資機材や救援物資の仮置き場)
休憩所	

③塩瀬中央公園

今後、公園整備に合わせ、順次、地域防災拠点としての整備を図る。

④流通東公園・山口中央公園

今後、順次、地域防災拠点としての整備を図る。

2. 備蓄庫等・耐震性貯水槽・可搬式浄水器

中学校区を単位とした各ブロック内に非常用物資の備蓄庫を整備し、備蓄庫ごとに物資の保有数量を設定、整備を図っている。

非常用物資備蓄状況

(平成12年3月末現在)

	毛布	乾パン	タオル	石けん	ゴミ袋	紙製器	所要額
配備施設数	21施設	21施設	21施設	21施設	21施設	21施設	
配備数	11,006枚	62,952缶	32,346本	13,763個	17,260枚	33,750枚	27,571千円

また、飲料水を確保するための耐震性貯水槽を地域バランスに配慮して設置している。(西宮東高校を含め5カ所設置済み) また、プール水の利用を図るため可搬式浄水機を年次的に各備蓄庫に配備している。(12基配備済み)

さらに、震災時に多くの仮設トイレが必要になったため、平成10年度までに組立式仮設トイレを140台確保した。その保管場所として、津門中央公園地域防災拠点に40台、地区防災ブロック備蓄倉庫20カ所に100台を備えている。不足する場合の措置として、3業者と覚書を交わし、各300台計900台を確保することになっている。

3. 広域避難地の指定

大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難できる、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを、広域避難地として指定している。

また、震災後、災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所を追加した。現在、市内で10カ所指定している。

ヘリポート離着場所

兵庫医科大学グランド	市立上甲子園中学校グランド
中央運動公園	山口多目的広場
甲子園浜海浜公園	ダイハツ工業(株)西宮グランド
藤沢薬品工業(株)宝塚グランド	津門中央公園
市立大社中学校グランド	塩瀬中央公園

4. 避難所の充実

平成9年4月に、避難所業務が円滑に行われるよう「避難所運営マニュアル（地震災害対策編）」を作成し、避難所関係職員に配付した。

平成10年度から、兵庫県教育委員会及び西宮市教育委員会は大規模な災害時に被災者の数、避難所の設置状況等によっては、避難所運営業務を教職員の職務とすることとした。

平成11年7月に、学校防災体制の整備充実と新たな防災教育の定着に向け、学校関係者、教育委員会事務局、防災担当部局の関係職員で構成する「西宮市防災教育推進連絡会議」を設置し、学校における避難所運営業務等について検討を進め、市防災部局への移行手順に関する留意事項を定めた。

(1) 体育館の電気容量の増量

学校の避難所機能の整備増強を図るため、年次的に、体育館の電気容量の増量を進めている。

平成8年度	平木小学校の体育館照明設備改修時と甲東小学校・苦楽園中学校の体育館改築時に電気容量の増量を実施。
9年度	段上西小学校の体育館照明設備改修時と西宮浜小学校・西宮浜中学校の新設時に電気容量の増量を実施。
10年度	鳴尾東小学校・甲子園浜小学校の体育館照明改修時に増量を実施。
11年度	上甲子園小学校体育館照明改修時に増量を実施。

(2) 飛散防止フィルムの装着等

震災時に学校園施設の窓ガラスが破損・飛散したことから、避難所としての安全性とその機能を確保し、併せて児童生徒等の安全を確保するため、平成10年度より体育館の窓ガラスに飛散防止フィルムを順次装着している。

都市ガスが停止した場合にも給食室を使用できるよう、LPガスを接続できるガスコックを順次設置していく。また、水を確保するため、受水槽の取り出し口やプールの排水口に地震の揺れを感知して作動する遮断弁を順次設置していく。

年度	LPGエア用ガスコック	遮断弁（受水槽取り出し口）	遮断弁（プール排水口）
H8	上ヶ原中	上ヶ原中	上甲子園中、山口中
9	西宮浜小、西宮浜中、甲武中、上ヶ原南小	用海小	塩瀬中、学文中
10	甲子園浜小	甲子園浜小、甲武中	甲子園浜小、広田小
11	春風小	樋ノ口小	上ヶ原南小、高須東小
12			甲東小

2 細節 地盤条件等の調査

今回の地震における倒壊家屋の被害は西宮断層（伏在活断層）周辺に集中した。

こうしたことから、西宮市における地盤特性を把握するため、平成11年度事業として西宮市における地盤図の作成を行った。具体的には地震後の各種調査結果を加味し、学識経験者の助言を得て、西宮市版の活断層図、液状化評価図、表層地盤図としてまとめ、市民への公表を考えている。特に活断層図の公表に当たっては、正しい認識で図面が活用されるよう、各種機会を利用して啓発に努める。

また、地震により水道が断水し、生活用水の確保に困難をきたしたことから、井戸水の活用を図ることとしている。このため所有者の協力を得て市内の約300カ所の井戸の水質を調査し「震災時協力井戸」として位置付けしている。

「井戸の活用」

震災時協力井戸所有者 松井 祐一

ようやくあたりが明るくなり、辺りの景色が見えるにしたがって、事の重大さを感じ心が動揺した。これから、どうしたらいいのか、まず水だ、水道の水が出ない、茶瓶に入っているだけの水しかない。そうだ、農業用の野菜洗いに使っていた打ち込みの井戸がある。幸いにも動力用の200ボルトの通電は早かった。スイッチを入れてみた。モーターは回るが水は出てこない。よく調べてみると、打ち込み井戸とポンプとの接続部の吸管が、地面の揺れと、地上部のポンプの揺れとが違っていたため折れてしまい、水が上がらないことが分かった。農家の農業用井戸の大部分がそのために使用不能となっていた。

さいわいにも私は、農業用の散水の配管工事は自分でしていたため、部品の予備を持っていたので、急いで修理をした。スイッチを入れてみた、モーターが回りだしたが水が出ない。しばらくすると水の出る音とともに、茶褐色の濁った水が出てきた、とても飲めるような水ではない。当時、畑のいたる所で地下水が吹き出し、砂を盛り上げた跡があった。地下水の水脈が地震のため変わったのかと思った。一時間ほどポンプを出しっ放しにしていたであろうか、ようやく、きれいな水が出だした。これならいけると思いバケツに受けてみた。一月というのに地下水特有の暖かい水である。やったという喜びと、水があるということの有り難さは今でも忘れることのできない思い出である。早速、ご近所、お隣へ知らせてあげた。人から人へと伝

わり、その日の内に長い行列ができた。バケツ、ナベ、ペットボトル、といった常に使用されている容器ばかりである、ポリタンクはまれであった、だから一日に何回も水汲みにみえたのではないかと思う。大変だった。水汲みだけが当時、優先順位の一環ではなかったかと水の大切さを痛感した。毎朝6時頃から夜10時頃まで、水の出しっ放しでも、常にどなたかが水汲みにみえていた。どなたであったか今もよく覚えていないが、今日でも知らない方から、ご挨拶を受けることがある。

そういった日々が何日続いたのか、今でもよく覚えていない。ただ、おみえになる方々の水汲みがスムーズにいけることが、私の日課でもあった。4～5日してようやく近所の農家や畑を見回った。畑ばかりの中に人の集まりが見えた。行ってみると農業用の打ち込み井戸から、水が出しっ放しにされ、近所の方が手にバケツやポリタンクを持って、水汲みに集まっておられた。農家の使える打ち込み井戸は、至るところで水が出しっ放しにされていた。私は農家仲間として嬉しかった、何とも言い様のない感激に胸がふるえた。嬉しかった、農家の農業用井戸が市民の皆さんのお役に立てたんだと思った。と同時に昔からの助け合いの心が、今日でも脈々と息づいていることを感じ、心づかいに幸あれと祈る思いは、今でも忘れることができません。

2 節 災害に強い建築物等の整備、誘導

計画

災害が起こっても、被害を最小限にとどめるために、建築物等の耐震性を高め、安全なまちづくりを進める。

1 細節 建築物等の耐震性の向上

1. 公共建築物の耐震性の向上

公共建築物の耐震性能の向上が地震防災機能の確保に繋がるだけでなく安全性の確保となり、地域全体の地震防災機能を向上させることになる。

(1) 新たに建設する公共建築物の耐震性能の確保

建設省は、公共建築物としての防災機能を確保するため、平成8年に「官庁施設の総合耐震計画基準」「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を制定し、新たに建設された公共建築物については、防災拠点となる建築物、避難施設として位置付けられる建築物、また多数の人々が利用する建築物等の用途に応じて、強度を付加する等これらの基準に基づいて計画することとした。西宮市においてもこの基準に準拠し、耐震性能の強化を図っている。

主要な公共建築物（公営住宅を除く）として、消防庁舎、デイサービス、保育所等の14施設、教育施設として小・中学校、高等学校、図書館、公民館等の20施設の建設を行った。

(2) 既存公共建築物の耐震性能の確保

建築基準法に基づく「新耐震基準」（昭和56年6月）が施行されるまでに建設された既存公共建築物については、平成7年12月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、耐震性能のため耐震診断及び耐震改修に努めるよう規定された。西宮市においても市の財政状況等を踏まえ、より効果的、かつ計画的に耐震診断及び耐震改修を実施している。

対象建築物は、「新耐震基準」適用以前で、3階以上かつ延面積1,000㎡以上の建築物であるが、学校園施設については、法が対象とする「3階建て以上かつ1,000㎡以上」にかかわらず実施する。これまでに、一般庁舎及び教育施設74施設のうち、30施設の耐震診断を行い、そのうち9施設の耐震改修を実施した。

2. 民間既存建築物の耐震診断

昭和56年5月以前に着工の民間既存建築物の耐震診断を促進するため、平成8年度より耐震診断補助制度を創設し、診断にかかる費用の一部を助成している。さらに、平成12年10月より、住宅の安全に関する市民の意識を高めるため、昭和56年5月以前に着工の住宅を対象に無料の簡易耐震診断を開始している。

(単位：千円)

年度	建築物の種類	助成額	市	県
H 8	分譲マンション 3棟	1,015	1,015	0
9	学校 1棟	500	250	250
10	学校 5棟 病院 1棟	3,166	1,583	1,583
11		0	0	0
計	10棟	4,681	2,848	1,833

3. 震災に強いまちづくりに向けての指導

震災に強い建築物等の整備を促進するため、「西宮市震災に強いまちづくり条例」を制定し、平成7年4月1日より施行した。

同条例では、市街化区域全体を対象に3階建て以上の建築物等を建てる場合、事前に建築主に対し建築内容を届け出ることを義務付け、建築物等の耐震化、不燃化等の措置を指導してきた。

また、2階建て以下の建築物等の建築主に対しては、「開発事業に関する指導要綱」と「小規模住宅等指導要綱」を同日付で改正し、建築物等の耐震化・不燃化に努めるよう指導してきた。

なお、平成12年4月1日より「西宮市震災に強いまちづくり条例」に基づく指導の対象とする建築物等を中高層建築物に変更した。また、「開発事業に関する指導要綱」と「小規模住宅等指導要綱」を整理統合して同日施行した「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」では、開発事業等を行う事業主に対し「地震等の災害への対策を講じるよう努めなければならない」という規定を設けており、引き続き指導を行っていく。

4. 高架構造物の耐震性の点検、強化

市が管理している道路高架構造物は、中津浜線のJR跨線橋と小曾根線の鳴尾浜跨橋である。

中津浜跨線橋は、被災したが国道171号の門戸高架が落橋したため2号線への迂回路として重要路線であり、通行止めにはできない状態であった。被災した箇所は、橋脚、橋台、主桁、支承に及んだが、補修工事に対応した。耐震補強は、RCラーメン橋脚にひび割れがあったのでラーメン内側に耐震壁を設置した。また、支承部において移動制限装置を強化した。

小曾根跨橋は被災により落橋の恐れがあったため、応急仮工事として仮桁受工事を実施したほか、破損箇所の補修工事を実施した。また、耐震補強として、床版（炭素繊維シート）補強、耐震連結板取替、支承取替を実施した。

補修補強工事費		(単位：千円)
中津浜跨線橋	小曾根跨橋	
67,980	107,780	

※平成7年度施工

鉄道の既設構造物の耐震対策については、震災後に発令された耐震省令により、5年以内（2000年度まで）に高架橋の柱・トンネルの中柱に対する耐震性能の向上対策（鋼板などで補強）及び橋梁の落橋防止対策を実施することが義務づけられた。鉄道事業者各社はその実施計画に基づきほぼ対策を完了している。

また、震災以降、新設構造物の設計基準についても改められ、鉄道構造物等設計標準に耐震設計標準編が加えられ、今後構築する構造物の耐震性能が詳しく規定された。

「建築の強・用・美と、震災」

市街地建築課課長補佐（当時建築審査課係長）森脇 正彦
思いがした。

阪神・淡路大震災直後は、それまでの公務員生活の中で全く体験したことがないことの連続であった。当時は大変な事態であることは認識できるのだが、何をどうしたらよいかわからず、本庁7階の我が職場のグチャグチャになった状態を目にして呆然と立ち尽くしたことを昨日の様に覚えている。また市街地は、建築物がどのように建っていたのか全くわからないくらい無残にも瓦礫と噴煙とに化しており、震災後すぐに、建築行政に携わる職員で手分けし、まず状況を把握するため建物の被害調査を行った。その結果を住宅地図にプロットしながら、自然の力によって瞬時に脆くも崩れ去った多くの建築物について建築職として断腸の

さらに、市民からの多岐にわたる多くの苦情、相談、依頼等が寄せられ、いかに自分が無力であるかと感じたことも多々あった。ただ1つ、当たり前のことではあるが誠心誠意全力で市民に接しなければならないことを自分に言い聞かせていた。そして、非常事態で業務を遂行する上において、多くの情報が交錯する中で職員への正確な情報の浸透、またそれ以上にいかに職員同士の思いやりや、和が大切であるかも実感させられた。震災当初、余震が頻繁にあり、相談に来られた市民の方の後ろで何かの拍子で段ボールが崩れ、地震と勘違いされ悲鳴が響いたことも今では笑い話ではあ

るが、いかに被災したすべての人の精神的な不安が大きかったかの例である。

また多くの住宅は、直下型地震の性質上外観はさほど影響がないように見えても、内部はかなりの被害を受けた事例も少なくなかった。そのこともあって、余震などの不安から多くの市民の方々から危険度判定の要望が寄せられ、ボランティアの建築士の方々にもお願いして判定を開始したが、昼夜を問わず窓口で市民の方々が殺到し、電話も鳴りっぱなしという状態が続いた。窓口では、兵庫県の職員の方の応援もあり建築行政の職員が手分けして、1件1件被害の状況をヒアリングし申し込み用紙に書き込む作業を行った。結果として10,000件を超える依頼があった。その対応の中で多くの苦情や要望も寄せられたが、特に憤りを感じたのは、例えば一部で屋根のシートや葺き替え用の瓦などが異常なほど高値で取引されたことや、安全性の根拠のない工法の宣伝など金儲け主義の業者が存在したことである。さらに共同住宅についての危険度判定は、国や他の自治体から派遣された職員の方々にチー

ムを組み、危険なら赤、要注意なら黄色の紙を貼る調査を行っていただいた。専門家によるこうした判定が居住者に安心感を与え、危険の度合いについても認識が図れたことで二次災害防止に役立ったと考えられる。

建築の3要素は一般に強・用・美と言われているが、今回の地震は数百年に一度あるかどうかの大きさであり、予想をはるかに上回る惨事であったが、「強」すなわち安全に建っているという当たり前のことの大切さが、5年を経過した現在でも鮮明に記憶に残っている。しかし、「時間」は多くのことを忘れさせる力がある。震災後の早い段階では、一般の住宅でも、床下全部を掘って構築する堅固なべた基礎が多く見られたが、現在ではコストを優先し最低限の仕様すら守られていそうもない建築も見受けられる。それは、建築主の意識の問題なのか、あるいは設計者や施工者の問題なのかもしれないが、震災後5年を経た現在、建築物の「強」という要素に対する意識の薄らぎを危惧している。寺田寅彦の「災害は忘れたころにやってくる。」は、今もなお含蓄のあることばである。

2 細節 雨水、太陽熱等の利用促進

ライフラインが途絶えても自給できるよう、雨水、太陽熱等の利用促進に取り組んでいる。

1. 雨水利用設備

渇水時や非常災害時における水資源（散水・生活用水）確保のため、市営住宅の基礎部分等に雨水貯留槽を設置し、雨水利用設備として活用できるように整備する。また、学校園においても、下水の直接放流を開始することにより不要となった浄化槽を、雨水利用設備として活用できるように整備する。

	市営住宅	学校園
平成 8 年度	池田町団地、樋ノ口町 2 丁目団地	神原小学校、西宮高校
9 年度	山口町団地、小松北町 1 丁目団地	
10 年度	薬師町団地、高畑町団地、西宮浜 4 丁目団地、高須町団地（2 基）、甲子園口 6 丁目団地、両度町団地	甲陽園小学校

2. 可搬式浄水機

プール水から飲料水を取り出せる可搬式浄水機を、市内 20 カ所の備蓄庫に年次的に配備する。平成 9～12 年度において各年度 4 基ずつ計 16 基を小学校の備蓄庫に配備した。平成 13 年度には 3 基を小学校の備蓄庫に配備する予定である。

3. ソーラー発電設備

津門中央公園の整備においてソーラー発電設備（太陽光発電設備）を設置し、便所棟の照明・ポンプ設備の動力に活用するなど自然エネルギーの利用促進を行なった。

3 細節 防火・準防火地域の見直し

防火地域・準防火地域は、市街地を不燃化し火災の発生・延焼を防ぐために指定する地域であり、防火地域内では、ほとんどの建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることが義務づけられ、準防火地域では、やや緩い規制により大規模な建築物の不燃化が義務づけられている。

阪神間の重要な東西広域幹線である国道2号の沿道、及び大火が起こった場合に大きな被害が予想される商業地について、平成8年12月に防火地域・準防火地域の見直しを行った。

また、国道2号沿道について、防火地域の指定とともに建物の最低高さを定める高度地区を指定し、延焼遮断帯の形成を図るため、平成9年1月から建物の不燃化を促進するための助成制度（不燃化促進事業）をスタートした。この事業は平成17年度まで実施し、この間、事業のPRにつとめ、建築物の不燃化を誘導する。

防火地域・準防火地域の見直し内容

月 日	変更内容	変更目的
H8.12.24	国道2号沿道を防火地域に指定。容積率300%以上の区域について準防火地域追加指定	50m幅の延焼遮断帯の形成を図る。 高密度の建築が予想される地区について、大規模建築の不燃化を図り、火災の延焼等を防ぐ。

4 細節 急傾斜地等の防災対策

今回の震災では多くの宅地及び急傾斜地等が崩壊した。また、地震後六甲山系の地盤がゆるんだ状態となっており、土砂災害危険箇所においては今後の降雨状況により十分な注意、警戒が必要となっている。

これらの危険宅地等を早期に解消しなければ二次災害の懸念もあるため、資金調達ができない市民に対し宅地の応急復旧が行えるよう「被災宅地二次災害防止対策工事助成金交付制度」や、恒久復旧を行う市民向けに「既成宅地等防災工事資金融資斡旋制度」を設けた。

危険宅地に関しては、自力復旧も含め宅地擁壁等の復旧が進んでおり、宅地造成等規制法に基づき防災措置を勧告した件数は、震災後から平成7年度が296件、平成8年度が32件、平成9年度が23件、平成10年度が11件、平成11年度が5件、平成12年度が4件と年々減少している。

また、県事業の「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」などにより、急傾斜地の崩壊対策事業が実施されているほか、宝生ヶ丘、高座町で地すべり対策が、観音谷川をはじめ4カ所で砂防対策が、それぞれ行われている。

(単位：千円)

実施事業名 \ 年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12
被災宅地二次災害防止対策工事助成金交付制度		750 1件	2,250 3件		750 1件	制度廃止
既成宅地等防災工事資金融資斡旋制度	1,500 1件	2,700 2件	12,100 1件	1,100 3件		3,500
急傾斜地崩壊対策事業 (負担金)	214,320	19,964	38,660	36,100	13,232	9,000

3章 産業の振興

1節 地域産業の再生・振興

計画

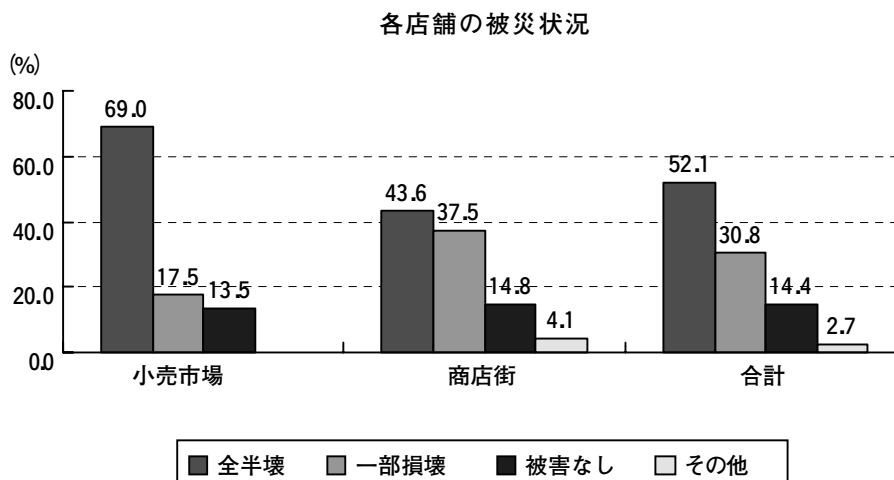
震災により多くの被害を受けた商店街・市場、事業所の一日も早い復旧を援助し、市民生活の基盤である就労の場の確保を図る。併せて、共同化など自立的な産業振興への取組みを支援する。

*産業の被災状況

(1) 商店街・小売市場

①被災状況

小売市場35団体、商店街36団体合計2,511店舗の被災状況は、下図のとおりであった。



②復興状況

被災前は、小売市場35団体、商店街36団体の合計71団体が活動していたが、震災3年後までに3団体が解散し、さらに5年後には2団体が解散、1団体が既存団体から分かれ、67団体になった。営業店舗数は下表のとおりである。

被災前の小売市場・商店街の店舗数 (単位：件、%)

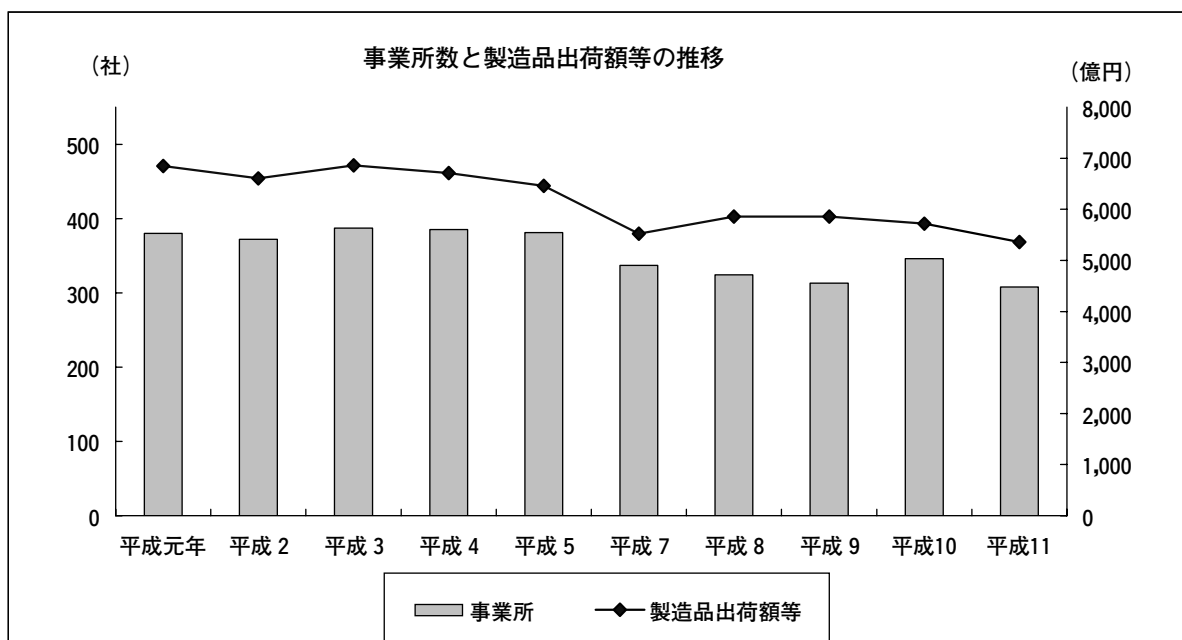
区分	被災前		震災1年後		震災3年後		震災5年後	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
営業店舗数	2,319	92.4	1,860	74.1	1,903	80.1	1,792	80.2
休業・空店舗	141	5.6	374	14.9	391	16.5	291	13.0
その他	51	2.0	277	11.0	80	3.4	152	6.8
合計	2,511	100.0	2,511	100.0	2,374	100.0	2,235	100.0

※組織の解散等により、加盟している店舗数は年によって変化している。

(2) 製造業

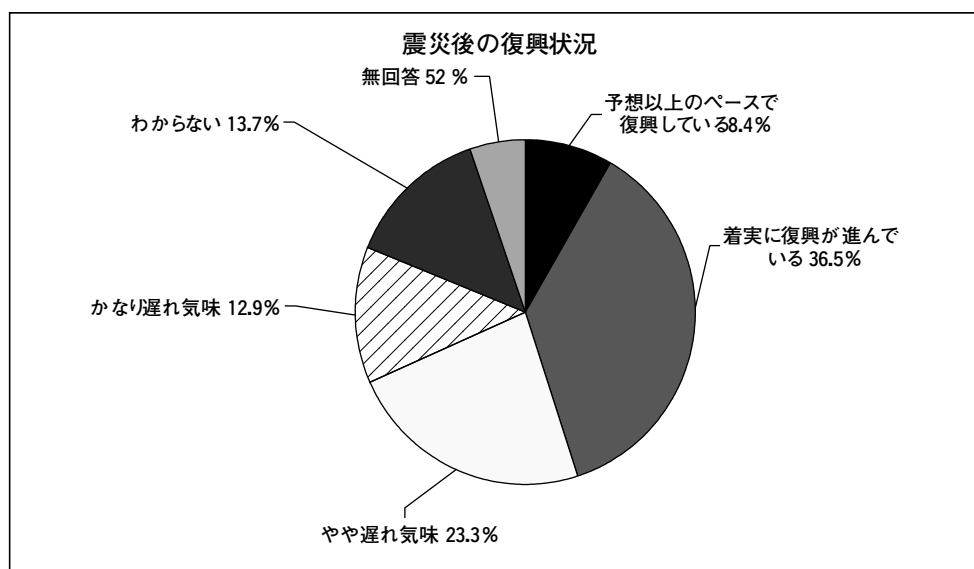
①被災状況

市内の製造業の製造品出荷額等は、景気の低迷に加え、震災の影響などにより減少傾向にある。



②復興状況

平成10年3月に実施した西宮市製造業実態調査によると、従業員4人以上の市内事業所249社のうち、震災からの復興について「予想以上のペース」「着実に進んでいる」と感じているのはそれぞれ21件(8.4%)、91件(36.5%)となっており、復興が進んでいると認識しているのは半数に満たない状況である。



(3) 事業所

①業種別事業所の被災状況

事業所の震災による被災状況を把握するため、平成7年3月に西宮市と西宮商工会議所が共同で市内5,843事業所を対象にアンケート調査を実施し、1,998件の回答を得た。

営業・操業状況については、回答のあった1,210社のうち、60%以上の操業率があるとしたのは587社(約48.5%)にとどまっている。

業種別事業所の被害状況

(単位：件、千円)

区分	件数	直接被害額	間接被害額	計	平均額
工業	205	36,367,092	30,216,590	66,583,682	324,798
商業	654	9,939,833	4,686,586	14,626,419	22,365
建設・設備業	280	2,167,780	862,833	3,030,613	10,824
運輸業	75	1,105,950	797,850	1,903,800	25,384
サービス業	580	9,850,118	3,269,640	13,119,758	22,620
その他	192	2,720,429	442,270	3,162,699	16,472
業種記載なし	12	130,895	185	131,080	10,923
計	1,998	62,282,097	40,275,954	102,558,051	51,330

(事業所被害状況アンケート調査：平成7年3月)

②産業の復興状況の実態調査

阪神・淡路産業復興推進機構が平成11年10月に実施した調査結果によると、回答した西宮市内の事業所379社は、被災地域の経済活動全般の復興状況について「復興は進んでいる」66.2%、「復興は遅れている」25.6%となっている。

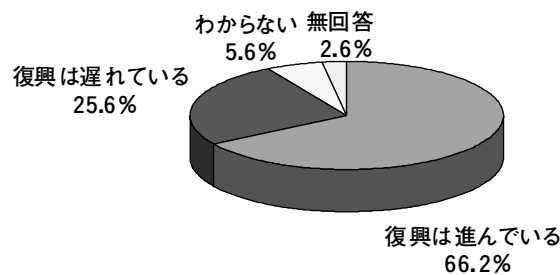
震災による営業活動への影響については、「影響はなくなった」とするものは29.3%であるのに対し、「影響は多少残っている」とするもの37.7%、「影響は色濃く残っている」とするもの26.4%と半数を超える64.1%が何らかの震災の影響が残っていると回答している。

営業活動の変化として建物については、約半数の49.1%が「震災前と同水準・同規模」とし、「震災前より拡大・増加」とする事業所は7.9%であるが、「震災前より縮小・減少」とする事業所は14.2%となっている。

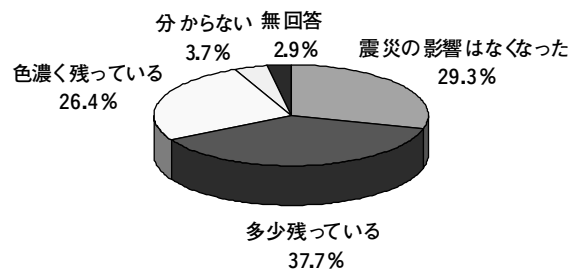
営業活動に関する重要問題のうち、現在の重要な問題として「景気回復の遅れ」が49.1%で一番多く、次いで「顧客数」40.6%、「運転資金の確保」19.8%、「借入金の返済負担」18.7%となっている。

震災後の新たな取組を行っている事業所は48.0%であり、その内の取組内容としては「生産・販売能力の強化」24.0%、「生産性の向上」15.8%、「新規分野への参入」14.8%となっている。

経済活動全般の復興状況 (N=379)



営業活動における震災の影響 (N=379)

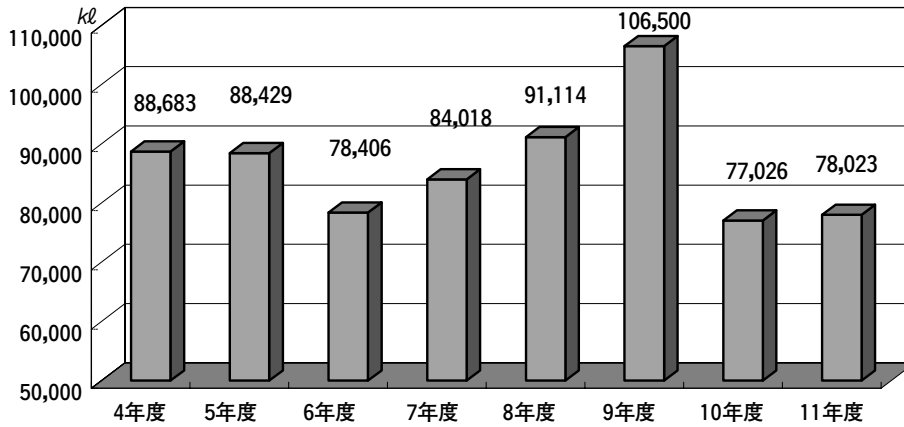


③酒造業の状況

本市の地場産業である酒造業は、21社中6社が全半壊の被害を受けたほか、他の会社も酒蔵や設備に大きな被害を受け、低稼働を強いられた。

このため、平成6年度（酒造年度は7月から翌年6月まで）の製成高は78,406klで、平成5年度の88.7%まで落ち込み、その後順調に回復していたが、平成9年度の106,500klをピークに、平成10年度は77,026klと前年度製成高の72.3%に落ち込んだ。しかし、平成11年度は78,023klと、やや回復している。

西宮の清酒製成高の推移

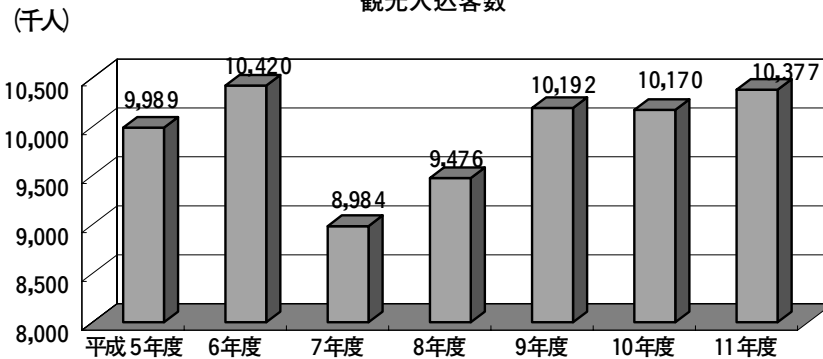


(4) 観光の状況

観光施設については、白鹿酒造記念博物館の酒蔵や西宮神社の本殿等が全壊するなど大きな被害を受けたが、平成7年12月には西宮神社の本殿が、平成9年3月には阪神パークが遊園に住宅展示場を組み合わせた阪神パーク甲子園住宅遊園として、また平成10年3月には、白鹿酒造記念博物館の酒ミュージアムが復興している。

さくら祭や市内の観光施設を巡るバスツアーなどの観光事業は、平成7年度は中止したが、平成8年度から再開した。こうしたことから、観光入込客数は、平成7年度は約900万人に落ち込んだものの、平成11年度には約1,038万人と震災前の状態に回復してきている。

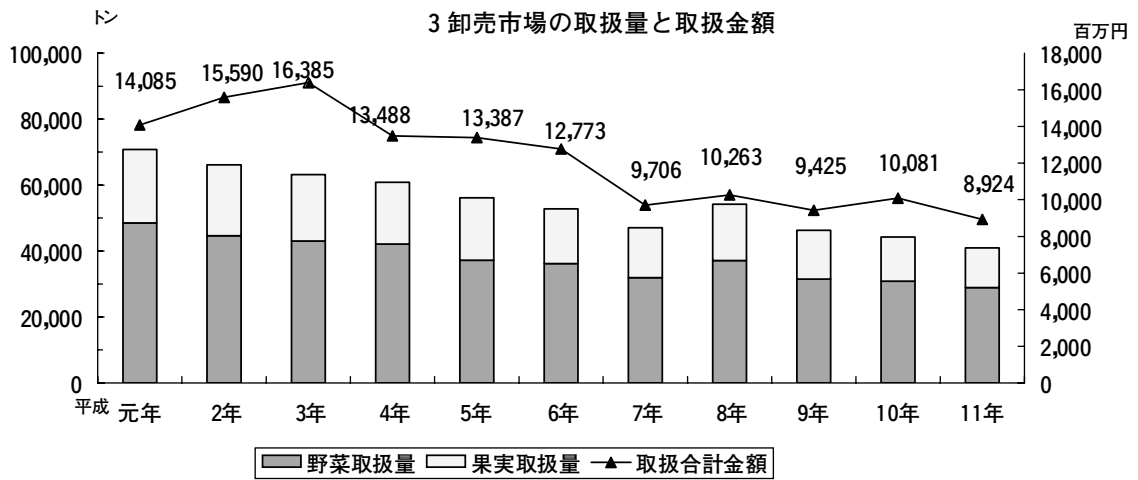
観光入込客数



(5) 卸売市場

J R西ノ宮駅南西部の国道2号沿いにある、公設の西宮市地方卸売市場、民設の西宮地方卸売市場、西宮東地方卸売市場の3卸売市場では、「全半壊」が60社と半数の業者が大きな被害を受けたが、中でも、西宮地方卸売市場は全業者が全壊となっている。

3卸売市場の平成11年の取扱量及び取扱金額は、取扱量40,961トン、取扱金額89億2,400万円で、平成6年に比しそれぞれ約22.4%、約30.1%減少している。



(6) 商工会館ホールの復旧

昭和41年3月に建設された「西宮商工会館」のホール部分が震災により倒壊したため、産業の復興支援の一環として、西宮商工会議所のホール復旧事業に対し助成した。

(単位：千円)

H 8 補助事業費	20,000
-----------	--------

1 細節 商店街・市場に対する復旧・復興支援

市民生活の利便性を高める商店街・小売市場の早期復興を図るため、共同化などの自立的な商業復興への取り組みを支援した。各商業団体では、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、自主再建などにより、平成12年3月までに15団体が復興し、新しい店舗で営業を開始している。このほか市街地再開発事業などにより、7団体が建設中・建設予定となっている。また、協議中の団体が5団体ある。

1. 仮設共同店舗設置補助制度等

市民への物資の安定的供給を図るため、被災した商業団体が設置する仮設共同店舗の建設等に対し、仮設共同店舗設置補助制度を創設して支援に努めた（受付期間平成7年3月15日から同年12月28日まで）。

この結果、阪急市場協同組合をはじめ8団体に補助をし、69店舗が営業を再開した。

これ以外に、事業者の協力により、阪急神戸線高架下の3団体については、78店舗の仮設共同店舗が設置された。

仮設共同店舗を設置した団体の復興状況としては、8団体が復興し、1団体が建設中・事業計画を策定中で、また2団体が協議中となっている。

なお、仮設共同店舗に併設する共同施設の整備についても、5団体に対して助成した。

また、被災した商業団体がアーケードや街路灯等の共同施設を復旧するため、平成11年度末までに14団体に対し助成を行った。

(単位：千円)

区 分	H 6	H7	H8	H9	H10	H11	計
仮設共同店舗 設置補助事業	10,249 2団体	33,501 6団体					43,750 8団体
仮設共同施設 設置補助事業		1,183 5団体					1,183 5団体
共同施設復旧 補助事業	567 1団体	1,238 5団体	6,975 5団体	1,515 2団体	1,596 1団体	—	11,891 14団体
事業費計	10,816	35,922	6,975	1,515	1,596	—	56,824

*上段＝事業費

2. 卸売市場の整備

被災した卸売市場の再建のため、鳴尾浜埋立地における3市場統合整備に向けて調整を進めてきたが、業界内部での合意形成が得られず、平成9年7月、移転統合整備案は白紙に戻った。

このことから西宮地方卸売市場では、開設者である西宮市場株式会社と市場内業者で構成する西宮西卸売商業協同組合が現地単独再建に向けて協議を進め、新たな流通形態の変化にも対応できる市場とするための整備案をまとめつつある。

3. 協業化、共同化、業種転換の支援

商業者が力を合わせてより魅力ある商業施設の整備をするため、協同組合等の法人化による経営基盤の強化とセルフ方式を導入した店舗等共同化事業を促進する「小売商業店舗等共同化事業補助制度」を平成6年度に発足させた。

本制度の適用第1号は、平成7年12月6日に甲子園網引町でオープンした「ビバ甲子園」で、これは県下の全壊小売市場本格復興第1号でもある。また、本補助制度適用第2号としては、川東町の「川東ショッピングセンター」が平成8年6月28日にオープンしている。

店舗等共同化補助事業

(単位：千円)

区分	H7	H8
団体名	ビバ甲子園協同組合	川東商業協同組合
補助額	20,000	8,750

「商業の復興」

西宮市商店市場連盟会長 武川 直弘

地震のあった日から三日間“飲水”の確保をするのに専一と云う事でしたが、大抵の災害は三日たつと目途がつくと云われるように、四日目より落ち着きが家族にも、ご近所にも出てきました。

私方は幸い家が助かり、東口商店街の店は半壊となり吾がことが一応どうなったかと云うことが確認されれば、あとはゆっくり考えるとして先ず頭に浮かんだ事は、商店街・市場はどうなっているかと云うことでした。

家族だけを疎開させ、私は毎日のように中央商店街・甲子園商店街等々リュックを背負って、ホコリだらけの街々で知った人に会って話をし今後の事等を話し合いましたが、まともな返事があるわけでもなく連盟からの招集もなく、はじめて会議所に集まったのが二月二日と記憶しています。

そのあたりは皆様ご存知の事と存じますが、細かい事はその時その時に臨機応変にこなしていかななくてはなりません、“皆が困っている”時に人をあてにする事ができず、自分の事は自分でするしかありません。人と人が手伝える時は少し時間の余裕が出来てからの

ことで、当然の事として家の倒壊をまぬがれた人、近隣・少し遠方の方々がお見舞いくださり有り難かったものです。

話は商業の復興と云う事ですが、常日頃隣近所と深く交わり毎日々々の笑顔、何でもない事でも話題に上り仲良くしている事が商業の復興につながるのです。近所に同じものを売っているのに大阪・神戸に買いに行かれるのは、何かどこかに問題があるのではないのでしょうか。車が便利になったと云っても気に入ったものを持ってきてもらえたら近くで買う事もするでしょう。

心の問題が多いのですが私はハードな面もさることながら心・気持ちの近隣のつながりが大切だと存じております。

商人同士の日頃の連絡網づくり、商品の照会の行いあいそれ等の積み重ねだと思っております。

インターネットもよろしいが、私は心が入っていないものは日本では育たないと感じています。これからの復興に向け如何に心をつなぐかだと云う思いでいっぱいです。

2 細節 事業所に対する復旧・復興支援

1. 中小企業融資制度の特例措置

震災により甚大な被害を受けた中小企業者に対し、早期復旧・復興を図るため、国・県・市で地震災害特別融資を実施した。

主な震災融資制度の概要

(平成12年7月28日現在)

国民金融公庫	融資限度額：3,000万円	貸付利率：2.15%
災害復旧貸付	貸付期間：設備10年（据置2年）以内 運転10年（据置2年）以内	取扱期限：H13年7月末融資実行分まで
商工組合中央公庫	融資限度額：20億円	貸付利率：当初10年間2.15%
震災復旧貸付	融資期間：設備20年（据置3年）以内 運転10年（据置3年）以内	11年目以降長期プライムレートによる 取扱期限：H13年7月末融資実行分まで
中小企業金融公庫	融資限度額：1億5千万円	貸付利率：2.15%
災害復旧貸付	融資期間：設備10年（据置2年）以内 運転10年（据置2年）以内	取扱期限：H13年7月末融資実行分まで
兵庫県	融資限度額：5,000万円以内	貸付利率：2.5%
緊急災害復旧資金	融資期間：13年（据置6年）以内 *融資・据置期間各3年延長	取扱期限：H7年7月末まで
西宮市	融資限度額：1,000万円以内	貸付利率：2.5%
災害復興資金	融資期間：13年（据置6年） *融資・据置期間各3年延長	取扱期限：H7年7月末まで

西宮市の地震災害特別融資（災害復興資金、災害無担保無保証人特別資金）の申込状況と融資状況は下表のとおりで、平成12年3月末日現在、融資残高件数は2,353件、融資残高額は約105億3,545万円となっている。

西宮市地震災害特別融資の状況

(単位：件・千円)

区分	申込状況	融資実行状況	債務残高状況 (H12年3月末)
件数	3,313	3,042	2,353
金額	22,098,930	19,777,336	10,535,449

また、融資を受けた中小企業者のうち、本人の死亡や倒産などにより、返済不能となり、県信用保証協会による代位弁済が発生している。平成11年度末までに、市が県信用保証協会に対し、損失補償したものは108件で、金額は約129,305千円となっている。

このような状況から、借入者の返済の緩和を図るため、本人の申し出により、融資期間及び据置期間をそれぞれ1年延長ができる措置を、平成10年1月から3度にわたり講じている。現在、融資期間は最長13年、据置期間は最長6年となっている。

2. 産業復興支援・診断相談事業

産業の復興に向けて関係団体等と連携して総合相談窓口を設置したほか、市に融資アドバイザーを配置して、被災した中小企業からの資金面の相談等に応じている。また被災した団体等の要請を受け個別指導を行うため、専門家を派遣している。

(単位：千円)

区分	H 7	H 8	H 9	H10	H11	計
金融相談件数	2,374件	1,887件	1,798件	4,685件	2,560件	13,304件
復興支援コンサルタント等派遣	17団体 延91回派遣	4団体 延20回派遣	5団体 延15回派遣	2団体 延7回派遣	—	28団体 延133回派遣
事業費	5,087	10,282	6,782	6,087	4,649	32,887

3. 工場等制限法の規制緩和

阪急神戸線以南は、工場等制限法の規制区域内にあり、工場の作業場や大学等の教室を新增設する場合は、一定の制限があるため、復興を阻害する要因として国に対し一部規制緩和を求めてきた。平成11年3月の制度改正により、大学院については制限対象から除外されることになったが、依然として他の規制は残されており、今後とも、国等の状況を見ながら対応に努める。

4. 復興に向けた新たな取組

市内の中小企業者は、震災の影響による人口や取引先の減少に加え、折からの景気低迷の影響を大きく受け、大変厳しい状況に置かれている。

平成11年に実施された調査によると、事業者の求める復興支援策としては、「運転資金借り入れのための金融支援」(39.6%)や「返済期限等の延長などの既存借入金対策」(32.7%)などが大きな割合を占め、国・県に対してこれらについて要望していく。

また、約半数の48%の事業所が、「生産・販売能力の強化」「生産性の向上」「新規分野への参入」「新商品・新技術の開発」などの新たな取組を進めており、これらが進んだ要因として、「専門性の高い従業員の確保・育成」「他企業との技術提携・交流、生産・商取引連携」などを挙げていることから、既存の経営・技術支援事業や中小企業大学校受講助成金制度・工業見本市等出品助成金制度の活用により引き続き支援に努める。

平成12年度からは、ISO9000(品質マネジメントシステム)シリーズやISO14001(環境マネジメントシステム)の認証取得をする中小企業に対して、コンサルタント等を派遣するほか、中小企業融資制度を拡充し、経営革新や先端技術の研究開発、ISO認証取得等に取り組む市内中小企業者を対象に「経営技術革新等支援資金」の融資制度を創設した。

今後においても、転換する産業構造に対応するため、国・県も含め、産官学の連携による支援体制の確立に向けて取り組んでいく。

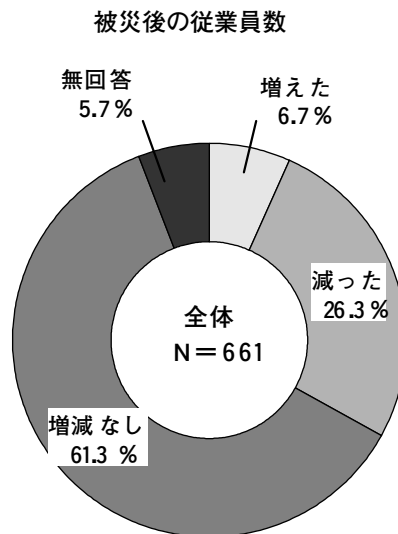
3 細節 雇用の安定

1. 情報の収集と提供

震災後、労働・雇用状況の悪化を踏まえ、各種制度の利用促進を図り、雇用の安定に一定の役割を果たすことを目的として、国、県等の各種施策、労働・雇用関係情報を関係機関等へ迅速かつ広範に提供した。

(1) 雇用状況調査

平成7年10月に実施した市内事業所の震災後における雇用状況の調査によると、回答のあった661社のうち、震災後、従業員の被災による退職者や解雇による従業員数の変動については、「増えた」6.7%、「減った」26.3%、「増減なし」61.3%であった。従業員の採用状況については、「平成7年度に採用予定があり予定どおり採用した」のが89%、「採用予定なしの事業所で予定にはなかったが採用した」のが21.1%となっている。震災後の解雇、一時休業、残業規制などの雇用調整を実施した事業所は22.8%で、雇用調整の内容では、一時休業が55.6%と最も高くなっている。



(2) 労働広報紙「労政にしのみや」の発行

労働・雇用関係の制度及び法改正等の紹介、各種労働・雇用関係の説明会などの情報を掲載した広報紙を発行した。

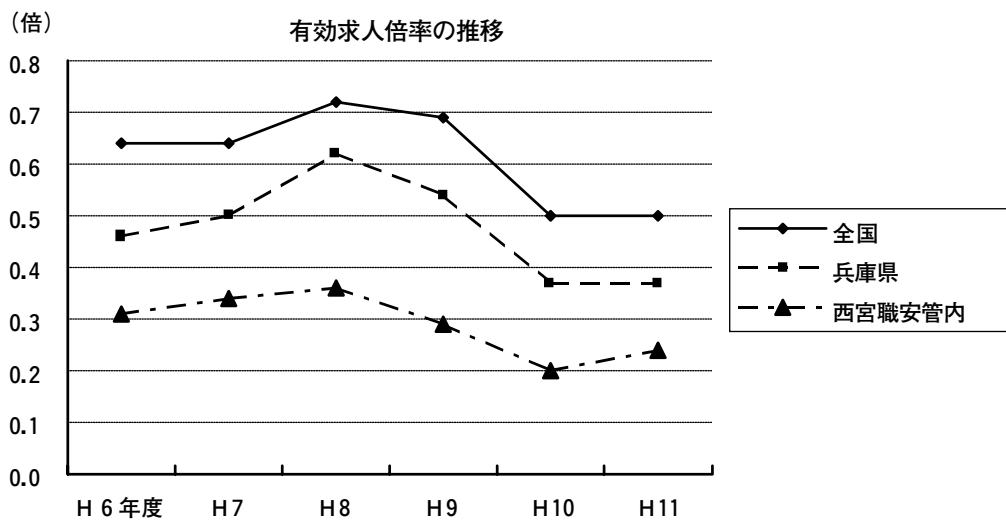
2. 震災に係る各種労働相談の実施

震災後、労働・雇用情勢の不安定な状況の中で、勤労者の労働条件、退職、雇用保険、労災等労働諸問題に対し適切な助言・指導を行うため、開催回数を増加するなど労働相談を充実させ、勤労者の不安・悩みなどの解消に努めた。今なお、震災とその後の長引く景気低迷により急激な相談件数の増加があることから、今後も引き続き実施する。

労働相談の内容

相談内容 年度	労働 時間 等	賃金	解雇	退職	雇用 保険	労災	労使 関係	雇用 問題	その他	計
H 6	0	0	5	1	3	0	0	0	2	11
7		28 (10)	24 (9)	32 (19)	20 (11)	15 (9)	11 (1)	29 (18)	25 (9)	184 (86)
8	48	53	38	30	44	10	12	7	38	280
9	55	54	42	25	35	31	5	4	41	292
10	42	64	65	14	53	19	6	32	67	362
11	13	40	38	4	22	29	0	60	114	320

(※) 平成 6 年度は震災特別労働相談（2 月 14 日～16 日）の件数。
 平成 7 年度の（ ）は、兵庫県との合同相談の件数（4 月 27 日～9 月 29 日）
 であり内数。



2 節 新しい産業活力づくり

計画

産業の高付加価値化を促進するとともに、本市の恵まれた資源を生かした産業の育成を支援する。

1 細節 地域の特性を生かした新たな産業の振興

1. 西宮北口地区

北東地区では、震災復興第二種市街地再開発事業により、再開発ビル「ACTA西宮」が平成13年春に開館する予定であるが、阪急西宮北口駅から至近距離にあり、完成すると大規模小売店舗と中小小売店の共存による新たな商業環境の創出が期待される。震災後、被災した商業者のために設置された仮設店舗「ポンテリカ北口」は、入居者が「ACTA西宮」に転居することなどにより、廃止されることとなる。

南地区の芸術文化センターの建設予定街区周辺は、現在でも山手幹線沿道に大規模小売店舗などの商業集積があるが、センターの整備とともに今後も集積が拡大する見込みである。

2. 阪神西宮駅から酒蔵地帯

(1) 阪神西宮駅南地区

平成7年4月に地元関係者によって組織された「阪神西宮駅南地区復興連絡協議会」によって、同年10月に取りまとめられた復興基本構想に沿って、各街区の商店街・小売市場が早期復興に向け取り組んだ結果、田中町3番街区（面積0.5ha）においては、平成10年3月に、「阪神西宮駅南第一地区再開発事業」が都市計画決定され、平成11年4月に発足した阪神西宮駅南第一地区市街地再開発組合により事業が進められている。

この他の街区では、平成10年3月に西宮商工会議所が中心となり「阪神西宮駅南地区商店街活性化構想」を策定し、構想の実現に向けて地元関係者への支援を行っているが、商業者の自主的な個別再建などが行われている一方で仮設店舗も依然として残っており、また、街区内にマンションが建設されるなど、状況が変化しつつある。このような中で、商店街に賑わいを創出するためのフリーマーケットを毎月開催し、また、平成10年からは、西宮中央商店街振興組合等が共同して、イベント事業「フェスタえびす」を開催するなど、活性化への取り組みもなされている。

平成15年度には、田中町3番街区の再開発事業が完了するとともに、阪神西宮駅高架下店舗も整備される予定で、これらが相互に連携して、地区全体の活性化が期待される。

(2) 酒蔵地帯

震災により大きな被害を受けた酒蔵地帯において、酒蔵、宮水、西宮神社などの地域資源を生かしたまちづくりを進めるため、西宮商工会議所が中心となり「宮水の場とサイバーサカグラストリート～300年の伝統と向こう15年の復興計画～」が平成8年3月にとりまとめられた。これを受けて関係酒造会社により宮水井戸が修景されたのを記念して、平成9年9月20日には、「宮水」「酒」「人形芝居」といった本市の持つ資源をテーマとするイベント「第1回西宮酒ぐらルネサンス」が開催された。第2回からは、阪神西宮駅南の商店街のイベント「フェスタえびす」と一体となって開催された。平成12年度「第4回西宮酒ぐらルネサンス」は、10月7日・8日に、西宮神社境内で開催されており、年毎に、多くの人々が参加するイベントとして定着しつつある。

(3) その他の地区

医療・福祉・情報技術といった成長が期待される産業の集積を促進し、市内産業の振興に寄与するため、平成11年度に、名塩ニュータウンの研究開発型産業地区等が、県の定める新産業拠点地区として承認を受けた。これにより、特定分野の事業に進出する企業に対しては、不動産取得税や固定資産税等の軽減のほか、進出調査等にかかる費用の補助制度等により、県等と協調しながら新たな産業の立地を図っている。

また、中小企業融資制度を拡充し、市が指定する西宮名塩ニュータウン（研究開発型産業地区等）及び鳴尾地区埋立地（船溜り）に新規に立地しようとする中小企業者を対象に「産業立地支援資金」の融資制度を創設した。

2 細節 マルチメディアを活用した商工業の振興

市内産業の情報化を支援するため、これまで西宮浜産業交流会館においてOA研修や情報セミナーなどを行うとともに、インターネット等により様々な情報を提供してきた。

平成11年度及び12年度には、新たな顧客の開拓や企業間の交流を促進するため、市内企業の基礎情報を把握し、データベースとして整備するとともに、希望する企業等については、商品・サービス等を紹介するホームページを作成し、一般市民や企業に広く情報発信を行う。

3 細節 新たな産業の創出

1. 起業家支援

産業の活性化と雇用の場を確保し、本市の恵まれた地域資源を生かした産業の育成を図るとともに、創造性を発揮して新しい事業などを起こそうとする意欲ある市民等を支援するため、平成9年度から起業家支援事業を商工会議所と共同で実施しており、平成12年3月現在、63名が修了し、そのうち19名が新規開業している。

平成10年度には、起業を支援するため、西宮市起業家支援資金融資制度を創設し、新規開業に必要な資金を融資することとしている。平成12年3月末までに、19件、13,105万円の貸付を行っている。

2. 西宮の産業政策研究会からの提言

平成9年度に、学識者・商工労働実務関係者等により構成される「西宮の産業政策研究会」から、「西宮らしさ」を生かした産業振興策の提言を受けた。この提言を推進するため、平成11年度には具体的な振興施策について調査・研究を行い、平成12年度から次のような施策を推進している。

(1) コミュニティ・ビジネス

市民の持つ多様な知識・技術・ノウハウなどを活用し、地域の課題や市民ニーズに対応し、生きがいづくりや自己実現にもつながるコミュニティ・ビジネスを定着させるため、市民向けセミナーを開催するほか、起業に向けた事業計画や経営の相談に応じる体制づくりを行う。

(2) 都市型観光

“西宮ブランド”となる製品の生産に向けて、商工会議所と連携して、製販型工房の育成を図るとともに、グルメや観光名所を盛り込んだガイドブックを作成する。

「阪神・淡路大震災からの復興に携わって」

西宮商工会議所専務理事 白井 利治

阪神・淡路大震災、殆どの人々が想像しなかった大地震が、突然に淡路や阪神地方を襲った。拙宅も全壊したが、お蔭様で家族は無事で、2年後の4月には現地で復旧することができた。一方、勤務先の西宮商工会議所での大震災からの復興は、1月17日、自転車で会議所に駆けつけた午前8時23分からはじまり現在まで続いている。

1. 産業復興と商工業者に対する支援活動

(1) 総合相談窓口の開設

1月21日県商工部から、西宮商工会議所で総合相談窓口を開設して欲しいとの申し出を受けた。本館は半壊、別館は倒壊だったが引き受けることにした。

幸い2階ロビーと議員クラブ室が使える、暖房は石油ストーブ、割れた窓ガラスはベニヤ板で応急手当てをし、早速に1月25日から開設した。初日に既に200人以上の来場者があり、4月25日までに延べ4,900人ぐらゐの商工業者が相談にこられた。

この相談に応じた担当者は、近畿通産局、兵庫県、公的金融機関、西宮商工会議所、西宮市の商工業行政関係の公務員や職員の総勢36名に及ぶ。また、大阪弁護士会から弁護士の先生2名が3月末までボランティアで来られ、法律問題を担当していただいた。

相談内容は85%が金融関係で、残り5%が労働問題、経営問題が5%、その他である。相談業務は休日も交代で行われ、担当の方は使命感を持って一生懸命に対応された。多くの商工業者からも感謝されたこと、商工会議所に対する期待と評価が高まったことなど、総合相談窓口開設の意義は大きい。献身的に取り組んでくださった担当の方に心から敬意を表するものである。

(2) 会議所ニュースの発行

震災の混乱の中で、一番欲しいのは情報である。私どもはこれに気がつき、会員企業に3月末まで、9回会議所ニュースを同時一斉FAX送信で通報した。この措置は、後々までも会員企業に喜ばれた。市民が不安な中で、安心・安全な暮らしを送る為には、正確な情報が得られることが何より大切で、危機管理の一つとして重要な課題である。

(3) 西宮産業活性化ビジョンの策定

この震災で多くのボランティアの方が、近隣はもとより全国から支援に駆けつけてくださった。そんな中、以前西宮に何らかの関わりがあった学者、都市計画家、経営コンサルタントなど数名が、西宮の震災復興計画の策定に協力を申入れられた。当時、市は救援物資の配分や避難所の開設、更に破壊された道路や公園、河

川の修復などに追われ、それどころではない状況であり、商工会議所に相談があったので引き受けることにした。産業界としても産業復興ビジョンをまとめることにし、小笠原教授をキャップに、当所常議員、都市計画家等、専務理事、市経済部長など総勢13名で調査研究に取り組んだ。こうして策定した「西宮産業活性化ビジョン」は西宮が持っている資源をまちづくりに活用し、安全で快適な町にしようとするものである。報告書をまとめ、市や県の震災復興計画にも反映されるよう西宮商工会議所の意見要望とした。以後、このビジョンは酒蔵地帯の復興計画や西宮中央商店街の活性化プランづくり、酒ぐらルネサンスなどに活かされている。

2. 地場産業西宮酒造業に対する復興支援

清酒製造業は、震災直後あまりにも被害が酷かったため、一時期復興は難しいのではないかと言われたが、大手酒造業を中心にして復興は早く、1カ月以内に生産が再開された。幸い鉄筋の蔵をもっていたこと、地域外に工場を持っていたことによる。

当所が酒蔵復興支援に取り組んだのは、地場産業であり330年の酒造りの歴史と文化と技術の灯を消してはならないこと、また、かつて蔵元が西宮市に対し、前市役所庁舎や前市立図書館、更に越水浄水場施設などを寄付された心意気を忘れてはならないからである。

西宮産業活性化ビジョンから酒蔵復興事業に取り組み「宮水の間とCYBER SAKAGURA STREET」をまとめ、さらに「酒蔵地帯復興まちづくりプロジェクトデザイン」として復興計画をまとめた。

西宮市から景観賞を得た「宮水庭園」は、大関・白鹿・白鷹3社の井戸場の垣根をとり、一つにまとめ庭園化したものである。デザインは、酒造りのイメージを西宮の自然と酒造りの風景で表したもので、地域のアメニティを高めることができた。また、阪神・淡路産業復興推進機構を通じ、通産省の補助事業「震災地区産業高度化システム開発実証事業」により「CATVを使った街づくり支援システム」をうけて蔵元の紹介、酒造りの歴史・文化・匠の技術・製品などホームページを開設した。

震災から5年以上経過した今日、長引いた不況から回復への段階に入ったとはいえ、まだまだ西宮市の企業にとって厳しい状況が続いている。そのような中で西宮商工会議所は会員に信頼され、役に立つ会議所づくりを目指して、職員ともども頑張っている。時代は中央集権型社会から地方分権型社会へ移りつつある。商工会議所に課せられた期待と責任も一層高まるものと思っている。精進の毎日である。

4章 魅力ある地域社会の創出

1節 支え合う地域コミュニティの形成

計画

地域の活発なボランティア活動の展開などを基礎として、互いに助け合い、支え合う、魅力ある地域コミュニティの形成を支援する。

* 市民施設等の被災状況

① 市民館等

地区市民館20施設、共同利用施設10施設および市民憩いの家「広田山荘」の計31施設のうち、22施設が大きな被害を受けたものの、26施設が避難所として利用された。

次の5施設は特に被害が大きかったが、平成7年12月までには復旧を完了した。

(単位：千円)

施設名称	主な被害状況	事業費	復旧完了日
今津南市民館	外壁剥落、ひび割れ等	16,375	平成7年12月25日
甲陽園市民館	外壁剥落、2階増築部傾斜、空調、照明設備破損等	20,127	平成7年11月15日
高木センター	昇降機破損、モルタル剥落、電気設備改修等	12,307	平成7年12月28日
段上センター	高圧ケーブル破損、和室壁崩落、昇降機一部破損等	7,689	平成7年11月8日
広田山荘	屋根崩落、内外部壁面亀裂、屋内配線全損等	51,155	平成7年12月5日

なお、広田山荘については、全壊に近い被害を受け修復のため一時休館したが、平成8年1月より業務を再開しており、現在は、震災前の利用状況に回復している。

広田山荘・市民館の利用状況

(単位：件)

	利用件数	
	平成5年度	平成11年度
広田山荘	1,074	1,495
市民館(20館)	16,169	17,438
計	17,240	18,933

また、地域団体等が所有している集会施設は、震災時に59カ所あったが、うち4カ所が全壊、5カ所が半壊、23カ所が一部破損の被害を受けた。

② 防犯灯

市内の17,929灯の防犯灯のうち、1,523灯が被害を受けた。

震災直後から復旧工事にとりかかり、平成6年度に230灯が復旧し、以後、順次復旧工事を行い、平成7年度中に925灯、平成8年度に243灯、平成9年度に107灯の工事を行い、ほぼ復旧が完了した。

1 細節 コミュニティの再生

1. 地域集会施設

(1) 被災地域コミュニティプラザ設置事業

被災地において、住民相互が助け合い、高齢者、障害のある人等が安心して暮らせるよう支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点施設として、地域の自治組織が設置するコミュニティ施設の建設に阪神・淡路大震災復興基金が一定の額を助成するものである。補助額は、50世帯以上150世帯未満の自治組織が設置する場合には、2,000万円以内、150世帯以上の場合は4,000万円以内となっている。

事業期間は、平成12年度までで、制度開始後市が進達した完成又は申請施設（建設中も含む）は、16カ所である（平成12年5月25日現在）。

完成施設（10カ所）

名 称	自治会等	延床面積 (㎡)
夙川自治会コミュニティプラザ	夙川自治会	168
今津コミュニティプラザ	今津連合福祉会	216
高須コミュニティプラザ	武庫川団地自治会	241
上田コミュニティプラザ	上田自治会	294
清瀬台自治会安心コミュニティプラザ	清瀬台自治会	200
染殿町自治会館	染殿町自治会	200
花の峯安心コミュニティプラザ	花の峯自治会	194
安心コミュニティプラザ青木集会所	青木町自治会	203
北六甲台安心コミュニティプラザ	北六甲台自治会	201
二見町安心コミュニティプラザ	二見町町内会	205

申請済施設（6カ所）

浜甲子園町会・東曙町福祉会（西曙町・山中町を含む）・上山口2・3・4丁目自治会・ 緑ヶ丘自治会・光陽台自治会（名塩山荘自治会を含む）・東山台自治会連合会

(2) 葬儀可能集会施設設置補助事業

自治会・町内会等の地域自治団体が、自ら集会施設を新築・改築もしくは改修又は購入しようとする場合に、当該施設が市民の葬儀にも利用されることを条件にその費用を補助する制度で、昭和62年より施行している。補助額は、新築・購入の場合で1件1,000万円以内、改築・改修の場合で500万円以内である。

整備補助の状況

年 度	名 称
平成8年度	春風公園福祉会館、上鳴尾町自治会館
9年度	小松北町自治会館
10年度	鳴尾町三丁目自治会館、甲子園第8コーポラス自治会集会所、津門 社会福祉協議会集会所
11年度	名塩ガーデン自治会館、門戸自治会館

「地域集会施設の復旧・新設」

国勢調査担当課嘱託（当時地域振興課課長補佐）矢田 雅雄

地域振興課で所管している市民集会施設については、地区市民館20、共同利用施設10、市民憩の家「広田山荘」の31施設だが、この内22施設が被害を受けた。22施設の内、大きな被害を受けたのは5施設（この内2施設はエレベータ棟傾斜）であり、残りは地盤沈下にとまなう建物周辺被害、建物内外のタイル割れ等であった。

各施設の被害状況を見てまわった段階では、いつ復旧できるのか見当もつかなかった。幸いにも平成7年度中に復旧した。

しかし、復旧したとはいえ、建設年の古いものが多く、コミュニティ活動の場としての施設の重要性からも、今後震災が起こっても被害を最小限にとどめるために、建替、新設にあたっては耐震性を高めることが望まれる。

ここで少し、避難所として開設した市民集会施設の状態について述べると、地区市民館は20館中18館が避難所となり、この内1月17日の震災当日に開設したのは14館で、地区市民館運営委員会により施設開放が行われた。共同利用施設等については、11施設中8施設

が避難所として開放され、施設開放は職員及び管理人によって行われた。地区市民館、共同利用施設等における延避難者は、地区市民館で47,659名、共同利用施設で14,055名の計61,714名であった。

終わりに、今回の震災における反省等を少し……

今回の阪神大震災は、過去にない大規模なものであり、教育機関、公共施設、また民間施設までが避難所となった。このことは当初はやむを得なかったが、今、振り返ってみて今後の対応として次のことに適切な取り組みが必要と思われる。

1. 情報提供

避難所となったところへの情報提供を速やかに行うこと。

2. 応援体制の確立

公共施設（特に地区市民館）についていえば、地元地区市民館運営委員会が管理しており、管理人も地元の人である。管理人の本来業務でない避難所の対応で夜も休めない状況におかれ、運営委員会から苦情があった。今後は、職員配置等適切な対応が望まれる。

2. コミュニティ協会事業の再構築

(1) 地域情報誌「宮っ子」の発行

昭和54年8月に設立された「西宮コミュニティ協会」のメイン事業である地域情報誌「宮っ子」の発行は、平成7年3月～5月号は休刊のやむなきに至ったが、関係者の熱意と努力により6月号から復刊し、市民が求めている震災関連情報の発信に努めた。

なお、平成8年度から、発行回数は年10回となったものの、市民の暮らしに密着したコーナーを設けるなど、紙面の充実に努めている。

(2) にしのみや市民祭り

市民祭りについては、震災の影響により平成7年度は中止を余儀なくされたが、平成8年度には、関係者の熱意により、市民の元気回復と早期復興を願い、「興」をテーマに再開した。なお、中央祭典については中止となった。

平成9年度以降は、「にしのみや市民祭り協議会」の構成団体数も徐々に増え、祭りも市民参加型を基調として震災前の内容に戻し、9年度は「甦」、10年度は「賑」、11年度は「活」、12年度は「輝」をテーマに開催した。多数の市民の来場で賑わい、より広く親しまれる市民祭りになってきている。

「『宮っ子』の復刊について」

平成7年1月17日は、『宮っ子』新年号の反省会で、編集スタッフ一同がバスに乗って貝塚市の水間観音へ行く予定だった。地震直後はこんな大規模な災害だとは思わず、家の中は食器棚が倒れたりして大変だったが、部会長という立場から、家の片付けは後回しにしても反省会に出席しなくてはと思い、とりあえず地域振興課にある協会事務局に連絡を入れた。しかし電話

西宮コミュニティ協会広報専門部部会長 有田 京子は不通。他の部会員さんたちは出席できるのだろうかーと心配しつつ公衆電話を求めて車で出掛けた。周囲の状況を見てびっくり。6千世帯ほどの越木岩地域で約900世帯が全壊、1,100世帯が半壊、30人もの方が亡くなっていた。

やっと事務局と連絡が取れ、もちろん反省会は中止。また目前に控えていた3月号の出稿も中止し、休刊と

した。その後は復刊のめどもないまま、災害の後始末や地域内の避難所（北夙川小学校、越木岩公民館、北夙川体育館）の世話を明け暮れた。1月21日に地域内の各団体が協力して「北夙川災害対策本部」を設置。その後、体育館は市の直轄となった。

私も連日、避難所で働いたが、こんな時こそみんなに情報を流さねばと、夫に協力してもらって、1月末にはB4の用紙1枚刷の自治会報を発行、配布した。後日、「恐ろしくてずっと外へ出なかったから情報がなかなか伝わらなかった」との声をよく聞いたので、今後に備え、各町にある自治会の掲示板を常に見るよう習慣づけるため子どもの絵を張ったり、『宮っ子』を通じて掲示板のPRをした。

少し落ち着いてくるうちに『宮っ子』のことが気になり、2月22日、副部長2人と一緒に地域振興課へ行き、今後のことについて相談。とにかく一度、広報専門部会を開いて現状を把握することにした。

3月15日、震災後初めての部会を開催した。市外へ避難している人も数人いたが、25地域中、23地域が出席。その熱意に感動する。平木地域の編集長が亡くなったことはとても悲しかった。部会では各地域の編集委員、配布ステーションなどの被害状況の報告を中心に、『宮っ子』をいつから復刊できるか討議した。結果は、被害が大きくて発行は当分無理＝6地域、他地域と合同であれば発行できる＝4地域、発行できる＝13地域という状況だった。配布ステーションの被害、仮設住宅入居者への対応、激しい人口流動などの点を考慮し、6月号は全市共通版のみを発行、7月号からは地域版を加えた通常の形で完全復刊することになった。

復刊後しばらくは大震災の記録をドキュメントタッチで連載。平成8年の新年号は「あれから一年 人・もの・こころ」と題して、市民の目から見た震災特集を掲載した。



2 細節 ボランティア活動の展開

1. 学生ボランティア

震災時には、全国各地から数多くの若者がかけつけ、「ボランティア元年」といわれるほどの活動を展開した。その中であって、市内の学生も、各大学等を拠点に、あるいは個人的にも本市の応急救助や復旧活動などに参加し、目覚ましい活躍をしたところである。平成7年10月に本市で開催された第4回大学都市会議では、学生ボランティアの在り方や大学、行政、地域によるボランティア支援の方法が中心に論議され、ボランティア活動を基軸とした大学連携を進める機運が高まった。

平成9年4月、国際ロータリー第2680区からの資金提供を受け、市内の大学・短期大学、西宮ロータリークラブ、西宮商工会議所、西宮市による「西宮学生ボランティア交流センター」が設立された。

同センターでは、インターネットを活用したボランティア情報を収集提供し、効果的なコーディネートとネットワークの推進を図っている。開設当初の9年度は、学生のボランティア登録人数14人、ボランティア派遣依頼件数28件であったが、同センターの活動が徐々に知られるところとなり、11年度では、ボランティア登録人数236人、派遣依頼件数88件、問合せ・相談受付等384件までに増加、また、活動領域も行事、イベントの応援、スポーツ、レクリエーションの指導等のイベント型から生活介護、外出応援等の福祉活動型までの広がりをもっている。

平成13年春には、西宮北口駅北東再開発ビル内に大学交流センターの開設が予定されている。学生ボランティア交流センターがこれまで果たしてきた役割と積み重ねてきた実績を、新しいセンターに発展的に引き継いでいく。

2. 福祉ボランティア

社会福祉協議会では、震災以前からボランティアセンターを設けており、手話、要約筆記などをはじめ、デイサービスセンターなどの施設や在宅での援助活動、病院ボランティア活動などの幅広い活動を行うボランティアグループが登録されている。その他にも、企業や労働組合、自主的に福祉活動を続けているグループ、NPOなど様々な団体がボランティア活動を行っている。

さらに、震災を契機に、地域における助け合いなどのボランティア活動の重要性が一層認識されるようになったことから、社会福祉協議会支部、分区が主体となり、近くの市民館・公民館などを利用して、住民相互の助け合い、支えあい活動の拠点となる地区ボランティアセンターを設立してきた。平成12年3月末現在、地区ボランティアセンター数は24カ所、登録されているボランティアは1,880名にのぼり、要援護高齢者への直接支援活動（見守り、家事援助、外出介助等）のほか、福祉に関する相談、ボランティアコーディネート、ボランティアの発掘、養成、福祉活動の啓発等を行っている。

今後とも、社会福祉協議会と連携しながら、未設置の支部・分区での地区ボランティアセンターの設置を支援するとともに、子どもから高齢者までの幅広い層の市民がボランティア活動に積極的に参加できるよう取り組んでいく。

地区ボランティアセンター一覧

名 称	場 所	設置年月
鳴尾支部VCやまびこ	鳴尾支所内	S 62.7
高木分区VC	高木センター内	H 8.7
瓦木分区VC	北甲子園口市民館内	H 8.7
上甲子園分区VC	上甲子園市民サービスセンター内	H 8.7
名塩地区VC	塩瀬センター内	H 8.9
南甲子園分区VC南甲こだま	南甲子園五町福祉会館内	H 8.9
鳴尾東地区VC東こだま	鳴尾東公民館内	H 8.12
甲東地区VC	甲東センター内	H 9.1
広田地区VCハートフル	能登運動場公園管理棟内	H 9.2
鳴尾西地区VC西こだま	鳴尾小内第2図書室	H 9.3
大社地区VC	大社公民館内	H 9.3
生瀬地区VCゆずりは21	斑状菌対策所事務室内	H 9.4
小松地区VC小松こだま	小松デイサービスセンター内	H 9.4
北夙川地区VC	北夙川小内	H 9.7
鳴尾北地区VC北こだま	学文殿公民館事務室内	H 9.12
浜脇地区VC	浜脇公民館内	H 10.4
高須地区VC高須こだま	高須コミュニティプラザ	H 10.6
神原地区VC	神原市民館内	H 11.3
夙川地区VC	夙川小コミュニティルーム内	H 11.4
甲陽園地区VC	甲陽園市民館内	H 11.6
今津地区VC	今津南デイサービスセンター内	H 11.6
東山台地区VC	斜行エレベーター2階ホール内	H 11.10
甲子園浜地区VC浜こだま	甲子園浜小内	H 11.12
安井地区VC	安井市民館内	H 12.3

※VC：ボランティアセンターの略

2 節 教育活動の充実

計画

子どもたちの教育環境を整備し、学習指導の工夫など教育活動の充実を図り、子どもの健全な成長を促す。

*子ども、生徒の被災状況

今回の震災では、かけがえのない子ども達が多数犠牲となった。

亡くなった市立学校園の幼児児童生徒は、幼稚園1人、小学校35人、中学校20人の計56人で、入院等の重傷を負ったものは、幼稚園2人、小学校8人、中学校1人の11人であった。

また、県立高校で3人、私立の幼稚園11人、小学校1人、中学校1人、高校3人、大学20人の39人が亡くなり、市内では合計95人の尊い命が失われた。

市立学校園の幼児児童生徒の死亡者数

(単位：人)

学 年	幼稚園(1園)			小学校(14校)						中学校(7校)				高校	合 計	
	4 歳	5 歳	計	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計		
男	0	0	0	4	0	3	1	5	4	17	1	4	2	7	0	24
女	1	0	1	3	3	4	4	2	2	18	4	3	6	13	0	32
合計	1	0	1	7	3	7	5	7	6	35	5	7	8	20	0	56

1 細節 学校園の復旧・復興

1. 学校園の被災と復旧

被災の状況	<p>市立の87学校園の全てが、損傷の大小はあるが被災した。 その中でも9校園の13棟の校舎・体育館、4校の渡り廊下が半壊と認定され改築が必要となり、5校5棟に補強工事が必要であった。</p>					
	学校名	改 築	補強工事	学校名	改 築	補強工事
	香櫨園小	南東棟校舎	北棟校舎	上ヶ原南小	南西棟校舎、渡廊下	
	北夙川小	渡廊下		段上小		北棟校舎
	苦楽園小	渡廊下	南棟校舎	苦楽園中	体育館棟	
	広田小		北棟校舎	上ヶ原中	北西、中棟校舎	
	平木小	渡廊下		甲陵中	北東、南東棟校舎	
	甲東小	体育館棟		西宮高校	南、北棟校舎	体育館
上ヶ原小	北、南棟校舎		大社幼	西棟管理園舎		
復旧の状況	6年度	改築、補強を要する校舎についての計画案を立てた。損傷を受けた学校園については、児童生徒の危険回避のため、緊急を要する倒壊物の撤去や段差の解消、亀裂の補修等の応急工事を行った。				
	7年度	香櫨園小・苦楽園小・広田小の校舎棟の補強工事が完了し、年度末には大社幼稚園の園舎の改築工事が完了した。				
	8年度	前年度より繰り越した上ヶ原小・上ヶ原南小・甲東小・香櫨園小・上ヶ原中・甲陵中・苦楽園中及び西宮高校の改築復旧工事、段上小・西宮高校の補強工事及びその他の補修復旧工事並びに設備復旧工事を行った。				
	9年度	改築復旧工事のうち、上ヶ原南小・上ヶ原中・西宮高校の運動場補修等復旧工事及び甲陵中屋外整備工事は8年度中に完了しなかったため平成9年度に事故繰越し、西宮高校運動場整備工事を最後に平成9年8月末に全ての災害復旧工事が完了した。 また、西宮浜埋立地に計画された人口1万人の震災復興住宅マリナパークシティの中に、西宮浜小・西宮浜中学校を新設し、平成10年4月に開校した。				

2. 仮設教室の状況

設置の状況	<p>校舎等の損壊により教室等が不足する10学校園については、平成7年2月初旬より主に仮設普通教室の建設に着手し、同年3月末より使用を開始した。 平成7年6月末までに特別教室等の仮設校舎を建設して、教育の場を確保した。 (単位：教室)</p>						
	区分	該当校園数	普通教室	特別教室	管理諸室	給食室	合計
	小学校	6校	79	30	10	3	122
	中学校	2校	19	38	5	3	65
	高校	1校	31	25.5	23.5		80
	幼稚園	1園		2	3		5
計	10校園	129	95.5	41.5	6	272	
※教室数は全て普通教室の広さに換算した数字							
撤去状況	7年度	改築・補強工事が完了した広田小・段上小・大社幼について、年度末に撤去した。					
	8年度	残りの改築・補強工事を行っている7校の仮設校舎は、工事が完了する都度撤去し、平成9年3月末には全ての撤去を完了した。					

公立学校園災害復旧事業費

(単位：千円)

項 目		6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	合計
事 業 費		872,389	6,568,384	5,893,177	2,276,102	15,610,052
財源 内訳	国庫補助金	414,484	4,424,194	3,628,574	1,592,639	10,059,891
	起 債	200,700	1,724,700	1,280,000	302,600	3,508,000
	一 般 財 源	257,205	419,490	984,603	380,863	2,042,161

※西宮浜小・中の事業費を除く

3. 校庭開放など子どもの遊び場の確保

近年、子どもたちの遊び場が著しく減少していることから、平成8年度から、特に日照時間の長い5月から8月までの土曜・日曜日と祝日について、小学校運動場の閉門時間を午後4時30分から午後6時に延長し、子ども同士や親子が利用できる遊び場の拡大を図っている。

2 細節 子どもへの支援

1. 心のケア

震災により心の健康が阻害されている子どもに対し、様々な心のケアの取り組みが行われている。しかし、子どもたちの心が受けた影響が、いつ顕在化するかわからないので、継続的かつ長期的な対応を進めていく。

(1) 教育復興担当教員

被災した児童生徒に対する心のケアや防災教育の充実を図るなど、教育復興を積極的に推進している。

年度	小学校	中学校
H 7	10校 15人	2校 3人
8	18校 26人	11校 15人
9	21校 29人	10校 15人
10	19校 22人	11校 13人
11	21校 24人	11校 12人
12	22校 24人	11校 12人

(2) 学校精神保健コンサルテーション

心のケアを必要とする子どもへの対応のあり方について、精神科医等の専門家が学校に出向き、指導や援助を実施している。

年度	実施学校園	回数
H 7	67	110
8	63	102
9	66	105
10	74	123
11	76	124

(3) スクールカウンセラー

震災後の心の問題、登校拒否やいじめ等に悩む子どもたちの心の相談等に応じるほか、教員や保護者への助言にあたるため、文部省がカウンセラーを全国の小中高等学校に派遣し、心のケアのあり方を研究している。

年度	小学校	中学校
H 7	1校 100人	1校 75人
8	1校 120人	1校 146人
9	3校 482人	3校 457人
10	3校 468人	4校 842人
11	2校 369人	4校 536人
12	2校	4校

(4) 教員に対する研修及び研究

平成7年2月6日に、震災後の子どもの精神状態、ケアの原則等をまとめた「研修会だより」を教員用に配付した。また、3月には、精神保健専門家を講師として、教員、保護者を対象に「心のケア」研修会を開催した。さらに、震災後の教育相談に役立てるため、PTSD（心的外傷後ストレス障害）・急性ストレス障害等の震災時の子どもの心身反応等に関する研修会を開催した。平成12年3月には、非常災害時の心のケアに関する事例・対応を掲載した「学校精神保健ガイドブックⅡ」を全教

員に配付した。

震災後の子どもたちへの関わり方や心のケアについて、教員の研究グループ「健康教育」が、専門家の指導のもと、震災後のストレス等に対する健康教育の啓発・推進について研究を行い、平成9年4月に研究成果を冊子にまとめ関係機関に配付した。

震災直後より3年間にわたり2小学校・1中学校において、大阪ストレスマネジメントアプローチ研究会を中心とした、医師・看護婦・心理学者・ソーシャルワーカーの専門家グループが、子どもたちのPTSD化を予防するため定期的に調査を実施し、その結果をもとに心のケアが必要な子どもたちへの対応や指導方法を長期的・継続的に担任教師へ指導、助言した。

2. 防災教育、ボランティア教育の実施

震災の体験や教訓を生かすため、郷土史の副読本に震災の項を設けた。また、「ボランティア教育副読本」や震災の記録集を各学校園に配付し、授業等で活用している。

平成9年1月に「学校園防災マニュアル」を各学校園に配付した。各学校園ではこのマニュアルに基づき防災計画を作成するとともに、追悼行事や地震を想定した防災訓練などを実施している。

さらに教員に対しては、防災教育・ボランティア教育に関しての研修を実施している。

「復興の鐘によせて」

教育復興担当教員（高木小学校教諭）高橋 聡

●高木の街を歩く

3年前の4月、更地がまだ数多く点在する高木小学校に赴任しました。北口の駅を一步出ると、変わり果てた北口市場の姿が目飛び込んできました。震災前のこの境界は、子ども達が、当たり前のように買い物をしたり、見慣れた商店街の前を自転車で走ったりするなど、なじみの場所であったに違いない。それだけに、市場を失った悲しみは大きいのではないかと想像しました。市場の薄暗い通路を抜けると、高木八幡通りへ、そこは、駅へ向かう車、自転車、そして人々が行き交う目抜き通りのようでした。逆方向へ歩く私は、道沿いの壁に体をくっつけるように出勤しました。ふと、このような状況の街で子どもたちは、どう暮らしているのかと少し心配な気持ちになりました。

●子どもたちの記録（体験）を丁寧にたどること

高木小学校では、毎年1月17日に「1.17を忘れない」全校集会を開催しています。また、大震災から3年目（記録集「心つないで」）と5年目（記録集「やあ、元気」）に、全校生に作文を書いてもらいその中のいくつかを文集としてまとめています。震災後6カ月目に発行された記録集と合わせ、3冊の冊子を今あらためて読み返してみると、子どもたちや地域の人々が受けた被害の大きさと心の傷の深さに心がふるえます。震災から5年が経過したとはいえ、もう震災は遠い過去の事などとは決して言えないのです。

……いつも母たちは家に物を取りに行った。子どもたちはいつも留守番でいつ余震があるかこわくてかたまっていた。少し音があるとこわくてびくびくしていた。母が帰ってくると安心した。

……3年女子 第2集「心つないで」

何回もゆれるので家ぞくといっしょにいそいで外に出た。……車の中で絵をかきました。絵をかいていると少し心がおちついてきました。

2年女子 第2集「心つないで」

学校再開の日初めてA君の悲しいニュースを知ったクラスメイトもいた。やっぱり本当だったのかとやだれる男子。隣のクラスのT君のこともショックだったようだ。クラスの様子は、気が抜けたように静かで小さな物音がすると一瞬、誰もが手を止め頭を上げ身構えた。ある先生がまるでミーアキャットが立ち上がって様子を伺うようだと言ったが、悲しいほどよく似ていた。

教諭 第1集「阪神・淡路大震災の記録」

子どもたちと話していると震災の記憶が、断片的になっているように感じます。しかし、心のケアの必要な傷の部分では口を閉ざしたり、表情が曇ったりする事があります。こんな時、心の足跡を記録した文集が私たち教師の重要な情報となってくれます。子どもたちの背負っている痛みや悲しみの全てはわからなくても、その痛み的一部分でも分かち合うことはできると思うのです。子どもは心のつながりを求めています。教師と子どもがつながっていくためのよりどころは、子どもが発する言葉や表情であり、書かれた記録です。私たちはそれを丁寧にたどり、指導に役立てていきたいと思っています。

●復興の鐘が校区に響く

高木小の正門を初めてくぐった時、先ず目にしたのは、中庭の色とりどりの花々です。当時の高木の子どもたちや先生方の優しさが伝わってきたのを思い出します。その正門の一郭に、記念碑「復興の鐘」があります。

今年もまた、震災の日、17日の午前5時46分に復興の鐘が高木校区に響きました。今年は地域の人たちや教職員だけではなく、高学年の子どもたちも加わりました。今後もこのささやかな集会を引き継ぎ、語り継いでいってくれるものと信じています。

「震災後の子どもたちの教育」

震災から早いもので5年が経ちました。元気な子供たちの声が、学校の校舎、体育館、グラウンドの中から聞こえてきます。地震直後のあの騒々しさはどこにも見当たりません。

平成7年1月17日、突然の大地震により、学校は避難者でいっぱいでした。電気、ガス、水とライフラインの止まったなかで、先生方と共にボランティア活動をしている子供の姿が、学校にありました。生徒会を中心に学校のことが心配で駆けつけた子供たちです。プールからトイレ用の水を運んだり、教室の中の後かたづけをしたり、食料の配給を手伝ったりと、めざましい活躍をしていました。

しかし、日が経つにつれて、学校がなくて喜んでいた子供たちも、早く学校が始まって欲しいと思い出しました。受験生は試験勉強の遅れが気になりました。学校の空き教室で勉強したり、避難先の隅で勉強をしている姿が見られるようになりました。保護者も子供に震災以前と同じような生活を取り戻してやりたいと思いはじめました。学校の再開は、本当に子供にとって大事なことでした。ライフラインの復旧と共に、被災後の生活も落ちつきを取り戻しはじめました。それとともに、たくさんの子供たちが地震による影響を

心に隠していることに気がつきだしました。1人で留守番ができない子、1人で寝られなくなった子、電灯をつけたままでないと寝られない子、ドアを閉めて1人で部屋に居れない子と、日常生活の中に震災前と違う行動をする子供たちがいることがわかってきました。

カウンセラーの必要性を認められ、カウンセリングを受けることができるようになりました。しかし、カウンセリングを受ける程でもないが心に地震の影響を受けた子供の心は、癒されたのでしょうか。5年も経つのに、ドアが閉められない子、電灯をつけたままでないと寝られない子の話を、PTA活動の中で聞きました。

そんな中、3年前から中学2年生対象に、トライやる・ウィークが実施されています。地域、家庭、学校の三者の協力で、子供たちに自分探しをさせようという試みです。各家庭で、地域で、トライやるの仕事先で、子供たちはいろいろな人と話をする機会をもちました。話をする中で、人の温かさややさしさを感じてくれたことと思います。地震はたいへんなことでしたが、たくさんの人たちが子供たちのために一生懸命です。きっとこの思いは、地震で傷ついた子供の心に届くと思います。

3 節 文化・スポーツの振興

計画

市民自らが展開する多様な文化・スポーツ活動を支援する。また、「カレッジタウン西宮」事業を推進し、文化による都市活力の復興を図る。

*文化、スポーツ施設の被災状況

被災の状況	改築中の大社・甲東公民館を除く全ての公民館、中央体育館を始めとする全ての社会体育施設、教育文化センターや総合教育センター及び教職員住宅等の教育施設の全てにわたって何らかの被災を受けた。
-------	--

1 細節 文化・スポーツ施設の復旧・整備

1. 社会教育施設等の復旧

6年度	全ての施設について危険回避の応急復旧工事を行うとともに、一部の施設について補修復旧工事を行った。（公民館17館、社会体育施設6館、その他の教育施設6施設）
7年度	前年度に引き続き、補修復旧工事を実施した。特に避難所や物資置場となっていた公民館や体育館などについても、避難所や物資置場解消後に順次補修復旧工事を行い、年度末には全ての災害復旧工事を完了した。（公民館19館、社会体育施設7館、その他の教育施設10施設）

社会教育施設等災害復旧事業費 （単位：千円）

事業費	国庫補助金	起債	一般財源
488,101	170,554	132,400	185,147

※平成6・7年度事業費

2. 市民会館等の復旧

市民会館は、自衛隊の出動や遺骨の引き取り場所となったほか、市の災害復旧関係事務所に利用され、会議室の一部は平成7年6月30日まで使用された。復旧工事完了後、再開に当たっては、アミティホールでは平成8年4月7日に修復記念事業が、4月28日には「NHKのど自慢」が催されたが、半数以上の会議室が、平成8年4月6日から平成9年10月31日まで第7仮設庁舎として利用された。

施設名	主な被害状況	復旧事業費	復旧完了日
市民会館	柱など主要構造物のせん断破壊	674,572千円	平成8年3月29日
フレンテホール	ホール・ホワイエの天井落下、照明、電気設備や可動椅子等被害、ホール内水損	94,482千円	平成7年5月31日

3. 勤労福祉施設の復旧

震災直後から勤労会館と勤労青少年ホームは、市の仮設庁舎等として使用され、またサン・アビリティーズは、市民の避難所として使用されたことから、施設の復旧工事は、可能な限り並行して進めるとともに、工事が困難なものについては、使用終了後に行った。こうした状況の中で、一部会議室等を除き、勤労会館は平成7年7月1日、勤労青少年ホームは9月1日、勤労身体障害者教養文化体育施設は8月17日からそれぞれ供用を再開した。

施設名	主な被害状況	復旧事業費	復旧完了日
勤労会館	内外壁及び床の亀裂 冷却塔損壊	16,642千円	平成8年2月7日
勤労青少年ホーム			平成8年1月20日
勤労身体障害者教養文化体育施設	内外壁及び床の亀裂 玄関スロープ損壊	5,355千円	平成8年3月15日

4. 文化財の復旧・修理

震災発生時、本市には、158件の指定文化財が所在したが、岡太神社本殿（西宮市指定）と旧辰馬喜十郎内蔵・店（西宮市・兵庫県指定）が全壊し、西宮神社大練塀、表大門（国指定）などが著しい損傷を受けた。

被災を受けた文化財は、国指定文化財 5 件、県指定文化財 4 件、市指定文化財 9 件であった。全壊した指定文化財は指定解除とし、損傷した国指定文化財 5 件、県指定文化財 3 件、市指定文化財 8 件については修理を行った。指定文化財の修理は、平成10年度に完了している。

指定文化財復旧・修理事業費

(単位：千円)

年度	事業費	国補助	県補助	所有者負担	市補助
H 7	98,208	69,877	8,645	9,843	9,843
8	109,285	72,750	11,800	12,368	12,367
9	1,034	259	258	258	259
計	208,527	142,886	20,703	22,469	22,469

埋蔵文化財の発掘調査については、従来一部（個人住宅）を除いてその調査費用は原因者負担としてきたが、平成7年度から平成10年度の間は、復旧・復興事業を促進するため、公費で負担する発掘調査の対象範囲を拡大し、国県補助事業として市が実施した。

なお、平成12年度以降については、原則として従前の基準に準ずることとし、震災に係る復旧・復興事業についてのみ例外的に公費による発掘調査が実施できることとなった。

埋蔵文化財発掘調査事業費

(単位：千円)

年度	発掘調査地点	事業費	国庫補助金	県補助金	一般財源
H 7	西宮神社社頭遺跡他 2 カ所	4,284	2,142	1,071	1,071
8	高畑町遺跡他 8 カ所	2,072	1,036	518	518
9	北口町遺跡他24カ所	4,072	2,036	1,018	1,018
10	西宮神社社頭遺跡他22カ所	6,562	3,281	1,640	1,641
11	仁川百合野町遺跡他 8 カ所	1,660	830	415	415

被災した家屋から、古文書及び民俗資料の救出を行い、これらの資料は、寄託・寄贈などの手続を終え、郷土資料館収蔵庫で保管し、現在分類作業中である。整理等が完了したものから順次、企画陳列等で展示活用している。

年度	民俗資料（民具等）	歴史資料（古文書等）
H 6	農具・食膳具・燈火具・漆器類等 8 件	岡本家文書（近代資料）・席松家文書等 8 件
7	漁具・暖房具・農具・戦時生活資料等 8 件	川合家文書等 5 件

5. 文化・スポーツ施設の復興

平成 8 年 10 月 阪急甲東園駅前ビル「アプリ甲東」内に発表会、社交ダンス、演芸、講演会等、市民が多目的に利用できる甲東ホール（308席）を整備した。

平成 10 年 5 月 鳴尾図書館及び中央図書館高須分室を整備した。

平成 10 年 9 月 甲子園浜埋め立て地に甲子園浜野球場を新設した。

平成 11 年 4 月 西宮浜マリナパークシティに貝類館及び西宮浜公民館を新設した。

・西宮市貝類館

菊池典男氏から寄贈された故黒田徳米博士の貝類資料、約3,800種 4万点を収蔵し、世界の貝類約2,000種 5,000点を展示している。

平成 12 年 10 月 西宮北口駅南地区10街区に再開発ビル「プレラにしのみや」を整備した。

・中央公民館

生涯学習情報提供の拠点となる生涯学習情報コーナーを備え、全市的な学習の機会と場を提供する拠点公民館として整備した。

・男女共同参画センター「ウエーブ」

男女共同参画社会の実現を目指し、「ジェンダーの解消」「自立・連帯の推進」「参加・参画の促進」を基本理念に、女性のエンパワーメントと男性の意識改革に向けた事業を展開するとともに、男女平等や女性の地位向上、男女の自立等に取り組む自主活動グループ・団体を対象に、「ウエーブ登録グループ」を募集する。

・プレラホール

演劇、舞踏、バレエ、邦楽、コンサート、講演会、セミナー等、市民が多目的に利用できるホール（292席）を整備した。

「文化財の被災」

指定文化財158件、埋蔵文化財90カ所をはじめ、多くの博物館の収蔵資料、市民の家に潜在する民俗資料や古文書は、一瞬のうちに被災した。震災の惨禍の中、文化財課職員が作成した文化財の現状記録は、客観的であるがゆえに今見てもその風景には言葉を失う。

当時は、「文化財の保存」などと言われているのかと、懐疑的にもなった。被災地各市町の文化財担当者が参集した会合でも、文化財より住民の救援救護を優先すべし、との声もあがった。それでも文化庁以下文化財関係機関は、いち早く文化財の保存修復に邁進することを決定し、文化財の復旧復興と住民の生活復興の両立が目標となった。国指定文化財では、たとえ細片になってはいても個々の文化財を確保することが指示され、文化財調査官による実態調査に基づいた適切な処方箋がつつぎつつぎと提示されていった。被災者住宅の確保が目的の面的整備ではあっても、工着手前の発掘調査は連綿と続けられた。徹底した事前調査は、埋蔵文化財の不時発見による工事の混乱を回避し、全国から集められた文化財調査の専門家たちは黙々と調査をこなした。

結果的には、あの惨禍のなかであっても文化財の復旧を不要のものとして軽視する姿勢や発言は、ついで聞かなかった。日頃の文化財愛護意識の醸成が好結果

文化財課係長（当時文化財課学芸員）西川 卓志
をもたらしたのか、数十億円という国費を使いながらも迅速に調査できる体制をもって準備したことが評価されたのか、それとも激烈を極めた日常のなかで新発見の資料が一服の清涼剤になったのか、いまではよくわからないが、確かに文化財は被災地の復興から取り残されなかった。

被災地の文化財担当者として、住民が文化財や歴史資料をよく見捨てなかったものだ、とつくづく思う。当然、断腸の思いで処分せざるを得なかったものも確かにある。しかし、生活の復旧が狭義において叫ばれ、生活復興だけを最優先するという姿勢が貫かれていたならば、また被災地からそのような声が声高にあがっていれば、文化財の復興復旧は当面の生活に必要なものとされ、貴重なものの多くが失われていたはずである。そうはならなかった。各地の復興事業に先立つ事前調査の現場には、数多くの地元住民が現地説明会に訪れ、各種の講演会にもまた多くの聴衆が集まった。住民たちは日常の生活に追われながらも、新たに明らかになる地元の歴史に無関心ではいられなかったのではないかと思う。

文化財担当者としては、文化財への認識と親密度において、日常生活への「文化財」の定着が確実に進展してる兆しと思いたい。

2 細節 文化・スポーツ活動の振興

主な文化・スポーツ活動

日 時	内 容	場 所
H 8.1.21	追悼と励ましの集い～ハンドベル演奏・合唱・落語～	夙川公民館
H 7.9.15 H 8.6.9 H 9.5.25 H10.9.23 H11.5.30 H12.5.28	震災復興ユニセフカップ西宮国際ハーフマラソン	甲子園球場～武庫川
H 8.1.9～2.14 H 9.1.14～1.26 H10.1.13～1.25 H11.1.12～1.24 H12.1.12～1.23	阪神淡路大震災関連資料展	中央図書館
H 7.5.5	頑張ろうコンサート	なるお文化ホール
H 8.4.21	ひびけ歌声 友情コンサート	アミティホール
H 7.6.3	元気を出して歌おう会	なるお文化ホール
H 7.8.20	第九シンフォニーを歌うつどい	県立総合体育館
H 7.11.3	ピッコロ劇団被災地激励公演「学校ウサギをつかまえる」	なるお文化ホール
H 9.1.17 H10.1.17 H11.1.17 H12.1.16	阪神淡路大震災1.17追悼コンサート	アミティホール
H 9.1.18 H10.1.25 H11.1.23 H12.1.30	震災2周年 西宮邦楽コンサート 3 〃 4 〃 5 〃	なるお文化ホール フレンテホール 〃 〃
H 8.1.17	「悲しみをこえて～祈りと喜びと」1・17市民のつどい	フレンテホール

「震災で体験したもう一つの貴重なもの」

被災地コンサート「第九シンフォニーのつどい」

実行委員長 岡崎 紘市郎

＜平成7年8月21日の朝刊から＞

朝日新聞『復興誓い「歓喜の歌」聴衆と奏者2,800人一体に 西宮で被災者招き「第9のつどい」。』また神戸新聞は「被災地コンサート、真夏に第9響く。全国から1,000人参加、多くの人に勇気と希望、1,100人の観衆感激」と写真入りで大々的に報道された。

西宮から全国の音楽仲間が発信した「被災地コンサート」はボランティアで出演を引き受けていただいた著名なソリストやコンサートマスター 40近い協賛企業や個人の方 全面的に協力していただいた行政機関それに合唱やオーケストラと長期間の準備に従事した大勢の市民 結果はこのように多数多方面の協力を得て出来あがったのだが このような無謀と言える企画に挑戦し実現したのは西宮市合唱連盟と西宮交響楽団

かぶとやま交響楽団のアマチュアオーケストラのメンバーそれに市内に在住する音楽家達の市民である。

8月20日鳴尾浜のおよそコンサートには縁のない県立総合体育館前ではチャーターした阪神バスや電車車での来場者を 拡声機で広大な体育館に案内する人達 炎天下の中を特別に許可をもらった駐車場に車を誘導している人 交代のために駅前の案内から帰ってきた人の額の汗 今でも思い出すと感謝せずにはおれない光景である。

朝早くからの会場作りと2,000人以上の来場者のために当日はボランティア総勢100名以上が参加した。そして深い感動と 明日への希望と勇気をもたらした演奏会はその目的を達成し無事に終わった。

考えれば2月の中旬から6カ月しか経っていない。

その間に 会場の決定から資金の調達方法の検討 ソリストや合唱オーケストラの依頼や公募 特に今回は全国から歌いに来て欲しいと思ったし それ等 一つ一つが初めてのことばかりだった。

参加者が多ければ多いほど希望と勇気がわいてくると思ったし 音楽の中の「祈り」「愛」「希望」を信じた。

誰もが経験したことがない事業を 普通だったら絶対出来ない事業をこのわずか数カ月で仕上げたことは

私が思った神懸かりでも決して無く 関わった人たちの努力と気持ちが一つに合わさった結果だと今でも信じている。

このコンサートはこれで終わったが、その後同じような形で「阪神淡路大震災1.17追悼コンサート」が平成9年から始まり来年は第5回を迎える。

ある参加者が言った「震災で失ったものは数え切れないが生まれたものには計り知れないものがある。」これからも大事にしてゆきたい体験と言葉である。



3 細節 カレッジタウン西宮事業の推進

本市は、市内に10の大学・短期大学が立地し、約36,000人の学生と約1,400人の教員を有する「大学のまち」である。この大学の集積を貴重な財産として位置付け、それを生かしたまちづくりを進めるために、平成4年3月に「市民と大学の交流」「大学間の交流」「行政・大学・市民の連携」「学園都市の魅力づくり」を柱とした「カレッジタウン西宮」構想を策定し、市内各大学の教員による大学共同講座やセミナー等「インターカレッジ西宮」の開講や、大学教員による西宮に関する地域研究への助成、学生の社会参加実習など、各種事業を進めてきた。

阪神・淡路大震災後、復旧・復興事業が最優先され、その他の事業の多くが中止を余儀なくされるという状況にもかかわらず、大学を有する全国の自治体、大学関係者が集まる「第4回大学都市会議」を平成7年10月に本市において開催し、震災後の貴重な体験も加えて、市民と大学が相互交流できる仕組みについて検討がなされた。この会議において、本市においても、「カレッジタウン西宮」の交流拠点となる施設の必要性が確認された。同時に、学生ボランティアのあり方や大学、行政、地域によるボランティア支援の方法が議論され、これを受けて平成9年4月に「西宮学生ボランティア交流センター」が設立された。

こうして、「カレッジタウン西宮」の交流拠点として、また「西宮学生ボランティア交流センター」を発展的に引き継ぐものとして、阪急西宮北口駅北東地区の再開発ビル「ACTA西宮」内に、平成13年4月に大学交流センターを開設する予定である。

カレッジタウン西宮事業の取り組み

区 分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
主な動き	学生の社会参加を支援、大学共同講座を開催、地域研究を支援	引き続き大学共同講座を開講し、大学都市会議を西宮市で開催	共同講座を拡充開催、ボランティア交流センター設立準備	インターカレッジ西宮を拡充開催、ボランティア交流センター設立	インターカレッジ西宮を拡充開催、ボランティア交流センター活動開始	インターカレッジ西宮を拡充開催、大学交流センターの準備
市民祭りに学生参加	舞台発表と学生のテント村を設置し市民交流		はつらつカレッジ村を開設	はつらつカレッジ村でイベント開催	同左	同左
キャンパスライフマニュアル発刊	学生の編集による新入生向けガイドブック(H4発刊)の改訂版発刊	同左	カレッジタウン西宮ガイド発刊	同左	同左	同左
ボランティアハンドブック発刊	ボランティアハンドブック(H5発刊)の改訂版発刊		カレッジタウン西宮の取り組みを情報発信			
地域研究助成	教員による西宮に関する研究支援	同左	同左	同左	同左	同左
社会参加活動支援	武庫川女子大学の社会参加実習支援等(110人)	同左	2・3年生300人に実習生増加	同左	同左	同左
大学共同講座の開設	10大学・短大の連携による共同講座を開講	同左	セミナー、公開講座も開催	共同講座、セミナー、公開講座を開催	同左	共同講座、セミナーを開催

4 節 コミュニケーション環境づくり

計画

地域社会や産業の活力の源泉となる情報の収集とその活用のため、CATVやパソコン通信等地域情報システムの高度化を図る。同時にこのメディアを災害時には被災情報、救援情報の市民への提供に活用する。

1. インターネット接続等による情報の受発信

震災以降、被災市が全世界に向けて情報発信するなど、インターネットの利用展開が注目されることとなった。本市では平成元年に自治体としては全国に先駆けてパソコン通信「情報倉庫にしのみや」を開設していたが、こうした動きに対応し、平成9年3月にホームページを開設し、平成10年度から、「情報倉庫にしのみや」とインターネットの融合を図り、ホームページからもパソコン通信の情報が得られる仕組みを開発した。さらに、平成12年7月から携帯電話による市のホームページを開設し、緊急情報をモバイルで提供できるようにした。

本市のホームページの特色として、震災関連地図など地図情報に力を注いでいるほか、選挙開票速報や市議会本会議の議事録検索など行政運営においても活用を積極的に進めている。

2. CATVの機能拡張

CATVの活用について、市では平成9年度に番組送出用機器を市広報課へ移設し、本庁舎内から直接スーパーインポーズや生放送での災害等緊急情報を提供できるシステムを整備した。また、(株)ケーブルビジョン西宮（平成4年開局）では、平成11年9月にインターネット接続事業を開始し、利用者数は予測を超えて増え続けている。さらに平成12年12月から衛星テレビのデジタル放送が開始されることから、通信事業やデジタル化に対応するため、(株)ケーブルビジョン西宮も平成12年4月に尼崎局、伊丹局と合併し、(株)阪神シティケーブルを設立して経営基盤の強化を図った。

なお、平成8年度に市南部エリアへのケーブル敷設が完了し、現在行政チャンネルを視聴できる世帯は11万世帯（約6割）に拡大しているが、今後、市域の情報格差の解消を図るため、北部地域への延長を進めていく。

3. コミュニティFMの開局

震災以降、非常災害時における情報通信のあり方として、地域により密着した情報の受発信の方策が重要な課題となり、電力の停止等に対応できる携帯ラジオが見直されている。本市においても平成10年3月にコミュニティ放送局「さくらFM」が開局し、市民自らが参加する放送局を目指し、地元向けの番組作りを行う一方、市と局の間で緊急時における災害情報放送協定を締結し、これまでに集中豪雨時の避難勧告等を行ってきた。

しかしながら、開局当時からの経済不況の中、経営的に困難な状況が続いている。

今後は、平常時から市民の聴取率のアップを図りながら、緊急災害時におけるより具体的で即効性のある放送内容の充実について研究を続けていく。

「輝かしい21世紀はコミュニティから」

人類の歴史を考えると、20世紀は科学、技術の躍進の時代と表現できましょう。

より多量に、より速く、より安く、より楽にと、驚異的な生活の革新を実現し、なお、核開発、宇宙への探索、遺伝子情報の解明、情報通信の技術革新など21世紀の人類の生活に更なる大きな変化を予測させています。

さくらFM社長 小田 日出夫

物質的な豊かさを幅広く享受できる方策を手中にできたとしても、一方では地球環境の汚染、人口の爆発的増加が起こり、価値観、宗教など精神文化の進路は不透明で予見は至難の課題であります。

さて、私共は、5年前の平成7年、阪神・淡路大震災を体験しました。予見できない非常災害に直面したとき、

私共の社会がいかに、その対応力が乏しいかを痛感しました。

生命、財産の安全が保障される社会は、最も基本的な国家、社会の要件であるはずですが、しかし、現実には恐怖と不安に怯えつつ、水や食糧、排出物の処理など、いわゆるライフラインを保持できない、もろい社会であることを実感しました。

ここで、情報通信が絶ち切られた状態における不安と混乱についての問題が、極めて重大なものと気づきました。電気、交通、通信手段が失われたとき、“ラジオ”が、電池によって安価に、広く、即時、逐次に情報が流せる極めて有効な手段であることが見直されました。特に狭い区域の情報を限られた地域に流せるコミュニティ放送の有効性、簡便性が注目されました。

近年インターネットの爆発的な普及や携帯電話 i モードの普及によっていわゆる IT 革命といわれる社会の新たな構築が進んでいることも事実です。衛星通信によるデジタル通信や放送技術の発展も目を見張るものがありますが、コミュニティの情報はコミュニティ放送によるのが、最も手近な手段であると、その有効性と特性が一

層評価され、全国で開局数の増加が続いています。(平成12年現在135局)

コミュニティの、市民の心と心が結ばれて、助けあうきずなを深めていく手段として、コミュニティ放送の活用が注目され、実績を積んでいます。

介護保険に代表される高齢者へのいたわり、少年犯罪が増加する中での学校と地域社会の関係、障害者への地域社会の心配りなど、コミュニティ放送が新たな時代に果す役割の大きさと、21世紀に期待されるメディアとして無限の可能性を感じます。

放送が一方向的に情報を送るだけのメディアだけではなく、むしろ幅広い市民が番組に参加できる身近なメディアとして活用されることを期待するものです。

非常災害時という一時的、一過性のメディアというよりも、365日の日常生活に毎日深くかかわる情報、つまり、健康、買物、社会教育、学校教育などの情報を伝え、障害者、高齢者等々すべての市民に親しまれ利用される放送であることが、「非常時」にもまた、大きな役割を果たすことと確信しています。

「インターネットによる情報発信」

情報システム課長(当時西宮市情報センター課長) 吉田 稔

西宮市が情報化に着手したのは1962年と早く、情報システムは現在、行政情報システムと地域情報システムに大別され、前者は情報システム課が、後者は西宮市情報センターが運用している。

ご存じのように、情報システム課では阪神・淡路大震災において被災者支援システムを中心とする震災業務支援システムを構築したことで、被災者・市民に計数的に計り知れないほど効果を発揮し、住民サービスに大いに寄与した。併せて危機管理において情報システムを利用することが絶対不可欠であることを再認識したのである。

一方、西宮市情報センターでは地域情報化拠点施設として地域情報化を推進するために、89年9月よりパソコン通信「情報倉庫にしのみや」を開局し、情報提供や情報交流に力を入れてきた。

震災以降、特にインターネットブームとともに地域からの情報発信が叫ばれたが、当情報センターでも震災に負けない元気な西宮発の情報を全国に発信しており、この間地域情報化をさらに推進するために各種システム開発に努力してきた。95年には応急仮設住宅や仮設庁舎などの画像情報(地図)の提供とE-MAILサービスを開始、96年には自前のWWWサーバの立ち上げと手作りのホームページを開発、97年には「情報倉庫にしのみや」とインターネットを連携し、文字ベースながらパソコン通信で世界中のホームページにアクセスできるようになった。98年1月には市民への啓発を目的に、環境情報をパソコン通信で見ることができ「環境プラザ」をメニューに追加、98年7月には西宮市のホームページからブラ

ウザ上でパソコン通信「情報倉庫にしのみや」に直接アクセスが可能となる、まさにインターネットとパソコン通信の融合を実現した「情報HIGHWAY」を稼働させた。さらに10月には地図案内サービス「道知る兵衛」を開発したのである。これは住所検索による一発地図表示をはじめ、NTTタウンページに掲載されている約2万件の施設や店舗などを多様な角度から検索し、地図表示・目標物からの道案内をするもので、このようなインターネット版地図情報システムとデジタルマッピングデータを駆使した地図案内システムを自己開発して情報サービスするのは全国初のことであり、自治体業務における電算システムの優れた活用事例として、(財)地方自治情報センターから優秀情報処理システム表彰を受けるに至った。

その後もイントラネットやインターネット技術を多用したシステム開発を進めると共に庁内でもこれらの資産やノウハウを有効活用し、グループウェアを中核とするイントラネットシステムの構築において、その革新性・独創性は今よりもより経済性・効率性など多大に貢献している。

今や、世の中を激変させるインターネットは爆発的な普及を示している。即ちデジタル情報革命(=第二次産業革命)といわれるIT(情報技術)革新が加速度的に進展し、定着化する中で、我々行政も積極的に行政情報の電子化及びその総合的な利・活用による行政事務の簡素化・効率化・高度化の推進を図り、住民に対する新しい質の行政サービスの向上が期待できるような行政の情報化に努めなければならない。

5章 環境と調和した、美しいまちづくり

1節 環境との共生

計画

かけがえのない自然を失わないように、自然の循環構造を生かし、環境と調和した都市活動・市民生活の展開により、うるおいのある持続可能な社会の実現を目指す。

1 細節 循環型都市づくりの推進

*被災の状況

東部総合処理センターは、施設及びプラントの損傷、破損状況について点検を行うとともに、一部プラント関係の応急処理を行い、工業用水の供給ストップに対しては、尼崎浄水場などから水の供給を受け、1月20日から3炉とも運転を開始した。西部工場は、地盤沈下や施設及びプラントの損傷が著しく、応急復旧に相当時間を要したが、1月24日に1炉、1月26日から2炉の運転を開始した。運転に必要な工業用水は、隣接する東川から取水して対応した。建設中であった西部総合処理センターについては、2階部分までの立ち上げ時期であったが、建設用の足場が一部損傷した程度で、本体に被害はなかった。

衛生施設災害復旧事業費 (単位：千円)

年度	H 6	H 7	計
金額	21,836	181,935	203,771

1. 廃棄物処理施設の整備

平成9年8月末で、東部総合処理センターを閉鎖し、9月1日から西部総合処理センターを稼働させた。このセンターでは、ごみの適正処理、資源回収とともに、エネルギー活用の推進を図るため、6,000キロワットの蒸気タービン発電機で発電を行い、場内での使用電力を賄い、総発電量の約半分にあたる余剰電力を電力会社に売却している。

平成11年5月1日には、粗大ごみ展示・活用施設（通称：リサイクルプラザ）をオープンさせ、物を大切に使うことを通じて、市民のごみ意識の高揚を図っている。

また、西部工場では、平成10～12年度にダイオキシン対策として、排ガス処理設備の改修工事を行った。

施設整備事業

(単位：千円)

事業名	竣工年月日	建設経費	備考
西部総合処理センター建設事業	H 9.8.31	47,978,743	
リサイクルプラザ建設事業	H11.3.15	93,149	H11.5.1 供用開始
西部工場ダイオキシン対策事業	H12.9.30	1,318,700	

リサイクルプラザの運営 (平成11年5月1日～平成12年3月31日)

来館者数 (人)	41,210人
再利用件数 (件)	5,597件

余熱利用事業（蒸気回収）

年 度	H 7	H 8	H 9	H10	H11
蒸気発生量 (t)	300,380	303,368	465,109	446,799	461,687
有効利用量 (t)	79,915	95,203	367,740	440,848	448,167

余熱利用事業（発電事業）

年 度	H 7	H 8	H 9	H10	H11
発電量 (千kwh)	—	—	30,042	44,441	45,918
場内使用量 (千kwh)	—	—	16,315	21,116	21,580
売電収入 (千円)	—	—	114,373	199,570	192,682

2. ごみ減量リサイクルの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動により資源の枯渇と環境汚染を招いたことによる反省から、資源循環型社会への転換が求められ、西宮市においても良好な環境の維持と、限られた資源の有効活用といった観点から様々なごみ減量化・再資源化施策を展開している。

平成8年6月にごみ減量等推進員制度を発足させ、モデル地域で122名の推進員を誕生させた。また、平成9年6月には推進員を市内ほぼ全域440名に拡充した。
平成9年6月に粗大ごみの有料化を実施した。
平成9年9月から資源ごみ（新聞、ダンボール、紙パック、古着、雑誌、古本、チラシ、紙箱）の分別収集を実施した。
ペットボトルの分別収集 <ul style="list-style-type: none"> 平成11年10月に阪急神戸線以南約3分の1の地域で、また平成12年10月に阪急神戸線以南の残り約3分の2の地域でペットボトルの分別収集を開始した。 平成12年度前期にペットボトルの圧縮・保管施設を建設した。 平成13年4月から残りの全市域でペットボトルの分別収集を実施する予定。
13年度以降に実施する事業等 <ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月1日から施行される「家電リサイクル法」については、収集・処理の対応及び再商品化費用等の市町村負担分の予算化、ストックヤードの確保等必要な対応を行う。 「その他プラスチック製容器包装」の分別収集、再商品化については、平成15年度以降に対応する。 西部工場の老朽化に対応するため、東部総合処理センターの更新事業に取り組む。

破碎選別施設

年 度	H 7	H 8	H 9	H10	H11
資源回収量 (t)	7,837	7,356	6,188	6,083	5,876

分別収集

年 度	H 7	H 8	H 9	H10	H11
資源ごみ (t)	—	—	7,465	15,546	16,584
ペットボトル (t)	—	—	—	—	25

3. 雨水・太陽エネルギーの利用

(1) 太陽光発電

津門中央公園の整備においてソーラー発電設備を設置し、便所棟の照明・ポンプ設備の動力に活用するなど自然エネルギーの利用促進を行った。

(2) 雨水利用設備

渇水時や非常災害時における水資源（散水・生活用水）確保のため、市営住宅の基礎部分等に雨水貯留槽を設置し、雨水利用設備として活用できるように整備する。また、学校園においても、下水の直接放流を開始することにより不要となった浄化槽を、雨水利用設備として活用できるように整備する。

	市 営 住 宅	学 校 園
平成8年度	池田町団地、樋ノ口町2丁目団地	神原小学校、西宮高校
9年度	山口町団地、小松北町1丁目団地	
10年度	薬師町団地、高畑町団地、西宮浜4丁目団地、高須町団地（2基）、甲子園口6丁目団地、両度町団地	甲陽園小学校

2 細節 環境学習、環境意識の啓発

地球的規模の環境問題への取り組みのため、まず、市民の身近な生活を見直す必要があることから、市としての行動計画である西宮市役所エコプランを策定し、市が率先して環境に配慮した取り組みを進めるとともに、環境学習のための場や機会を提供し、市民の自主的な環境学習の推進を図る。

1. 平成11年度までに実施した事業

<p>環境学習のしくみ（システム）づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが町の環境ウォッチング（2001年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや＜EWC＞）事業の継続実施（平成4年度から） ・EWC活動への新システム（エコカード・エコスタンプ方式）導入 市内小学生全員を対象とし、地域・学校・家庭・事業所をサポーターとして巻き込んだシステム
<p>環境学習のプログラムづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市セイフティ&エコガイド事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・セイフティ&エコガイド活動マニュアルの作成 ・指導者用資料集「語り部ノート」の作成
<p>環境学習の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習ルームの開設 ・環境学習ルーム定例イベント「エコひろば」の開催
<p>環境学習活動を推進する人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EWCボランティアセミナーの実施 一般市民および小学校などのPTAを対象 ・S&E「語り部養成セミナー」の実施 自然環境や防災、歴史、文化を次世代に伝承することを目的に実施。市内を8地区に分け、タウンウォッチングを行う。H11年度受講生が「にしのみや語り部くらぶ（準）」を発足させ、H12年度の受講生へのポイント説明を行う。
<p>市民、事業者との連携による環境啓発事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こども環境活動支援協会」の設立 ・会員（H12年5月現在 個人：160、団体：99） ・事業予算（H12年度：4,200万円） ・H12年度環境庁「環境白書」で紹介される ・環境庁「総合学習ゾーン」拠点施設として認定される ・子どもたちの環境活動に関する国際的な情報拠点として約50カ国と情報交流を行う。情報誌「地球キッズネットワーク」を発行 ・「さくらFM環境啓発番組（環境保全課提供）」の放送 ・毎週土曜日午後0時より30分間 ・市民ボランティア約15名が中心に企画運営を行う。
<p>西宮市役所エコプランの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市自らが事業者及び消費者の立場から環境負荷低減のための行動計画を策定した。

2. 平成12年度以降に実施する事業

<p>環境学習のしくみづくり</p> <p>EWC活動への新システム（エコトレード・アースレンジャーファミリー表彰）の導入。</p> <p>注. 「エコトレード活動とは、EWCエコスタンプをクラス単位で一定個数集めた小学5・6年生のクラスを対象に、活動資金(5,000円)を支給し、活動の活性化を図ることを目的としている。活動資金の財源は、西宮青年会議所が事務局となって「エコトレード基金」を市民・事業者などから募る。</p>
--

<p>環境学習活動を推進する人づくり 循環型ライフスタイル実践モニターの実施</p>
<p>ISOの認証取得 本庁舎を対象として、国際的な環境管理の規格であるISO（国際標準化機構）14001の認証取得に取り組む。</p>

.....

「はげましをありがとう」

こども環境活動支援協会（EWC事務局）事務局員 長手 聖美

「2001年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや（EWC）」は、人間が利便性を求めすぎ、環境や自然の生態系を崩すことによって生じた環境問題が騒がれ始めた1992年にスタートし、私は市民ボランティアとして当初から関わっていました。

1995年に阪神・淡路大震災が起き、「EWC」事業も危機を迎えました。そんな中、EWCのシステムを全国でやろうという声があり、環境庁の「こどもエコクラブ」事業が発足しました。西宮の事業は、環境庁の「こどもエコクラブ」の発足で事業を継続することができたように思います。

今まで私たち人間や生き物を守ってくれる地球を大切にしようと訴えてきました。しかし、地球には地震や災害を起こすという一面もあります。多くの人々の命を奪っていった地球と仲良くとは言ってられない状況で、EWCの子ども達にどんなメッセージを流せばいいのか、とても悩みました。そんなとき震災で東京に引っ越していったEWCの子どもから、「EWCの事務局のみなさん、大丈夫ですか？私は元気です。東京に行ってもEWCに入って頑張るからみなさんも頑張るってね」という励ましのメッセージがあり、この状況でも向き合っていくとしようとする子どもの強さに心をう

たれました。

そうしている中、この震災体験を記録に残しておこうという声もあり、EWCの子ども達から有志を募り、また、震災体験をまとめた作文や壁新聞を募集し、さらに西宮市内の子ども達からアンケートをとり、これらを「はげましをありがとう」という本にまとめました。子ども達の生の声を知ることとはとてもつらいことでした。でも、決してマイナスに終わらせてはいけなく、前向きに生きていくために、有志の子ども達と何度も会議を繰り返し完成させました。

大人達の必死で頑張る姿や、助け合う人の思いやりを間近に体験できた西宮の子ども達は、たくさん学ぶことができたと思います。人と人との関わりがあつてこそ、この地球で生きていける事に気づいたと思います。この間、行政の方や、ボランティアの方等多くの人の励ましや応援をいただいて感謝しています。この町には、やさしい心をもった子ども達がたくさんいます。今後も、「自然大好き・生き物大好き・人間大好き」の子ども達や大人達がEWCの活動を大きく、そして、地域に根ざしたものにしてくれることを願っています。私も精一杯頑張りたいと思います。

.....

2節 うるおいのある都市景観の形成

計画

本市がこれまで培ってきた美しい街並み景観を継承するため、自然環境や歴史環境の保全、再生を図るとともに、それぞれの地域における復興にあわせて、個性ある都市景観を創出する。

1 細節 自然環境や歴史環境の保全、再生と個性ある都市景観の創出

1. 被災した都市景観形成建築物等の修復

本市の「都市景観形成助成事業」による修復保全への財政的支援のほか、阪神・淡路大震災復興基金の「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」及び「歴史的建造物修理費助成事業」を活用し、本市が指定している都市景観形成建築物のほか、歴史的建築的価値の高い建築物が修復保全されるよう財政的支援を行った。

年度	事業名	建物名称	助成額 (千円)	修復内容	摘要
H 7	都市景観形成助成事業	聖和大学旧宣教師館	2,420	屋根・壁補修	都市景観形成建築物
	歴史的建造物修理費助成事業	松本道子邸	5,000	構造体及び内・外観修復	
		倉戸三郎邸	5,000	構造体及び内・外観修復	
		倉敷濱子邸	5,000	構造体及び内・外観修復	
8	歴史的建造物修理費助成事業	辰馬本家酒造本蔵(酒蔵館)	5,000	構造体仮復旧	
		浄橋寺庫裡及び書院	4,027	屋根・壁補修	
9	歴史的建造物修理費助成事業	西宮神社六英堂	5,000	構造体及び内・外観修復	
	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	芝辻 崇邸	2,041	屋根・壁補修	都市景観形成建築物
		岡本紀士夫邸	3,500	母屋建替え	
10	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	今西永兒邸	728	屋根葺替え	都市景観形成建築物

2. 景観デザイン誘導による街並み景観の形成

阪神・淡路大震災復興基金を積極的に活用し、宮水・酒蔵地帯において従来の特徴あるまちなみの再生を図った。

年度	事業名	施設名称	助成額 (千円)	整備内容	摘要
H 9	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	大関(株)宮水井戸場	1,500	井戸場の庭園化	
		辰馬本家酒造(株)宮水井戸場	1,500	井戸場の庭園化	
		白鷹(株)宮水井戸場	1,500	井戸場の庭園化	
		大関(株)恒和蔵新築	3,500	伝統的な意匠を継承した酒蔵再建	旧酒蔵の再建
		大関(株)恒和蔵外構整備	1,500	和風の塀と道路沿い緑化	
		本野田酒造(株)外構整備	1,500	道路沿い緑化	アンリシャルパンティエ事務所・工事
10	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	辰馬本家酒造(株)食品事務所改築	3,500	伝統的な意匠を継承した事務所	
		辰馬本家酒造(株)酒蔵館外構整備	1,500	和風の塀と道路沿い緑化	被災した本蔵を博物館に再生
		多聞酒造(株)多聞ビル外構整備	1,500	塀と道路沿い緑化	近代洋風建物と調和した意匠
		辰馬本家酒造(株)本社通用門修理	1,282	和風塀の修理と道路沿い前庭整備	
		(株)スズケン西宮支店館外構整備	1,500	道路沿い緑化	
		八馬啓氏所有地の外構整備	982	塀と道路沿い緑化	多聞ビル隣接地
11	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	辰馬本家酒造(株)新社屋外構整備	1,500	塀と道路沿い緑化	
		東海道本線沿線修景緑化(安井地区)	483	修景緑化	

3. 水と緑を生かした地域魅力の創出

(2部6章 参照)

6章 市街地の復興

1節 市街地の面的復興整備

1. 市街地復興基本方針の策定

震災による市街地での被害の中で、特に建物等の全半壊が面的に集中し、かつ道路・公園等の基盤施設が未整備な地区について、早期復興に向けて地区別にどのような街づくりが必要であるかが緊急の課題となった。その結果、震災の教訓を生かした市民が安全に安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指し、重点復興事業の選定、事業手法及び事業内容等について、平成7年1月31日に「西宮市災害市街地復興基本方針」を定めた。

特に被害が集中した地区を重点面整備事業地区とし、森具（約10.5ha）、西宮北口駅北東（約34.5ha）の2地区については、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市計画事業により整備を図ることを前提として、一定の建築制限を加える建築基準法第84条の規定により区域指定の告示を平成7年2月1日に行った。また、阪神西宮駅南地区（約2.9ha）は再開発事業、J R西宮駅北地区（約25ha）は住環境整備事業により整備を図ることとした。

平成7年1月31日

西宮市災害市街地復興基本方針

1月17日未明、阪神間を直撃した兵庫県南部地震は、本市に壊滅的な打撃を与え、都市機能を麻痺させるとともに、市民生活に未曾有の大被害を生じさせた。本市は、全市民が一体となって、都市と生活の復興・発展を図っていくため、この基本方針を定める。

1. 災害市街地の復興基本方針

市民が安心して生活できる、安全で秩序あるまちづくりをめざして、総合的な復興基本計画を策定し、都市計画事業等により、計画的な市街地の形成を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 重点面整備事業

被害が集中している地区で、地区全体としての安全性の確保が必要な地区を重点面整備事業地区として、区画整理事業、市街地再開発事業等の面的・一体的な整備事業を実施する。

このため、必要な事業においては、建築基準法第84条（被災地における建築制限）の区域指定を行い、建築物の建築を制限する。

- ・土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業
森具地区約11ha、西宮北口駅北東地区約36ha
- ・市街地再開発事業
阪神西宮駅南地区約3ha
- ・住環境整備事業
J R西宮駅北地区約25ha

(2) 街路事業

市内の交通ネットワークを形成する上で不可欠な、また災害時の広域避難路として重要な役割を果たす街路の整備を促進する。

- ・11路線、延長約10.6km

(3) 市街地内の広域空地の確保

市街地の中心部において、避難広場、公園等防災面からも多目的に活用ができる広域空地を整備、創出する。

(4) 民間事業の誘導

- 災害に強いまちづくりを推進するため、地域特性に応じて、民間事業の適正な誘導を行う。
- ・建物共同建替事業への助成
公開空地、壁面後退等により公共空間を確保する場合、優良再開発制度等による助成を行う。
 - ・建築基準法第46条に基づく壁面線の指定
狭あい道路の密度の高い地区について、建築基準法第46条に基づく壁面線の指定を行い必要な道路幅員の確保に努める。

2. 住宅の整備及び供給促進基本方針

市民生活の基礎である、住宅の量的・質的な整備と供給促進のため、公共・民間の緊密な連携のもとに事業の促進を図る。

南部地域においては、県等関係機関と調整を行い、西宮浜埋立地での土地利用計画の見直しも含め、住宅の量的な確保を図る。また、市街地住宅の建設を進め、併せて既存住宅団地の建替による住宅の大量供給を検討する。

北部地域においても、開発事業者等の協力を得て、良好な住宅の整備・供給に努める。

2. 面的整備事業等の概要

各個別の事業の概要については、次のとおりである。(※は震災後の取組み事業)

震災復興事業は、森具地区、西宮北口駅北東地区などの重点面整備事業以外に、従来から取り組んできた西宮北口駅南地区、甲東瓦木第一地区、段上地区、六湛寺東についても「西宮市震災復興計画」の事業として位置付けて取り組んだ。

(1) 面整備事業

土地区画整理事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	主な公共施設
※ 森具	西宮市	10.5 ha	H 6～13	道路、公園
※ 北口駅北東	西宮市	31.2	H 6～15	道路、公園
北口駅南	西宮市	9.2	H 4～15	道路、公園、駅前広場
甲東瓦木第一	西宮市	33.4	S 62～H 10	道路、公園
段上	西宮市	40.3	H 6～15	道路、公園

市街地再開発事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	施設建築物
※ 北口駅北東	公団	3.3ha	H 6～14	住宅、店舗、業務、公益的施設、駐車場
※ 北口駅南西第一	組合	3.3	H 7～13	住宅、駐車場
※ 北口駅南10街区	組合	0.45	H 7～12	住宅、店舗、事務所、公益的施設、駐車場
※ 阪神西宮駅南第一	組合	0.5	H 9～15	住宅、店舗、駐車場
六湛寺東	組合	1.5	H 4～10	住宅、店舗、事務所、駐車場

住宅市街地総合整備事業（H10.4.1より住宅市街地整備総合支援事業）

地区名	施行者	地区面積	施行年度	主な公共施設
※ 北口駅北東	西宮市 外	34.6 ha	H 6～15	従前居住者用賃貸住宅（255戸） 集会所
※ 香櫨園・西宮駅 周辺		99.4	H 7～15	共同化住宅6件（287戸）

密集住宅市街地整備促進事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	内 容
※ 森 具	西宮市	10.5 ha	H 7～10	従前居住者用賃貸住宅（66戸）、集会所
※ J R西宮駅北	西宮市	25	H 7～13	従前居住者用賃貸住宅（207戸）

住宅地区改良事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	内 容
※ J R西宮駅北	西宮市	1.47	H 7～13	従前居住者用賃貸住宅（141戸）

(2) 地域まちづくり支援事業

事業名	内 容
※ 優良建築物等整備事業	マンション建替18件(1,370戸)、共同化2件(155戸)、住宅供給1件(500戸)
※ 優良再開発等支援事業	18地区

(3) マリナパークシティ

地区名	施行者	地区面積	施行年度	内 容
※ 西宮浜	兵庫県 西宮市 外	31.26 ha	H 7～18	住宅、道路、公園、上下水道、教育施設 商業業務等都市施設

1 細節 面的な都市計画事業の実施

計画

被害が集中し、都市機能の再生や災害に強い都市基盤整備上重要な地区について、従来からの取組みに加えて、土地区画整理事業や市街地再開発事業など面的な都市計画事業を実施する。

1. 土地区画整理事業

(1) 森具震災復興土地区画整理事業

①事業の概要

本地区内には、建築年代の古い木造住宅が集積しており、都市基盤も未整備という状況のため、阪神・淡路大震災により、地区内の約7割の建物が全半壊し、細街路も遮断され、避難、救援等の支障となった。

このことから、本事業は都市計画決定を平成7年3月17日に行い、今回の震災を教訓として、道路、公園等の公共施設を充実させるとともに、建物の共同化、耐震・耐火建物を適切かつ計画的に誘導し、災害に強く安全で快適な都市型住宅地への早期復興を目指す。

面積	10.5ha
施行者	西宮市
施行年度	H6～13
公共施設	鳴尾御影西線、大浜老松線、森具線 森具公園
総事業費	14,980 百万円

②進捗の状況

震災後、直ちに、地元の要望等を取りまとめるため「まちづくり協議会」が発足した。一方、市は復興の方法として区画整理事業を行うことを決定し、都市計画決定、事業認可の手続きを行い、仮換地指定に向けて換地設計に着手した。なお、並行して、権利者および地元のまちづくり協議会等の協力を得て、減価補償等に伴う用地買収を進め、土地区画整理審議会を設置した。以後、審議会の開催を重ね、平成8年11月30日に第1回目の仮換地指定（全体の約9割）を実施、平成9年1月17日開催の起工式以後、整地・区画道路築造等の工事に着手した。平成10年12月28日には「使用収益開始」通知を行い、平成12年3月27日に第2回目の仮換地指定を実施（累計97%）した。また、「まちづくり協議会」は、森具公園の完成に伴い、平成12年1月16日「震災復興セレモニー」を開催し、住民に復興の完了と今後のまちづくりを提唱して概ね5年間の活動に幕を下ろし、平成12年3月26日に解散した。

事業の進捗状況は、平成12年3月末現在で建物等補償については、347件（350件）で約99%、街路築造工事（L型側溝整備）については、延長5,460m（5,608m）で約97%、宅地整地工事は約99%が完了しており、住宅等の建築もほぼ完了している。

今後、平成13年度末の事業終了に向けて、残る建物移転及び道路等整備の完了と換地計画書の作成及び換地処分を行うための作業を進める。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H 7	5,016,188	2,483,900	2,529,900		2,388
8	1,526,409	750,900	760,600		14,909
9	3,813,513	1,540,100	1,959,500	247,800	66,113
10	1,476,106	224,600	380,600	802,200	68,706
11	390,613	127,300	238,600		24,713
12	173,363	46,200	106,900		20,263
計	12,396,192	5,173,000	5,976,100	1,050,000	197,092

(2) 西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業

①事業の概要

本地区は都市基盤施設が未整備であり、建築年代の古い木造住宅が密集していたことから、阪神・淡路大震災により、地区内の約5割の建物が全半壊した。

震災復興のため、土地区画整理事業として、都市計画決定を平成7年3月17日に行い、北口駅周辺の再開発事業との調和を図るため、都市基盤施設の整備改善と住環境の向上及び駅前拠点に相応しいまちづくりを進める。

面積	31.2ha
施行者	西宮市
施行年度	H 6～15
公共施設	北口線、武庫川広田線、車庫北線、高木2号線、高木公園
総事業費	53,211 百万円

②進捗の状況

事業の早期完成を目指し、物件移転補償調査等を実施し、用地買収を進めるとともに、土地所有者の承諾を得て一部先行工事に着手した。平成9年5月に土地区画整理審議会を設置し、審議を重ね平成9年10月31日の第1次から平成12年2月21日の第27次まで約89%の仮換地指定を実施した。

事業の進捗状況は、平成12年3月末現在で建物等補償については、436件(620件)で約70%、街路築造工事(L型側溝整備)については、延長5,056m(10,257m)で約49%、宅地整地工事については、約48%が完了している。

周辺の再開発事業に関連して、車庫北線の道路は平成12年中、北口線の道路は平成13年度中に開通させ、仮換地指定についても、今後地区全体の指定を行うとともに、建物移転等の補償交渉を積極的に行い事業の早期完了を図る。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H 7	13,599,202	6,179,400	7,415,600		4,202
8	9,996,301	4,986,600	4,990,400		19,301
9	2,525,290	1,175,100	1,251,700	71,379	27,111
10	5,332,742	2,383,800	2,482,900	330,000	136,042
11	4,439,935	1,987,100	2,012,700	309,000	131,135
12	2,552,658	982,000	1,083,800	300,000	186,858
計	38,446,128	17,694,000	19,237,100	1,010,379	504,649

(3) 西宮北口駅南土地区画整理事業

①事業の概要

市の「都市核」に相応しい計画的な市街地形成に向けて、都市計画決定を平成4年7月3日に行い、都市基盤施設の整備を行うとともに、商業・業務・文化施設等新たな都市機能の集積と土地の高度利用を促進し、地域の活力と魅力あるまちづくりを目指す。

面積	9.2ha
施行者	西宮市
施行年度	H4～15
公共施設	球場前線、北口駅前線（駅前広場含む）、北口線、津門川左岸線、高松公園
総事業費	11,508 百万円

②進捗の状況

事業計画で定めた公共用地内の建物等を順次仮換地に移転し、用地確保ができた部分から、水道・ガス及び下水道など供給処理施設の地下埋設工事を進めるとともに、道路・橋梁・駅前広場・電線共同溝及び水路など公共施設の整備を実施している。

本地区内では、県が「(仮称)芸術文化センター」の建設を計画しており、北口駅周辺地区のまちづくりの中核的施設となることから、道路、駅前広場等の周辺公共施設の整備を進めている。

事業の進捗状況は、平成12年3月末現在で、建物等補償については、25件(56件)で約45%、街路築造工事(L型側溝整備)については、延長516m(1,614m)で約32%が完了している。

今後引き続き建物の移転を行い、道路、橋梁、駅前広場、電線共同溝などの公共施設の整備を行うとともに、阪急今津線で分断されている東西の土地利用の一体化を促進するため、同線の南線部分の高架化を図る予定である。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
～H6	995,979	442,450	322,900	20,738	209,891
7	450,083	193,810	208,800	3,460	44,013
8	825,152	398,090	399,300	10,500	17,262
9	920,863	430,249	468,200	12,520	9,894
10	1,055,734	480,851	448,400	13,446	113,037
11	837,947	371,300	339,200	27,228	100,219
12	1,884,108	879,200	653,200	7,000	344,708
計	6,969,866	3,195,950	2,840,000	94,892	839,024

(4) 段上特定土地区画整理事業

①事業の概要

生産緑地の適正な配置を行い宅地化農地の無秩序な開発を防止し、良好な住環境の維持、増進と質的向上を図るため、平成6年11月4日に都市計画決定を行った。

なお、当地区も震災により約5割の建物が全半壊したことから、早急な復興と新たな宅地供給を図る目的で、市街地の面的復興整備事業に位置づけた。

面積	40.3ha
施行者	西宮市
施行年度	H 6～15
公共施設	甲子園段上線、北段上線、 段上公園外3カ所
総事業費	6,663 百万円

②進捗の状況

平成7年11月10日に事業計画決定、土地使用承諾を得て平成8年7月から工事に着手し、平成9年2月3日に仮換地指定を行った。

また、事業の進捗状況は、平成12年3月末現在で建物等補償については、466件（540件）で約86%、街路築造工事（L型側溝整備）については、延長9,770m（11,544m）で約85%、宅地整地工事については約75%が完了している。

今後も残っている建物等の補償交渉について促進を図り、事業の進捗に努める。

（単位：千円）

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H 6	14,665	3,000			11,665
7	236,027	117,100	76,600	16,000	26,327
8	1,089,167	532,400	528,200	18,000	10,567
9	1,593,877	601,700	583,400	345,000	63,777
10	1,098,426	374,800	300,600	393,143	29,883
11	859,185	152,200	276,500	355,028	75,457
12	777,919	194,800	136,000	443,116	4,003
計	5,669,266	1,976,000	1,901,300	1,570,287	221,679

（5）甲東瓦木第一特定土地区画整理事業

①事業の概要

公共施設の整備改善と併せて宅地利用の増進と、地区南部に農業地区の集合を図った。なお、本事業は昭和63年度に仮換地指定を行い工事に着手し、平成5年度に概成したが、被災したため、構造物の補修工事、再測量を行った。

面積	33.4ha
施行者	西宮市
施行年度	S 62～H10
公共施設	甲東瓦木1号・2号線、武庫川広田線、 あらかの森公園外5カ所
総事業費	3,931 百万円

②進捗の状況

平成7年度に換地処分を行う予定であったが、震災で構造物が被災したことから災害復旧工事を実施し、平成8年度には復旧工事が完了した箇所から換地確定の測量を行った。

また、建物等補償については平成8年度で66件、街路築造工事については平成6年度で延長8,479mと、ともに100%完了している。平成10年10月には換地処分を行い、区画整理登記を実施した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
～H 6	3,743,077	747,975	695,025	2,240,889	59,188
7	30,912				30,912
8	81,417				81,417
9	75,822				75,822
計	3,931,228	747,975	695,025	2,240,889	247,339

「震災復興後の住民参加のまちづくりを経験して」

前北口・高木まちづくり協議会会長 土井 成三

1995年1月17日の阪神・淡路大震災の後、震災復興の区画整理事業が計画決定されたことを契機に、「北口・高木まちづくり協議会」を1995年11月に設立し、現在まで約5年間活動を行ってきました。

まちづくり協議会方式というのは、神戸市では、既に条例化されており実績もありましたが、西宮市では、初めてのケースでした。住民、行政共々手探りの状態でしたので震災直後よりご協力いただいていた、G U／後藤祐介氏にコンサルタントとしての指導をいただき「まちづくり」を進めてきました。

この震災復興の区画整理事業に、何故「まちづくり協議会方式」なのかということ、今でも大いに疑問を持つところではあります。しかし、あの震災後の状況下において個々の住民が何を言っても耳を傾けようとしなかった行政に対し、何とか住民がまとまり、声を一つにすれば、現状より少しでもプラスになるということでの協議会の設立でした。この協議会の設立は、純粋に「まち」を良くしていこうというより、非常事態の中での緊急避難的な選択であったことは否めません。

この約5年間、事業決定の延期、住民からの「まちづくり提案」の提出、事業計画変更、事業決定、共同建替への提言、主要道路整備提案、地区計画策定など、精力的に活動を行ってきました。どちらかというと、目前の課題や問題点を何とかクリアしてきたという感じではありましたが、私だけでなく、このまちづくりに積極的に関わった方々は、住民サイド、行政サイド関係なく、よくここまでできたなと一種の感慨めいたものがあるのではないかと考えます。

しかしながら、まだまだ「北口・高木」が完全復興

したわけではなく、道半ばという状態で、まだまだやらないといけないことが山積しているのが現状ではないかと思えます。また、行政側としても事業としての完成遂行もさることながら、「住民との協働でのまちづくり」というものをどこかで総括していただく必要があると考えております。

私事ですが、震災直前の1994年12月に、独立するため、永年働いていた会社を退職したばかりで、自身の新しい仕事を立ち上げながら、震災復興の区画整理事業に伴う「まちづくり」に参画したわけで、肉体的にも精神的にも本当に鍛えられた気がします。今まで、地域での社会参加は、殆どなかったといっても過言ではない状況から180度転換した感じで、自身の人生の中でも、非常に有意義な五年間であったと考えております。

また、最初から強力にこの「住民参加のまちづくり」を推進された、福井前事務局長が志半ばで他界されたことも、私の中での「まちづくり」に対する思い入れを強く支えてもらっております。

以上のことをふまえて、今後は地元での活動を継続するだけでなく、都市計画及び都市政策の基本や、他地域でのまちづくりの取り組みを広く研究することが必須と考え、もう少し専門的に研究してみたいと思ひ立ち、平成12年4月より関西学院総合政策研究科修士課程にて改めて勉強し直しております。ここで、この五年間取り組んできた「住民参加（主体）のまちづくり」やこの「震災復興区画整理事業」を改めて研究し、是非とも、理論的に検証してみたいと考えております。今後ともご支援の程、お願いします。

2. 市街地再開発事業

(1) 西宮北口駅南西第一地区第一種市街地再開発事業

①事業の概要

本地区は、都市計画決定を平成7年12月27日に行い、北口駅周辺地区のまちづくりでは都市型住宅ゾーンとして位置づけられ、本事業実施により都市基盤施設の整備と、復興住宅を含む良質な市街地住宅の供給を図るとともに、建物の耐震不燃化と十分なオープンスペースを確保するなど、都市災害に強い安全で快適なまちづくりを目指す。

また、施設建築物の整備については、住宅3棟を一団地扱いとし、超高層のA棟（地下1階、地上31階、426戸）は組合施行で、他の2棟は特定施設建築物扱いで中高層のB棟（地下1階、地上17階、202戸）を特定優良賃貸住宅として兵庫県住宅供給公社が、C棟（地下1階、地上14階、130戸）を市営住宅として市が整備する。

面積	3.3ha
施行者	市街地再開発組合
施行年度	H7～13
施設建築物	住宅・駐車場
公共施設	球場前線、両度緑地
総事業費	18,302 百万円
市負担分	4,319 百万円

②進捗の状況

平成8年9月17日に組合設立の認可、平成9年1月28日に権利変換計画の認可を得て、同年7月に建築工事に着手した。

事業の進捗状況については、A棟は平成12年10月末、B棟は平成11年6月末、C棟は平成11年2月末にそれぞれ完成し、入居している。

公共施設の整備は、既に球場前線200mの拡幅・修景や区画道路（市道）の整備を行っており、今後は両度緑地などの整備を行い、西宮北口駅周辺の区画整理事業や再開発事業との調和を図りながら、都市景観を含めた一体的なまちづくりを進める。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H6	13,838	3,000	1,500		9,338
7	90,114	45,000			45,114
8	219,677	109,800	11,600		98,277
9	901,641	449,676	447,900	1,290	2,775
10	1,522,271	747,144	324,000	18,200	432,927
11	856,911	413,100		30,690	413,121
12	662,918	323,400		9,000	330,518
計	4,267,370	2,091,120	785,000	59,180	1,332,070

(2) 西宮北口駅南地区10街区第一種市街地再開発事業

①事業の概要

本事業は、都市計画決定を平成7年4月28日に行い、北口駅南土地区画整理事業の仮換地上で地元商店街の建物と、市の中央公民館、男女共同参画センターなどの公益的施設を組合施行の市街地再開発事業により合築整備を行うものである。当商店街も阪神・淡路大震災で被害を受けたことから、安全で災害に強いまちづくりを念頭に文化と商業と都市居住者が融合する新しい街づくりを目指す。

面積	0.45ha
施行者	市街地再開発組合
施行年度	H7～12
施設建築物	住宅・店舗・事務所・公益的施設・駐車場
総事業費	7,714 百万円
市負担分	2,077 百万円

公益的施設	延床面積
中央公民館	2,400㎡
プレラホール	1,600㎡
男女共同参画センター	1,400㎡

②進捗の状況

平成8年3月22日に組合設立の認可、平成9年12月17日に権利変換計画の認可を得て、同年12月27日に建築工事に着手した。

平成12年8月末に建物が竣工するなど、賑わいのある街の再生が進められている。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H7	67,816	17,020			50,796
8	163,530	54,951			108,579
9	101,259	35,024			66,235
10	255,306	125,302			130,004
11	1,027,596	513,798			513,798
12	461,473	225,980			235,493
計	2,076,980	972,075			1,104,905

(3) 西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業

①事業の概要

阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた当地区において、都市計画決定を平成7年3月17日に行い、土地の高度利用と都市機能の更新を図るとともに、各施設の適正な配置と防災性の高い都市型住宅の供給を図り、早期復興を目指す。

再開発ビルは、東西2つのビルに分かれ、商業・公共公益施設を核に、各棟の高層部には住宅(東棟167戸、西棟153戸)を、地下には駐車場を整備する。

面積	3.3ha	公益的施設		延床面積
施行者	都市基盤整備公団	東棟	北口図書館	3,393㎡
施行年度	H6～14		大学交流センター	1,546㎡
施設建築物	住宅・店舗・業務・公益的施設・駐車場		市民ギャラリー	1,470㎡
公共施設	北口線、車庫北線、北東駅前線、北口町1号線、駅前広場	西棟	保健福祉センター	2,029㎡
総事業費	67,099 百万円		消費者センター	661㎡
内市負担	28,340 百万円		北口地区市民センター	238㎡

②進捗の状況

権利者との協議調整を行い、平成8年5月7日に事業計画の認可を、平成9年3月6日に管理処分計画の認可を得た。

また、平成9年8月22日に、仮設店舗がオープンし、再開発ビルの工事については平成10年3月に起工式を行った。

事業の進捗状況は、平成10年9月11日に従前建物解体256件を完了、平成11年4月26日に用地買収324件を完了し、現在平成13年3月の完成に向け施設建築物工事を進めている。なお、駅前広場等の公共施設については、平成14年度の完成を目指す。

平成13年4月のまちびらきを控え、土地区画整理事業との調整を図りながら、地元事業者の育成あるいは活力のある商業施設の導入と、賑わいのあるまちの再生を図る。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H 7	995,133	495,664	327,100		172,369
8	6,527,838	3,263,832	3,263,600		406
9	5,993,575	2,991,314	2,359,802		642,459
10	1,861,351	926,969	881,998	2,879	49,505
11	2,942,376	1,461,116	843,800	4,210	633,250
12	5,002,367	2,492,200	825,100	7,375	1,677,692
計	23,322,640	11,631,095	8,501,400	14,464	3,175,681

(4) 阪神西宮駅南第一地区第一種市街地再開発事業

①事業の概要

阪神西宮駅南地区は、駅近接地として古くから商店が集積し、賑わいのある商店街が形成された地区であるが、阪神・淡路大震災により、大きな被害を受け、第一地区を含む阪神西宮駅南地区(2.9ha)が重点復興面整備地区として位置づけられた。そして地元の阪神西宮駅南地区復興連絡協議会が策定した「復興基本構想」に基づいて、「災害に強い賑わいある安全で快適な街づくり」を目指し、阪神西宮駅南第一地区再開発事業を進めている。

面積	0.5ha
施行者	市街地再開発組合
施行年度	H 9～15
施設建築物	住宅・店舗・駐車場
総事業費	8,480 百万円
市負担分	1,723 百万円

②進捗の状況

平成7年4月24日に「阪神西宮駅南地区復興連絡協議会」、平成8年7月15日に「阪神西宮駅南第一地区市街地再開発準備組合」の設立、平成10年3月3日の都市計画決定を経て、平成11年3月26日に「阪神西宮駅南第一地区市街地再開発組合」を設立した。

今後は、震災からの早急な生活再建を目指して、権利変換手続き、建築工事等を行う。なお関連する南駅前広場については、整備の具体化に向け、地元及び関連機関と調整、協議を進める。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H 8	12,957	3,600			9,357
9	20,036	700			19,336
10	63,239	20,350			42,889
11	98,928	48,850			50,078
12	280,035	135,500			144,535
計	475,195	209,000			266,195

(5) 六湛寺東地区第一種市街地再開発事業

①事業の概要

本地区は、都市計画決定を平成4年7月3日に行い、南北道路の拡幅整備と併せ建築敷地の統合を促進し、土地の高度利用と都市機能の更新および防災面での安全性の向上を図った。

面積	1.45ha
施行者	市街地再開発組合
施行年度	H4～11
施設建築物	住宅・店舗・事務所・駐車場
公共施設	用海線
総事業費	15,967 百万円
市負担分	5,506 百万円

公益的施設	
駐車場	14,885 m ² 443 台

②進捗の状況

平成5年11月1日に組合設立の認可、平成6年10月14日に権利変換計画の認可を得て、平成7年9月26日に住宅棟(197戸)、続いて駐車場棟、店舗棟の建築工事に順次着手し、平成10年3月30日に竣工した。平成10年度に道路拡幅工事を実施するとともに、関連事業として六湛寺公園の整備を行い、平成11年8月に組合の解散を行った。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
～H6	1,388,680	560,392	367,900	3,300	457,088
7	441,872	169,800	64,000	93,193	114,879
8	1,974,513	950,750	667,800	92,447	263,516
9	1,572,035	778,397	246,500	14,376	532,762
10	127,986	40,500	40,500		46,986
計	5,505,086	2,499,839	1,386,700	203,316	1,415,231

「市街地の面的復興整備『“にしきた”復興そして繁栄』」

市街地建築課長(当時北口北東再開発事務所長) 佐野 博通
ました。

あの時、私はJR西宮駅南再開発事業の最後の4棟目の完了を間近に控え、引渡しの準備等で多忙な日々を送っていました。そこにあの阪神・淡路大震災が襲ってきたのです。

神戸市西区の自宅から、黒煙をあげて燃え続ける長田・兵庫の町や倒壊した三宮のビル街の中を通り抜け、そして横倒しになった高速道路やアメのように曲がった線路に恐怖と戦慄を感じながら、自転車で西宮に駆けつけてみると、再開発ビルは致命的な損傷もなく、マンションに入居していた権利者からは再開発のお蔭で命拾いしたと大変感謝されました。

それとは対照的に、西宮北口駅北東地区では、ほとんどが戦前の老朽木造建物であったため、約70%の建物が損壊するという壊滅的な被害を受け、多くの被災者を出しました。この地区は戦前から道路等の都市基盤施設の整備も十分されないままに狭い道路に面して住宅や商店が密集して建てられたことから、防災・衛生・住環境・商業振興等の面で様々な問題を抱え、昭和40年代の後半から再開発の動きがありましたが、権利者が約600人と多いという権利関係も複雑で、幹線道路からのアクセスの道路が未整備のため、なかなか事業化には至りませんでした。そして、昭和60年頃より再開発の事業化に向け、平成4年には再開発の準備組合を設立し、都市計画決定に向けて、作業を進めておりましたが、残念なことに大変大きな被害を受け

震災の二週間後の平成7年1月31日に、本市は災害復興基本方針を策定し、特に被害の大きかった「森具地区」「西宮北口駅北東地区」「阪神西宮駅南地区」「JR西宮駅北地区」を重点面整備地区として位置づけ、西宮北口駅北東地区については、道路などの都市基盤整備や住環境の向上を図るための土地区画整理(31.2ha)と、高度利用や都市機能の更新を図るための再開発(3.3ha)の二つの事業を行うことになりました。そして平成7年2月1日から地区内の建築制限を行い、同年3月17日には土地区画整理事業と第二種市街地再開発事業が都市計画決定されました。

そのような状況の時に、私は人事異動で北口再開発事務所に配属され、施行者の住宅・都市整備公団(現都市基盤整備公団)とともに、一日も早く権利者の生活再建とまちの復興を図るために、連日の深夜までの会議、延べ38回に及ぶ地元説明会、数百組の個別面談を行い、約70店の仮設店舗計画、約300件の用地買収、工用道路の整備などの数多くの難問題を処理し、やっと平成10年5月に本体工事に着手しました。

この事業は平成7年3月の都市計画決定から平成13年春の施設建築物の完成まで約6年という前例のないスピードで終えようとしています。これは大震災後という特殊事情があったとはいえ、地元権利者の熱意、周辺住民の理解と協力、そして公団のノウハウと組織

力がなければできなかったことと思われま

一方、早期復興を急ぐあまり、また限られた時間の中で地区内外の住民との合意形成が十分図られなかったため、権利者からは事業計画・管理処分計画に対する意見書の提出や行政不服申立てなどが行われ、また周辺住民からは工事公害に対する苦情などが寄せられるなど、住民とのトラブルも少なくなく、大変つらい思いをしたことを思い出します。

その後、私は平成11年4月に市街地建築課へ異動し

ましたが、ここ数年で阪急西宮北口駅周辺は大きく変貌していきます。長年の課題であった北東の再開発事業が完了し、さらに北東の区画整理や駅の南の事業が次々と完了に向けて順調に進んでいます。

21世紀にふさわしい西宮の都市核として、人々が集い、にぎわい、活気あふれる魅力的な街になることを心より祈り、地元の皆様の今後の活躍を期待いたします。

2 細節 住宅・住環境の一体的整備、促進

計画

住宅・住環境上の課題の大きい地域について、密集住宅市街地整備促進事業、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業などを活用して、住宅・住環境の一体的整備を図る。

1. 住宅市街地総合整備事業

(1) 事業の概要

西宮北口駅北東震災復興第二種市街地再開発事業及び西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の円滑な施行を図るとともに、都心居住の定着に向けた良質で恒久的な住宅供給等を行うなど総合的な住環境の整備を図るため、平成7年3月17日住宅市街地総合整備事業の大臣承認を受け、従前居住者用賃貸住宅（255戸）の建設を行った。

整備計画

高畑町住宅	構造規模 建設場所	R C 10階建 高畑町 2 番	1 D K 20戸、2 D K 80戸、3 D K 100戸	計 200戸
薬師町住宅	構造規模 建設場所	R C 5階建 薬師町 1 番	1 D K 40戸、2 D K 15戸	計 55戸

(2) 進捗の状況

高畑町住宅は平成8年7月に、薬師町住宅は平成9年3月に建築工事に着手し、いずれも平成10年2月に完成した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H 7	6,372,890	4,242,400	2,121,200		9,290
8	1,026,572	640,600	320,200		65,772
9	2,829,293	1,820,720	910,300		98,273
10	48,661	27,580	13,700		7,381
計	10,277,416	6,731,300	3,365,400		180,716

2. 密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業

(1) 森具地区（密集住宅市街地整備促進事業）

①事業の概要

森具震災復興土地区画整理事業の円滑な施行を図り、良質で恒久的な住宅等の供給を行うため、平成7年12月20日密集住宅市街地整備促進事業の大臣承認を受け、従前居住者用賃貸住宅（コミュニティ住宅66戸）と地区集会所の建設を行った。

整備計画

弓場町住宅 1号棟	構造規模 建設場所	RC 5階建 弓場町3番	1DK 24戸、3DK 12戸 計 36戸
弓場町住宅 2号棟	構造規模 建設場所	RC 5階建 弓場町2番	2DK 15戸、3DK 15戸 計 30戸
森具集会所	構造規模 建設場所	RC平屋建 森具公園内	約100㎡

②進捗の状況

1号棟は平成8年9月に建築工事に着手し、平成9年9月に完成し、2号棟は平成10年3月に建築工事に着手し、平成11年2月完成した。

また、森具集会所については、平成10年秋に建築工事に着手し、平成11年2月に完成した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H7	948,687	447,000	447,000		54,687
8	588,485	320,800	260,700		6,985
9	543,724	337,900	190,900		14,924
10	406,029	254,000	138,000		14,029
計	2,486,925	1,359,700	1,036,600		90,625

(2) JR西宮駅北地区（密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業）

①事業の概要

本地区は、すでに終了した芦原第1、第2の住宅地区改良事業地に隣接しており、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた。

このため、道路の新設、現行道路の拡幅、緑地公園の整備など公共施設を充実するとともに、348戸の住宅を建設し、災害に強い、安全で快適な住宅地への再生をはかることとした。また、阪神・淡路大震災復興基金の利子補給制度が密集住宅市街地整備促進事業地域へも適用となり、自力再建も促進することとなった。

②進捗の状況

密集住宅市街地整備促進事業については、平成7年8月22日に大臣承認、住宅地区改良事業については、平成7年9月14日に地区指定をし同年10月2日に事業計画の認可を得た。

事業用地取得の進捗状況は、平成12年3月末現在、建設用地・道路用地・公園用地等を合わせ取得面積は、23,809.68㎡（24,453㎡）で、97.3%となっている。

一方、密集住宅市街地整備促進事業地の老朽住宅率は、全住宅戸数1,527戸の内、82.8%であったが、震災により建替えがすすみ、市が公共施設等を整備していく中で、現在は、全住宅戸数1,187戸の内、16.3%に低下した。

(単位：千円)

年度	事業費（人件費分）	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H7	3,525,243	77,990	1,943,881	1,543,900	37,462
8	4,254,050	130,008	2,445,801	1,655,000	153,249
9	2,788,694	152,199	1,492,221	836,200	460,273
10	3,728,168	135,077	2,187,470	711,500	622,600
11	2,742,040	223,194	1,388,322	679,200	249,300
12	697,842	176,688	244,250	229,100	224,492
計	17,736,037	895,156	9,701,945	5,654,900	871,900

住宅建設

名称	構造・階数	戸数	完成年度	備 考
神明1号館	R C 5階建	30 戸	平成8年度	駐車場設置台数 11台
神明2号館	S R C 9,10階建	152 戸	平成10年度	駐車場設置台数 54台の内43台完成 集会所95㎡ 防火水槽100
神明3号館	R C 5階建	30 戸	平成9年度	駐車場設置台数 11台
中殿町住宅	S R C 9,10階建	69 戸	平成11年度	駐車場設置台数 21台 集会所94㎡ 防火水槽40
津田町住宅	R C 6,7階建	67 戸	平成11年度	駐車場設置台数 27台 集会所99㎡ 備蓄倉庫51㎡

公園・緑地整備

名称	新設・拡大	整備後の面積	整備年度	備 考
神明公園	新設	899㎡	平成11年度	
神明緑地	新設	1,326㎡	平成11年度	
中須佐公園	拡大	2,065㎡	平成12年度	防火水槽100t

道路整備

完了	通称名(名称)	新設・拡幅	幅員×延長m	整備年度
	津田1号(西1211)	新設	6.0×32	平成9年度
	西福1号	新設	4.3×76	平成11年度
	西福2号(西443)	拡幅	6.0×108	平成11年度
	神明1号(西428)	拡幅	4.3×80	平成11年度
	神明2号(西436)	拡幅	6.0×14	平成11年度
	神明3号(西446)	拡幅	6.0×96	平成11年度
予定	通称名(名称)	新設・拡幅	幅員×延長m	整備着工予定年度
	中須佐1号	新設	4.3×119	平成12年度
	中須佐3号(西454)	拡幅	6.0×229	平成12年度
	中須佐2号(西453)	拡幅	6.0×256	平成13年度
	中須佐4号	新設	4.3×102	平成13年度

3. 西宮浜マリナパークシティ

(1) 事業の概要

西宮浜地区は、南端に大規模な新西宮ヨットハーバーもあり、従前からシティリゾートとレクリエーションコンプレックスの形成を目指す「マリナシティ計画」が進められていたが、震災後、被災住民の生活の基盤である住宅の量的、質的な整備と供給が必要となったため、計画の見直しを行い、21世紀の本格的な高齢化などを視座に据え、住宅中心のまちづくりを推進することとした。

面積	31.26ha 居住計画人口 約10,000人
施行者	西宮市、兵庫県、都市基盤整備公団、県住宅供給公社、民間
施行年度	H7～H18
施設	住宅(公的住宅 1,804戸、民間住宅 1,750戸〔予定〕) 道路・公園・上下水道等都市基盤施設(電線類は地中化) 幼稚園・小学校・中学校等教育施設、貝類館、公民館、交番、消防出張所 商業、業務、病院、老健施設等都市機能施設

まちの機能・施設の配置については次のような点に配慮して計画した。

- ①ウォーターフロントの特性を最大限に生かし、水際線には、豊かな緑と親水性をもつ公園を配置すると共に、隣接する産業団地との境界部には、緩衝緑地を設置している。

- ②街の北側には、防災拠点としての役割を担い、地域住民の多彩な交流の場となる小・中学校を配置している。
- ③新西宮ヨットハーバーの背後には、街の中核ゾーンとして、物販、飲食などの日常的な消費ニーズに応える商業施設や医療施設のほか、文教施設、福祉施設などの集積を図っている。
- ④住宅は、公園・緑地・小・中学校、街の中核ゾーンに囲まれた7つの街区に配置している。

(2) 進捗の状況

平成8年6月の起工以来、事業を推進し平成10年3月、県・市の災害公営住宅、公団、公社、民間住宅の一部(約1,500戸)が完成し入居を開始した。平成12年3月末現在で、2,834戸が完成しており、今後民間により約700戸の住宅が整備される予定である。また、平成10年度には、幼稚園・小中学校・保育園・郵便局・商業施設・医療施設等がオープンするとともに、路線バスも運行を開始した。平成11年度には、西宮市貝類館・西宮浜公民館が5月にオープンしたほか、6月にはマリナパークシティ居住者等の生活道路として西宮浜と市街地を結ぶ西宮浜連絡道路も供用開始された。12月には西宮浜消防出張所、西宮浜交番も開所するなど、公共施設の整備も進み、“新しい街”ができつつある。

3 細節 住民参加のまちづくりの支援

計画

市民、事業者が自ら行う地域復興まちづくりの計画、実施を積極的に支援する。

1. まちづくりにおける取り組み

(1) 高度地区と地区計画

高度地区は、住宅地における、中高層建築物等による日照、採光、通風の阻害を防止し、良好な住環境を保全するため、建物の高さに関して建築基準法による用途地域ごとの北側斜線、日影規制を補完するものとして指定するもので、本市においては、昭和45年に住居専用地域への指定を行ったことに始まり、昭和58年に、第1種住居専用地域を除く住居系用途地域全域に用途地域と連動した高度地区を指定してきた。

しかし、震災後、建物倒壊による空地の増加及び住宅需要増加も手伝って、震災前の低層建築物から中高層建築物への転換が顕著に見られ、こうした状況のなか建築物の高さをめぐる住環境保全への要望が地区住民から多数出るなど、指定されている高度地区と住民ニーズとに開きが出てきた。実際、国道171号以北の丘陵部、夙川沿い、武庫川沿いの住宅地等で、高度地区制限と現況の土地利用に乖離が見られるため、こうした地域を中心に15m指定地の拡大、近隣商業地域への20m指定など、住環境の保全に向けて住民意向を反映させながら、平成10年4月に高度地区の見直しを行った。

高度地区変更前後表

(単位：ha)

変更前高度地区		変更後高度地区		増 減	
第1種 (15m)	348	第1種 (15m)	1,118	増 770	2種より 542 旧3種より 228
第2種 (20m)	1,449	第2種 (20m)	907	減 542	1種へ
		第3種 (20m)	247	増 247	旧3種より 222 近商に指定 25
第3種	1,062	第4種	612	減 450	1種へ 228 3種へ 222
第4種	28	第5種	28		
合計	2,887		2,912	増 25	近商に指定

また、高度地区の素案を公開し、住民周知を図る過程で、高度地区のみでは対応できない地区レベルのルールづくりの要望が多数出されており、市内各地で住宅地の環境保全に向けた地区レベルのまちづくりへの取り組みが広がっている。このため、土地所有者等の意見に基づく道路、公園等の配置や建築物の用途、形態、敷地等についての計画を市町村が都市計画の一つとして決定する地区計画の活用が進んでいる。

まちづくり支援による震災後の地区計画策定状況

地区名	面積(整備計画区域)ha	地区計画決定年月日
大畑地区	約 7.6 (7.6)	H 9 . 3 .31
森具地区	ゝ 22.7 (22.7)	H 9 .11.28 (H10.12.25変更)
仁川五ヶ山地区	ゝ 3.2 (0.7)	H 9 .11.28
安井地区	ゝ 67.6 (67.6)	H10 . 3 . 3
西宮北口駅北東地区	ゝ 31.2 (31.2)	H10.10.15 (H12.10.25変更)
若江・神園地区	ゝ 22.2 (22.2)	H11.12.10
甲子園三保地区	ゝ 5.0 (5.0)	H11.12.10
夙川駅北東地区	ゝ 13.6 (13.6)	H11.12.10
夙川霞・松園地区	ゝ 17.9 (17.9)	H12 . 8 .18
甲子園一番地区	ゝ 9.3 (9.3)	H12 . 9 .11
甲子園口地区	ゝ 86.5 (86.5)	H13 . 1 .15

(2) まちづくり活動助成

①西宮市「まちづくり助成要綱」による助成

平成元年から進められているもので、地区住民自らが地区計画案等を作成し、又は住民の総意によるまちづくりの構想等を調査・研究する際に、市が定める要件を満たす団体に対し、その活動経費に対し助成金を交付する。

②復興基金「復興まちづくり支援事業」による助成

震災後に新設された制度で、街区単位で全・半壊3戸以上の地区を対象に、団体等からの要請により、まちづくり活動に要する費用の一部を助成する。

(単位：件)

年度	H 7	H 8	H 9	H10	H11	計
まちづくり活動支援	3	4	7	8	8	30
市	2	2	2	2	2	10
復興基金	1	2	5	6	6	20

(3) まちづくりのためのコンサルタント派遣等

①西宮市「まちづくり助成要綱」による派遣

平成7年から始まったもので、地区住民又は関係権利者がまちづくりの構想や基本計画案を作成する事業を行う目的で結成した5名以上の団体を対象に、まちづくり相談を受けるアドバイザーや、まちづくりのための基本構想及び基本計画の作成を行うコンサルタントを派遣する。

②復興基金「復興まちづくり支援事業」による派遣

震災後に新設された制度で、街区単位で全・半壊3戸以上の地区を対象に、団体等からの依頼に対応し、まちづくりに関する専門的アドバイスをを行い地元の合意形成を支援するアドバイザーや、計画策定を行うコンサルタントを派遣する。

(単位：件)

事業	年度	H 7	H 8	H 9	H10	H11	計
アドバイザー派遣		1	1	3	2	4	11
市		0	0	0	0	0	0
復興基金		1	1	3	2	4	11
コンサルタント派遣		3	5	7	2	2	19
市		1	3	2	0	1	7
復興基金		2	2	5	2	1	12

2. マンション再建等における取り組み

(1) 相談

被災したマンションについては、まず応急危険度判定で危険の判定が出た共同住宅について、所有者に再建の意向のヒアリング調査を行い現状の把握に努めた。並行して、危険の判定が出なかった共同住宅についても、管理組合や建築士、周辺住民からの問い合わせが続いた。

震災直後は、余震の不安もあり建て替えか補修かについての相談が多かった。次に、“建築された後に法律等が改正され、現在の法律の規定では以前の状態の大きさで建てることのできない”いわゆる「既存不適格のマンション」の建て替え相談へと移っていった。さらに、地震後の混乱状態が落ち着き、ある程度具体的な再建の案がまとまるに従い、建て替え計画のあるマンションの周辺住民からの苦情や要望が多く寄せられた。

そのような相反する要望の中で、被災した分譲マンションについては、周辺住民との協議を義務づけながら、震災復興型総合設計制度や日影規制の柔軟な許可等で対応した。

(2) 震災復興型総合設計制度

従来の「総合設計制度」では、「特定行政庁（西宮市長）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認め許可したものは、容積率や道路斜線などを緩和できる」と建築基準法により規定されていた。しかし、被災マンションの中には、昭和48年の容積率制導入以前に建設されたため既存不適格建物となってしまう、従来の制度では対応しきれないものが多かったため、国の通達を受けて県と協議を重ね、震災後3年以内に着工する既存不適格の被災分譲マンションに限定して「総合設計制度」を弾力的に運用し、容積率算定の割り増しや係数の引き上げ等を考慮した「震災復興型総合設計制度」を創設し、許可を行った。

震災復興型総合設計適用状況

年度	申請地	マンション名	
		従前	再建後
7	1 柳本町37-1	コボリマンション第2西宮	パークサイド西宮
	2 川東町24	夙川グランドハイツ	夙川グランドハイツ
	小計	2件	
8	1 門戸荘13-1	ルネ門戸	ルネ門戸
	2 津門大塚町138	メガロコープ西宮	ファインビュー西宮
	3 殿山町108-1	夙川第2コーポラス	セレナ夙川
	4 奥畑35-3	C1マンション第2夙川	ヒルズ夙川
	5 若松町23-1	夙川パークマンション	夙川パークマンション
	6 川東町64-2	香櫨園第3コーポラス	リバーサイド香櫨園
	7 大畑町46	西宮第2コーポラス	グランクレスト西宮
	8 南昭和町105-1	阪急西宮マンション	阪急西宮マンション
	9 北昭和町120	西宮第1コーポラス	エスポワール北昭和
小計	9件		
9	1 霞町106-2	夙川アンビロン	夙川アンビロン
	小計	1件	
合計		12件	

(3) 優良建築物等整備事業等

震災により被害を受けたマンション・市場等の再建にあたり、その建替・共同化による良質な都市型住宅の供給を目的として、また市街地の良好な環境整備と防災機能の向上等を促進するため、公開空地等の一定の条件を満たす良好な建築物に対し、設計費や共同施設整備費等に要する費用の一部を補助するものである。

採択要件等

採択要件	地区面積	概ね1,000㎡以上（震災特例 概ね500㎡以上）
	接道条件	6 m以上の道路に4 m以上接すること
	空地確保	一定規模以上の空地を確保し、かつ敷地の1/10以上の一般利用に供する公開空地を確保
	建築物	地上3階建て以上の耐火建築物
	その他	マンション建替の場合は5人以上の区分所有者 共同化の場合は2人以上の地権者で複数の敷地

補助等の状況

事業名	区分	地区名	建物名	戸数	事業年度		
優良建築物等整備事業	マンション建替	1	柳本町9番	パークサイド西宮	62	H7～H8	
		2	中島町3番	グランメール甲子園口	50	7～8	
		3	堀切町8番	香榭園フラットA	30	7～9	
		4	堀切町8番	香榭園フラットB	30	7～9	
		5	奥畑1番	夙川ハウス	72	7～9	
		6	門戸荘17番	ルネ門戸	203	7～9	
		7	川東町2番	リバーサイド香榭園	68	7～9	
		8	川東町10番	夙川グランドハイツ	98	7～9	
		9	殿山町3番	セレナ夙川	45	7～9	
		10	若松町4番	夙川パークマンション	49	7～9	
		11	大畑町9番	グランクレスト西宮	33	7～9	
		12	南昭和町7番	阪急西宮マンション	171	7～10	
		13	津門大塚町2番	ファインビュー西宮	277	7～10	
		14	北昭和町2番	エスポワール北昭和	34	7～10	
		15	奥畑6番	ヒルズ夙川	52	8～9	
		16	川西町6番	パークサイド香榭園	32	8～10	
		17	霞町3番	夙川アンピロン	45	9～10	
		18	甲子園洲島町3番	甲子園第一コーポラス	19	9～10	
		共同化	19	甲東園駅東	パセオ甲東	117	7～10
			20	南昭和町2番	グリッター西宮北口	38	8～9
		住宅供給	21	西宮浜4丁目	西宮マリナパークシティ 桜のまち	500	8～10
	小計				2,025		
住宅市街地総合整備事業	共同化	22	産所町11番	シティホームズ西宮駅前	87	8～9	
		23	馬場町6番	ドエルアルス西宮エスタシア	47	8～10	
		24	馬場町1番	シティホームズ西宮並木通	39	9～10	
		25	屋敷町10番	夙川公園ロジュマン	68	9～10	
		26	北口北東A	ネオセント西宮北口	40	9～10	
		27	北口北東B	ドルフ北口	6	9～10	
		小計				287	
合計					2,312		

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H 7	406,463	193,235			213,228
8	886,703	436,675			450,028
9	1,745,098	866,705			878,393
10	1,106,363	541,540			564,823
11	34,760	17,380			17,380
計	4,179,387	2,055,535			2,123,852

(4) 優良再開発等支援事業等

震災により被害を受けたマンション・市場等の早期再建を支援し、優良な建築物等の整備を促進するため、自らが建替え・敷地の共同化により共同住宅等の事業化を図ろうとする団体に対し、再建事業に至るまでの調査・検討等に要する費用の一部を市が助成するものである。

採択要件等

採択要件	被災	被災を受けたもの
	地区面積	概ね500㎡以上
	建築物	3階以上の耐火建築物
	その他	マンション建替の場合は10人以上の区分所有者 共同化の場合は7人以上の関係権利者

補助等の状況

年度	地区名	建物名
H 7	津門大塚町2番	メガロコープ西宮
	奥畑6番	シーアイマンション第2夙川
	川東町2番	香榎園第3コーポラス
	若松町4番	夙川パークマンション
	大畑町9番	西宮第2コーポラス
	北昭和町2番	西宮第1コーポラス
	甲東園駅東	甲東園ビル住宅
	川東町10番	夙川グランドハイツ
	柳本町9番	コボリクラスタ第2西宮
	殿山町3番	夙川第2コーポラス
	神垣町8番	広田アーバンライフ
	神楽町8番	シャレード夙川
	南昭和町7番	阪急西宮マンション
	津門呉羽町1・2番	今津阪急市場
	宮前町6番	えびす市場
	田中町3・4番	阪神西宮駅南地区
小計	16件	
8	馬場町5番	阪神西宮駅南第2地区
	大谷町11番	夙川ビューハイツ
	小計	2件
合計	18件	

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H 7	33,250	10,500			22,750
8	2,800				2,800
9					
10					
計	36,050	10,500			25,550

また、震災後、住民主体の住宅再建を支援するため、被災マンションの建替え、建築物協同化・協調化等に対し、兵庫県が阪神・淡路大震災復興基金により、アドバイザーやコンサルタントの派遣を行っている。

(単位：件)

派遣事業	年度	H 7	H 8	H 9	H10	H11	計
被災マンションの建替え							
アドバイザー派遣		1					1
コンサルタント派遣			2				2
建築物協同化・協調化							
アドバイザー派遣			4				4
コンサルタント派遣		2	1	2			5

.....

「住民参加まちづくり協議会の“ご用聞き”」

(株) ジーユー計画研究所 所長 後藤 祐介

私は、まちづくりコンサルタントとして、震災直後は、仲間のコンサルタントや、大学関係者の人たちと西宮復興まちづくり支援ネットワークを組織し、家屋一軒ずつの被災調査をはじめ、西宮復興地区別まちづくり計画の策定等に取り組んだ。しかし、これらの取組は専門家の単なるマスターベーションであり、住民や行政とあまり関係のないむなしのものであった。そこでもっと実質的な復興まちづくりに役に立ちたいとの思いから、復興まちづくりの“ご用聞き”をすることにし、平成7年7月に「宮っ子」発行単位の各地区のコミュニティ協会≒自治会組織に“住民参加のまちづくり”の打診を行った。8月になると早速、安井地区コミュニティ協会の藤村さん達から連絡があり、お会いしてみると、「安井地区では震災後中高層マンションの建設ラッシュが続いており、止められず大変困っている。何とかもう少しおだやかなまちづくりに取り組みたい。」との相談があり、それには“住民参加のまちづくり”による「地区計画」の取組があることを説明し、そのことを9月に予定されていた「地区懇談会」で話をさせてもらうこととなった。

この「地区懇談会」での話がきっかけとなり、平成

7年11月に安井まちづくり協議会(約70ha、3,000世帯)が設立され、その後行政の支援を得つつ、約2年間に、約30回の役員会、3回の全世帯アンケート調査、7回のまちづくりニュースの全戸配布等を行い、平成9年10月の臨時総会で、西宮市への「地区計画」の要望をとりまとめ、平成10年3月に安井地区「地区計画」の都市計画決定が告示された。

このような、住民参加まちづくりによる、「地区計画」を策定する取組みを、私は文教住宅都市西宮ならではの「環境整序型まちづくり」と呼んでおり、この安井地区の取組みがきっかけとなって、現在市内の各地区約15～20カ所で住民参加のまちづくりが展開されている。私自身も、安井まちづくり協議会の他、北口・高木まちづくり協議会、甲陽園若江・神園町地区まちづくり協議会、甲陽園目神山地区まちづくり協議会、鳴尾里中まちづくり協議会、甲子園二・三番町まちづくり協議会を支援している。

今、震災直後の復興まちづくりの“ご用聞き”と安井地区の“藤村さん達”との出会いがなつかしく、かつ、幸運であったことが思い出される。

.....

「被災マンションの再建について」

北口北東再開発事務所 所長 (当時市街地建築課課長補佐) 菅生 正

1995年1月17日、午前5時46分未明、阪神・淡路地域を中心とする直下型大地震が襲った。明けやらぬ寒空に閃光が走り、地鳴りが押し寄せ、「地震だ」と思う

間もなく一瞬にして街は倒壊した。多くの人命が失われ、各地で火災が発生し市街地の都市機能は壊滅状態に陥った。個人住宅・マンション、また公共建物の一

部も倒壊し、ライフラインが寸断され甚大な被害もたらされた。あれから6年が経過し、市街地にやっと平静さが戻ってきたようである。

震災直後、市街地には一日も早い復興を図るため、避難所、仮設住宅、災害復興住宅が順次建築され、生活再建に向けて大きく動き始めた。とりわけ、住宅の中でも分譲マンションなどの共同住宅は、多くの住民の生活基盤となっているため早期再建が緊急の課題とされた。共同住宅の再建については、昭和21年から「建物の区分所有等に関する法律」が適用されていたが、震災後、平成7年3月に「被災区分所有建物の再建に関する特別措置法」が制定され、同法を阪神淡路大震災に適用することを定めた政令が公布・施行されることとなった。したがって、被災マンションの再建は、これら二つの法律により方針決定されることとなった。しかし、再建にあたっては、各個人の考え方等に相違があったため、『再建か』『補修か』の意志決定に相当に時間を費やし短期に意見を集約することが困難となり、生活再建は一步立ち遅れた状況となった。当時、私は市街地建築課で特例許可制度の活用による被災マンションの再建の業務を担当していたが、建築基準法の改正はなく既存の特例制度の活用により現行法令の範囲内で再建を進めていくに過ぎず、震災特例がなぜ適用できないのかなどの苦情が窓口に殺到した。

また、倒壊建物の多くが、現行法で容積率制限がなかった昭和40年代に建築されたものが多く、新たに再建する場合は現行の法律が適用され、既存の容積率を確保することができないため、容積率の緩和が大きな課題となった。容積率制限の緩和については総合設計制度を適用することが一般的であるとして、建設省か

ら「阪神淡路大震災による被害を受けた分譲マンションの建替えに当たっての建築基準法の各種許可制度の適用について」の通達が出された。この通達は総合設計制度や建築基準法の特例許可制度を最大限に活用し被災分譲マンションの建替えの円滑化を図るというものであった。被災分譲マンションの再建は、建替えの意見調整が遅れ計画が確定しないもの、周辺地域から環境悪化を招くとして苦情が出されるもの、行政の許可に対し周辺住民から苦情が出るもの、また、住民間で紛糾となるものなど様々で、最終的には市の施策が問われる状況になった。このような状況のもと、行政の意思決定は公正、的確にという観点を常に念頭に置き、前例にとらわれず、柔軟な対応あるいは積極的な対応のもとで仕事を進めていかなければならないと痛感した。総合設計制度、日影規制、高度地区形態規制それぞれに係る問題点を残しつつ、特例許可については、被災者復興を前提として受けとめ、可能な限り許可制度を活用することとして、再建計画が住民運動等により大きく問題が派生すると予想されるもの、周辺住民との協議が困窮するものについては、協議経過報告書の提出を求め、申請者に対し、周辺住民と再度協議を行う旨を指導するなどの対応を行うこととした。震災後6年を経過し、これら指導方針のもとに被災分譲マンションの再建を行うことになったが、震災という特殊事情があったからこそ、「震災復興型総合設計制度」の活用ができたものであって、平常時における建築行政の中では到底容認できる内容のものではなく、全国的に現存する容積率既存不適格マンションの建替えを今後、いかに進めていくかが大きなテーマになると確信するものである。

2 節 道路交通のネットワーク化等

*道路・橋梁の被災状況

	被災状況	年度	復旧状況
道 路	道路の一般被害 道路延長156kmが、路面の沈下、陥没、亀裂等の被災を受けるとともに、液状化による噴砂の堆積や路上の倒壊家屋等による通行不能箇所が発生し甚大な被害を受けた。	H 6	道路の陥没、段差、亀裂、液状化による噴砂、家屋撤去等に対して緊急・応急復旧工事を実施した。また派遣職員等の応援により道路の被災状況調査を実施し、激甚災害の査定を受けた。
		7	道路災害復旧として実施の承認を受け、工事が市内全域に及ぶなど広範囲となり工区を分割する必要があるため、側溝等工事を65工区、舗装工事を51工区に分割発注した。側溝等工事を先行着手したが、ライフラインとの復旧工事調整で平成8年度に繰越した。
		8	前年度より繰越した道路災害復旧工事の116工区は平成8年度内に全て完了した。
橋	道路の地盤変状 丘陵地の地盤流動により、道路と民有地を含めた27カ所で地滑りが発生し、道路が屈曲、沈下、流動、隆起する甚大な被害を受けた。	7	道路災害復旧として、現地調査を実施し、災害査定と実施の承認を受け、道路内に地滑りを抑止する鋼管杭と集水ボーリングを施行した。工事は9工区に分割発注し平成7年度内に完了した。
梁	橋梁 羽衣橋、大井手橋、苦楽園口橋などにおいて、橋台・橋脚の傾斜と亀裂、主桁の亀裂と破損、支承部の破損、高欄の破断、継ぎ手の破損、舗装の段差等一部通行不能の甚大な被害を受けた。 (車道33橋、人道10橋、計43橋)	6	被災橋梁の主桁、橋台、橋脚の仮受工事等を緊急・応急復旧工事として実施した。
		7	橋梁の被災状況調査及び詳細設計等を各橋実施した上で、災害査定を受け工事実施のために河川占用協議や橋梁拡幅等の実施承認を経て38橋を発注し年度内に復旧を完了した。
		8 } 9	河川占用条件により前年度繰越した、羽衣橋、大井手橋外2橋は平成8年度内に完了した。苦楽園口橋は工程調整のために、一部を事故繰越したが平成9年度に完了した。

(単位：千円)

事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
14,052,761	11,804,319	2,247,900	0	542

1. 広域的道路網の整備

計画

円滑な交通を確保するとともに、被害を受けても容易に迂回できるよう、格子状の広域的道路網の整備について、国、県等に要望していく。

(1) 国道176号の拡幅整備の促進

国道176号については、阪神北部地域と阪神都市圏を結ぶ西宮市山口町から宝塚市栄町間の10.56kmが名塩道路として国の直轄事業により計画幅員21～24mの4車線として昭和60年4月から事業着手されている。これまでに、JR西宮名塩駅前部、山口町上山口地区、生瀬橋～宝塚市栄町間など計2.2kmが供用開始されている。平成12年度以降も、沿線の西宮市、宝塚市、伊丹市、川西市で構成する一般国道176号整備促進期成同盟会並びに市独自で、引き続き名塩道路の早期整備に向けて要望する。

(2) 山麓バイパスの整備

市域内を通過する広域的な交通を円滑に処理し、災害時の代替機能を確保するため、兵庫県の復興計画の中で格子型高規格道路網（6－6軸）に位置づけられている宝塚市境から本市南部市街地の山麓を通り、神戸中心部を結ぶ山麓線の早期整備を促進する。

(3) 西宮北有料道路の南伸事業

主要地方道大沢西宮線は西宮北有料道路の開通後、交通量が飛躍的に増大し、甲寿橋交差点など一部の区間で交通渋滞が生じている。この交通渋滞を解消するため、甲寿橋交差点の立体化を図る西宮北有料道路の2期事業について、早期整備を要望してきた結果、平成10年度に調査が行われ、平成12年度から事業着手することとなった。延伸延長は約0.8km（別途関連公共区間約0.3km）、事業期間は平成15年度までと予定されている。

(4) 阪神高速北神戸線の整備促進

阪神高速北神戸線は、第二神明道路から分岐し、中国自動車道に接続する神戸市西部、北部と西宮市北部を結ぶ地域間幹線道路である。この内有馬出入口以西と有馬口ジャンクションからの北延伸線が平成10年4月供用を開始しており、現在西宮山口ジャンクションまでの5.3kmを東延伸線として平成14年度完成を目指し事業中である。

(5) 臨海埋立地のアクセス整備

甲子園浜埋立地と既成市街地とのアクセス整備を図るとともに、湾岸側道の全線4車線化と大阪・神戸への延伸を促進し、臨海部の道路ネットワークを強化する。

平成9年12月に魚崎浜ランプから神戸市道ハーバーハイウェイを経てポートアイランドまでの自動車専用道路による連絡が可能となった。また、平成10年3月に芦屋浜と内陸部を連絡する稲荷山線、芦屋川左岸線が供用開始しており、現在芦屋浜から神戸市深江浜までの県道湾岸側道（2車線）を平成14年完成目途に建設中である。

今後、阪神高速道路湾岸線の六甲アイランド以西への延伸と県道湾岸側道の全線4車化及び東西方向への延伸、また浜甲子園線の南伸について、引き続き要望を行っていく。

2. 重点街路の整備

計画

市域内の交通ネットワークを形成し、災害時の避難路として重要な役割を果たす街路を重点街路として整備する。

(1) 今津西線

事業区間 国道171号～岡田山 延長847m 幅員16m

平成8年度から残されていた未整備区間の工事に取り組み、一部未買収の歩道整備を除き平成10年3月末に完了し、全区間供用開始した。

(単位：千円)

年 度	事業費	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
H 7	1,140,000	570,000	505,000		65,000
8	338,000	169,000	50,200		118,800
9	333,000	166,500	166,500		
10	37,833		34,000		3,833
11	2,147				2,147
合計	1,850,980	905,500	755,700		189,780

(2) 山手幹線

事業区間 尼崎市境～甲子園口北町 延長414m 幅員22～34m

国道171号～夙川沿 〃 933m 〃 22m

大浜老松線～芦屋市境 〃 603m 〃 22m

平成12年3月末までの用地買収は分銅町外183件(31,661.20㎡、買収率88%)、物件補償は210件である。

平成8年度から国道171号～建石線の区間で工事に着手し、平成11年9月に完了、供用開始した。また、現在、尼崎市境～甲子園口北町間で工事を進めている。

(単位：千円)

年 度	事業費	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
H 7	2,474,000	1,237,000	1,236,900		100
8	6,921,622	3,460,811	3,460,600		211
9	2,911,578	1,455,789	1,455,700		89
10	2,479,000	1,239,500	1,015,100		224,400
11	2,427,143	1,196,500	1,196,200	34,143	300
合計	17,213,343	8,589,600	8,364,500	34,143	225,100

(3) 建石線(県道)

事業区間 国道2号～南郷町 延長797m 幅員20m

南郷町～北名次町 〃 658m 〃 20m

平成12年3月末で国道2号～南郷町では用地買収率約95%、南郷町～北名次町では約46%であり、一部区間で工事が進められている。

(単位：千円)

年 度	事業費(地元負担金)	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
H 7	482,000		482,000		
8	405,289		405,100		189
9	645,330		408,300		237,030
10	293,317		65,800		227,517
11	450,579		222,100		228,479
合計	2,276,515		1,583,300		693,215

(4) 鳴尾御影西線

事業区間 森具区画整理界～芦屋市境 延長305 m 幅員15 m
 阪神本線～建石線 〃 178 m 〃 15 m
 駅前線～阪神本線 〃 46 m 〃 12 m

平成12年3月末に森具区画整理界～芦屋市境の工事が完了した。

平成12年3月末までの用地買収は宮西町外で68件(5,121.05㎡、買収率97%)、物件補償は48件である。

(単位：千円)

年 度	事業費	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
H 7	505,000	252,500	252,400		100
8	588,000	294,000	205,000		89,000
9	242,000	121,000	121,000		
10	385,000	192,500	150,500		42,000
11	915,000	457,500	457,500		
合計	2,635,000	1,317,500	1,186,400		131,100

(5) 西福河原線

事業区間 山手幹線～国道171号 延長634 m 幅員15 m

平成12年3月末までの用地買収は中殿町外で24件(1,587.30㎡、買収率47%)、物件補償は41件であり、一部区間で工事に着手している。

(単位：千円)

年 度	事業費	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
H 7	34,000	17,000	17,000		
8	522,500	261,250	260,500		750
9	222,000	111,000	111,000		
10	210,000	105,000	80,000		25,000
11	100,000	50,000	50,000		
合計	1,088,500	544,250	518,500		25,750

(6) 甲子園段上線

事業区間 段上区画整理界～仁川口橋間 延長214 m 幅員16.5～17 m

平成12年3月末までの用地買収は一里山町外で16件(1,354.35㎡、買収率49%)、物件補償は15件である。

一部区間で工事に着手しており、段上町6丁目以南は土地区画整理事業により整備中である。

(単位：千円)

年 度	事業費	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
H8	27,200	13,600			13,600
9	227,800	113,900	110,000		3,900
10	362,000	181,000	151,500	23,600	5,900
11	228,000	114,000	78,000	29,600	6,400
合計	845,000	422,500	339,500	53,200	29,800

(7) 山手線

事業区間 神園町～新甲陽町間 延長810m 幅員17～18m

事業着手に向けて各種調査を行うとともに、地元との協議に努めている。

(単位：千円)

年 度	事業費	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
H9	60,000	30,000	30,000		
10	1,000	500	500		
11	49,000	24,500	7,500		17,000
合計	110,000	55,000	38,000		17,000

(8) 市役所前線

事業区間 国道171号～上広田橋間 延長1,080m 幅員15～26m

平成12年3月末までの用地買収は柳本町外で5件(1,129.67㎡、買収率14%)、物件補償は4件であり、一部区間で工事に着手している。

(単位：千円)

年 度	事業費	国庫補助金	起 債	その他	一般財源
H9	53,000	26,500	15,000		11,500
10	132,000	66,000	58,000		8,000
11	400,000	200,000	200,000		
合計	585,000	292,500	273,000		19,500

「山手幹線の整備によせて」

道路建設課係長 北田 正広

山手幹線は阪神間を東西に結ぶ幹線道路です。西宮市では、長年にわたり住宅地の中を通る区間の整備が大きく遅れていましたが、震災を契機に状況は一変します。震災復興の目玉事業として、全線開通に向け、未整備区間全部で一気に事業を進めることになったのです。私が山手幹線の整備に携わることになった平成8年には、用地買収が終わった区間から、順次工事に着手する予定となっていました。

このうち、国道171号以西の分銅町・寿町工区では、震災前から分銅町で事業に着手していたことから、最も早く用地買収が進み、平成8年夏、両町各々100mずつの区間で、いよいよ工事に打ち掛かる運びとなりました。

ところがその矢先、やや性急な事業の進め方に、地元自治会から「事業の説明が不十分だ。工事を一時止めて住民との話し合いをしてほしい。」との声があがりました。順調に進むかに見えた工区での思わぬ急ブレ

ーキ。他工区への影響も懸念されました。

市はここで、地元の意見を柔軟に聞き、住民とともにみちづくりを行う方針を選びます。地元自治会と協議を重ねながら、レンガの色、街路樹の樹種一つにいたるまで、道路整備の内容を双方が協議しながら一歩一歩煮詰めていく手法です。

途中では、自治会の要望と沿道土地所有者との利害がかみ合わず、その調整に走り回ったり、自治会との協議が長引き、予定の工期どおりに工事が進まなかったりと、冷や汗のかきどおしでしたが、最初の工事着手から3年を経た平成11年8月末、国道171号～県道大沢西宮線(建石線)間、約700mの開通をむかえました。

開通前には、山手幹線の道路上で「人と街と路のまつり」が地元自治会主催で開催され、1万人もの市民が参加するなど、みちづくりに対する地元の関心は大変な盛り上がりを見せました。できあがった道路をみ

て、ある住民の方から「きれいなみちができてよかった。これは私たちと市とで一緒につくったみちだね。」と言われたことがとても印象に残っています。

住民参加のみちづくりは「言うは易く行うは難し。」

ですが、震災後5年を経て、山手幹線全線開通のゴールもようやく見えてきました。この道路が災害時に役立つみちとしてだけでなく、多くの人に長く愛されていくことを願っています。

3. 区画道路の整備

市民生活に直結し、日常の生活道路や災害時における避難路として利用される区画道路については、土地区画整理事業等の中で整備を進めている。

また、震災後の住宅再建にあわせて4m未満の道路の拡幅整備を行っている。

年 度	施工件数	施工延長(m)	決算額(千円)
H 7	33	464	33,062
8	47	1,116	53,250
9	51	1,024	58,694
10	47	623	45,885
11	25	424	37,004

「狭あい道路」

狭あい道路拡幅整備制度は、対象道路に接して建築をする際に建築確認申請にあわせて事前協議書を受け、建築主から拡幅部分の用地提供の了承があった場合に、当該拡幅部分の整備工事を市で行う制度です。

土木調査課が災害対策本部の市民対応係から通常業務に戻ったのが平成7年4月で、その時点では狭あい道路事業は一時中断としていましたが5月から受付を再開し私が担当することになりました。

毎日増え続けていく拡幅工事了承の協議書を見ながら、これらの建築工事が竣工し拡幅工事の申し出がされたときに従来のような対応が出来るのかと不安になりました。同時期に多数の物件の竣工が予想され、拡幅工事の工程がとても段取り出来そうになかったからです。また、予算内で整備できる件数に比べて、協議書数が多すぎたため、申し出を受けても拡幅工事が出来ない物件がほとんどになりそうだったからです。震災の影響による建築数が落ち着くまで要綱を適用除外に出来ないかとも思いましたが、一度中断したものを再開している以上そんなことは不可能で、これといった解決策も思いつかず、その間も協議書は増え続けていました。

建築の進捗状況をこちらから確認に行くことなど不可能で、拡幅工事着工可能時期が近づいたら連絡してもらおうよう頼み、整備方法などの詳細は申し出の後で考えるとといった協議書の受取り作業しか出来ませんでした。

そのような状況でしたが、年度途中で予算が底をつ

道路補修課技師（当時土木調査課技師）仲谷 秀一くこともなく、工事の遅延はあったものの何とか対応することが出来ていました。それは、事前協議書を提出に来るのが代理人で、その後の建築工事担当者や建築主に制度内容が伝わっていない場合が多かったらしく、そのため拡幅工事の申し出数が協議書上での工事予定箇所数よりはるかに少なくなったのです。

平成9年には、震災後に拡幅工事了承で協議書提出があったものの拡幅工事が施行できていない物件252件についての現況調査を行いました。建築主が制度そのものを知らなかったのか、それとも市の整備工事を待ちきれなかったのかわかりませんが、拡幅部分に構造物が設置してあり道路としては整備できない物件が半数以上あり、実際の拡幅工事も残り数は68件でした。建築工事の竣工前にこちらから声をかけていけばもっと道路が広がっていたのではと思う反面、拡幅工事対象物件数が減ったことで個人的には少し気が楽になりました。減ったとは言え68件の数を、通常の申請分と合わせて一気に整備できるめどは全く立たず、新しく申し出のあった現場を施行する際、近くのやり残り箇所と一緒に整備し少しずつやり残り箇所を減らしていくしかありません。

本来なら、震災復興に伴う建築件数の増加は狭あい道路を一気に解消する機会だったはずなのに、十分な態勢で臨むことができず、多くのやり残りしと整備不可能な現場が生じる結果となってしまい、残念に思っています。

4. 鉄道の高架化（県事業による阪神本線（甲子園～武庫川）連続立体交差事業の推進）

都市計画道路小曾根線などとの平面交差を解消し、南北の円滑な道路交通を確保し、分断されている地域の一体的な市街地形成を図るため、甲子園以西の事業に引き続き以東の事業化を促進する。

平成8年と9年に県が中心となって実施した連続立体交差化に向けた公共調査の結果をもとに平成10年度に沿線の住民を対象に第1回の地元説明を行った。

平成12年度には、新規着工準備箇所として採択され、平成12年4月に第2回説明会を行っており、11月より測量などの調査を行っている。

3 節 港湾の整備

* 港湾の被災状況

施 設	被 災 状 況
港 湾 施 設	第一線防波堤である西宮防波堤のほか、西宮内防波堤、新西宮ヨットハーバー防波堤で、堤下が沈下した。また、個々のケーソンが移動し、法線のズレやケーソンの傾きが生じた。その他の岸壁・物揚場もケーソンが海側へ押し出され、傾斜、沈下し、ケーソン背面のエプロンが陥没した。鳴尾地区の-10m岸壁は耐震強化岸壁であったため、軽微な被害ですんだ。
臨 港 道 路	橋梁部において、上部工の側方変位、沓の破損及び下部工のせん断破壊が見うけられた。道路部の被災延長は約7kmに及び、街渠構造物の不等沈下、浮き上がりによる排水不良や舗装面のクラックが生じた。
海岸保全施設	護岸・堤防において本体の滑動、沈下、傾斜と背後の水叩きと舗装の破損、陥没が生じた。

1 細節 災害時の緊急輸送路の確保とウォーターフロントを活用したまちづくり

計画

市民の憩いと交流の場となるウォーターフロントの活用や災害時の緊急輸送路の確保、あるいは市街地の円滑な復興を強力に推進するため、必要な取組みを国、県等に要望していく。

市街地の円滑な復興や災害時の緊急輸送路の確保を推進するとともに、市民の憩いと交流の場となるウォーターフロントの活用を図っていくため、必要な取組みを国、県等に要望した。

1. 防潮堤、西宮大橋等港湾機能の早期回復

大きな被害を受けた臨海部の防潮堤や海岸保全施設等の復旧は港湾管理者である県の対応により平成9年度までに全て完了した。特に当初復旧工事に2年が必要といわれた西宮大橋は、震災から11カ月を経た平成7年12月に暫定的に供用開始され、平成8年5月には耐震補強をして完全復旧した。

2. 西宮埋立地、甲子園埋立地での耐震強化岸壁の整備

鳴尾浜で効果を発揮した耐震岸壁が西宮浜及び甲子園浜で重点的に整備された。

3. 都市開発用地等の確保（鳴尾地区船溜りの埋立）

卸売市場の移転用地として県企業庁によって進められてきた鳴尾船溜りの埋立工事が平成9年11月に竣工した。しかし、卸売市場の移転が困難となったため、本市は平成11年に土地購入を断念し、県は企業用地として平成12年3月より土地分譲の公募を開始している。

4. 広域防災拠点整備の促進（西宮沖地区埋立計画の促進）

（2部2章1節 参照）

4節 水と緑のまちづくり

*公園の被災状況

被災状況		復旧状況
樋之池公園、毘沙門公園、西田公園、津門中央公園などで地盤沈下、陥没亀裂により園路、階段等が被害を受けた。鳴尾浜臨海公園などの海岸部埋立造成地では液状化現象が加わり、野球場、テニスコートが被害を受けたほか、豊楽公園、高座北公園などでは地滑りが生じた。	H7	樋之池公園外、15公園の復旧工事を完了した。工事件数は59件に及んだ。 豊楽公園、高塚公園、高座北公園では擁壁等の修復だけでなく、地滑り防止のための抑止杭の設置を要した。
	8	7年度から引続き高座北公園外、4公園の復旧工事を完了した。工事件数は7件であった。

災害復旧工事

(単位：千円)

事業費	国庫補助金	起債	一般財源
460,926	321,783	99,200	39,943

1 細節 水と緑のネットワークの強化

計画

平時には市民の憩いの場として、災害時には市民の避難場所であり、被害を防止、軽減するゾーンとして、公園、緑地や緑豊かな水辺のネットワーク化を進める。

1. 緑地軸の形成

市の中央部を流れる御手洗川、東川を防災緑地軸として防災拠点ネットワークの中心とし、緑地軸上に防災拠点となる西宮中央運動公園と津門中央公園を配置して、災害に強い防災ラインとする計画である。

平成8～10年度に津門中央公園を整備したほか、情報拠点（市役所・警察署など）周辺の整備として平成10年度に六湛寺公園、用海線（国道2号～阪神電鉄本線）を、平成11年度に神明公園・神明緑地を整備し、平成12年度には中須佐公園の拡張を行った。

今後、阪神本線連続立体交差事業（甲子園駅以西）の完成を待って六湛寺公園の未整備区域の整備を進める。

2. 県立広域防災拠点公園の誘致

（2部2章1節 参照）

3. 地域防災公園の整備（津門中央公園）

平時には市民の憩いの場となり、災害時には市民の一時避難場所として利用できる防災公園等として、津門中央公園の整備を行った。

昭和21年に都市計画決定（平成10年3月末都市計画決定面積4.4ha）されている。平成8年度に酒蔵通りと国道43号との間の用地買収を行うとともに、南部地域の地域防災拠点として、避難所等に輸送する物資の集配拠点や一時避難の場として整備を行った。また、河川散策路として、平成9年度は酒蔵通り以南の東川と津門川沿いを、平成10年度は国道43号と酒蔵通り間の津門川沿いの整備を行った。今後は、防災センター機能を有する公園センターの整備を図る。

整備状況

年度	整備概要
H8	・用地買収 24,862.4㎡ ・多目的広場、非常時対応型トイレ、井戸、ソーラー発電設備 耐震性貯水槽（200t）、休憩所等
9	・休憩所、河川散策路等
10	・河川散策路

（単位：千円）

年度	事業費	国庫補助	起債	一般財源
H8	7,836,468	2,670,000	5,100,000	66,468
9	156,372	50,000	54,400	51,972
10	61,050	10,000	7,500	43,550
計	8,053,890	2,730,000	5,161,900	161,990

4. コミュニティ防災公園の整備等

(1) コミュニティ防災公園

震災時の一時的避難地や初期消火活動基地を住民の身近に配置し、安全な避難やきめ細かな救援活動を可能とするためコミュニティ防災公園の整備を図る。今後、高木公園（面積1.0ha）の整備を進める。

整備状況

年度	種別	概要	備考
H7	用地買収	西田公園	870.32㎡
8	施設整備	西田公園	0.1 ha（整備面積）
10	〃	六湛寺公園	0.46ha（〃）
11	〃	森具公園	0.53ha（〃）

（単位：千円）

年度	事業費	国庫補助	起債	一般財源
H7	441,000	147,000	294,000	
8	32,000	16,000	16,000	
10	134,189	63,000	47,200	23,989
11	91,480	45,000	45,000	1,480
計	698,669	271,000	402,200	25,469

(2) グリーンオアシス緊急整備事業

グリーンオアシス緊急整備事業は震災を契機に制度化されたもので、広域避難地の避難圏域内の災害に対する安全性を確保すべき地域において、用地の買収等による多様な緑地の整備を行うものである。

なお、グリーンオアシス緊急整備事業の事業期間は、現在のところ平成12年度までとされ、平成10年度より対象事業の1カ所あたり面積が500㎡以上から300㎡以上に緩和されている。

平成12年度には、東甲子園公園、苦楽園5番町の施設整備を行う。

整備状況

年度	種別	概要	備考
H7	用地買収	中島町	577.56㎡
		若草町	486.31㎡
8	用地買収	上中市1丁目	784.64㎡
		大屋町	629.48㎡
		広田町	921.62㎡
		神園町	1,821.02㎡
		奥畑（震災記念碑公園）	2,424.00㎡
9	施設整備	上中市1丁目・大屋町・広田町	
10	用地買収	広田山公園	538.00㎡
		大畑公園（拡張）	201.69㎡
		苦楽園5番町	873.00㎡
	施設設備	神園町・大畑公園	
11	用地買収	苦楽園5番町	478.14㎡
	施設整備	中島町、若草町	

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助	起債	一般財源
H7	1,037,109	158,000	873,400	5,709
8	2,247,000	749,000	1,498,000	
9	49,520	24,000	20,500	5,020
10	545,709	159,000	223,500	163,209
11	190,028	47,000	63,000	80,028
12	67,656	10,000		57,656
計	4,137,022	1,147,000	2,678,400	311,622

5. 震災記念碑公園の建設

震災の教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災犠牲者の慰霊の場として、奥畑に公園と追悼之碑を整備した。犠牲者1,146人の遺族に文書照会し、刻名希望のあった1,081人を追悼の碑に刻名している。公園面積は4,932㎡(水道局用地の買収2,424.0㎡、借地2,508.0㎡)、芝生広場、多目的広場、板石舗装、藤棚、便所、植栽があるほか、犠牲者追悼之碑(高さ約3m、長さ約8m)と碑文、震災記録、震災陶板写真が設置されている。

平成10年1月17日(土)、阪神・淡路大震災犠牲者追悼之碑の除幕及び追悼式を執り行なった。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助	起債	一般財源
H9	168,362	60,000	95,500	12,862

6. 親水性のある河川の改修

(1) 仁川

二級河川仁川は、治水目的として平成3年度より都市小河川改修事業により工事に着手した。武庫川から仁川ピクニックセンターへのネットワーク構想により、改修は複断面化とし高水敷を貴重な水辺緑地空間として散策できるようにするとともに、低水敷及び河床は土のままとし、自然石を使用した護岸とするなど、人・生物環境に配慮した多自然型工法による改修を行ってきた。総延長は2,820mである。

(2) 百間樋川

百間樋川は400年の歴史を誇る農業用水路で、水路の一部が土地区画整理事業区域に含まれることから、緑豊かな親水性のある水辺環境として整備し、新たに創造される住環境の中に快適で潤いのある市街地を形成すべく水環境・再生下水道モデル事業として整備している。総延長は約600mである。

(3) 東川(親水公園)

地域住民に開かれた交流の場の提供、うるおいと親しみのある都市環境の創出、誇りと愛着を持ちうる地域の拠点の三つの視点から東川と川沿いの緑地を大きく4つのエリアに区分し、北から水が様々な形態で流れるといった、自然味あふれるソフトなデザインから都会的、人工的なハードなデザインへと展開させ、質の高い親水空間を創出するよう公園整備を行った。総延長は約700m、総面積は約163,000㎡である。

「震災犠牲者追悼之碑を振り返って」

消費生活課課長補佐(当時企画調整課課長補佐) 内山 俊朗

全国各地から駆けつけた1,800人もの遺族の参列の下、幸いにして好天に恵まれ、真新しい公園で序幕・追悼式が厳かに催された。追悼之碑の前では、供花を手向ける人、その場で泣き崩れる人、碑の氏名を摩す

る人など様々な光景が見られた。

「震災記念碑公園」並びに「震災犠牲者追悼之碑」の整備にあたっては、庁内検討委員会が設置され、場所の選定、設計などの検討が重ねられた。犠牲者の大が

かりな刻銘碑は全国的にも少なく、また、他の被災都市に先駆けた計画であった。

私は事務局として、専ら犠牲者の刻銘事務を担当することとなり、犠牲者1,146人の遺族に刻銘の意向を確認する文書照会からスタートした。遺族は全国各地に離散し、転居先不明の遺族もあり、回答を得る作業は難航を極めたが、謝辞が添えられた回答書に大いに勇気づけられた。震災の爪痕の残る住居や仮設住宅で直接、遺族と話をすることもあった。

幸運にも全遺族から回答を頂戴し、大部分の遺族が刻銘を希望された。文字に誤りがないよう、刻銘の氏名には細心の注意を払い、疑わしい文字は、可能な限り、遺族に再照会することとした。

複雑な胸中から刻銘を一旦辞退したものの、後に刻銘を希望する遺族を想定し、追悼之碑には追加刻銘で

きるスペースを設けている。

追悼之碑は、世帯の50音順に、複数の犠牲者を出した世帯は遺族が希望した順序で刻銘している。“孫を中央にして、温かく取り囲んだ祖父母”“母と一体となり隣に刻まれた胎児八カ月”など、一見整然と並んでいる碑の氏名には生前の生活が深く刻み込まれている。

震災直前の福祉事務所に在籍していた時に、通所施設の相談を受けていた知的障害児は、震災で母を失い孤児となり、本人も両下肢を切断し、施設入所を余儀なくされた。彼も追悼式では、叔父と施設職員に連れられ車椅子で参列していた。

私にとっても生涯決して忘れることができない震災犠牲者追悼之碑が、未永く遺族と市民に見守られ、震災で得た多くの教訓が後世に受け継がれることを願っております。



2 細節 花と緑のまちづくり

1. 地域と防災公園を結ぶ避難路の緑化

災害時の避難路となる幹線道路沿いに、路線ごとに特色ある樹種を選定し、植樹している。

年度	路線名	樹種
H8	山手幹線（分銅町） 今津東線（今津西浜町）	ベニバナトチノキ クス・プラタナス
9	鳴尾御影東線（津門呉羽町） 今津西線（能登町）	ナンキンハゼ・サルスベリ セイヨウボダイジュ・クロガネモチ
10	山手幹線（分銅町、寿町）	ベニバナトチノキ・サトザクラ
11	山手幹線（寿町、松並町）	サトザクラ・ケヤキ

2. 市民、事業者、市が役割分担して進める都市緑化

(1) 生垣助成事業

緑豊かなまちなみと災害に強い安全なまちづくりを進めるため、公道に面する場所に生垣を設置する場合に助成金を交付し、緑化を推進する制度で、昭和62年度より施行されているが、震災を機に平成7年10月に要件を緩和した（平成12年4月に震災前の要件に戻した）。

交付状況

年度	申請件数	助成延長
H 7	125件	1,317.0m
8	229	2,316.0
9	151	1,462.0
10	80	757.0
11	89	789.2

(2) 宅地内緑化助成

倒壊家屋解体時に庭木も処分されることが多くあることから、生産樹木を活用して民有宅地に支給し、都市緑化に寄与する制度で、平成8年度から施行されている。

実施状況

年度	申込件数	高木	中木	低木
H 8	481件	335本	434本	4,303本
9	200	123	175	935
10	209	81	166	945
11	165	100	68	555

(3) 寄贈樹木の配布

市民より寄付の申し入れのあった樹木について、公共施設などの緑化に活用するほか、被災した民有宅地にも配布する制度で、平成8年度から施行している。

実施状況

年 度	申込件数	配布本数
H 8	226件	63本
9	87	64
10	100	49
11	122	64

(4) 花と緑のまちづくり事業

①花と緑のコミュニティづくり事業

地域コミュニティづくりの一環として、住民自らの手で花や緑のあるまちづくりを進めるため、地域緑化活動に対して緑化基金から助成する制度で、昭和62年7月から施行している。

実施状況

年 度	支給数量	地域緑化活動団体
H 9	45,160株	25団体
10	57,800	35
11	62,970	38

②花と緑のまちづくりリーダーの任命

花と緑のまちづくりをより一層推進するため、行政と地域住民との連携を保ち地域緑化活動の実践リーダー（指導者）を選任する。

実施状況

期 別	任 命	人 数
第1期	平成10年4月	55名
2	平成11年3月	32
3	平成12年3月	37

③花と緑のまちづくりワークショップ

地域住民の主体的な参加による緑化活動を進めるため、地域住民と共に緑化の取り組みや組織づくりなどの検討作業（ワークショップ）を行い、緑化啓発を図っている。

実施状況

年 度	箇所数
H 9	2 地域
10	2
11	3

3 細節 緑地の保全

1. 自然緑地

六甲山系をはじめとする山間部の自然緑地については、国立公園区域、風致地区、近郊緑地保全区域として引き続き保全に努めるほか、「都市緑地保全法」による緑地保全地区の指定拡大について検討を行う。

また、南部地域の市街地に隣接する山麓一帯の自然緑地については砂防事業と合わせて緑地の保全と育成を図る六甲山系グリーンベルト整備事業を促進する。平成10年7月に、苦楽園地区と生瀬地区において「防砂の施設」「緑地保全地区」として都市計画決定しており、既に一部地区で用地買収が進められている。

一団の緑地でレクリエーションなどの活用が可能な場所については「都市緑地保全法」に基づく市民緑地制度による保全を図ることとしており、仁川ピクニックセンターの約32haについて、平成12年3月に土地所有者と市民緑地契約を締結し、市民に公開している。

2. 生産緑地

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等のうち、都市環境の保全に役立ち、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを、都市計画で定めるものである。

阪神・淡路大震災により、農地の有する避難地機能や延焼遮断機能等の緑地機能が再認識され、防災の観点から緑地計画を見直す必要が生じたことから、平成7年12月5日、生産緑地の追加を主要内容とする都市計画の変更を行った。

平成12年3月末現在、402地区、83.17haが指定されている。

4 細節 墓地の被災状況

墓地の被災状況は次のとおりである。

墓地名	墓域数	被害墓域数 被害率(%)	墓域移転数	被災状況
満池谷墓地	9,182	6,809 (74.1)	577	香花売場1軒損傷、擁壁倒壊、 墓所の基盤陥没、参道損壊
甲山墓園	4,321	661 (15.2)	8	墓所の地盤損傷、参道損壊
白水峡公園墓地	6,344	2,197 (34.6)	175	擁壁倒壊、墓所の基盤陥没、 参道損壊
上鳴尾墓地	658	309 (46.9)	0	四阿損壊
上田墓地	324	324 (100.0)	324	墓地全体の液状化現象、四阿 損壊
中津墓地	281	66 (23.4)	0	四阿損壊
合 計	21,110	10,366 (49.1)	1,084	

震災後、墓地の被災状況の調査を行った。平成7年度からは、災害復旧実施設計、墓石等仮移転工事、擁壁、参道、側溝等の復旧工事および香花売場、四阿等の復旧工事を行った。そして平成8年度には、前年度に引き続き墓石等の仮移転工事、擁壁、参道、側溝等の復旧工事および墓地の整地工事等を行い、平成9年3月復旧工事は完了した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
H7	393,257		355,500		37,757
8	317,028		294,200	22,828	
計	710,285		649,700	22,828	37,757

5 節 河川・下水道

* 河川・下水道の被災状況

	被災状況	年度	復旧状況
河川	御手洗川、中新田川、森具川の護岸破損	H6	被災箇所のおう積、鋼矢板による応急復旧工事を施行した。
		H7	順次災害箇所の査定を受け実施設計の後、工事に着手し、森具川を除き復旧工事が完了した。
		H8	H7年度から着手していた森具川の工事も平成8年8月完了し、河川の災害復旧は完了した。
下水道	下水処理場 3カ所 ポンプ場 11カ所 下水管渠、水路 38 km	H6 { 8	当初被害調査に時間を要し、工事は平成7年度から開始した。処理場、ポンプ場の復旧では徹底した耐震対策を実施した。特に被害の集中した放流渠や配管廊などの地下埋設物の被災箇所には、地震の衝撃やその後の地盤変位に対応できる伸縮性のある継手を設置した。 下水管渠の復旧では、管路の材質を耐震上有利なものに変更し管渠とマンホールの接続部にも地震の衝撃を吸収できる耐震性向上に努めた。

(単位：千円)

事業費	国庫補助金	起債	その他	一般財源
12,181,529	8,839,748	561,600	1,576,365	1,203,816

1 細節 下水道施設の整備

災害などの非常時に相互に能力が補完できるよう処理場、ポンプ場を連絡する管渠を築造しネットワーク化することとした。平成7～8年度に甲子園中継ポンプ場、西宮幹線連絡管路を建設し、枝川浄化センターと甲子園浜浄化センターとの連絡管路とした。平成9年度から枝川浄化センターと鳴尾浜浄化センターとの連絡管路の整備を図っている。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	起債	一般財源
H 8	211,000	103,000	95,390	12,610
9	32,004		30,403	1,601
10	107,793		102,403	5,390
計	350,797	103,000	228,196	19,601

「下水道の復旧活動」

1. 下水道災害復旧本部の設置

1月18日、下水道災害復旧本部は枝川浄化センターに設置された。当初は下水道部の職員のほとんどが災害対策本部の下で人命救助活動に配置されていたため、少数での緊急調査や緊急措置を行うスタートとなった。

2. 体制づくり

下水道災害復旧本部の組織は本部の下に調査、応急復旧、設計の3セクションと14の班が置かれ、各セクションの作業量に応じ人員を調整しながら『今は何が最優先するのか』を念頭に置き、復旧作業を進めていくことになる。

3. 被災状況調査

道路などの土木構造物と違い、下水道施設のほとんどが地上から見えないため、その被災状況の把握が容易でなかった。一次調査が進まなければ、二次調査も進まないし、二次調査が進まなければ復旧はあり得ないとの認識の下に一次調査、二次調査に多くの人員がさかれた。

調査班から上がってくる被災箇所に応急復旧班が現場に走り、設計班は査定準備を進めていった。この作業に当たっては、多くの都市や団体の支援を頂き、その数延べ3,420名にもものぼり、おかげで短期間の内に延長約1,167km、19カ所のポンプ場、処理場等施設の調査を行うことができた。

4. 下水道災害査定

激甚災害指定を受け調査が進む中、2月には都市災害第一次査定が始まった。多くの職員が初めて経験す

下水浄化センター係長 中村 博明

るこの査定は9月の第十八次査定まで続く長丁場となった。

やっとのことで査定設計書が完成し、いざ『実査』現場での説明や査定官とのやりとりで最後は『朱入れ』と査定が進み、その後設計書を持ち帰り修正して翌朝査定官に提出して査定作業は完了する。

午前2時頃まで実査が行われたことや一日中、下水道の中で調査をしたことなど不眠不休の復旧活動が続いた。

下水道災害査定状況 (単位：本・千円)

	管渠	ポンプ場	処理場	合計
査定本数	220	13	19	252
決定額	7,527,947	754,091	2,533,019	10,815,057

5. 振り返ってみて

①復旧マネジメント手法の確立

下水道技術職員の確保から緊急対応→応急復旧→本格復旧と進行する緊急点検調査マニュアル等を作成し、迅速な対応ができるようにする。

②災害対策は被災直後には、緊急かつ重点的な対応がとられるが、時間の経過と共に対策への意識は低下していく傾向にある。今後の下水道の役割も多機能・多様化の傾向にあり、このことを踏まえて施設の高度化として災害に強い下水道システムを構築していく必要がある。

③激務の中、自身が被災者である職員も多かったが休む者もほとんどおらず、整然と復旧活動が行えたのも一刻も早い復旧をとという職員の想いがあったからだと思う。

6 節 水道

* 水道の被災状況

	被災状況	年度	復旧状況	
水道	上水道 (貯水施設) ニテコ池の堤体崩壊、北山貯水池の堤体内のリップラップの一部が崩壊した。 (導水施設) 鯨池浄水場系の導水管が漏水し水路の一部が崩壊、越水浄水場系導水管の鑄鉄管が漏水した。 (送・配水施設) 4カ所の浄水場及び1カ所の配水所において、配水池等にクラックが発生し、場内連絡管の継手部に被害が出た。また、市南部地域において配水管の折損等最大の被害をうけた。 (浄水施設) 越水、鯨池、鳴尾の各浄水場で傾斜管、汚泥掻寄機、薬品注入設備の破損があった。	H6	市内各所の給配水管、ニテコ池等の復旧工事を実施	
		7	北山貯水池、越水浄水場第1配水池配水管等の復旧工事の実施	
		8	ニテコ池等すべての復旧工事完了	
	工業用水道 中新田浄水場の沈殿池、汚泥槽等が破損、また配水管が市南部地域において破損した。	H6	中新田浄水場沈殿池(2池)、汚泥槽復旧完了、配水管漏水修理完了(39カ所)	
	7	中新田浄水場自家発電設備復旧完了		

(単位：千円)

事業費	国庫補助金	市補助金	起債	自己資金
5,144,759	2,684,453	1,027,440	1,057,300	375,566

1 細節 水道施設耐震化計画

震災の経験を生かし「災害に強い施設づくり」「早期復旧が可能な施設づくり」などをめざして平成7年6月に水道施設耐震化指針を策定した。

この指針では、(1) 施設の耐震化 (2) バックアップ機能の強化 (3) 応急給水対策 (4) 復旧対策を定めた。この指針を受け、平成8年3月ハード面の対策について必要な事項をまとめた水道施設耐震化基本計画を策定し、この計画に基づき、平成8年度から水道施設の耐震化工事を行っている。

なお、水道施設耐震化計画は、震災後から平成36年度までの30年間の長期的な計画であるが、その総費用が700億円を上回る見込みであり、通常の維持管理的な工事も含めて考えると、年間の工事費は水道局の経営に多大な影響をあたえるものとなっている。

この計画の実施にあたっては、施行順位や工法についてさらに詳細な検討を加え、より効率的な整備を図ることにより21世紀に対応できる施設の再構築を図っていく。また、このような施設の耐震化及びバックアップ機能の強化等ハード面の対策とともに、地震時対応体制の確立等ソフト面の対策の両面について同時展開を進めていく。

1. 上水道

(1) 基幹管路耐震化工事

市内各所において配水管を布設した。

配水管の布設状況

年度	施工場所	管種	口径 (mm)	延長 (m)
H 8	松ヶ丘町、深谷町、殿山町、城山町	S II	200	601.3
			150	51.7
9	中須佐町、桜谷町	S II	350	200.0
			150	79.5
10	中殿町	S II	350	214.0
11	室川町	S II	350	280.0

(2) 緊急時給水拠点確保事業

緊急時給水拠点として、平成15年度までに計8基の緊急貯水槽を設置する。

なお、消防局及び建設局と連携して、平成7年度から平成9年度までに飲料水兼用の耐震性貯水槽を3基設置している。

緊急貯水槽の設置状況

年度	設置数 (基)	設置場所	容量 (m ³)
S 60	1	西宮東高校	100
H 9	1	夙川小学校	60
10	1	森具公園	60
11	1	上ヶ原南小学校	60
12	1	甲陵中学校	60

また、緊急貯水槽の代替施設として緊急時給水拠点となる配水槽に、付近住民への応急給水に対応できるように、緊急遮断弁や非常用給水設備を設置した。

緊急遮断弁の設置状況

年度	設置場所
H10	苦楽園高区配水池
11	北山浄水場配水池
12	苦楽園中区配水池

(3) 拠点施設の耐震化事業

平成9年度に越水浄水場ほか18カ所において土木構造物の耐震化調査、建築構造物の耐震化調査及び丸山ダム堤体耐震化調査を実施した。

平成11年度においても浄水場、配水池等の土木構造物11施設、管理棟等の建築構造物3施設の耐震化二次診断を実施した。

(4) 緊急時運搬給水拠点の設備

浄水場等の配水池に給水タンク車等への給水を円滑に行うことができるよう非常用給水設備を設置した。

非常用給水設備の設置状況

年度	設置場所
H9	越水浄水場、丸山浄水場
10	北山浄水場、鯨池浄水場、鳴尾浄水場、東山台配水所

上水道

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	市補助金	起債	自己資金
H8	48,776	12,450	1,484	26,000	8,842
9	126,582	25,400	525	57,800	42,857
10	132,917	27,110		55,200	50,607
11	176,510	32,463	472	69,100	74,475
12	91,800	22,490		55,030	14,280
合計	576,585	119,913	2,481	263,130	191,061

2. 工業用水道

国の補助事業の採択を受け、10カ年計画で平成8年度から中新田浄水場の配水ポンプ設備更新工事等浄配水施設の改良工事や配水管の耐震化工事を順次実施している。

「地震と水道施設」

地震とは、いったい何であろうか。

この問いに以前は字のごとく地面を震動させることという概念でしか捉えていなかったが、阪神大震災を経験し、人が営々と築いてきた絆や、物質的な財産、そして尊い人命を一瞬にして奪ってしまう情け容赦ない悪魔かもしれないと、考えるようになった。今まで特に災害の少なかった住み良い阪神地区であったから尚更のことだったかもしれない。

水道施設においても例外ではなかった。貯水池及びダム施設の崩壊、浄水場施設の損壊そして、最も市民生活に必要な不可欠な管路施設（特に給水管）に甚大な被害を受けた。

ところで、水道施設が被害を受けることとは、どう

水道局計画課課長補佐 前田 雅己

ということであろう。すなわち「断水」であり、水が出なくなることで、蛇口をひねれば水が出るという常識がそうでない状態になることである。人が日常生活する上で最も重要なライフラインが水道であることを自覚するのはこの非常時である。

また、都市生活をする中で短時間の断水であれば飲料水や雑用水は用意可能であるが、それが長時間となると事情は全く違い、生活用水となる代替物が用意できず、生活できない状況となる。阪神大震災直後、被災都市は、全市で断水となった。

住宅、病院、避難所等、全てである。

当初、水道局職員は、被害状況を調査すると共に病院、避難所に優先的に通水できるように管路の復旧に

務め、一刻も早く全面的な復旧を完了することを切望したが、管路施設の被害が多岐にわたり、その数も膨大であったが為に復旧は、遅々として進まなかった。

短期間で管路施設の復旧を完了するには、局直営と市内業者だけでは自ずと限界があった。

その後、他市からの応援を受けることにより、体系的に復旧を進めることが出来、進捗は飛躍的に早められた。

しかし、共同作業は開始当初から円滑に進まなかった。ソフト面では、体制の異なる者同士が共同作業に従事するため当然、軋轢が生じた。また、ハード面では、情報の不足、施工計画に必要な資料不足、及び、資機材等の不足と十分に整理された上での作業ではなかったことも原因した。

ところが、日が経過するにつれ、お互いが共通の目的を共有していることで、そこから生まれる連帯感が次第に強化され、ハード面も順次補充されていったため、当初のマイナス面が全てプラスに転じた。この早期完全復旧をもたらした陰には、復旧に従事した人たちの絶え間ない努力、熱意、そして使命感が実存していたのだと私は、確信している。

震災後、6年経過した今もなお、強烈に私の脳裏に浮かぶのは、地面に這いつくばり、水を汲んでいる市民の姿、自分のそれを見た悔し涙、そして応援職員の慈愛に満ちた言葉である。

私たちは、震災がもたらした貴重な人との繋がりや体験を大切にし、また、財産として心に刻んでおかなければならない。



7章 行財政運営等

1節 財政状況（復興関連決算）

平成6年度から平成11年度までの一般会計歳出決算総額に占める災害復旧・復興等の震災関連経費の割合は、平成6年度10.7%、平成7年度51.1%、平成8年度40.7%、平成9年度30.9%、平成10年度19.7%、平成11年度15.1%と推移している。

平成7年度をピークに年々割合は低下してきているものの、6カ年の総額は3,863億円に達し、平均でも31.0%と非常に高い割合を占めている。

こうした震災関連経費の財源としては、国庫支出金について一部補助率の嵩上げがなされたものの、大半は借入金である起債に依存せざるを得ず、6カ年の発行額は1,571億円、事業費の約41%に及んでいる。

このため、市債残高は、震災前の平成5年度末の860億円から平成11年度末3,049億円と急増している。これに伴い、公債費及び公債費の歳出総額に占める割合が、平成5年度の90億円5.9%に対し、平成9年度163億円8.3%、平成11年度222億円12.9%と急増しており、今後も増加傾向が続き、平成16年度のピーク時には313億円に達する見込みである。

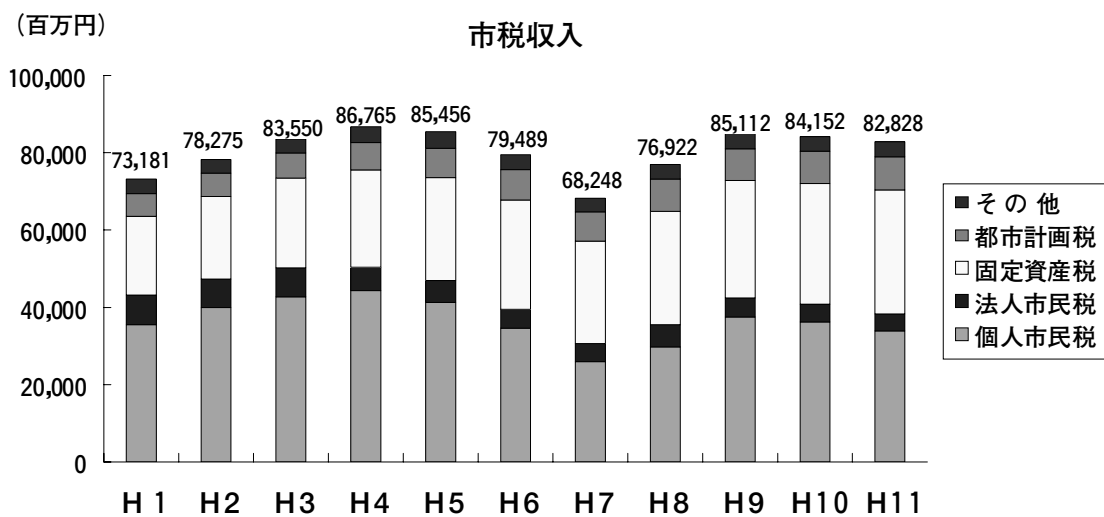
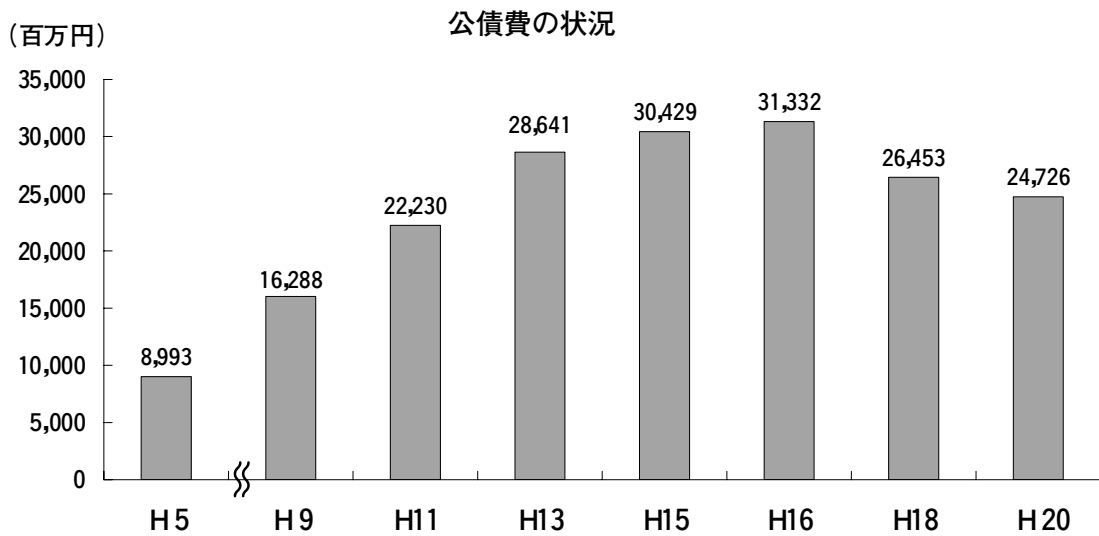
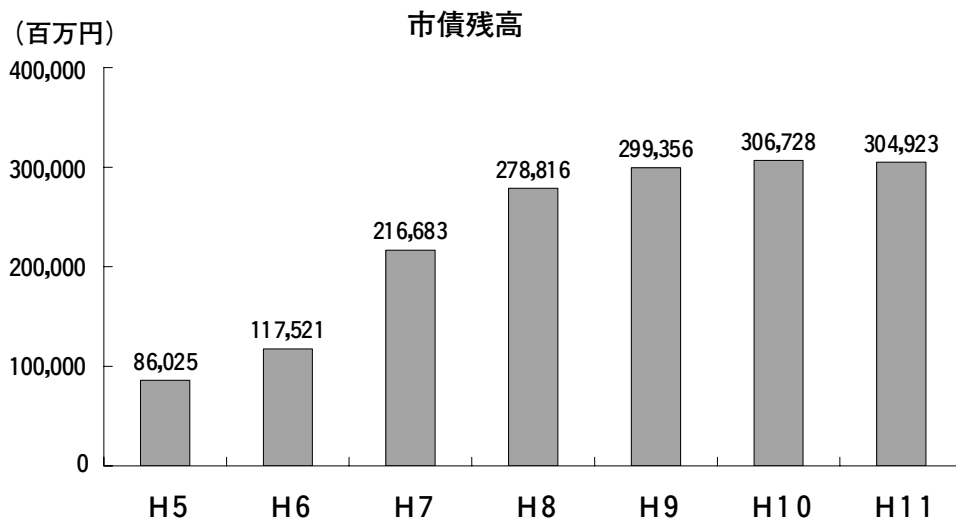
一方、市税収入は平成7年度では682億円と震災前に比べて200億円近い大幅な減収となった。その後、災害減免等の震災影響額の減少に伴い、平成9年度では851億円と震災前の水準までに回復したが、特別減税や長引く景気低迷の影響から平成10年度は、842億円と逡減した。さらに、平成11年度の市税収入は国の恒久的減税の影響により828億円に落ち込んでおり、一方で公債費の増嵩が長期化する中、本市の財政状況は深刻な財源不足に陥ることが予測され、赤字再建団体への転落も危惧される厳しい状況に直面している。

H6～11年度 震災関連経費の執行額

(単位：百万円)

区 分	年 度 区 分						合 計	構成比(%)	備 考	
	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度	H 9 年度	H10年度	H11年度				
災害救助費	9,703	18,283	458	475	815	1,626	31,360	8.1	災害救助 弔慰金 災害援護 資金等	
災害復旧費	6,387	64,348	34,224	9,113	53	30	114,155	29.6		
震災復興費	2,232	65,662	64,040	51,320	33,115	24,388	240,757	62.3		
消費的経費	0	9,066	6,510	5,506	5,351	4,920	31,353	8.1	融資預託金等	
投資的経費	2,232	56,596	57,530	45,814	27,764	19,468	209,404	54.2		
合 計	18,322	148,293	98,722	60,908	33,983	26,044	386,272	100.0		
財 源 内 訳	国庫支出金	3,018	59,729	46,960	25,357	13,728	9,105	157,897	40.9	
	県支出金	3,502	2,362	181	287	880	1,581	8,793	2.3	
	市 債	8,628	71,699	40,241	19,720	9,835	7,020	157,143	40.7	
	その他	81	9,579	6,477	9,428	5,434	4,418	35,417	9.1	
	一般財源	3,093	4,924	4,863	6,116	4,106	3,920	27,022	7.0	
一般会計歳出 決算額	170,787	290,421	242,670	197,228	172,915	172,098	1,246,118			
震災経費/一般 会計決算額(%)	10.7	51.1	40.7	30.9	19.7	15.1	31.0			

(注) 平成6～8年度には、特別会計の災害復旧費を含む。



2 節 行財政改善の取り組み

1. 取り組みの経緯

本市は、震災からの一日も早い市民生活の再建と都市の復興に向け、復興事業を着実かつ早期に推進していくため、厳しい財政状況のもとで緊急対応として、平成8年度から平成10年度までの3カ年にわたり、第1次の行財政改善の取り組みを行った。

これにより当面の財政危機の回避に一定の効果を上げたが、長引く景気の低迷などによる市税収入の伸び悩み、震災復興事業などに係る膨大な起債の償還が長期にわたって続くことなどから、平成11年度以降も大幅な財源不足が見込まれ、このまま推移すると赤字再建団体に陥ることが危惧されたため、引き続きより一層の行財政改善の取り組みが必要となった。

このため、その取り組みの指針として、平成10年12月に「第2次西宮市行財政改善大綱」を策定するとともに、平成11年11月にこれに基づき具体的な実施目標となる「第2次西宮市行財政改善実施計画」を策定し、市の組織を挙げて行財政改善の取り組みを行うこととした。

2. 行財政改善実施計画の概要

項 目	第1次	第2次
計画の期間	平成8年度～10年度の3カ年	平成11年度～15年度の5カ年
主な取り組み内容		
(ア) 人事・組織の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 企画、総務、財政局の3局を企画財政局と総務局の2局に再編、生活経済局を廃止し、市民局、福祉局、環境局に整理統合するなど、組織の再編・整理 希望退職制度の実施 給与水準の適正化 管理職手当、退職手当の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 市長・助役など常勤特別職の給料の減額 普通昇給の時期の延伸による職員給与の抑制 特殊勤務手当の廃止や改定 近接地の出張旅費日当の廃止 職員数を現行職員定数の95%以内に抑制
(イ) 事業・施策の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険給付割合の見直し 敬老祝金の支給内容の見直し 福祉タクシー派遣事業内容の見直し ごみの細分別収集の実施 市税前納報奨金等の交付率の改定 市民年金受給者・医療助成対象者の配偶者及び扶養義務者の所得制限導入 粗大ごみ収集の有料化 	<ul style="list-style-type: none"> 市税と国民健康保険料の前納報奨金の廃止 老人等福祉医療費助成金の見直し 高齢者交通助成金の見直し 団体等に対する補助金の見直し（統合、廃止など） 民間委託の段階的な推進 民間活力の活用（既存公立保育所の民営化の推進など） 使用料・手数料等の定期的な見直し
(ウ) 財政の(効果的)効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> 物件費の節減 使用料・手数料の定期的な見直し 市有地の売却 市税等の滞納対策 繰出し基準の見直し改定 	<ul style="list-style-type: none"> 物件費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費など）の一律削減 臨時職員の賃金総額の抑制 団体等に対する補助金の節減 遊休市有地の売却 市税や市営住宅等家賃、国民健康保険料の滞納対策等

(エ)外郭団体の活用(運営改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業の見直し、内部管理経費の節減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの派遣職員数の年次的な適正化 ・ 物件費などの節減
(オ)公営企業の経営改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央病院事業…時間予約制の導入や一般午後診療の拡充など外来患者サービスの拡充。 肺がんドックや薬剤指導管理業務の実施などによる収益の確保。 ・ 水道事業…検針業務の委託化による職員数の削減。 水道料金の改定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央病院事業…患者給食の充実・改善、医薬材料等の在庫管理の徹底など ・ 水道事業…料金口座振替の促進、漏水防止対策の徹底など

3節 国、県への要望

平成7年4月以降、現在まで政府等関係機関に対する震災復興にかかる要望は32回を数えており、市議会と連携して要望したものが5回、近隣被災市と共同によるものが8回、西宮市単独要望が19回である。他に、阪神広域行政圏協議会が2回の要望を行っている。

要望事項の大きな柱は、(1)抜本的な住宅対策 (2)被災者の生活再建支援策 (3)被災自治体への財政支援措置の3項目を重点に、個別・具体的な事項について要望してきた。その経緯は次のとおりである。

要望年月日	要望主体	要望先機関等
H 7.2.2	西宮市長	内閣総理大臣
H 7.2.2	西宮市長	兵庫県知事
H 7.2.12	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H 7.2.16	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H 7.2.18	西宮市長	厚生大臣・建設大臣
H 7.3.27	西宮市長	建設大臣・自治大臣
H 7.4.7	西宮市長・議長	衆議院議長・政府関係・地元国会議員
H 7.4.13	西宮市長	与党災害復興プロジェクトチーム
H 7.5.12	西宮・芦屋・宝塚市長	兵庫県知事
H 7.5.18	西宮・芦屋・宝塚市長	地震担当大臣・関係閣僚
H 7.7.18	西宮市長	大蔵・自治・建設大臣
H 7.7.27	西宮市長他被災5市長	総理大臣・関係閣僚
H 7.8.17	西宮市長	兵庫県知事
H 7.8.22	阪神広域行政圏協議会会長	建設・自治・厚生・国土庁長官他
H 7.9.13	西宮市長・議長	国土庁長官
H 7.11.17	阪神広域行政圏協議会会長	兵庫県知事
H 7.11.29	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生大臣
H 7.12.16	西宮市長	政府・与党合同調査団
H 8.2.13	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官
H 8.2.18	西宮市長・議長	内閣総理大臣
H 8.2.20	西宮市長・議長	衆議院議長・大蔵・建設・厚生大臣他
H 8.5.20	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官他
H 8.5.31	西宮市長	社民党全国連合震災復興調査団
H 8.6.12	西宮市長	衆議院震災対策特別委員会
H 8.7.18	西宮市長	自民党震災復興調査団
H 8.7.29	西宮市長	衆議院議長
H 8.8.30	西宮市長	兵庫県知事
H 8.9.5	西宮市長	環境庁長官
H 8.10.12	西宮・芦屋・宝塚市長	建設・厚生・大蔵・中小企業庁長官他
H 8.11.28	西宮市長	内閣官房長官・国土庁長官
H 9.3.10	西宮市長	自治大臣
H 9.6.10	西宮市長	自治大臣
H 9.8.5	西宮・芦屋・宝塚市長	自治大臣・大蔵大臣
H 9.11.28	西宮市長・議長	自治・大蔵・建設・厚生・官房長官

要望内容は、震災直後は倒壊家屋処理事業、道路等公共施設復旧事業、応急仮設住宅の大量建設など応急復旧的なものが主であった。しかし、平成7年夏ごろからは災害公営住宅の建設など住宅関連や震災に伴う地方財政対策が多くなった。

平成8年度に入ると住宅困窮者に対する住宅対策、応急仮設住宅から恒久住宅へのスムーズな転居のための対策や被災者の生活支援、そして震災復興事業にかかる地方財政支援措置の外、保健、医療、福祉対策の充実、産業の振興、防災体制の整備など要望の範囲は拡大した。

平成9年度では震災復旧復興事業に対する財政支援が主となり応急仮設住宅から恒久住宅への移行のための支援も引続き要望した。また、被災者の生活再建支援のための公的支援（個人補償）の実現についても粘り強く要望した。このような数多くの幅の広い要望を行った結果、倒壊家屋処理事業では初めて国庫補助対象になり、道路等公共施設の復旧事業での国庫補助率嵩上げも実現した。が、市債償還期間の大幅な延長、特別交付税等による特例的な財政支援については、期待したほどの成果は上っていない。

一方、公的支援制度については、ようやく平成10年5月被災者生活再建支援法として実現することとなった。

第3部 市民の意見等

第3部では、総括にあたって実施したアンケートの結果や、団体懇談会、報道関係者懇談会での提言内容、公募による市民・職員の意見等を紹介している。

西宮市・震災復興に関するアンケート	197
団体懇談会「阪神・淡路大震災をふりかえって」における団体からの提言	227
復興に関する市民・職員の意見	232
報道関係者懇談会での意見	234

西宮市・震災復興に関するアンケート

1. 調査の概要

(1) 調査目的

阪神・淡路大震災から5年を経た平成12年度に、これまでの復興に向けた取り組みの総括を行うにあたって、復興に関する市民・市外居住者（注：市政ニュースを無料送付している市外居住者）の意識を把握するために実施した。

(2) 調査方法

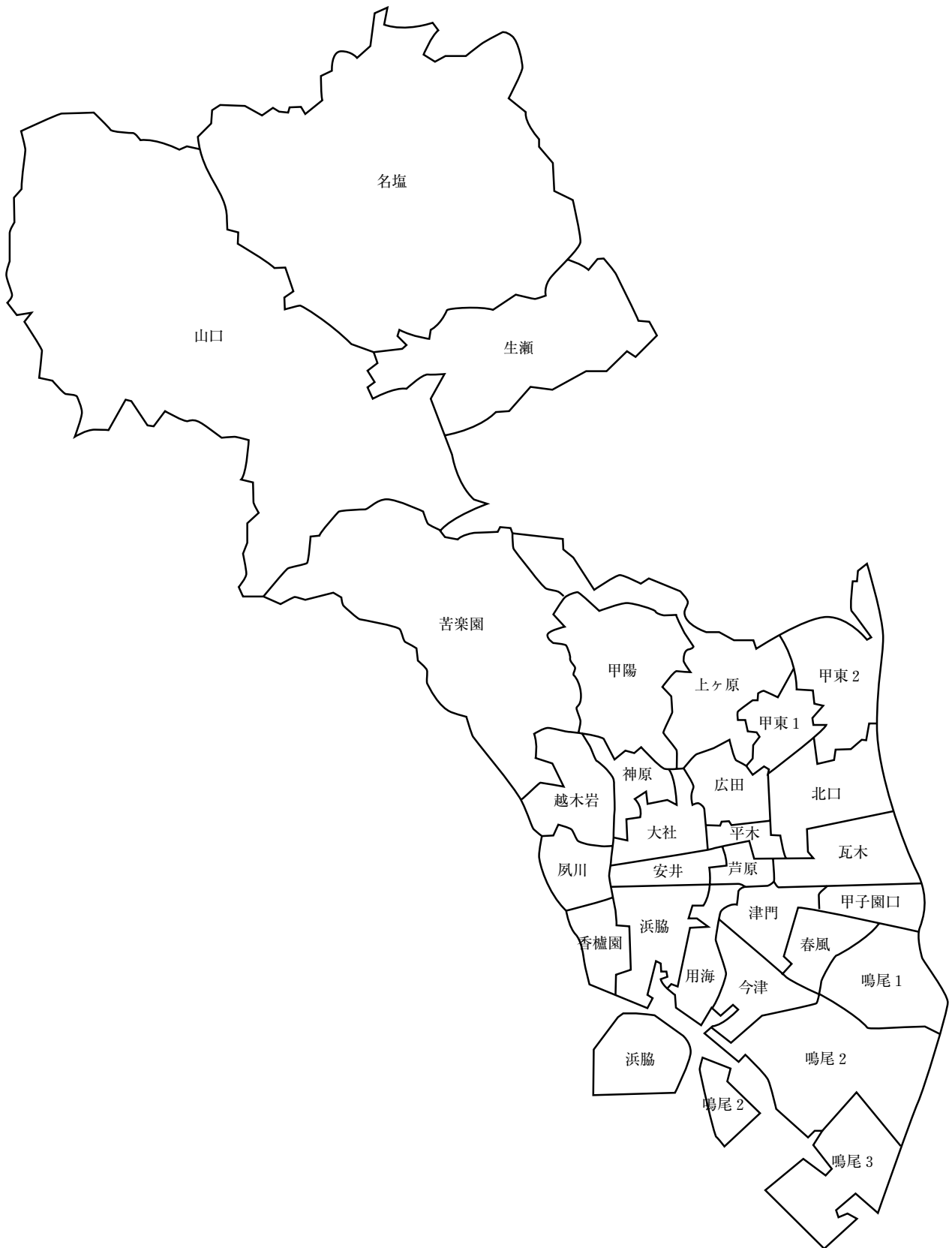
	市内居住者用	市外居住者用（注）
調査地域	市内全域	震災後に市外転出した被災者が現在居住している市町村
調査対象	平成12年4月1日現在の住民基本台帳および外国人登録データに登載されている20歳以上の市民 (震災以降に転入した市民を除く)	市政ニュースを無料で送付している市外居住者（世帯）。
抽出方法	系統的無作為抽出法 (コンピューターによる等間隔抽出)	無作為抽出法
標本数	3,500	1,500
配布・回収方法	郵送法	郵送法
調査期間	平成12年4月20日～5月10日 (4月26日に督促はがきを送付)	平成12年4月20日～5月10日

(注) 市外居住者については、震災後に市外に転出して現在も市外に居住している被災者のうち、市政ニュースを無料で送付している人（世帯）を対象に調査を実施した。

(3) 回収状況

	市内居住者用	市外居住者用
発送数	3,500	1,500
有効回収数	2,155	723
未到達数	20	14
未回収数	1,325	763
有効回収率	61.6%	48.2%

市内地区区分図



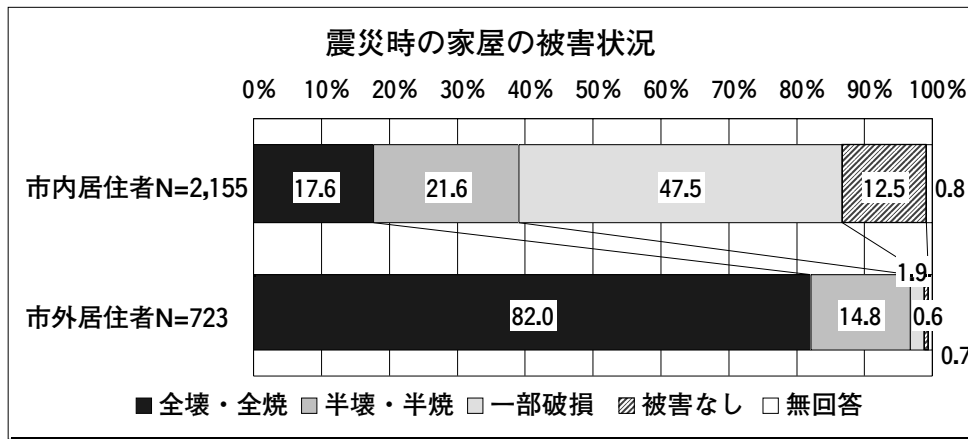
2. 集計結果

※特にことわり書きのない場合、本文・図表中の数字はすべて%

① 震災による被害・避難の状況

市内問 1
市外問 1

震災時のお住まいの被害状況について、あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概要】

- ・市内居住者では、「一部破損」が47.5%とほぼ半数を占める。また「半壊・半焼」が21.6%、「全壊・全焼」が17.6%を占め、「被害なし」と答えた人はわずか12.5%に過ぎない。
- ・市外居住者では、「全壊・全焼」が82.0%と圧倒的多数を占めている。

【属性別】

- ・性・年齢別にみると、市内居住者で30歳代男性や30・40歳代女性を底にして年齢が高くなるほど被害状況は大きくなる傾向にある。
- ・震災時の住居形態別にみると、市内居住者・市外居住者とも『持ち家（一戸建て、長屋建て）』（以下、『持ち家（戸建）』とする）や『民間の賃貸住宅・マンション、間借り』（以下、『民間賃貸住宅』とする）の居住者で「全壊・全焼」など被害状況が大きい。
- ・また市外居住者では、『持ち家（マンションなどの集合住宅）』（以下、『持ち家（マンション）』とする）や『給与住宅（社宅・寮など）』（以下、『給与住宅』とする）の居住者で「半壊・半焼」のものが多い。

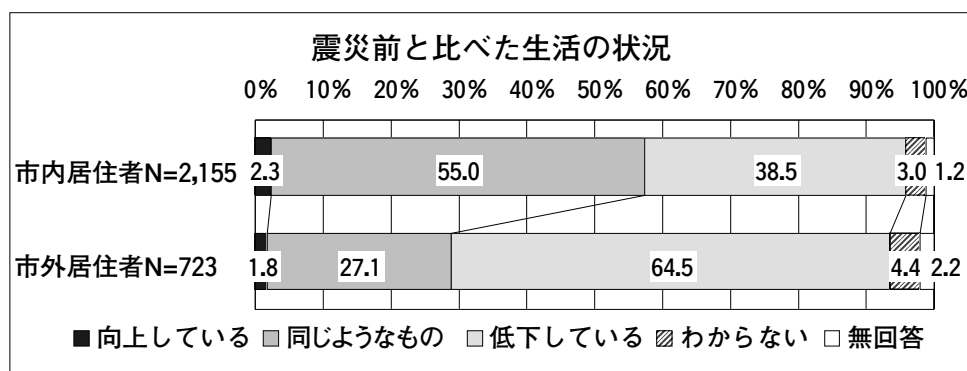
【コミュニティ別】

- ・広田地区を中心に甲東地区から夙川、香櫨園地区にかけての市中心部をななめに横断する形で被害状況が大きくなっている。

② 現在の生活と職業の状況

市内問 2
市外問 2

あなたの世帯の生活は、阪神・淡路大震災前と比べていかがでしょうか。あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概要】

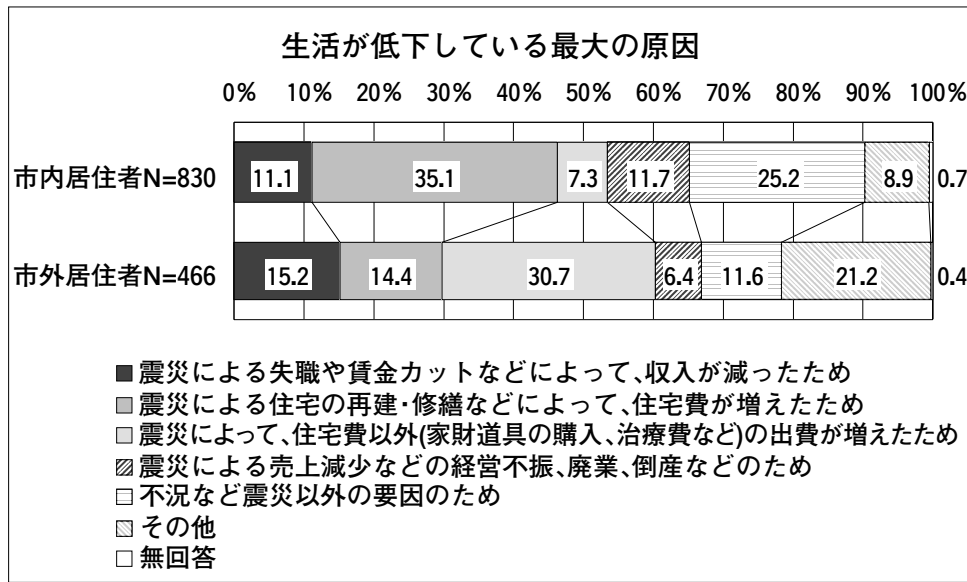
- ・市内居住者では、「同じようなもの」が55.0%と過半数を占め、「低下している」が38.5%でこれに次ぐ。
- ・これに対し、市外居住者では、「低下している」が64.5%と3人に2人の回答者があげており、「同じようなもの」は27.1%にとどまっている。
- ・「向上している」は市内居住者、市外居住者とも極めて少ない。

【属性別】

- ・市内居住者では、自営業の回答者で「低下している」が6割を占めている。また、民間賃貸住宅や公的住宅の入居者も多い。
- ・性・年齢別には男性は60歳代、女性は50歳代をピークに年齢が高くなるほど、被害状況別には全壊・全焼など被害が大きくなるほど、「低下している」という回答が増える。
- ・現在の就業状況別にみると、“震災後に失業し、失業中（求職中）である”回答者の8割が「低下している」と答えている。
- ・市外居住者では、自営業や有業主婦、公的住宅・民間賃貸住宅入居者などで「低下している」が7割以上を占めている。
- ・また、60歳代女性をピークに女性回答者で年齢が高くなるほど、全壊・全焼など被害が大きくなるほど、「低下している」という回答が増える。
- ・現在の就業状況別にみると、“震災後に失業し、失業中（求職中）である”回答者の94.7%が「低下している」と答えているほか、“震災前と違う仕事をしている”人でも7割を占めている。

市内問2付
市外問2付

〈震災前と比べて生活の状況が低下していると答えられた方におたずねします。〉
あなたの世帯の生活が震災前と比べて低下していることの最も大きな原因はどのようなことでしょうか。あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概 要】

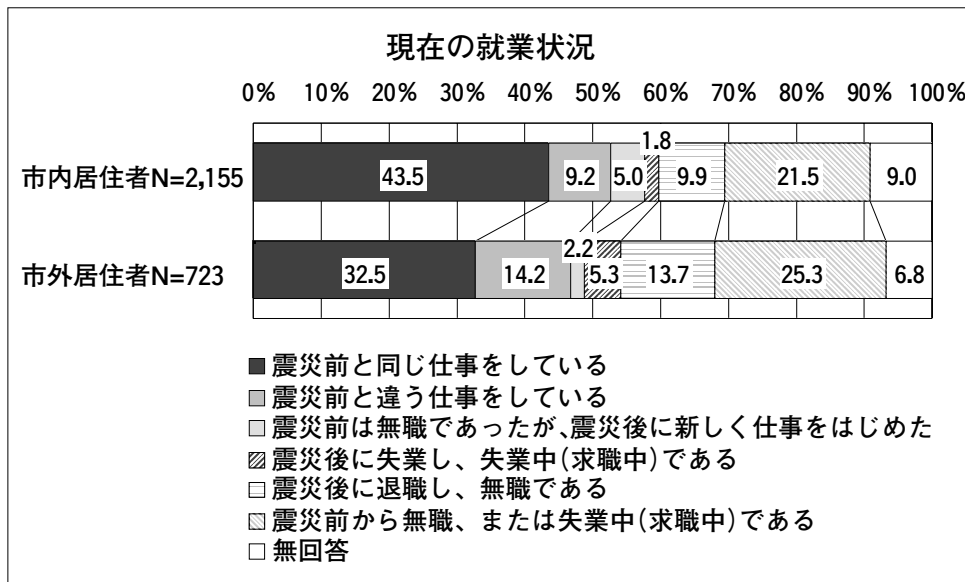
- ・市内居住者では、「震災による住宅の再建・修繕などによって、住宅費が増えたため」が35.1%を占めて最も多く、「不況など震災以外の要因のため」が25.2%でこれに続く。
- ・市外居住者では、「震災によって、住宅費以外（家財道具の購入、治療費など）の出費が増えたため」が30.7%と最上位にあり、続いて「震災による失職や賃金カットなどによって、収入が減ったため」（15.2%）、「震災による住宅の再建・修繕などによって、住宅費が増えたため」（14.4%）の順で多く、「不況など震災以外の要因のため」は11.6%にとどまっている。

【属性別】

- ・市内1位の「震災による住宅の再建・修繕などによって、住宅費が増えたため」は、持ち家（戸建）居住者や全壊・全焼の人で過半数を占めるほか、20歳代や60歳以上の女性、70歳以上の男性、無職その他、半壊・半焼の回答者などで多い。
- ・また自営業従事者の4割が「震災による売上減少などの経営不振、廃業、倒産などのため」を、「震災後に失業し、失業中（求職中）である」人の4割が「震災による失職や賃金カットなどによって、収入が減ったため」をあげている。
- ・市外1位の「震災によって、住宅費以外（家財道具の購入、治療費など）の出費が増えたため」は、30・40歳代の男性や70歳以上の女性、専業主婦、給与住宅・公的住宅・民間賃貸住宅入居者などで多い。

市内問 3
市外問 3

現在のお仕事についておたずねします。あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概要】

- ・市内居住者では、「震災前と同じ仕事をしている」が最も多く、43.5%を占めている。これに「震災前から無職、または失業中(求職中)である」(21.5%)が続く。
- ・市外居住者でも、「震災前と同じ仕事をしている」が最も多くを占めるが32.5%と市内居住者と比べ11ポイント下回っている。これに次いで2位「震災前から無職、または失業中(求職中)である」(25.3%)、3位「震災前と違う仕事をしている」(14.2%)、4位が「震災後に退職し、無職である」(13.7%)の順が多い。
- ・「震災後に失業し、失業中(求職中)である」という回答者は、市内居住者の1.8%、市外居住者の5.3%となっている。

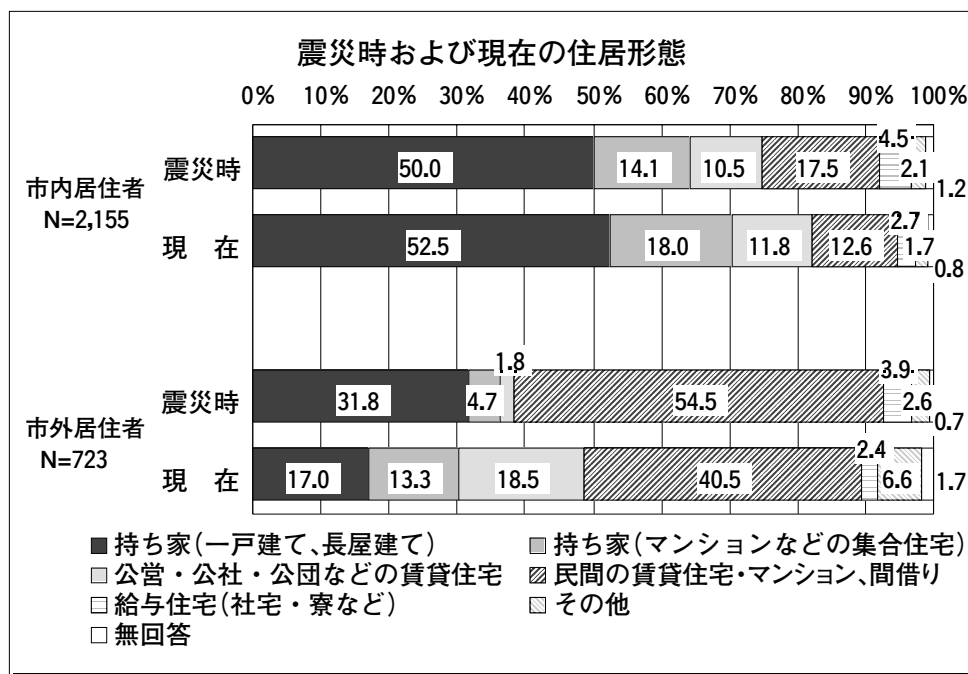
【属性別】

- ・市内1位の「震災前と同じ仕事をしている」と答えた人は、自営業従事者で9割を占めるほか、男性(特に30~50歳代では8割)、給与所得者、有業主婦などで多く、2位の「震災前から無職、または失業中(求職中)である」は70歳以上の男女や専業主婦、無職その他の回答者が多い。
- ・市外1位の「震災前と同じ仕事をしている」と答えた人は、30歳代男性で7割を超えているが、年齢が高くなるほど少なくなる傾向にあり、男性全体では35.8%と市内居住者の57.4%と比べ約22ポイント落ち込んでいる。また、「震災前から無職、または失業中(求職中)である」は市内居住者と傾向は変わらない。

③ 震災による住まいの変化

市内問 4
市外問 4

震災時の（現在の）あなたのお住まいの住居形態について、あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概要】

- ・市内居住者では、「民間の賃貸住宅・マンション、間借り」が震災時より約5ポイント減少し、「持ち家（マンションなどの集合住宅）」や「持ち家（一戸建て、長屋建て）」など持ち家層がその分増加した。
- ・市外居住者では、「持ち家（一戸建て、長屋建て）」と「民間の賃貸住宅・マンション、間借り」がそれぞれ14～15ポイント大幅に減少し、「公営・公社・公団などの賃貸住宅」が約17ポイント、「持ち家（マンションなどの集合住宅）」が約9ポイント増加した。

【属性別】

- ・震災時と現在の住居形態の移動状況を見ると、市内居住者では、震災時の給与住宅居住者の32.6%、民間賃貸住宅居住者の26.2%が「持ち家（一戸建て、長屋建て）」または「持ち家（マンションなどの集合住宅）」をあげており、震災後5年間に持ち家取得がすすんだ様子が見えてくる。
- ・市外居住者でも、震災時の持ち家（マンション）居住者の52.9%、持ち家（戸建）居住者の46.9%が「持ち家（一戸建て、長屋建て）」または「持ち家（マンションなどの集合住宅）」をあげるなど、震災時の持ち家層の半数が市外で持ち家を取得していることになる。また、給与住宅や民間賃貸住宅居住者においても2～3割の回答者が市外で持ち家を取得している。
- ・一方、市外居住者で大幅に増えた「公営・公社・公団などの賃貸住宅」は、震災時に54.5%と過半数を占めていた民間賃貸住宅居住者の2割が移動してきたことが大きく、性・年齢別には60歳以上の男性、70歳以上の女性が多くなっている。

●震災時と現在の住居形態の移動状況（全体=100）

市内居住者 N = 2,155		全 体	現在の住居形態						
			持ち家 (一戸建て、 長屋建て)	持ち家 (マンション などの集合 住宅)	公営・公 社・公団 などの賃 貸住宅	民間の賃 貸住宅・ マンショ ン、間借り	給与住宅 (社宅・寮 など)	その他	無回答
全体		100.0	52.5	18.0	11.8	12.6	2.7	1.7	0.8
震災時の 住居形態	持ち家(一戸建て、 長屋建て)	50.0	-3.2	1.3	0.7	0.8	0.0	0.2	0.1
	持ち家(マンションな どの集合住宅)	14.1	1.2	-1.6	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0
	公営・公社・公団 などの賃貸住宅	10.5	0.4	1.2	-1.7	0.2	0.0	0.0	0.0
	民間の賃貸住宅・ マンション、間借り	17.5	2.8	1.8	1.9	-6.9	0.1	0.2	0.1
	給与住宅 (社宅・寮など)	4.5	0.5	1.0	0.1	0.5	-2.0	0.0	0.0
	その他	2.1	0.4	0.3	0.1	0.1	0.0	-0.9	0.0
	無回答	1.2	0.4	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	-0.7

市外居住者 N = 723		全 体	現在の住居形態						
			持ち家 (一戸建て、 長屋建て)	持ち家 (マンション などの集合 住宅)	公営・公 社・公団 などの賃 貸住宅	民間の賃 貸住宅・ マンショ ン、間借り	給与住宅 (社宅・寮 など)	その他	無回答
全体		100.0	17.0	13.3	18.5	40.5	2.4	6.6	1.7
震災時の 住居形態	持ち家(一戸建て、 長屋建て)	31.8	-22.5	5.7	3.9	9.4	0.4	2.5	0.7
	持ち家(マンションな どの集合住宅)	4.7	0.7	-2.9	0.7	0.7	0.3	0.6	0.0
	公営・公社・公団 などの賃貸住宅	1.8	0.1	0.0	-0.4	0.3	0.0	0.0	0.0
	民間の賃貸住宅・ マンション、間借り	54.5	5.7	5.3	11.1	-26.3	1.1	2.6	0.6
	給与住宅 (社宅・寮など)	3.9	0.7	0.4	1.1	1.0	-3.3	0.1	0.0
	その他	2.6	0.6	0.1	0.3	0.7	0.0	-1.8	0.1
	無回答	0.7	0.0	0.0	0.1	0.3	0.0	0.0	-0.4

※小数点2位以下を四捨五入しているため各数値の合計は一致しない

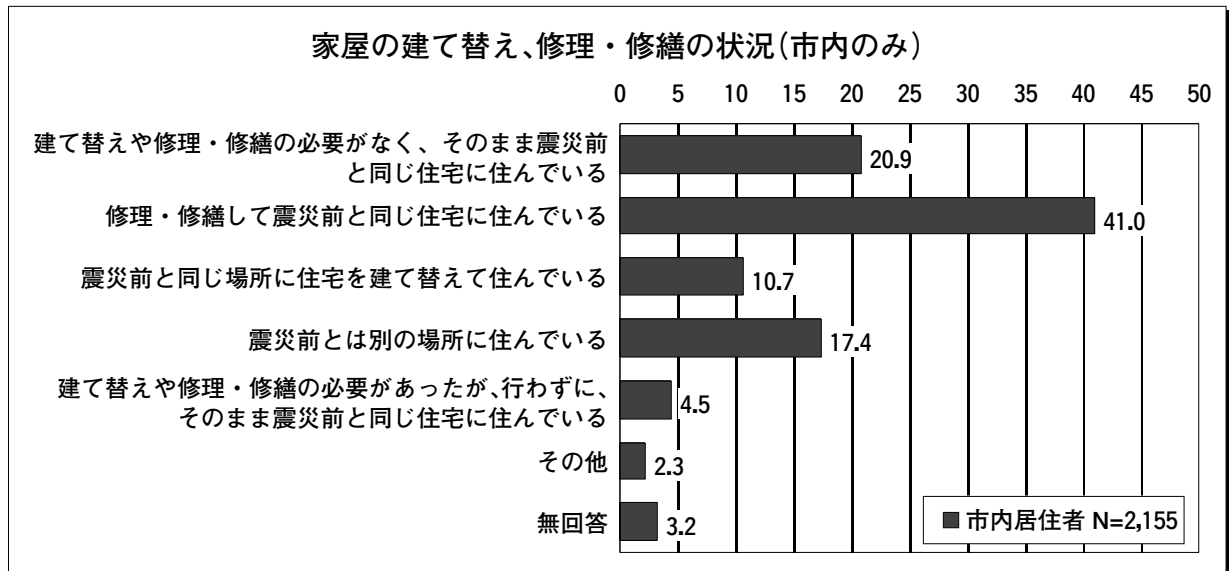
◆表の見方（市内・市外とも共通）

- ・震災時と現在の住居形態別の移動状況をみたもので、表中の数字は回答者全体（市内2,155、市外723）に占める割合を示し、値が大きいほど多くの人があるパターンで住居形態を変えたことを指す。
- ・例えば市外居住者の場合では、持ち家（戸建）の人が震災前に回答者全体の31.8%を占めていたが、そのうちの3分の2にあたる22.5%（全体比）の人が持ち家を離れ、9.4%（同）の人が民間賃貸住宅に、5.7%（同）の人が持ち家（マンション）に、3.9%（同）の人が公的住宅に現在入居していることを示す。

市内問5

—

あなたのお住まいの住宅は、震災で変化しましたか。あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概要】

- ・「修理・修繕して震災前と同じ住宅に住んでいる」が41.0%で最も多く、「建て替えや修理・修繕の必要がなく、そのまま震災前と同じ住宅に住んでいる」が20.9%、「震災前とは別の場所に住んでいる」が17.4%で続く。

【属性別】

- ・被害状況別にみると、「修理・修繕して震災前と同じ住宅に住んでいる」は半壊・半焼の人で66.7%、一部破損の人で50.6%を占めているのに対し、全壊・全焼の人では「震災前と同じ場所に住宅を建て替えて住んでいる」が46.6%、「震災前とは別の場所に住んでいる」が35.0%にのぼる。
- ・震災時の住居形態別にみると、持ち家（マンション）居住者の58.4%、持ち家（戸建）居住者の49.6%が「修理・修繕して震災前と同じ住宅に住んでいる」としているのに対し、公的住宅居住者では「建て替えや修理・修繕の必要がなく、そのまま震災前と同じ住宅に住んでいる」が49.8%を占めている。
- ・また民間賃貸住宅居住者の47.0%が「震災前とは別の場所に住んでいる」と答えている。

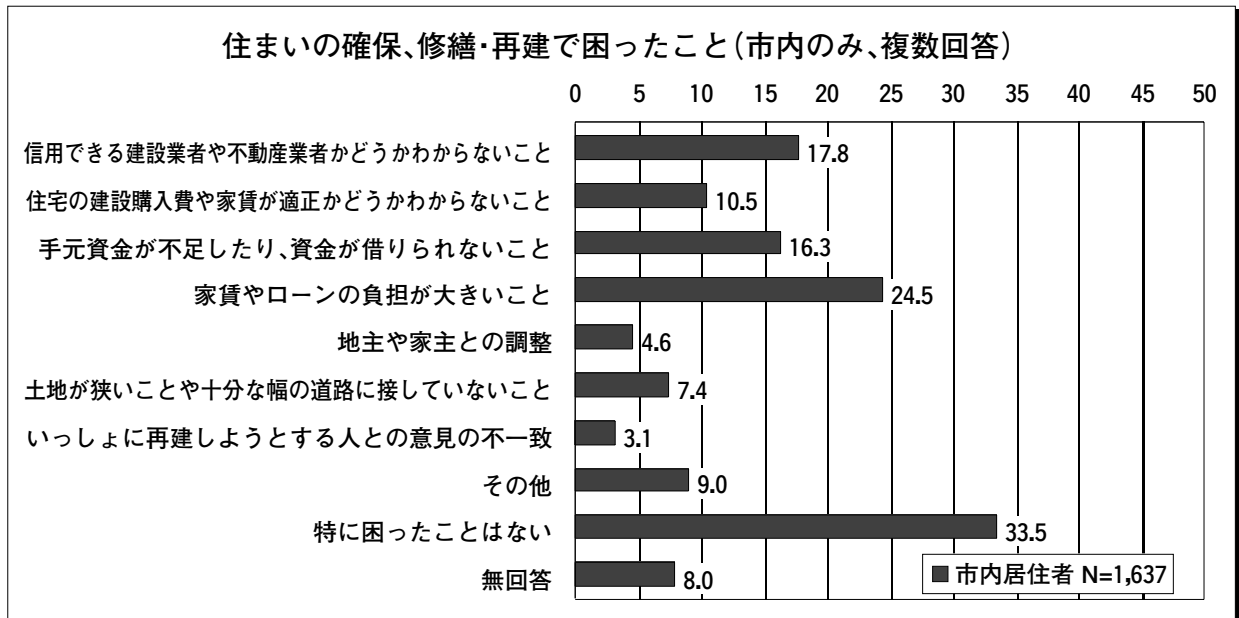
【コミュニティ別】

- ・広田、安井、浜脇、甲子園口、用海地区など市中南部において「震災前とは別の場所に住んでいる」とする回答者が多い。

市内問5付

—

あなたが、住まいを確保したり修繕・再建したりする上で困りになったことはどのようなことですか。あてはまるものをすべて選んで○をおつけください。



【概要】

- ・市内〔問5〕で家屋の建て替え、修理・修繕をおこなったと答えた人に、困ったことがなかったかどうかたずねた。
- ・「特に困ったことはない」とする回答者が33.5%と最も多くを占めたが、これに無回答者の8.0%もあわせて除くと、58.5%の回答者が何らかの困難点を抱えていたことになる。
- ・困難点として最も多かったのは、「家賃やローンの負担が大きいこと」で24.5%の人があげている。これに次いで、「信用できる建設業者や不動産業者かどうか分からないこと」が17.8%、「手元資金が不足したり、資金が借りられないこと」が16.3%、「住宅の建設購入費や家賃が適正かどうか分からないこと」が10.5%と続き、金銭関係の問題に直面した回答者が少なくないことを示している。

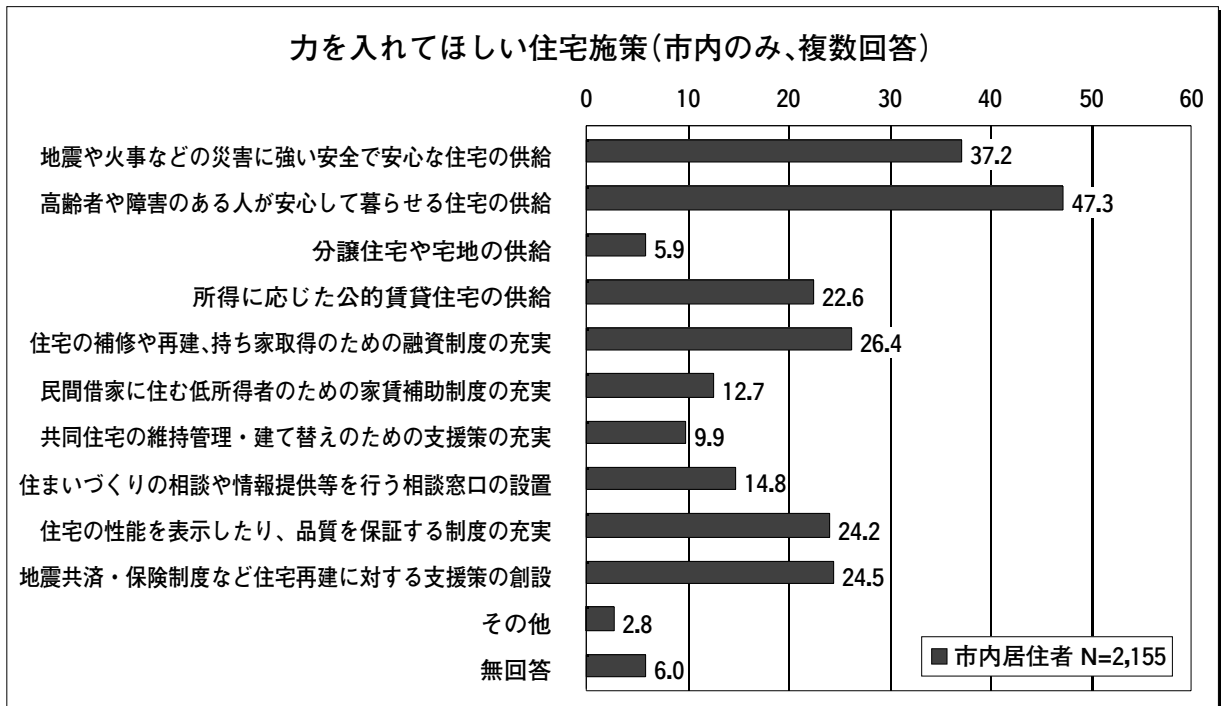
【属性別】

- ・困難点として最も多かった「家賃やローンの負担が大きいこと」は、30～50歳代の男女、給与生活者や有業主婦、全壊・全焼、民間賃貸住宅居住者などであげる人が多い。また「手元資金が不足したり、資金が借りられないこと」は、30・40歳代の女性、自営業や有業主婦などの回答者が多い。
- ・市内〔問5〕とのクロス分析では、“震災前とは別の場所に住んでいる”人の47.1%、“震災前と同じ場所に住宅を建て替えて住んでいる”人の40.9%が「4. 家賃やローンの負担が大きいこと」をあげているのに対し、“建て替えや修理・修繕の必要があったが、行わずにそのまま震災前と同じ住宅に住んでいる”人では「手元資金が不足したり、資金が借りられないこと」が34.7%を占めている。

市内問 6

—

あなたが、今後、特に力を入れてほしいと思われる住宅施策はどのようなことですか。主なものを3つ以内で選んで○をおつけください。



【概要】

- ・「高齢者や障害のある人が安心して暮らせる住宅の供給」が47.3%とほぼ半数近い支持を集め、「地震や火事などの災害に強い安全で安心な住宅の供給」が37.2%で続くなど、震災を経て、安心して生活できる住宅に対する関心が高いことを示している。
- ・これに「住宅の補修や再建、持ち家取得のための融資制度の充実」(26.4%)、「地震共済・保険制度など住宅再建に対する支援策の創設」(24.5%)、「住宅の性能を表示したり、品質を保証する制度の充実」(24.2%)、「所得に応じた公的賃貸住宅の供給」(22.6%)が20%台で続くが意見は分散している。

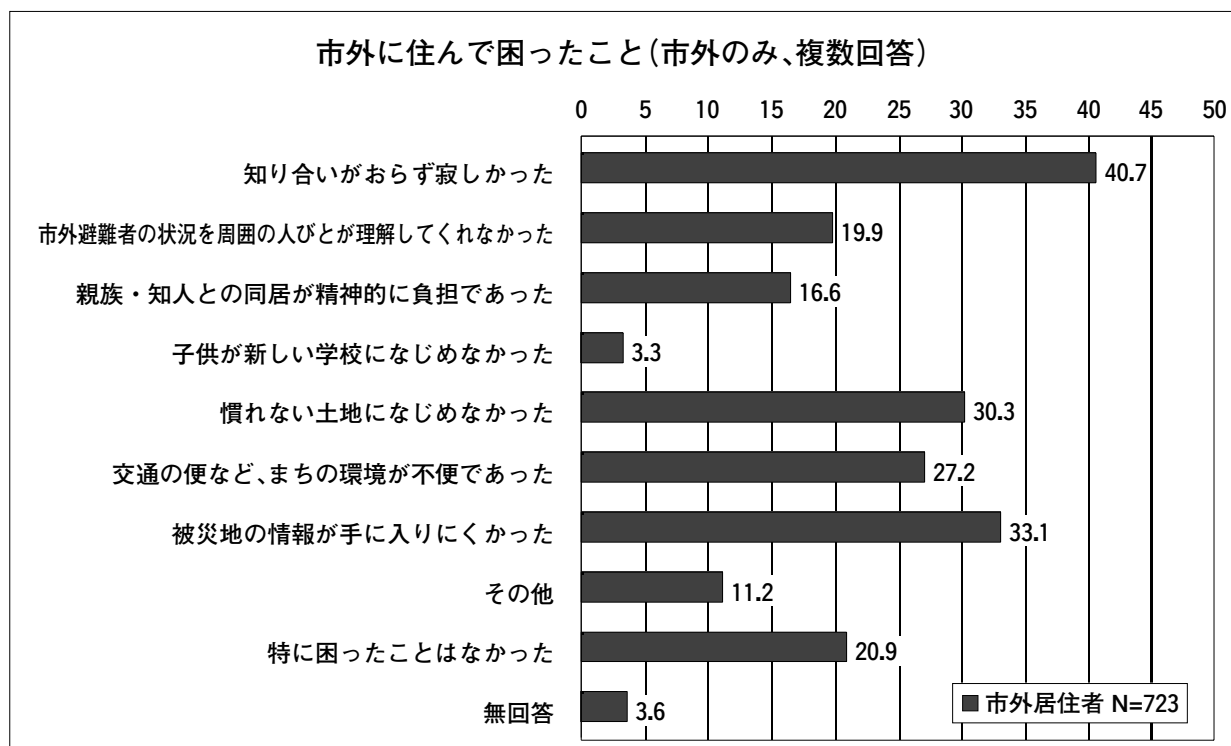
【属性別】

- ・1位の「高齢者や障害のある人が安心して暮らせる住宅の供給」は、60歳代男性や50歳代女性などの中高年層、単身・夫婦のみ高齢者世帯、公的住宅入居者の支持が高い。また3位の「住宅の補修や再建、持ち家取得のための融資制度の充実」は30・40歳代の男性から支持されている。
- ・被害状況別には、被害が大きくなるほど「高齢者や障害のある人が安心して暮らせる住宅の供給」「地震や火事などの災害に強い安全で安心な住宅の供給」が少なくなり、全壊・全焼、半壊・半焼の回答者では「住宅の補修や再建、持ち家取得のための融資制度の充実」「地震共済・保険制度など住宅再建に対する支援策の創設」への支持が高くなる。
- ・また全体としては下位にあるが、6位の「所得に応じた公的賃貸住宅の供給」は公的住宅や民間賃貸住宅居住者の半数が、8位の「民間借家に住む低所得者のための家賃補助制度の充実」は民間賃貸住宅居住者の半数近くがそれぞれ支持している。

④市外での生活の状況 ～市外居住者～

—
市外問5

市外に住まわれて、不安だった点・お困りになった点について、あてはまるものをすべて選んで○をおつけください。



【概要】

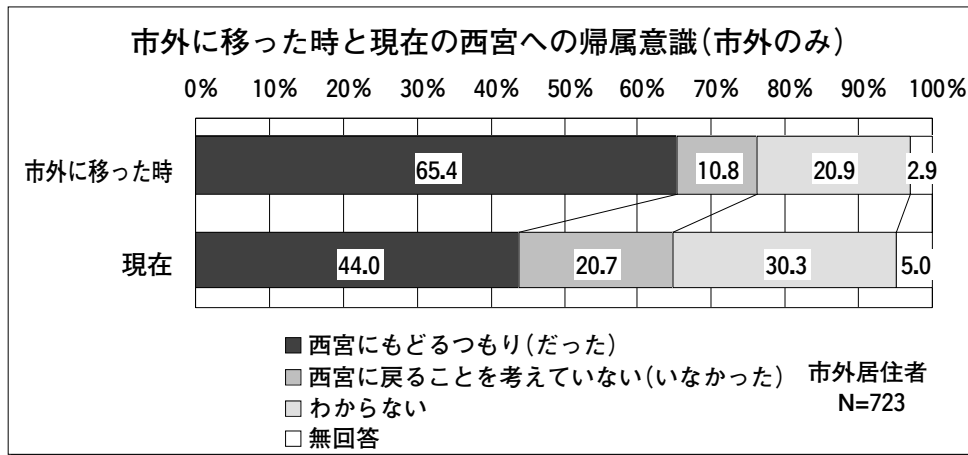
- ・「特に困ったことはなかった」とする回答者は20.9%にとどまり、これに無回答者の3.6%もあわせて除くと、75.5%の回答者が市外に住むことによる不安点、困難点を持っていたことになる。
- ・「知り合いがおらず寂しかった」が40.7%を占めて最も多い。これに「被災地の情報が手に入りにくかった」(33.1%)、「慣れない土地になじめなかった」(30.3%)、「交通の便など、まちの環境が不便であった」(27.2%)などが続く。

【属性別】

- ・性・年齢別にみると、40歳代男性が最も多くの困難点をあげているほか、女性では30歳代、60歳代で不安、困難に思う回答者が多い。
- ・1位の「知り合いがおらず寂しかった」は、40歳代男性や公的住宅入居者、現住地への転居を“会社に勧められた”回答者などで多い。
- ・2位の「被災地の情報が手に入りにくかった」は、30歳代の男女や40歳代男性、“会社に勧められた”人などで多く、3位の「慣れない土地になじめなかった」や4位の「交通の便など、まちの環境が不便であった」は公的住宅入居者で多くなっている。

一
市外問 6

市外に移られた時のお考え/現在のお考えについて、あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概 要】

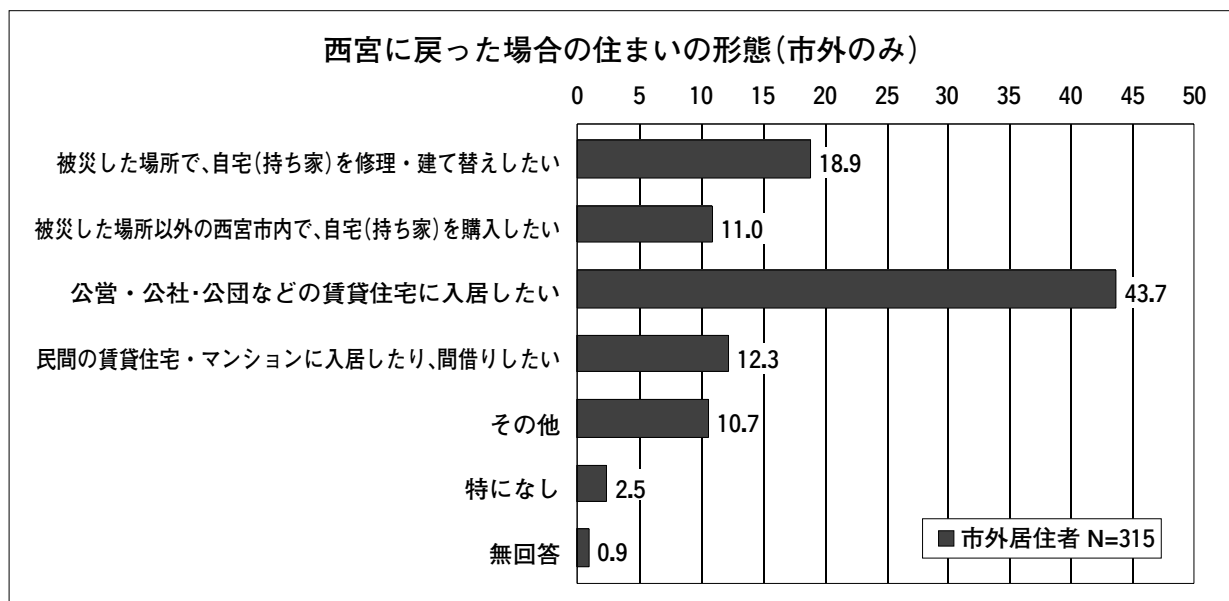
- ・市外に移った当時に「西宮に戻るつもりだった」回答者が65.4%を占めていたのに対し、現在「西宮に戻るつもり」の回答者は44.0%と20ポイント以上の減少をみている。
- ・これにともない、「西宮に戻ることを考えていない(いなかった)」「わからない」がそれぞれ約10ポイント増加し、市外居住者のなかに、“西宮に戻りたいが戻れそうにない”といった諦めの気持ちが徐々に強まっていることも考えられる。

【属性別】

- ・「西宮に戻るつもり」という帰属意識が高いのは、50・60歳代を中心とする男性、自営業、夫婦のみ(2人とも65歳未満)、一部破損、給与住宅・民間賃貸住宅・公的住宅の入居者などである。
- ・「西宮に戻るつもり」「西宮に戻ることを考えていない」「わからない」それぞれの構成比を、震災時の数値から現在の数値を差し引くことで、各属性ごとの帰属意識の変化をさぐった。
- ・性・年齢別には、女性で「西宮に戻るつもり」が26ポイント減少し、男性より8ポイント落ち込み幅が大きい。また20歳代の男女で「西宮に戻るつもり」が大幅に減少し(女性46ポイント、男性36ポイント)、その分「わからない」が30ポイントを超える増加をみている。
- ・このほかの属性では、専業主婦、3世代世帯、公的住宅入居者などで「西宮に戻るつもり」の落ち込み幅が大きく、「西宮に戻ることを考えていない」とする回答者が増加している。
- ・市外において持ち家を取得した回答者のうち、「西宮に戻ることを考えていない」と答えた人は37～39%と4割近くを占める。しかし、「西宮に戻るつもり」が26～27%、「わからない」も29～32%みられるなど、持ち家を一時的に取得したものの、いずれは西宮に戻りたいと考える回答者が少なくないことを示している。

—
市外問 6 付

〈現在のお考えで、西宮に戻るつもりと答えられた方におたずねします。〉
西宮でのお住まいについて、あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概要】

- ・「公営・公社・公団などの賃貸住宅に入居したい」が43.7%を占めて最も多く、2位の「被災した場所で、自宅(持ち家)を修理・建て替えたい」(18.9%)を大きく引き離している。
- ・「民間の賃貸住宅・マンションに入居したり、間借りしたい」(12.3%)、「被災した場所以外の西宮市内で、自宅(持ち家)を購入したい」(11.0%)は1割程度にとどまっている。

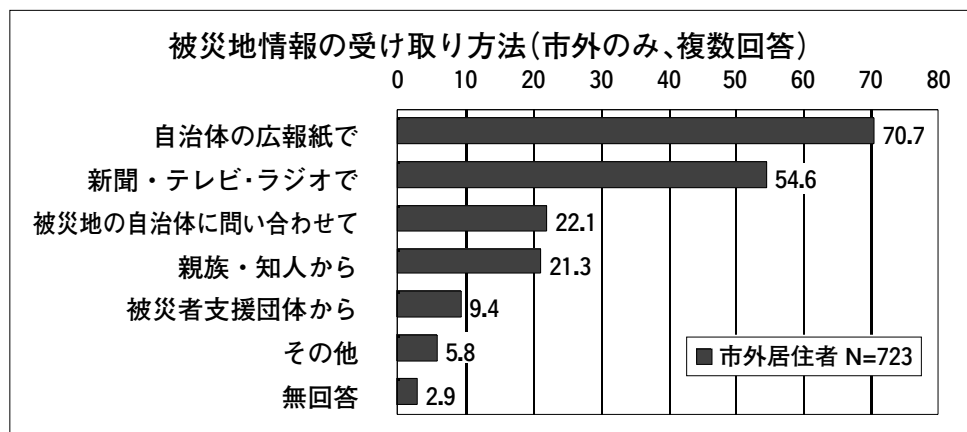
【属性別】

- ・「公営・公社・公団などの賃貸住宅に入居したい」は、50・60歳代の女性や60歳代の男性で過半数を占めるほか、20歳代の男女でも半数を占めている。また公的住宅に現在入居している回答者では7割以上が望んでいる。
- ・「被災した場所で、自宅(持ち家)を修理・建て替えたい」は70歳以上の男女で、「民間の賃貸住宅・マンションに入居したり、間借りしたい」は30・40歳代の男女でそれぞれ3割前後を占めるほか、「被災した場所以外の西宮市内で、自宅(持ち家)を購入したい」は20・30歳代の男女で希望する回答者が多い。
- ・現在市外で持ち家を取得した回答者の3割弱が市内へ戻る意向を示しているが、このうち、持ち家(戸建)入居者の46.9%、持ち家(マンション)入居者の38.5%が「被災した場所で、自宅(持ち家)を修理・建て替えたい」と答えている。

⑤ 被災地情報の受け取り状況 ～市外居住者～

—
市外問 7

被災地の情報をどのようにして受け取られましたか。あてはまるものをすべて選んで○をおつけください。



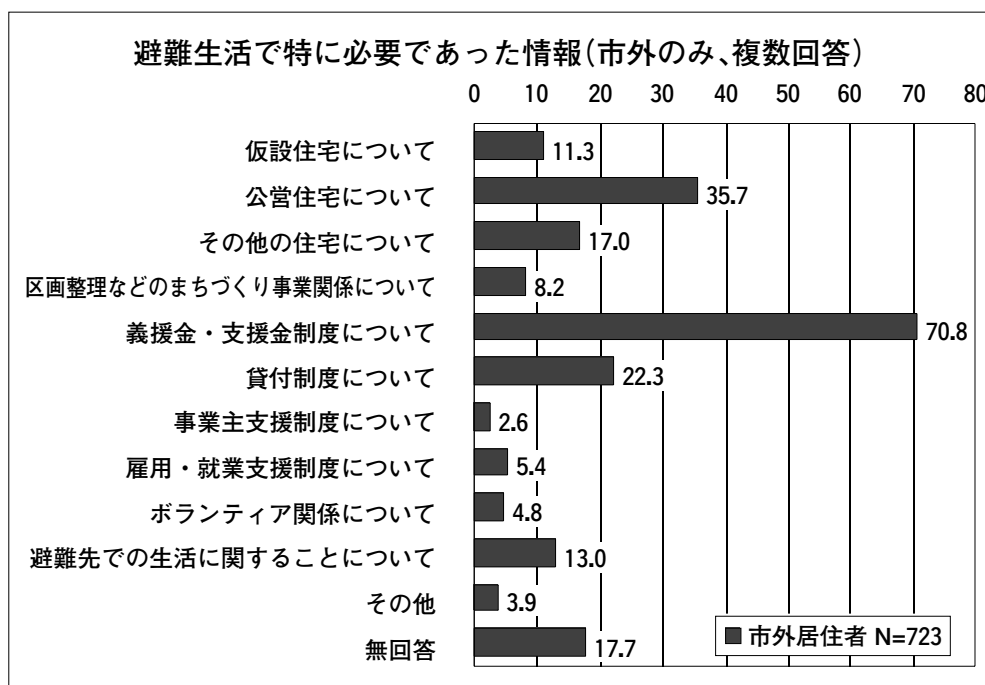
【概要】

- 被災地情報を「自治体の広報紙で」受け取った回答者が70.7%と最も多い。また「新聞・テレビ・ラジオで」も54.6%と過半数を占めている。
- 「被災地の自治体に問い合わせ」(22.1%)と「親族・知人から」(21.3%)は2割程度を占める。

【属性別】

- 1位の「自治体の広報紙で」は40歳以上の男性や40歳代女性、自営業従事者などでより多くみられる。また「新聞・テレビ・ラジオで」は40歳代や70歳以上の男性、20歳代女性などで、「被災地の自治体に問い合わせ」は60歳代男性や50歳代女性など中高年層で比較的多い。

市外での避難生活で特に必要であった情報は何でしょうか。左下の欄から3つ以内で選んで、番号を(1)~(3)の□の中に記入し、付問1・付問2のそれぞれあてはまるものを1つずつ選んで○をおつけください。



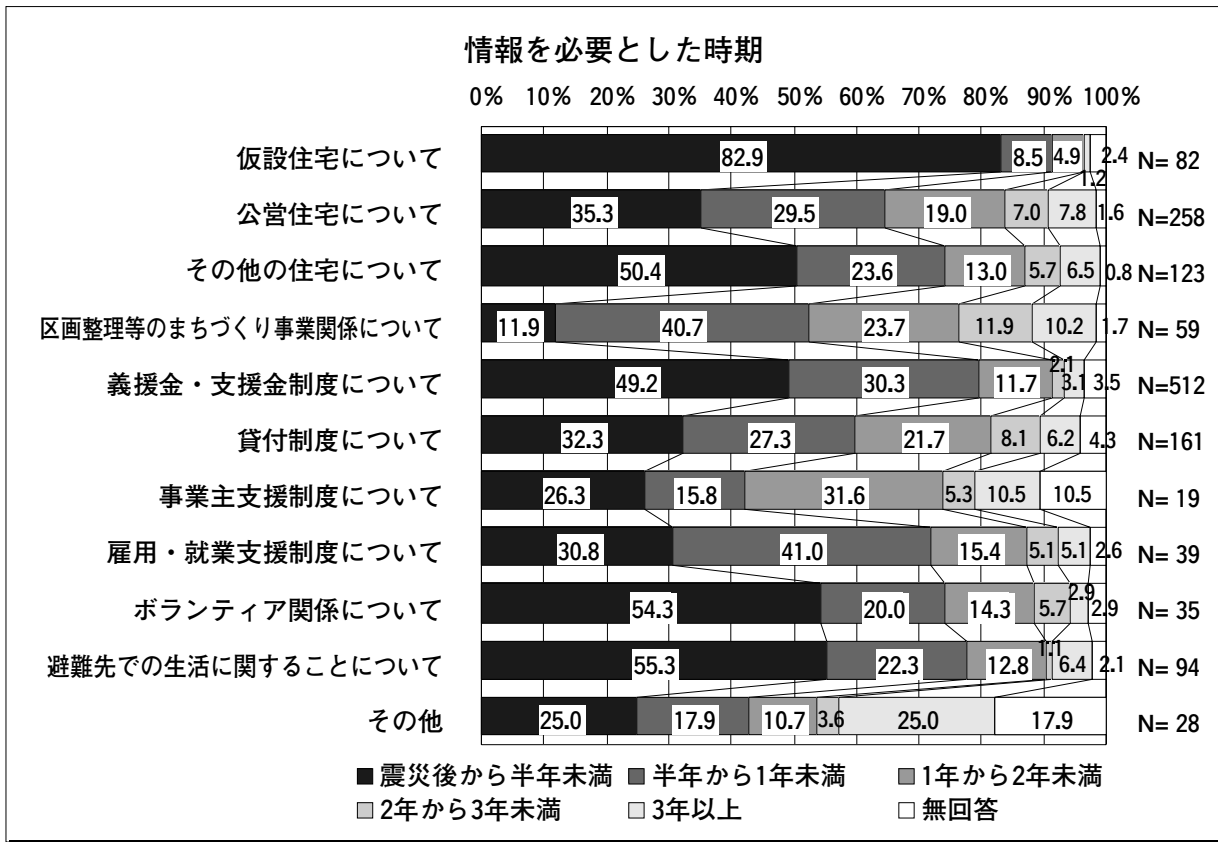
【概要】

- ・無回答者を除くと、市外居住者のうち82.3%が何らかの情報を求めていることになる。
- ・避難生活に必要な情報として最も多くの回答者があげたのは、「義援金・支援金制度について」(70.8%)で、2位の「公営住宅について」の35.7%を大きく引き離している。
- ・以下、「貸付制度について」が22.3%、「その他の住宅について」が17.0%、「避難先での生活に関することについて」が13.0%で続く。

【属性別】

- ・性・年齢別には30歳代男性や40歳代女性、職業別には自営業従事者、被害状況別には全壊・全焼や半壊・半焼の回答者でより多くの情報を必要としている。
- ・全体1位の「義援金・支援金制度について」は、30歳代男性や20歳代女性で9割以上を占めるなど年齢が低いほど必要とした回答者の割合が増える傾向にある。また職業別には給与生活者や自営業、有業主婦で多くなっている。
- ・2位の「公営住宅について」は50・60歳代の男女や給与生活者、有業主婦で多く、3位の「貸付制度について」は自営業従事者で4割を占めるほか、30～50歳代の男性で多くみられる。
- ・また全体としては下位にあるが、「避難先での生活に関することについて」は40歳代の男女で、「ボランティア関係について」は20～60歳代の女性や30・40歳代の男性で比較的多い。

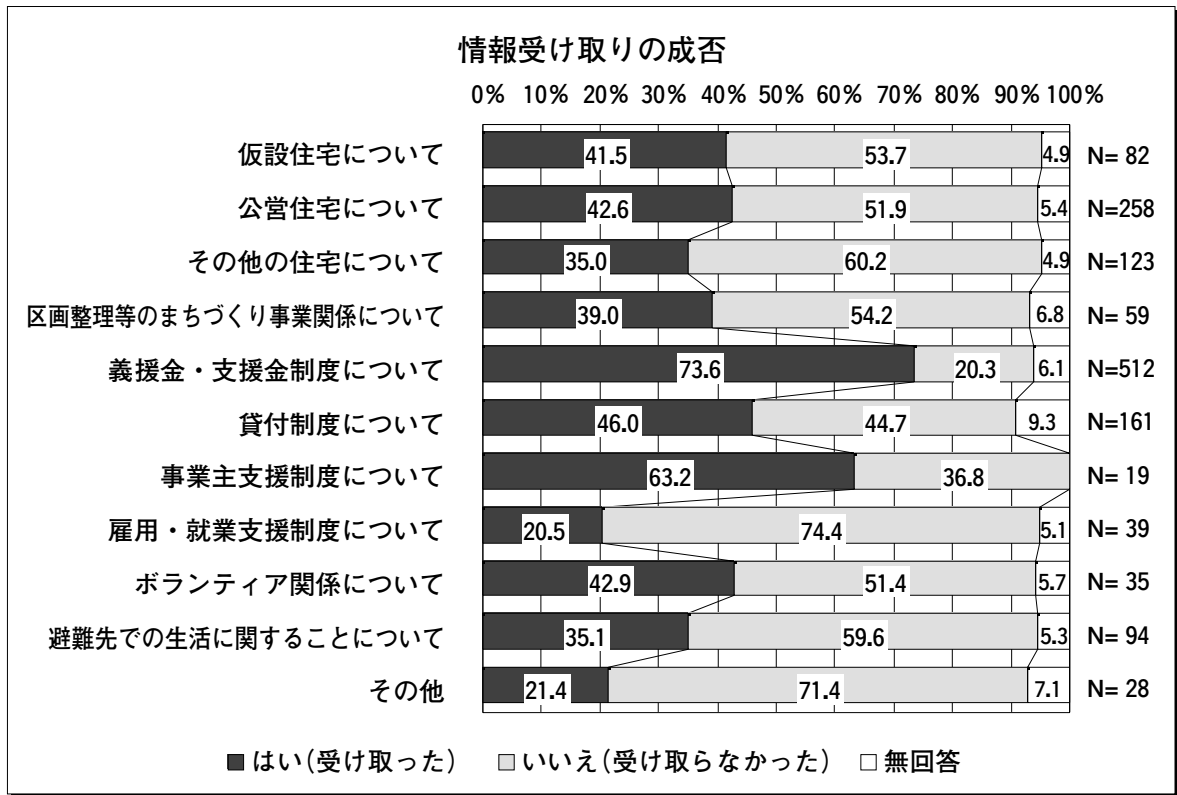
その情報を最も必要とされた時期はいつごろですか。



【概要】

- ・市外〔問8〕で避難生活で必要であった情報として何点か掲げた回答者に、その情報が震災後どの時点で必要であったかをたずねた。
- ・「震災後から半年未満」で必要だった情報としては、“仮設住宅について”が82.9%を占めて最も多く、“避難先での生活に関することについて”“ボランティア関係について”“その他の住宅について”“義援金・支援金制度について”の4項目も5割前後を占める。
- ・「半年から1年未満」では、“雇用・就業支援制度について”“区画整理等のまちづくり事業関係について”が4割を占め、“義援金・支援金制度について”“公営住宅について”も3割前後を占めている。また「1年から2年未満」では、“事業主支援制度について”が3割以上を占める。
- ・こうしたことから、避難生活で求められた情報は、①仮住まい、②移転後の生活や支援金、③仮住まい後の住宅や仕事、④まちづくり のように関心が移ったものと思われる。

その情報を必要とされた時期に受け取ることができましたか。



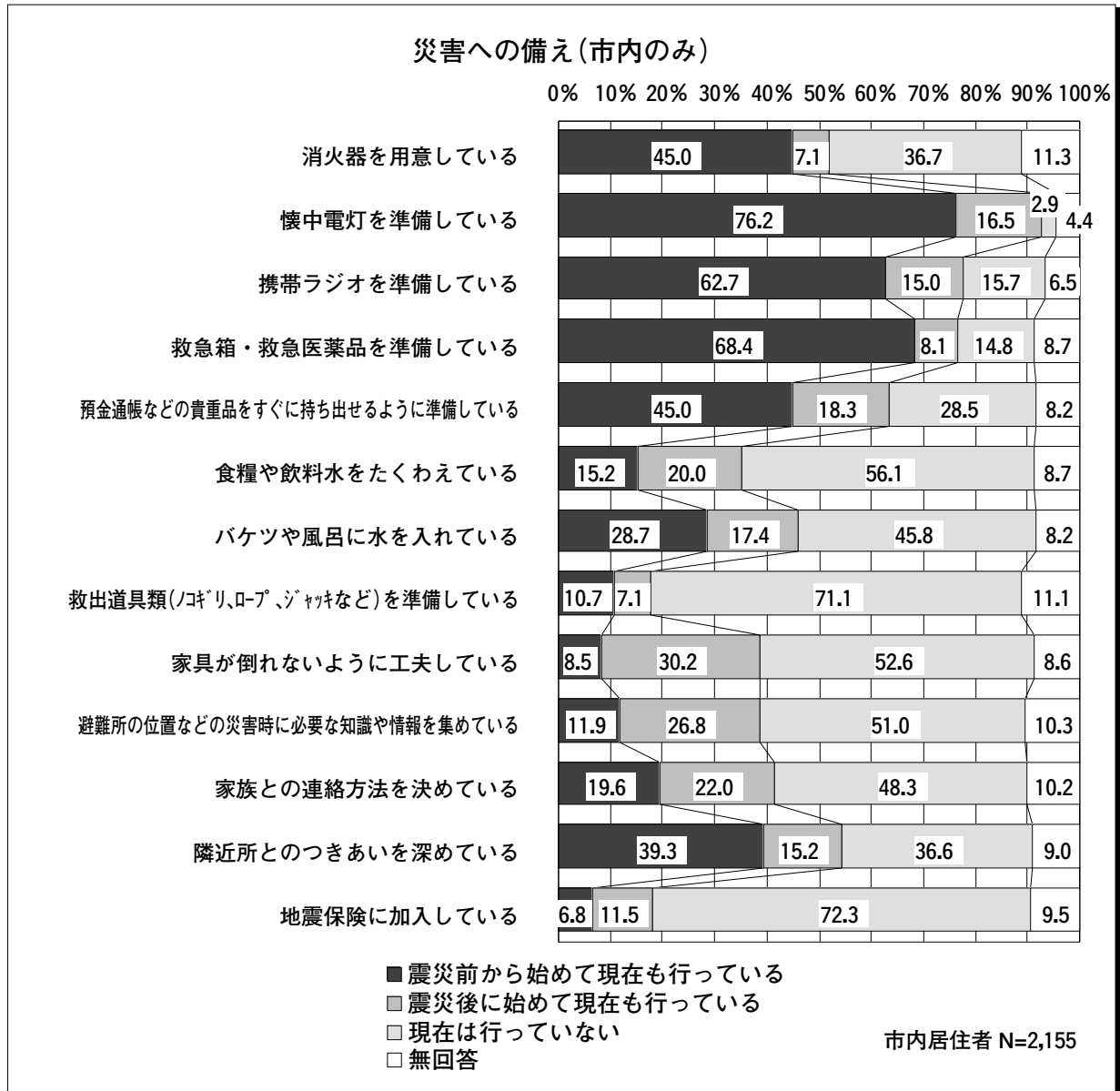
【概要】

- ・避難生活で必要な情報を実際に受け取ることができたかどうかをたずねた。
- ・「はい」と答え、実際に受け取ることができた情報としては、“義援金・支援金制度について”が最も多く、情報を求めた人（512人）の73.6%が受け取っている。またサンプル数が少ないが“事業主支援制度について”も63.2%の人が実際に情報を受け取っている。
- ・しかし、その他の情報については、おおむね3～4割の回答者しか情報を受け取っておらず特に“雇用・就業支援制度について”は2割にとどまっている。

⑥ 災害への備えの状況 ～市内居住者～

市内問7
—

あなたの世帯では、災害に備えてどんなことをしておられますか。(1)～(13)のそれぞれの項目ごとに、あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概要】

- ・ “震災前から始めて現在も行っている” と “震災後にはじめて現在も行っている” をあわせて、災害への備えとして最も実践されているものは「懐中電灯を準備している」で回答者の92.7%が実施している。
- ・ またこれに続く「携帯ラジオを準備している」(77.7%)、「救急箱・救急医薬品を準備している」(76.5%)、「預金通帳などの貴重品をすぐに持ち出せるように準備している」(63.3%)、「隣近所とのつきあいを深めている」(54.5%)、「消火器を用意している」(52.1%)を加えた上位6項目が過半数を占めている。

- ・全体としては下位にあるが、“震災後にはじめて現在も行っている”という回答が多い項目としては、「家具が倒れないように工夫している」の30.2%、「避難所の位置などの災害時に必要な知識や情報を集めている」の26.8%、「家族との連絡方法を決めている」の22.0%などがある。

【属性別】

- ・性・年齢別には、全般に、30歳代の男女を底に年齢が高くなるほど多くの項目（災害への備え）を実践する回答者が増える傾向にある。
- ・被害状況別には、全壊・全焼よりむしろ半壊・半焼の回答者の方が備えがあつい。
- ・全体としては下位にある「食糧や飲料水をたくわえている」や「バケツや風呂に水を入れている」は、女性（特に60歳以上）や65歳以上の単身世帯、公的住宅入居者などで実践している回答者が比較的多い。

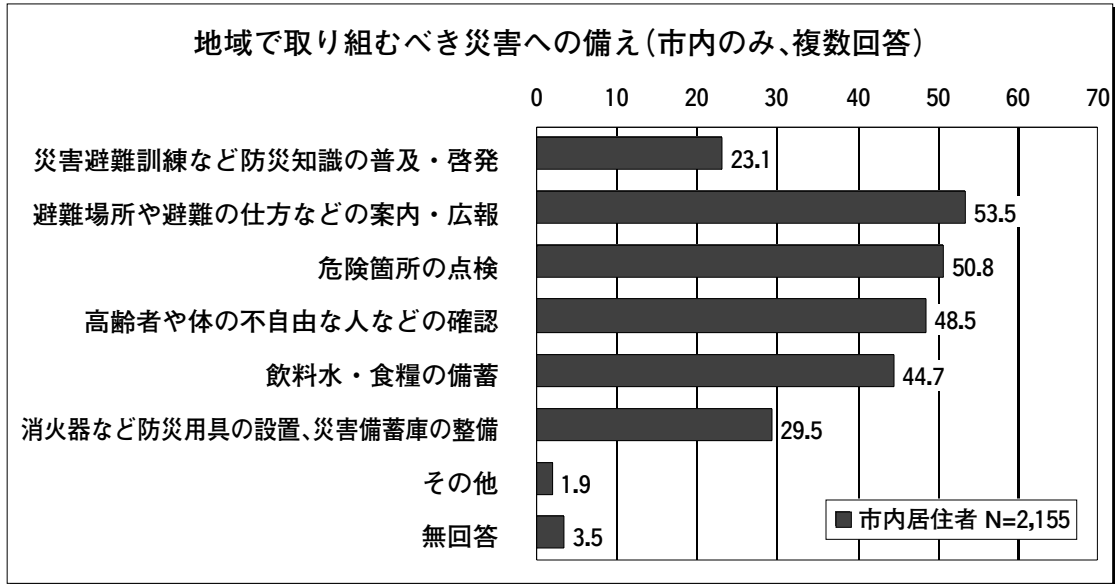
【コミュニティ別】

- ・上位項目については地区による大きな違いは認められなかった。
- ・全体7位の「バケツや風呂に水を入れている」は市中心部や高層住宅の多い臨海部で多く、9位の「家具が倒れないように工夫している」も家屋の被害の大きかった市街地で多くみられる。
- ・また全体5位の「隣近所とのつきあいを深めている」は、市中心部よりも山口・生瀬地区などの北部地域、甲陽・甲東・上ヶ原地区などの市街地北東部、鳴尾・甲子園口地区などの南東部などで実践している人が多い。

市内問 8

—

あなたは、現在お住まいの地域で、災害に備えて今後どのようなことに取り組むべきだと思われますか。主なものを3つ以内で選んで○をおつけください。



【概要】

- ・「避難場所や避難の仕方などの案内・広報」が53.5%で最も多く、「危険箇所の点検」も50.8%と過半数を占めている。これに「高齢者や体の不自由な人などの確認」(48.5%)と「飲料水・食糧の備蓄」(44.7%)が4割台が続いている。

【属性別】

- ・性・年齢別にみると、1位の「避難場所や避難の仕方などの案内・広報」は60歳代女性で62.7%を占めるなど、女性の支持を集めている。
- ・また2位の「危険箇所の点検」は40歳代の男女で、3位の「高齢者や体の不自由な人などの確認」は60歳以上の高齢者でそれぞれ支持する回答者が多い。

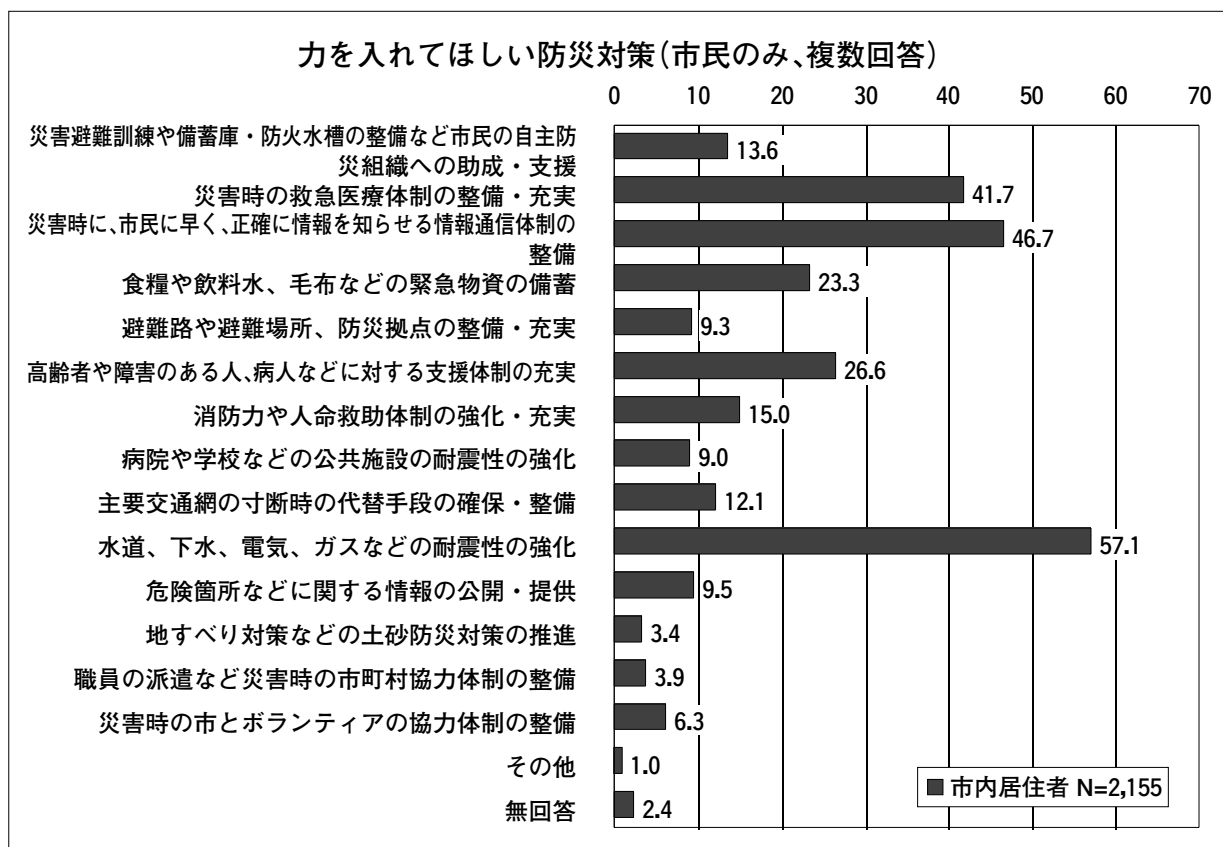
【コミュニティ別】

- ・全体2位の「危険箇所の点検」は、生瀬・名塩・山口地区の北部地域や苦楽園・甲陽・越木岩地区など山間・山麓部で支持する回答者が多くみられる。

市内問9

—

あなたは、どのような防災対策を西宮市に希望されますか。主なものを3つ以内で選んで○をおつけください。



【概要】

- ・「水道、下水、電気、ガスなどの耐震性の強化」が57.1%と唯一過半数を占めている。これに「災害時に、市民に早く、正確に情報を知らせる情報通信体制の整備」(46.7%)、「災害時の救急医療体制の整備・充実」(41.7%)が40%台で続いている。

【属性別】

- ・1位の「水道、下水、電気、ガスなどの耐震性の強化」は、50・60歳代の女性や60歳代の男性で6割以上の支持を集めているほか、専業主婦、夫婦のみ世帯などの回答者が多い。
- ・また2位の「災害時に、市民に早く、正確に情報を知らせる情報通信体制の整備」は50歳代男性や60歳代の女性から、3位の「災害時の救急医療体制の整備・充実」は30歳代女性から、4位の「高齢者や障害のある人、病人などに対する支援体制の充実」は男女とも70歳以上の回答者からそれぞれ支持されている。

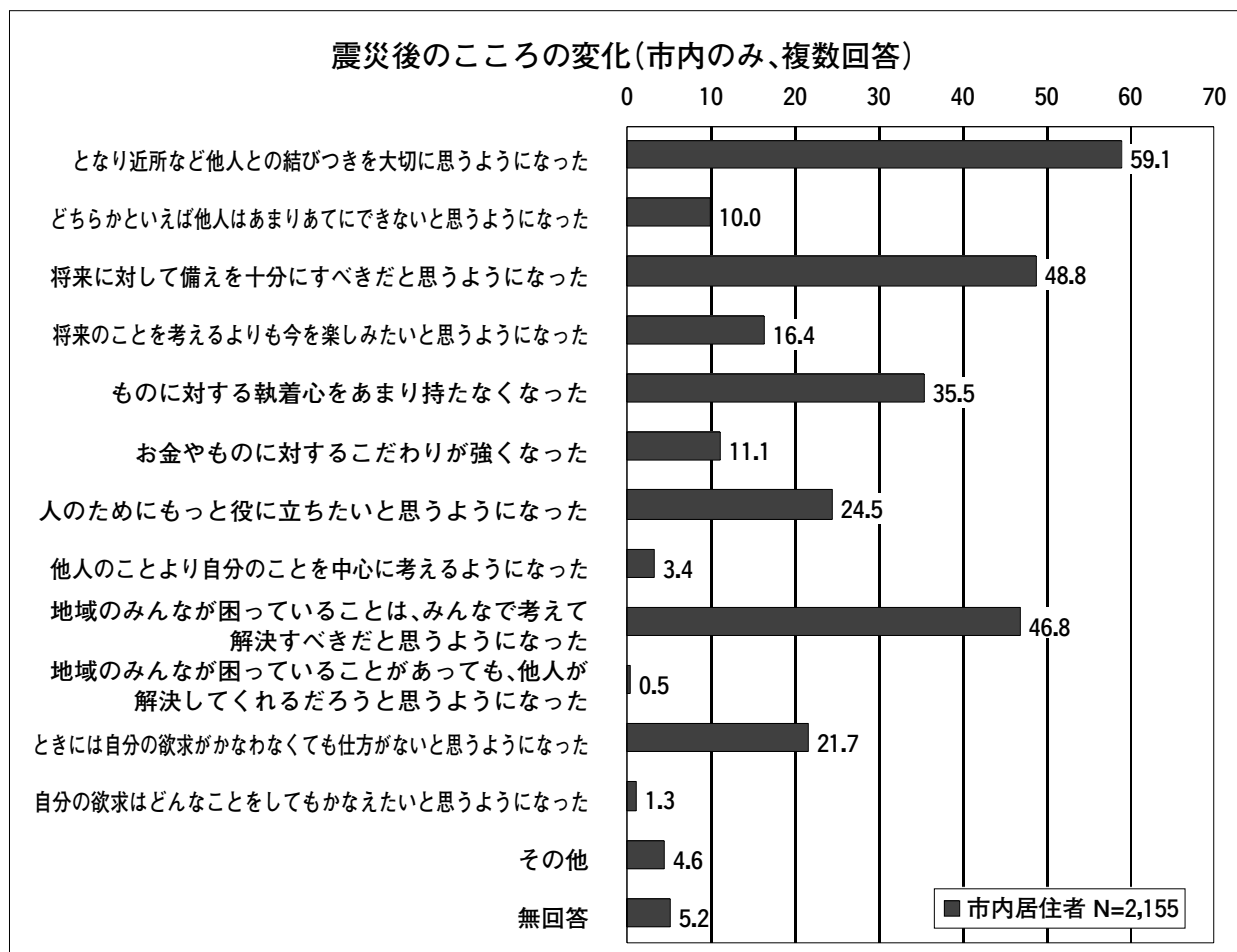
【コミュニティ別】

- ・「水道、下水、電気、ガスなどの耐震性の強化」は、震災による影響が大きかった市街地や臨海部でより多くの支持を集めている。

⑦ 震災後のこころの変化・市民活動への参加意向 ～市内居住者～

市内問10
—

震災後、あなたの考え方や日頃の行動の中で変わったことはありますか。あてはまるものをすべて選んで○をおつけください。

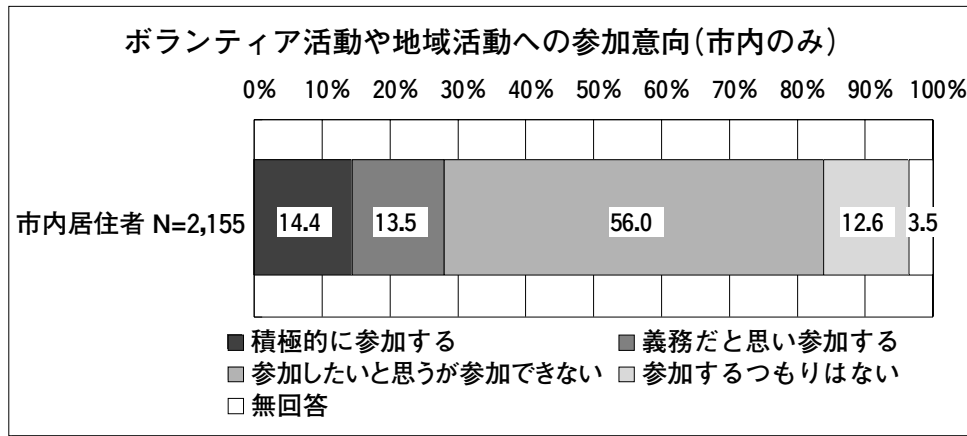


【概要】

- ・「となり近所など他人との結びつきを大切に思うようになった」が59.1%で最も多く、唯一過半数を占めた。また「将来に対して備えを十分にすべきだと思うようになった」(48.8%)や「地域みんなが困っていることは、みんなで考えて解決すべきだと思うようになった」(46.8%)も半数にせまっている。
- ・以下、「ものに対する執着心をあまり持たなくなった」が35.5%、「人のためにもっと役に立ちたいと思うようになった」が24.5%、「ときには自分の欲求がかなわなくても仕方がないと思うようになった」が21.7%と続く。
- ・「地域みんなが困っていることがあっても、他人が解決してくれるだろうと思うようになった」「自分の欲求はどんなことをしてもかなえたいと思うようになった」「他人のことより自分のことを中心に考えるようになった」など、他人まかせや自己中心的な意見についてはほとんど賛同者がみられなかった。

市内問11

現在、市民のみなさまにより、福祉や防災、環境などさまざまな面でボランティア活動や地域活動が行われています。今後、あなたはこうした活動にどのように関わりたいとお考えですか。あてはまるものを1つ選んで○をおつけください。



【概要】

- ・「参加したいと思うが参加できない」が56.0%で過半数を占めている。ボランティア活動や地域活動に参加する意向を示している回答者は、「積極的に参加する」(14.4%)と「義務だと思い参加する」(13.5%)をあわせて27.9%と3割に満たない。

【属性別】

- ・性・年齢別にみると、「積極的に参加する」は50・60歳代の女性や70歳以上の男性が多い。また「義務だと思い参加する」は50・60歳代の男性が多い。
- ・これに対し、「参加するつもりはない」と答えた回答者は、30歳代男性で21.5%を占めるなど20・30歳代の若年層で比較的多い。
- ・市内〔問10〕の震災後のこころの変化別にみると、ボランティア活動や地域活動に「積極的に参加する」回答者は、“人のためにもっと役に立ちたいと思うようになった”人で26.0%を占めるほか、“地域みんなが困っていることは、みんな考えて解決すべきだと思うようになった”人などで比較的多い。

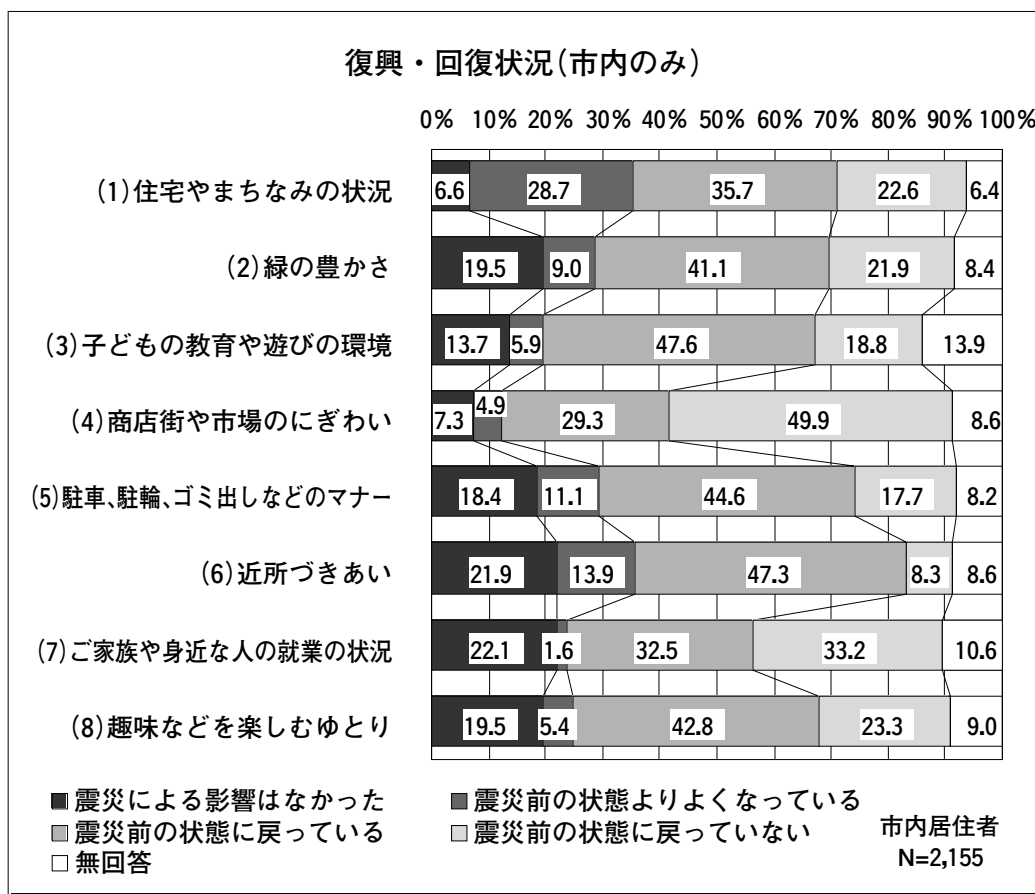
【コミュニティ別】

- ・「積極的に参加する」または「義務だと思い参加する」と答え、ボランティア活動や地域活動への参加意向を示している回答者は名塩地区など北部地域で多くみられる。

⑧ 震災からの復興・回復状況と今後の優先施策 ～市内居住者～

市内問12

あなた自身や、あなたの周囲の状況を見て、阪神・淡路大震災からの復興・回復状況についてどのように感じておられますか。それぞれの項目ごとに、お考えに近いものを1つ選んで○をおつけください。



●震災からの復興・回復状況

評価項目	復興・回復状況	評価項目	復興・回復状況
(1)住宅やまちなみの状況	75.9	(5)駐車、駐輪、ゴミ出しなどのマナー	80.7
(2)緑の豊かさ	76.0	(6)近所づきあい	90.9
(3)子どもの教育や遊びの環境	78.0	(7)ご家族や身近な人の就業の状況	62.9
(4)商店街や市場のにぎわい	45.4	(8)趣味などを楽しむゆとり	74.4

※復興・回復状況 = 「震災による影響はなかった」「震災前の状態よりよくなっている」「震災前の状態に戻っている」の構成比の合計 [(影響なし%+前よりよい%+前に戻った%) / (100 - 無回答%)]

【概要】

- ・震災からの復興・回復状況について、8項目にわたりたずねた。
- ・“震災による影響はなかった”“震災前の状態よりよくなっている”“震災前の状態に戻っている”をあわせて、復興・回復状況が最もよい項目は「近所づきあい」で、9割の回答者が認めている。
- ・これに「駐車、駐輪、ゴミ出しなどのマナー」が8割で続き、「子どもの教育や遊びの環境」「緑の豊かさ」「住宅やまちなみの状況」「趣味などを楽しむゆとり」の4項目が7割台を占めている。

- ・また震災後の厳しい経済情勢を反映し、「ご家族や身近な人の就業の状況」は6割台にとどまり、「商店街や市場のにぎわい」については震災による直接的な被害に加え、従来からの構造的な問題もあって復興・回復を認めた回答者が半数を下回った。
- ・属性別には、すべての項目で、被害状況が大きい回答者ほど復興・回復状況への評価が厳しくなる傾向にある。また自営業従事者や60歳代男性などで評価が厳しくなっている。

(1) 住宅やまちなみの状況

- ・“震災前の状態よりよくなっている”が3割を占めており、20～50歳代の女性や70歳以上の男性、有業主婦、給与住宅入居者、全壊・全焼や半壊・半焼の回答者で支持する意見が多い。
- ・“震災前の状態に戻っていない”は40・60歳代の男性や民間賃貸住宅入居者で比較的多い。
- ・コミュニティ別には、夙川地区の半数の回答者が“震災前の状態に戻っていない”としたのをはじめ、北口、神原、浜脇、甲東2、大社、平木など家屋の被害状況が大きかった地区で評価が厳しくなっている。
- ・“震災前の状態よりよくなっている”は香櫨園地区で6割以上の回答者があげたのをはじめ、芦原、瓦木、安井地区で4割以上を占める。

(2) 緑の豊かさ

- ・50歳代男性や20歳代女性で“震災前の状態に戻っていない”とする意見が比較的多い。
- ・コミュニティ別には、平木、夙川、甲東2の3地区で4割以上の回答者が“震災前の状態に戻っていない”としたのをはじめ、甲陽、北口、甲東1地区などで評価が厳しくなっている。
- ・芦原、安井、用海、香櫨園地区などで“震災前の状態よりよくなっている”が比較的多い。

(3) 子どもの教育や遊びの環境

- ・20～40歳代の男性や20歳代女性で“震災前の状態に戻っていない”とする意見が比較的多い。
- ・コミュニティ別には、平木、夙川両地区で4割近くの回答者が“震災前の状態に戻っていない”としたのをはじめ、北口、甲東1、芦原地区などで評価が厳しくなっている。
- ・香櫨園、浜脇地区などで“震災前の状態よりよくなっている”が比較的多い。

(4) 商店街や市場のにぎわい

- ・回答者の半数が“震災前の状態に戻っていない”と答えている。
- ・特に自営業従業者では6割以上の回答者が“震災前の状態に戻っていない”としているほか、40・50歳代の中年男性で評価が厳しい。
- ・コミュニティ別には、香櫨園・浜脇地区から北口・甲東地区にかけて市中心部をななめに横断する形で評価が厳しくなっている。
- ・なかでも浜脇、用海、香櫨園の南西部の3地区と北口地区では“震災前の状態に戻っていない”とする回答者が7割を超えており、平木、大社、夙川、甲東(1・2)、津門地区などでも厳しい評価がなされている。

(5) 駐車、駐輪、ゴミ出しなどのマナー

- ・30・40・60歳代の男性、自営業従事者、公的住宅・給与住宅入居者などで“震災前の状態に戻っていない”とする意見が比較的多い。
- ・コミュニティ別には、北口、芦原両地区で3割以上の回答者が“震災前の状態に戻っていない”としたのをはじめ、津門、大社、神原地区などの市街地で評価が厳しくなっている。
- ・苦楽園、甲東1、夙川、今津地区などで“震災前の状態よりよくなっている”が比較的多い。

(6) 近所づきあい

- ・芦原地区で4割の回答者が“震災前の状態よりよくなっている”としているほか、広田、安井、甲東1、用海地区など市街地中心部で多い。

- ・“震災前の状態に戻っていない”が比較的多いのは、津門、芦原、用海、瓦木地区などで、芦原、用海地区については意見が両極化している。

(7) ご家族や身近な人の就業の状況

- ・回答者の3人に1人が“震災前の状態に戻っていない”と答えている。
- ・自営業従業者の過半数が“震災前の状態に戻っていない”としているほか、30・50・60歳代の男性や40歳代女性、公的住宅入居者などで評価が厳しい。
- ・コミュニティ別には、芦原、夙川両地区で半数以上の回答者が“震災前の状態に戻っていない”としたのをはじめ、大社、平木、津門、安井、今津、瓦木地区など市街地および臨海部で評価が厳しくなっている。

(8) 趣味などを楽しむゆとり

- ・自営業従事者の4割近くが“震災前の状態に戻っていない”としているほか、20～60歳代の男性や40歳代女性、民間賃貸住宅入居者などで評価が厳しい。
- ・コミュニティ別には、平木、夙川両地区で4割以上の回答者が“震災前の状態に戻っていない”としたのをはじめ、大社、甲東2、用海、北口地区などで評価が厳しくなっている。

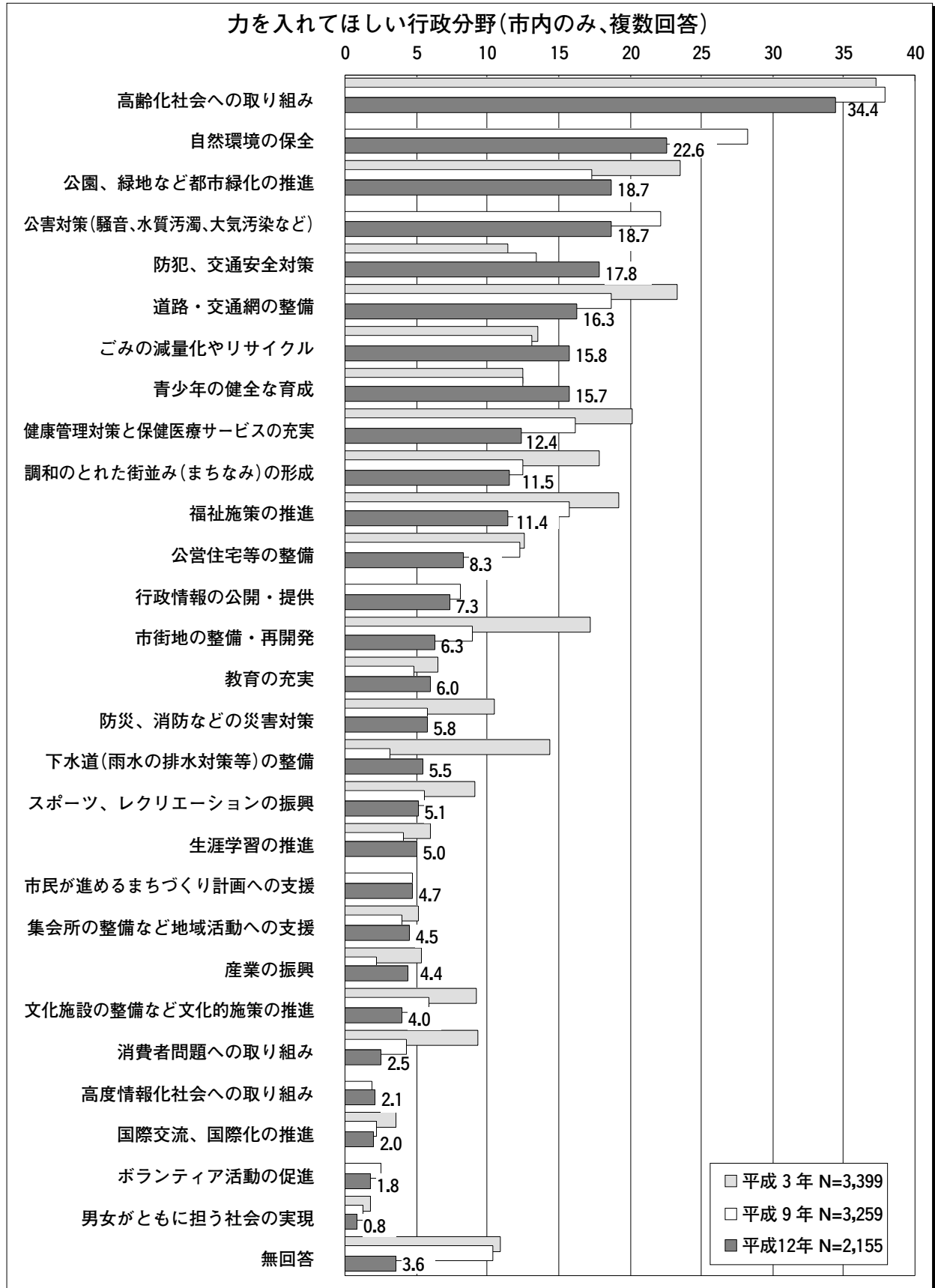
●復興・回復状況への評価〔コミュニティ別〕

	(1) 住宅やま ちなみの 状況	(2) 緑の豊かさ	(3) 子どもの 教育や遊 びの環境	(4) 商店街や 市場のに ぎわい	(5) 駐車、駐輪、 ゴミ出しなど のマナー	(6) 近所づき あい	(7) ご家族や身 近な人の就 業の状況	(8) 趣味など を楽しむ ゆとり	8項目 平均
山口	92.5	88.0	90.8	84.8	85.2	97.0	83.1	91.1	89.1
生瀬	84.1	81.8	90.2	76.8	86.1	97.9	81.4	95.4	86.7
名塩	87.1	88.7	94.2	78.5	90.8	98.1	71.1	77.4	85.7
鳴尾1	85.5	83.0	86.2	48.5	85.1	92.3	71.1	77.1	78.6
鳴尾3	91.2	82.8	79.7	57.9	81.5	93.5	63.1	72.8	77.8
苦楽園	72.3	83.8	83.4	61.2	80.6	97.2	62.8	77.8	77.4
春風	83.2	82.6	87.2	45.0	88.7	91.3	61.8	78.9	77.3
鳴尾2	82.9	87.3	78.0	53.8	84.1	97.4	58.2	75.0	77.1
越木岩	70.8	83.7	81.7	58.3	85.1	94.5	63.1	77.6	76.9
香櫨園	88.9	90.5	87.5	23.2	83.4	92.9	60.5	74.4	75.2
甲陽	73.9	57.9	83.4	51.5	90.6	95.3	69.3	77.3	74.9
今津	86.7	79.4	85.9	54.3	78.1	88.3	53.7	69.5	74.5
上ヶ原	76.0	75.3	77.2	45.5	83.8	94.2	66.5	73.8	74.0
全市	75.9	76.0	78.0	45.4	80.7	90.9	62.9	74.4	73.0
瓦木	74.8	71.5	82.5	48.4	76.2	85.7	59.6	78.7	72.2
広田	73.8	71.9	72.6	41.6	86.0	87.6	67.7	75.8	72.1
神原	62.5	74.9	80.7	38.7	74.3	90.3	71.0	81.2	71.7
甲子園口	70.9	70.2	76.2	40.0	77.8	93.2	56.9	72.8	69.7
用海	75.6	80.5	72.2	24.4	78.1	85.3	63.1	70.1	68.7
甲東1	77.0	63.9	64.7	35.6	79.4	87.8	66.7	69.5	68.1
安井	81.0	72.6	75.0	17.1	78.0	87.7	56.0	71.7	67.4
浜脇	61.2	84.0	77.8	11.4	79.2	86.7	58.9	73.4	66.6
津門	71.1	77.6	74.9	34.9	72.4	76.9	54.5	69.7	66.5
大社	67.5	71.2	73.8	30.8	73.1	89.5	53.0	66.6	65.7
甲東2	65.4	55.6	67.6	38.3	78.5	87.0	60.9	68.2	65.2
芦原	88.9	71.4	50.0	62.5	62.5	75.0	25.0	85.7	65.1
北口	55.4	61.1	61.4	25.3	64.6	89.0	62.5	70.4	61.2
夙川	47.4	56.4	59.5	34.2	76.9	92.1	47.4	57.9	59.0
平木	66.7	53.5	50.0	26.7	80.1	85.8	53.4	53.5	58.7

市内問13

—

あなたが、今後西宮市に特に力を入れてほしいと思われるものはどのようなことですか。主なものを3つ以内で選んで○をおつけください。



【概要】

- ・力を入れてほしい行政分野として、最も多かったものは「高齢化社会への取り組み」で34.4%を占める。またこれに次いで「自然環境の保全」が22.6%を占めて2位、「公園、緑地など都市緑化の推進」と「公害対策（騒音、水質汚濁、大気汚染など）」がともに18.7%を占めて3位、「防犯、交通安全対策」が17.8%を占めて5位にある。
- ・平成3年度および平成9年度市民意識調査の結果との比較では、1位「高齢化社会への取り組み」、2位「自然環境の保全」、3位「公害対策（騒音、水質汚濁、大気汚染など）」の枠組みは基本的に変わっていない。ただし、3項目とも平成9年度調査よりポイントを落としている。
- ・同様に減少傾向にあるものとしては、6位の「道路・交通網の整備」、9位の「健康管理対策と保健医療サービスの充実」、11位の「福祉施策の推進」、12位の「公営住宅等の整備」、14位の「市街地の整備・再開発」などがあげられる。
- ・これに対し、今回増加した行政分野は、5位の「防犯、交通安全対策」、7位の「ごみの減量化やリサイクル」、8位の「青少年の健全な育成」などである。

【属性別】

- ・全体1位の「高齢化社会への取り組み」は、50歳以上の女性や60歳以上の男性などの中高年層、公的住宅居住者、65歳以上者を含む夫婦のみ世帯の回答者などの支持を集めている。また被害状況が大きいほど増える傾向にある。
- ・2位の「自然環境の保全」は40歳代の男女で、3位の「公園、緑地など都市緑化の推進」は30歳代の男女や持ち家（マンション）入居者で、「公害対策（騒音、水質汚濁、大気汚染など）」は40～60歳代の女性で、7位の「ごみの減量化やリサイクル」は20～40歳代の女性で、それぞれ高い支持を得ている。

【コミュニティ別】

- ・全体1位の「高齢化社会への取り組み」は地区による大きな偏りはみられない。
- ・2位の「自然環境の保全」は、甲陽地区で45.3%を占めたのをはじめ、夙川、甲東1、苦楽園、生瀬、名塩地区など山間・山麓部や北部地域において支持を集めている。
- ・3位の「公害対策（騒音、水質汚濁、大気汚染など）」は、香櫨園、今津、瓦木、鳴尾3、春風地区など臨海部や交通結節点・製造業事業所等が立地する市街地において支持が高い。
- ・6位の「道路・交通網の整備」は、名塩地区で43.1%を占めるなど北部地域を中心に支持を集めている。

団体懇談会「阪神・淡路大震災をふりかえって」における団体からの提言

「団体懇談会」は、市内で活動している各種団体計31団体を「教育・文化・スポーツ分野」「地域・福祉・保健・医療・環境分野」「経済・労働分野」の3つの分野に分け、各分野ごとに1回ずつ計3回開催し、「阪神・淡路大震災をふりかえって」をテーマに率直かつ有意義なご意見、ご提言をいただいた。

<救援物資>

- ・救援物資が必要とされているところに届いていなかった。必要なところに行き渡るシステムが必要。
- ・救援物資の配給について、避難していない人も対象にするのかどうか基準を明確にするべき。
- ・救援物資と情報は重要。正確にきちんと届くようにしてほしい。
- ・災害時には、救援物資が大量に送られてくるが、受け取る側も大変である。必要なものをこちらから公表するまでは送らないでほしい、と情報発信することも必要。

<避難所>

- ・避難所経営について、教職員は何をすべきか知らされておらず、今度震災があったらうまく対処できるのか不安。学校の再開についても考えておいてほしい。
- ・緊急時の避難所、仮設住宅用地として学校を利用したが、本来は教育の場なのだから、使用については日頃から教職員との間に十分なコンセンサスを持っておく必要がある。
- ・家は無事でも不安で避難所にくるといふ例もあり、こうした心理に対応する場は必要。避難所でも自立をサポートするような支援方法を考えていかなければならない。

<避難勧告>

- ・避難勧告の広報を聞き、該当街区以外の人でも不安にかられて避難し混乱を招いた。きちんと掌握して広報してほしい。

<仮設住宅>

- ・はじめに仮設の住民と地元との間で、迷惑をかけない旨の取り決めをしておくべき。

<その他行政の役割>

- ・市民生活の安定に努めることが行政の一番大事な役割。市民の自助努力を進めるため、水、電気、通信、交通、医療機関などの確保に努め、その中で復興の順序やスピードを考えていくべき。
- ・被災者に食糧や住む場所が行き渡るようにしてほしい。
- ・水の確保が重要。
- ・被災者の健康管理などのため健康保健活動を行ってほしい。
- ・市内各所に医薬品を備蓄してほしい。

<ボランティア>

- ・ボランティアに依頼する内容は十分に必要性を確認し、無駄な活動を頼まないようにすべき。仕事の内容について、ボランティアの意見も採り入れられるとよい。
- ・ボランティアとして訪れた市外の芸術家が、芸術活動ではなく単純な労働力奉仕に従事していた。日常の芸術文化活動はもちろん、災害時の連携、受け入れの方法を考えておくべき。
- ・ボランティアが各々の目的に沿って活動できるような仕組みをつくるため、情報のキーステーションの整備が必要である。
- ・ボランティアを受ける側のマナーが悪い。

- ・震災時には、自分の面倒は自分で見られる自己完結型ボランティアが大勢訪れたが、今後はボランティアの受け皿を整備すべき。平時は公園や公民館、非常時は宿舎としてリバーシブルに使えるもので、通信情報インフラが使用できる環境も必要。
- ・ボランティアと行政との役割分担を整理すべき。

<心のケア>

- ・心の病気は今なお続いており、その点で震災はまだ終わっていない。
- ・調査によると、心のケアを必要とする子どもは多い。できるだけ早く元の状態に戻してあげることが大事。
- ・スポーツが心のケアにもたらす効果について、もっと理解してもらう必要がある。

<情報連携>

- ・全分野にまたがる災害時の情報の集中集約センターを設置する。個人の安否や手伝えることなどの情報を登録、収集もできるような、双方向機能を持った情報の交通整理の場が必要。
- ・市民にとっては、情報をどこに問い合わせよいかかわからず、身近な団体等に聞いてくることも多い。市役所だけに情報を集中させるのではなく、自主防災会などを中心に、地域の発信基地となるきめ細かなネットワークをつくっておくこと。
- ・自主防災会は、自治会単位になっており数が多いため、会長が家を離れた場合や、交通や電話が遮断した時のことも想定して、市との連絡方法をきちんと決めておく方がよい。
- ・災害時に、公民館、市民館に問い合わせ窓口ともなる対策本部を置くとよい。
- ・テクノロジーを活用して、どこで何が行われているのか、市民が次にどう動けばいいか、すぐわかるようなシステム整備を。
- ・プライバシーに留意しつつ、地域の障害のある人、高齢者の居住情報などを集め、各々に必要な情報を発信する。情報の共有と個人レベルでのマニュアルづくりが必要。
- ・さくらFMを利用して、団体からの情報も放送できるとよい。
- ・自主防災会の加入団体が偏らないよう、どの団体に対しても情報公開を進めてほしい。

<マニュアル>

- ・緊急時のマニュアルづくりと情報網の整備が問題である。早期に対策本部をつくり、場所の確保と情報網の確立に努め、迅速な意思決定、現場への権限委譲、役割分担の明確化を行い対応すること。
- ・市役所が無事でなかった場合の対応策を考えておかなければならない。
- ・幸い今回は火災が少なかったが、火災が発生したらどう対応するのか想定しておくこと。
- ・情報伝達の手段、危機管理の具体的な方法について考えていくことが必要である。
- ・平素から危機管理意識を持つとともに、震災の教訓を後世に引き継ぐことが必要。
- ・年1回行政と団体が集まり、防災マニュアルの確認、検討を行うべき。

<防災訓練>

- ・災害時の初動段階に活用できるよう、市民団体も含めたアクションプログラムをつくり、シミュレーションをするとよい。
- ・近隣県との相互の補完、交流に取り組み、シミュレーションをすべき。
- ・普段から隣近所で役割を決め、防災訓練を行うことで、日頃のつながりをつくっておくとよい。
- ・災害時にルールをきちんと守るよう、平素から市民を指導する必要がある。
- ・自治体の職員は、スムーズな救援活動ができるよう、実際に被災地に出向き、自分の目、耳で体験するとよい。

<地域単位の防災>

- ・震災直後2～3日までは、地域レベルでの救援活動が行えるよう、緊急食料、救援用具の保管を行い、平素から地域で危機意識を持ち続けなければならない。市はハードや衛生面など全市レベルのことを担当し、地域は物資の配給などを行うという役割分担を考えていくべき。
- ・自分たちの命は自分たちで守る、という共生の思想にたち、地域の人的資源を活用する必要がある。窓口は一元化して、役割意識を明確にしておく。
- ・現在、地域でコープこうべと緊急時の物資供給契約を結び、防災訓練も行っている。こうした平素からの備えが大切。

<復興>

- ・市の中に災害時に当初のことだけでなく先のことを考えるチームが必要。
- ・行政では、いつもハード面の整備を先にし、精神的な面は後回しにしていたように思うが、両方とも並行して取り組んでいくべき。
- ・上甲子園公民館の建て替えが延期になっているが、学文公民館より先に、早期に実現してほしい。
- ・子どもの心の復興のためにも、個人補償が必要。

<街の魅力>

- ・どうやって収入を図り、サービスを提供して安心なまちづくりを進めるのか考え、できること／できないことを明らかにするべき。他の都市との差別化を図ることが大事で、その点で「安全」を焦点にするのはよい。

<防災>

- ・活断層などを含めた地盤や液状化現象の調査、情報提供などが大事。
- ・貯水槽を今後とも積極的に取り付けていくべき。
- ・消防車の入れないような地域にも何らかの対策を講じてほしい。
- ・河川の木の手入れや清掃もされておらず、いざというときに危険。
- ・技術の進展に対応した防災体制を考えていくべき。

<住宅>

- ・公営・民間マンションを合わせると、住宅を失った被災者数以上の住宅ができているのではないか。民間住宅の値段も下がり、古いマンションは空き家になっている。公営住宅をつくるのにもお金がかかるのだから、よく考えるべき。

<交通>

- ・災害時の医薬品の搬入経路がない。道路事情も悪く、何か交通経路を確保してほしい。
- ・西宮大橋が通行止めになり、西宮浜の事業所の従業員が皆今津から通勤したため混雑した。人道橋の車両通行は地元と折り合いがつかなかった。今後、通行の問題を考えていく必要がある。
- ・震災時に六甲神楽線（現大沢西宮線）が抜け道として広まってしまい、今なお混雑している。また六甲神楽線と阪急甲陽線との交差点が危険である。

<高齢者>

- ・住環境の変化についていくことができず孤独感を感じる高齢者もいる。高齢者に対する施策を考える際には高齢者の習性、意識の多様化も考慮してほしい。
- ・当時、給水は中学校区に1カ所と決められていたが、遠くまで汲みに行けない高齢者のことも考えて給水体制を見直すべき。（注：当初中学校区に1カ所でスタートし、必要に応じて給水地点を追加した）

<障害のある人>

- ・総合福祉センターの新たな用途を考えていくべきである。
- ・復興アンケートの対象者は無作為抽出だが、できるだけ多く障害のある人、高齢者も含めた多様な立場の市民の声を拾ってほしい。

<産業振興>

- ・商店街、市場は震災だけでなく不況の影響もあって疲弊している。「文教住宅都市」という都市目標はよいが、今後もこのままでいいのかどうか。将来、高齢化が進み、財源が必要になった時に産業が調達先の1つになる。事業者も自助努力をしているが、市の産業施策が足りない。産業振興について行政と民間の役割分担をはっきりさせるべき。
- ・阪神高架、阪急西宮北口など、ここ5年ほどで市の様相が変わる。ビジネスチャンスをやってつかむか考えなければならない。
- ・阪神より北、JRとの間にもっと商業ビルがあれば活気が生まれるのではないか。
- ・企業にとっては、西宮は居づらい。資本主義の弊害が問題化している今、よい方向に変わりつつある企業もあるが、居心地のいい環境を提供しなければ西宮から出ていってしまう。具体的なメリットを提案していくべきである。
- ・「住宅都市」は表の顔としてよいが、台所を担う産業のことも考え、トータルの都市プランを考えなければならない。
- ・阪急西宮北口駅周辺は、商売をしたいと思わせるようなソフト展開をしないと事業者は寄ってこない。商売を発展させるためには、ソフト面の取り組みが必要。例えば、海岸線に人が集まり、お金を落としてくれるようなまちにするにはどうしたらいいか、市からも提示してほしい。
- ・鳴尾浜の埋立地を県が分譲中だが、県の仕事だからといって知らぬ振りをするのではなく、市も企業誘致に関わってほしい。

<環境>

- ・普段から、「エコ&セイフティ」の視点を持って、自然のすばらしさ、厳しさを考え、西宮の自然環境について調査、広報することが必要。団体としても協力したい。

<団体連携>

- ・震災当時、団体同士の連携がなかった。行政には日頃から団体活動を把握し、災害時の各団体の活動を支援してほしい。
- ・いざというときに協力しやすいよう、日頃から団体の顔合わせの機会があるとよい。
- ・行政内に専門家をおき、団体等との連携を深めてほしい。
- ・日頃から、事業者と行政とのコミュニケーションを大事にし、いい関係を持続することが必要。

<日頃の地域のつながり>

- ・災害時にはまず自主防災会としての活動、そして避難所での援助等、その次には心のケアなど、取り組みは多い。このようにいざという時の活動を支えるために、日常的な地域のつながり、子ども、高齢者との交流を深めることが大きな課題。
- ・まずコミュニティの土台をしっかりとっておくことが必要である。災害時も含めて、地域住民が一つの輪の中で活動できるようなコミュニティの豊かさを高めることが大事。
- ・自治会の機能がしっかりしているところは救援物資の配布などがスムーズだった。地域のコミュニティづくりが大事。行政にも支援して欲しい。
- ・連帯感、助け合いがあればさらにスムーズに対処できたのでは。常日頃からの助け合いの精神が大切。

<民間活用>

- ・市民をはじめ行政の持つ知的インフラを活用して行くべき。
- ・財政難を逆手に取って、遊休地を民間、とりわけ若い人に活用させるとよい。委託は小さなことからでも進めていくべき。
- ・公有・民有地の空き地活用を考えるべき。平時は広場として確保しておき、災害時には救援活動センター、ボランティアのテント村として活用できる。

<財政>

- ・財政難について、市民がもっと関心を持つことが大事である。行政はお金を出さずに団体の力を活用することを考えるとよい。
- ・たとえ予算がなくても、自分たちで何ができるかを考え、どうしようもない部分だけを市に頼るといふ団体の姿勢も生まれつつある。その点で、予算編成時に市と団体との協議の機会をもてばよい。
- ・行政は単年度主義であるため身動きがとれないところがある。国に特別措置を申し出るだけの勇気、批判も含めて評価を受けるだけの覚悟を持ってほしい。

復興に関する市民・職員の意見

「復興に関する市民・職員の意見」は、平成12年5月10日（職員は8日）～31日までの間、「震災復興の取り組みの中で思ったこと、気づいたこと」をテーマとして市政ニュース等で応募を呼びかけたところ、13名の方から31件の提言をいただいた。

<被災支援>

- ・家屋の被害査定の評価基準があいまいだった。基準は一定にすべき。
- ・義援金は、持ち家の有無にかかわらず全半壊の人に支給されたが、補修費などの負担の多さを考えて基準を見直す必要がある。
- ・被災程度が軽いにもかかわらず、避難所でサービスを受けようとする人に対して指導する必要がある。

<仮設住宅>

- ・仮設住宅の建設はもっと早く着手するべき。

<住宅>

- ・災害や火災の際、化学物質汚染により子ども達を危険にさらさないため、化学物質をできるだけ使わない建築資材を使うよう条例で決める。シックハウス症候群の原因になるような内装材だけでなく、外壁、断熱材などを全て点検する。
- ・高層住宅は震災時、水を運び上げられずに生活できなかった。過密住宅は間に樹木がなく、火災の際に類焼が早く危険だった。街並みを美しくかつ安全にするために、高層の建物や過密細分化建て売り住宅を許可しないこととし、土地に合った樹木を積極的に植える。
- ・安全性に問題がある半壊マンションだが、住民全員の合意が得られず震災直後のまま解決していない。マンションを離れた多くの住民は二重生活を強いられ、苦しい生活を余儀なくされている。安全なまちづくりのためにも、当事者の自助努力だけでは解決できないマンションの住民の合意形成に向けて市が調整・仲介に取り組む必要がある。
- ・（同様にマンション再建について）自分が復興から取り残され忘れられていると感じる。市が安全で住みよいまち、環境に恵まれたまちを目指す中で、このような例が存在しているのが現実であると知ってほしい。

<心のケア>

- ・今後は、PTSDなど子どもの心のケアが必要。
- ・生活面で復旧した今、「心が癒されたい、安らぎたい」と切実に願っている。全市民が自由にいい音楽が聴けるように、市役所などの人が集まるところに大型のオルゴールを設置し、「憩いの広場」とする。演奏会を開催するより安価ですむ。

<水の確保>

- ・小学校、公民館では地下水をトイレ用水として利用するべき。
- ・日常は水道として、非常時には飲料水等として使用するため、100㎡以上の大型タンクの埋設を進め、高齢者が水汲みしやすいよう、市域を今よりも小さなブロックに分けて各ブロックに1カ所ずつ設置されるようにする。

<道路>

- ・避難先から元の家に通う際道路が不便で困った。山手幹線武庫川橋の早期完成を。

<防災対策>

- ・ 救援物資配布や臨時診療所等の広報を航空機を利用して行うことが必要。
- ・ 市外に避難した被災者を把握するため、避難先を市で登録する必要性を痛感した。市外被災者の救援物資の受領は皆無に近かった。
- ・ 広域避難地として、満池谷墓地一帯の安全性を確認すべき。
- ・ 水害の予想のため、雨量情報表示盤を、阪急電鉄以北の各校区ごとに設置すべき。
- ・ 土地購入にあたって、断層のない安全な場所かどうかわからず困った。断層図を公表し、危険な土地には建物、道路をつくらないことにしてほしい。既にあるものは移動してほしい。

<環境>

- ・ 燃えないごみの収集は、最初からビンとカンを分別して収集する方がよいのではないか。

<公園>

- ・ 公園は、避難場所、仮設住宅の建設用地として災害時に役に立った。また、緑豊かな公園は、市民の憩いの場所としても役に立つものである。住民の多く住む、住宅街、繁華街の中心地に公園を増やし、それが震災の教訓を生かしたまちづくりの結果である、と言い残せるようにしてほしい。
- ・ 震災記念碑公園の芝生が荒れ果て、手入れもされていない。また、紙屑や煙草の吸い殻、犬の糞などが落ちている。公園をつくるならその後の管理、手入れまできちんとしてほしい。

<まちづくり>

- ・ 近隣の市町村合併に負けないよう、芦屋市と合併して、南北交通のためのトンネルや地下鉄をつくることを検討してはどうか。
- ・ 阪急西宮北口駅周辺が高層化し青空が狭くなっていくようで寂しさを感じる。豪華な街並みも必要かもしれないが、駅を降りてほっとする街、心を癒してくれる街、コミュニケーションが行き届いた街、誰もが自然な笑顔で生活できる街を展開してほしい。
- ・ 西宮北口商店街は、童謡や懐メロやフォークが時間を知らせてくれ、人、自然、小動物の「いのち」を大事にするやさしいあったかい街であってほしい。

<その他>

- ・ 市役所の若く優秀な職員が活躍できる環境づくりをすべき。
- ・ 被災地に派遣し、早期復旧を手助けするため、的確な判断、修繕を行い、後で不明な点を残さないといった基本的なことをできる人材の育成が必要。例えば、水道復旧の分野では、使用材料や気象条件に明るい人材の養成、文書作成方法の画一化等。研修を行い、数名程度確保しておく。マニュアルができれば尚よい。
- ・ 時間を軸にして苦情の整理と分析を行い、処理対策やマニュアルづくりをしておくことで、労力の軽減を図ることができる。
- ・ 市役所の各職場での反省会が必要であった。
- ・ 震災時、事務服を着用していない職員が多かったが、服装の規律をきちんとしておくべきであった。
- ・ 震災から5年余りが経ち、「喉元過ぎれば暑さ忘れる」の諺通りに、平穏な生活に慣れると危機対策も怠りがちになる。震災後に新しく建てられた軽量住宅も、同じような工法の住宅ばかりで無機質である。

報道関係者懇談会での意見

「報道関係者懇談会」は、震災当時に西宮市政記者クラブに所属していた記者4名が参加して平成12年11月1日に開催されたもので、記者の目から当時の状況を振り返るとともに、今後に向けた多様なご提言をいただいた。

<コミュニティ>

- ・西宮は完全な都市部ではない分、消防団の活動などコミュニティの結びつきが初動時に行政をサポートした。
- ・今回の震災では行政も被災者であり、震災当日に市役所に参集した職員は半分もいなかった。行政や警察なども被災した場合の地域の立ち上がりが大切だ。
- ・同時多発災害の場合は行政機関もあてにできず、救援活動などは地域コミュニティにかかっているという教訓を生かして対策を考えるべき。
- ・隣近所のつきあいが希薄になったとはいえ、非常時には隣同士の助け合いが非常に大きいという教訓を防災計画に反映すべき。日頃から自治会より小さな規模でコミュニティづくりを進め、行政は機材などのサポートをすればよい。
- ・西宮に残っている地域の結びつきを大切にしてほしい。挨拶程度のつきあいでも十分。
- ・西宮には向こう3軒両隣という意識、古きよき意識がまだ残されている。これを生かして地域ごとに組織化し、災害時の対応を訓練していくとよい。
- ・これまでつくられてきたコミュニティが被災者の転居により崩れ、地域の結びつきがなくなってしまうところもある。放っておけば都市近郊のニュータウンと同じ問題が生じる。一からコミュニティをつくるという困難な取り組みに行政がどうコミットしていけるかが課題。コミュニティを育てるために、震災の教訓が役立つのではないか。

<広域連携>

- ・危機管理にはまず確実な情報の入手が第一。もっと空間を利用して、空からの情報収集なども検討すべき。ヘリのチャーターなども広域行政の連携を生かせば可能では。
- ・活断層の情報を広域的に連携して公開すべきだ。私権の侵害という面から公表に抵抗があるのもわかるが、実際に住んでいる住民のためにも公表すべき。
- ・危険情報はもっと公表してほしい。
- ・活断層は国レベルの問題だが、行政は避難所になりそうな公的施設を断層を避けて建てる必要がある。
- ・救援物資や避難所の問題について、災害時には自治体の枠にとらわれずに広域的に対応するシステムを考えるべきだ。
- ・市レベルでは近隣同士で連携し、国には資金とハードの援助をしてもらおうとよい。

<避難所運営>

- ・避難所設置が長期化した場合のプライバシーの確保が大きな問題。
- ・今回の場合は避難所というより仮設の集団生活のようなもの。避難者数が多いと避難者の自活が求められるためリーダーが必要となる。今回はリーダーの自然発生を待ったが、もっとシステムティックで迅速な対応が必要。
- ・全国から送られてくる救援物資を一元処理するシステムがなく、結局仕分けが間に合わずに捨てたものもある。情報の基地局をつくり、避難所に無線機を配置して互いに情報交換しながら配送する体制をつくる必要がある。
- ・ITを活用すればよい。避難所の情報収集・発信システムをつくることによって問題解決できるのではないか。
- ・避難所、ボランティアなどの情報を集約する窓口をつくり、ボランティアや救援物資の配備を遠隔操作すればよい。

- ・ 救援物資については、報道機関を通じて必要なものを発信したが、被災者のニーズがどんどん変わり、送られてくる物資がニーズについていけなかった。

<住宅施策>

- ・ 応急仮設住宅の入居を弱者優先にしていたため、仮設が弱者ばかりになってしまい、コミュニティの形成上問題があった。
- ・ 応急仮設住宅は、自立を前提とした仮住まいという性格のものなのに、今回は解消に5年近くもかかった。むしろ、並行して住宅再建支援などの自立を促進する施策を行うべきだった。
- ・ 民間住宅の家賃補助で被災者を支援するという選択肢もあった。これなら自力再建した人も支援対象になる。家賃補助をしなかったことと、元の場所でのプレハブ建設を支援しなかったことが一番の違い。公営住宅も10年後、空き家になった時が課題。
- ・ 復興住宅も2階建てハイツのプレハブ住宅で対応しておけばよかったのではないかと。孤独死も減っただろうし、耐久性はなくても将来の空き家負担にならずにすんだはず。
- ・ 仮設住宅は2年ほどでつぶされたが、補強すればもっと使える。残して活用するなど、状況に応じてバリエーションを認める制度が必要で、杓子定規に対応すべきでない。特にケアハウスは今の住宅事情に合った新しい住宅施策であったのに残念。

<防災体制>

- ・ 道路構造物や建築物の被害の原因が究明されていない。予想を上回る震度だった、では済ませられない。震災後、JRのコンクリ剥離問題などもあり、本当に大丈夫なのか、という気になる。
- ・ 今回の震災で高速道路も万全ではないことが判明しているにもかかわらず、他府県の防災計画で高速道路は無事という前提でつくられているものがあり経験が生かされていない。
- ・ 建築基準法が地盤の違いを考慮しておらず、地質にかかわらず一律に同じ基準で扱っているのも問題。この観点からの検証をして地質を情報開示することが必要である。建築基準法の改正は難しいが、被災地として条例整備をすればよい。
- ・ 震災から5年経った今、行政が教訓を生かしてどんな施策をしているのかが重要。当時の反省にたって、ライフライン情報を一元化し、災害時にすぐ対応できるような仕組みづくりを行政が主導するなど、震災の経験を生かす方策を考えるべき。
- ・ 海外の被災経験のある都市と友好都市提携をして、ノウハウを教えてもらってはどうか。
- ・ 幹線道路については、中央にある安全ベルトを取り払って通行できるようにするべきだ。

<職員の意識>

- ・ どんなにいい条例が制定されていても、運用する職員や市民の意識が問題で、鳴尾で起こった水門の閉め忘れなどがいい例。震災の経験があるのだから、防災の先駆都市となる意気込みでのぞむべき。行政職員は、震災から5年が経過した今もお市民は痛みを引きずっていることを知るべきだ。
- ・ 市民と話をする機会をもっと設けるとよい。
- ・ 厳しい財政状況というマイナス要因を踏まえ、発想を転換して防災などの面で全国の自治体をリードする先進都市を目指すべき。そうすれば、市民も震災の教訓を生かすという行政の取り組みを言葉だけだとは思わないはず。職員には1人1人にこの震災経験は財産なのだと感じてほしい。
- ・ どうしても、もう大丈夫という気持ちが出る。5年を機にもう一度総点検すべき。

<防災教育>

- ・ 危機管理意識をもたらし、ボランティア精神が広がった、という点ではいい意味での契機となった反面、皆が車を使ったため、救助救援に支障が出るなど、被災者の身勝手な行動が問題になった。日ごろから災害時にとるべき行動について啓発する必要がある。
- ・ 地震のある場所で生活しているという心構えを日ごろから持たなければならない。

<市街地整備>

- ・住宅の近くにガスタンクや原発施設などの危険施設をつくるなど、まちづくりに問題がある。空き地があればなんでもつくってしまう傾向を変えるべき。
- ・電車に乗っていても区別がつかないほど、西宮の街並みの特徴がなくなっている。西宮らしい街並みづくりに力を入れていくべきだ。
- ・景観の面から言うと、マンションの乱立は好ましくない。
- ・区画整理や再開発では、どんな人が住むどういうまちにするのか、というビジョンがわからない。行政が人の暮らしを無視した地域性のない区画整理原案を出したため、住民から反対されたこともあった。市街地整備は机上の線引きではなく、職員は住民の顔を見て、地域のことを知らなければいけない。

<災害時の広報>

- ・市役所に来なければ情報が得られないなど、当初の広報体制に問題があった。例えばまちの規模が小さい三宅島は、島内放送で対応できたが、西宮の場合は新聞やテレビでも神戸のことしか取り上げず、情報がつかめなかった。
- ・（災害時の報道機関と市との連携について）当時、震災掲示板をつくったが、西宮だけでなく神戸・阪神間共通の紙面なので、全ての情報を載せるのは不可能だった。ただ、被災者の関心は高く、折り込みで西宮限定版をつくる案もあった。しかし、新聞ではテレビほど迅速に情報伝達できないという問題はある。一方で、地域ごとにインターネットを活用できる人に情報の収集・発信者となってもらい、自主防災組織と連携して行政が情報を流すシステムをつくるなど、行政自身の取り組みも重要。
- ・鳥取地震では携帯電話の利用が集中して使えなかった。新しいものも含め、それぞれのメディアが棲みわけをしながら、相互に限界を補完できるよう、前もって準備しておくことが必要。社や系列、メディアの種類が違って連携できるのではないか。メディア同士の連携とインターネットなど個人の発信があれば情報を伝えられるはず。
- ・具体的な手法としては、公民館で地域の情報を集約できる設備を整え、パソコン画面を大型プロジェクターで映し出せば、高齢者でも情報を入手できる。災害時だけでなく、普段も活用できるようにしておけばよい。公民館に限らず、情報環境の整備が進んでいる小学校でもよい。

第4部 評価と課題

第4部では、震災復興計画の主な項目について、震災から今までに市が行ってきた取り組みの評価と、今後に残されている課題について、学識者会議で出された意見等を踏まえ、整理している。

1章 市民生活の安定、支援	239
2章 安全で安心できるまちづくり	243
3章 産業の振興	244
4章 魅力ある地域社会の創出	245
5章 環境と調和した、美しいまちづくり	247
6章 市街地の復興	248
7章 行財政運営等	250

震災から6年が経過した今日、被災した市民の懸命な努力と、被災地内外の様々な支援により、本市の復興は着実に進んでいる。

都市基盤の整備、住宅の量的確保が進むとともに、応急仮設住宅入居者の恒久住宅への移行も完了し、応急仮設住宅の撤去と用地の原状復旧も終了した。さらに、人口も震災前を上回るまでに回復している。

しかし、被災者の抱える課題は、家賃や住宅ローンなどの経済的負担とともに、新しい住まいでの生活に伴う問題や、心のケアをはじめとする健康上の問題など、時間の経過と共に、個別化・多様化してきている。

1章 市民生活の安定、支援

～住宅の確保・再建支援、福祉・保健・医療の充実、防災の体制づくり

1. 住宅の確保・再建支援

①住宅の供給

【評価】

震災により、住宅の滅失戸数31,093戸（公費解体処理件数）という甚大な被害を受けたため、住宅復興3カ年計画を策定し、失われた住宅の早期回復に努めた。

災害公営住宅等の公的住宅は、計画戸数10,800戸に対し、供給戸数は7,522戸となった。このうち災害公営住宅及び再開発系住宅は計画戸数3,100戸を266戸上回る3,366戸を供給したが、特定優良賃貸住宅及び公団・公社住宅は大量供給された民間賃貸住宅との競合を避けたことにより計画戸数7,700戸に対し4,156戸にとどまった。しかし一方で、民間住宅の建設が集中的に進められたことから、公的住宅と民間住宅の合計で見ると、震災前の平成5年には167,830戸であった住宅総数が、平成10年には194,760戸と急増しており、量的には十分な住宅が確保されたと言える。

災害公営住宅については、応急仮設住宅入居者を優先的に入居させたため、仮設住宅の建設を待たずに民間住宅に入居した被災者や自力再建した被災者から、支援に格差があるという苦情などが寄せられた。また、被災者の希望する場所に住宅を提供できなかったり、希望する広さを満たしていないなど、被災者のニーズに合った住宅供給ができなかったという指摘や、優先入居によって災害公営住宅の入居者層に偏りが生じ、コミュニティ形成上問題があった、などの指摘もなされている。

このような大規模災害時の住宅確保の方策として、今回のように大量の公的住宅の供給を主とするのではなく、民間賃貸住宅の家賃補助を充実すべきであったのではないかと、この指摘もなされている。

民間住宅については、震災直後の全半壊世帯数のデータから住宅の再建戸数を推測することは困難であり、結果的に予想を上回る供給が行われた。これは、本市の利便性のよさなど地理的条件は言うまでもなく、長年培ってきた文教住宅都市としてのイメージが高く評価されたことに加え、全国的な地価の下落傾向や震災による土地利用の変更などによるところが大きいと考えられる。こうして民間住宅の建設が進んだ結果、平成12年の国勢調査では本市の人口は震災前を上回る438,129人となり、今なお増加を続けている。

なお、大規模な自然災害被災者への公的支援の道を開いた「被災者生活再建支援法」の附則において予定されている住宅再建支援制度の立法化については、平成12年12月に国の検討委員会から「公的支援を含めた共助の制度を検討する必要がある」との報告がなされている。

【課題】

平成10年の住宅総数194,760戸のうち、仮設住宅を除く空き家が29,668戸となっており、平成5年の空き家数17,330戸の1.7倍に上っている。この空き家が今後のまち全体に与える影響を注視していかなければならない。

また、マンションなど民間住宅の大量供給による人口の急増により、新たな行政課題も生じているが、今後の動向を把握し、まちづくりへの影響を見極めていくことが必要である。

このように、震災による状況の変化を踏まえ、今後の住宅政策の基本方針を整理し、本市の住宅政策を進めていく必要がある。

また、新たな住宅再建支援制度の立法化については、被災者にとって真に役立つ制度が創設されるよう、被災各市と連携をとっていく必要がある。

②入居者の生活支援

【評価】

震災で家財等の資産が消滅し、家賃負担能力が著しく低下した被災者のため、災害公営住宅等の家賃を入居者が無理なく負担できるよう、現行家賃を減額することとし、低所得者には5年間一層の家賃低減を行っている。平成12年3月末現在、2,319世帯が対象となっている。

一方、民間賃貸住宅については、阪神・淡路大震災復興基金により家賃負担軽減が行われており、平成12年3月末現在の本市における受給者数は2,134世帯にのぼっている。

【課題】

災害公営住宅の家賃低減については、住宅の供給開始から5年間となっており、最も早いものは平成13年9月で打ち切られることとなっていた。しかし、全国的な景気低迷による雇用情勢は依然厳しく特に被災地においてはより深刻なことから、助成期間の延長、供給開始日ではなく入居開始日からの運用、対象の拡大など制度の充実が求められている。この状況から、国においても、現行の基準を見直した上でさらに5年間期間を延長する方針が出された。

阪神・淡路大震災復興基金の民間賃貸住宅家賃負担軽減事業については、現在平成13年度末までとなっている補助期間の延長について、県に要望を行ってきた結果、一定の要件により平成17年度までの延長が予定されている。

2. 福祉・保健・医療の充実

①地域福祉活動の推進

【評価】

被災者の恒久住宅への移行に伴い、住民同士の助け合いを基本として、民生委員・児童委員、保健婦、栄養士、生活援助員、生活復興相談員、ボランティア等の支援者ネットワークによる地域の見守り体制の中で安否確認、相談等の支援を行ってきた。中でも、災害公営住宅のうち296戸のシルバーハウジングを対象として派遣された生活援助員制度は、高齢者の生活支援に大きく寄与し、恒常的な施策として継続して実施されている。

また、社会福祉協議会を中心としたボランティア活動や見守り活動など地域での被災者支援も活発に行われた。

【課題】

被災者一人ひとりが生きがいを持って自立した生活ができるよう、地域活動の一層の推進やネットワーク化を図るなど少子・高齢社会における自助・共助・公助のバランスのとれた総合的なコミュニティづくりが必要である。

震災を機に設置された生活援助員制度については、今後、生活指導や相談といった「世話」だけでなく、地域コミュニティを育て、活動を支援するなど、さらに幅広い役割が期待されている。

今後は、行政だけでは対応しきれない部分を、地域を含めて高齢者や障害のある人等を支えらえるような体制づくりが必要、との見方があり、こうしたコミュニティの体制づくりが課題となっている。

②被災者のこころのケアの強化

【評価】

震災は、物質面だけでなく、多くの被災者の精神面にも大きなダメージを与えており、時間が経過しても被災者の精神的な悩みやストレスなどへの対応が必要となっている。

そこで、県が平成7年6月に開設したこころのケアセンターで、精神科医等による相談や応急仮設住宅等への訪問相談を実施してきたが、県事業終了後も本市が独自でこころのケアセンター事業を継続して実施している。

【課題】

今後も、「西宮こころのケアセンター」をはじめ保健所などにおいて、精神科医や保健婦等による相談・訪問事業などを続けていく必要がある。

一方、これまで行ってきた1人対1人の相談形式の取り組みだけでなく、地域を主体とした保健、医療、福祉の連携したサポート体制づくりなどの必要性も指摘されており、社会的な対応策を地域と共に考えていくことが求められている。

3. 防災の体制づくり

①防災体制の見直し

【評価】

風水害を中心にしてきた従来の地域防災計画を、震災後に全面的に見直し、新たに地震災害や海上災害についても想定した計画を策定するとともに、「職員行動マニュアル」を作成し、職員の迅速かつ的確な対応を図った。

情報通信機能では、災害時に速やかな情報入手と的確な対応を行うため、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムの整備のほか、気象庁と結ぶ震度計の設置など観測体制の強化を図った。また、コミュニティFMや携帯電話を活用した市民への情報提供も行っている。

消防局ではコンピュータ化した消防緊急情報システムの導入や医療機関との専用線の整備のほか、西宮浜に消防出張所を開設した。

また、市民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット「わがまちわが家の防災マニュアル」の全戸配布などを行っている。

【課題】

整備してきた体制が災害時に迅速、的確に機能できるよう、各種の防災訓練を定期的を実施するほか、危険箇所図の公開など、平時から防災意識を高めなければならない。とりわけ、各種の防災情報については、市民が入手しやすい方法で提供する必要がある。

また、今後も震災の記憶が風化することのないよう、震災の貴重な経験や教訓を被災市として情報発信し、後の世代に伝えて行くことが必要である。

②消防団及び自主防災組織

【評価】

本市の消防団は、1本部33分団731人（平成7年1月1日現在）から構成される全市を網羅した組織であり、ポンプ車や救助機材を常備していたことや、自然用水を取水した消火活動など日頃から訓練を行っていたことなどが功を奏し、延焼の拡大回避に貢献した。

また、震災を契機に、住民の自主的な防災への取り組みや地域における支え合いの重要性が再認識され、市としても地域住民による自主防災組織づくりを促進してきた結果、結成率は震災前の22.8%から、平成13年2月1日現在で75.3%に上昇した。

一方、今回の地震は早朝に起こったため、働き盛りの世代が在宅しており対応できたが、災害の時間帯によっては、子どもや高齢者だけが家に残り残されるなど、地域だけで対応しきれない場合も想定される。このため、事業所と協定を結んで消防協力隊を結成し、体制強化に努めているが、さらに市内10大学・短大の学生の力を生かすべきとの指摘もある。

【課題】

震災後、自主防災組織の組織率は上昇しているが、時間の経過とともに防災意識が薄れつつあることを踏まえ、緊急時に備えて、平時から地域の自主防災組織が効果的に機能するよう防災訓練などを進めなければならない。

また、消防団の活性化や、自主防災組織等との連携が課題である。

さらに、災害が昼間、夜間など様々な時間帯に発生した場合を視野に入れた防災体制をつくり上げる必要がある。

2章 安全で安心できるまちづくり

～都市の防災機能の強化、災害に強い建築物等の整備、誘導

1. 災害に強いまちづくりの推進

【評価】

都市の防災機能の強化を図るため、津門中央公園等を地域防災拠点として位置づけ整備するとともに、市域を20の防災ブロックに分け、各ブロック毎に備蓄庫や耐震性貯水槽等の整備を行ってきた。また、避難所となる学校体育館の電気容量の増量を行ったほか、避難所運営マニュアルの作成や、大規模災害時の状況に応じて避難所運営業務を教職員の職務とするなど、避難所の充実を図った。

震災後の区画整理による公園の整備や再開発ビルの整備にあたっては、耐震性貯水槽の設置や災害時に避難所として利用できる施設づくりを行うなど、平時だけでなく災害時にも別の形で利用できるハイブリッド性の高いまちづくりを行ってきた。

広域防災帯となる国道43号では環境防災緑地の整備が進められているが、国道2号沿道でも建物の不燃化の促進等により、災害時における防災性の向上を図っている。

建築物の耐震性を強化するため、公共建築物や民間建築物の耐震診断を行うとともに、「災害に強いまちづくり条例」を制定し、建物の耐震化、不燃化等の指導を強化している。

このほか、地盤に関する各種調査を行い、急傾斜地の崩壊対策事業や危険渓流対策などにより、危険箇所の解消に努めている。

また、災害、犯罪、事故のない安心して暮らせる心かようまちづくりを目指す「市民生活の安全の推進に関する条例」を制定したほか、新市街地でのコミュニティづくりを支援するなど、地域で取り組む安全なまちづくりを促進している。

【課題】

引き続き、防災性が高く、ゆとりある良好な生活空間の整備を進めるとともに、市民に危険情報をわかりやすく提供し、地域での安全、安心なまちづくりの取り組みを進めていく必要がある。

3章 産業の振興

～地域産業の再生・振興、新しい産業活力づくり

1. 被災した商店街・市場、事業所に対する支援

【評価】

本市の中小小売商業者は、従来から、景気低迷に加えて、集積力の弱さ、経営者の高齢化や後継者難などの問題を抱えており、また、商店街・小売市場はコンビニエンスストアや大規模小売店舗などの進出により厳しい状況に置かれていた。そのような中で震災に遭い、店舗数の減少などによる集客力の一層の低下が起こるなど、厳しい状況に拍車がかかることとなった。市は被災した中小事業者に対し、震災融資制度の創設やコンサルタントの派遣等の経営支援を行ってきたが、未だこの傾向を食い止めることはできていない。一方、震災により被害を受けた工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額は、減少したのち回復傾向にあるが、不況下にあつてなお引き続き厳しい状況にある。

【課題】

金融支援のほか、各種の支援について、実情に応じた対応が必要である。また、震災前からの構造的な課題を乗り越えていくために、販路開拓・PRへの支援、空き店舗対策、まちづくりと一体となった小売業の活性化など、構造改革を視座に置いた支援が求められている。

2. 新しい産業活力づくり

【評価】

阪神間の交通の結節点であり本市の都市核の1つと位置づけられている阪急西宮北口駅周辺では、市街地再開発事業等が進められており、県の芸術文化センターの建設も予定されている。再開発ビル内の大規模小売店舗と中小専門店舗の共存による新たな商業集積に加え、図書館やホール、ギャラリーなどの公共施設の配置により、人、物、情報の交流によるまちのにぎわいづくりと商業の活性化が期待されている。

阪神西宮駅南地区では市街地再開発事業が進められ、阪神西宮駅高架下に出店が予定されている大規模小売店舗とあわせて、地域商業の活性化につながることが望まれている。また、酒蔵地帯では酒造会社によるレストラン等の集客施設の整備や、大規模小売店舗の進出がみられ、臨海地域での新たな商業集積が進んでいる。

一方、新たな産業の創出を図るため、起業家の支援を行うとともに、「西宮の産業政策研究会」からの提言を踏まえ、コミュニティ・ビジネスや都市型観光の推進を図っている。

【課題】

都市核の整備に合わせ、さらに商業・業務・文化施設の立地誘導を進めるとともに、医療・福祉、生活文化、IT関連など今後の成長が期待される産業の集積を促進する必要がある。

また、学生や芸術家、事業者など市民のアイデアや技量、また酒蔵など地域の特性を生かしたイベントの開催に取り組み、まちのにぎわいづくりを創出していくことが課題となっている。

4章 魅力ある地域社会の創出

～支え合う地域コミュニティの形成、教育活動の充実、文化・スポーツの振興、コミュニケーション環境づくり

1. 市民同士の連帯、支え合いの広がり

【評価】

震災時、本市には10万人を超えるボランティアが集まるなど、人と人とのつながり、支え合いの重要性が再認識された。その後、学生ボランティア交流センターや社会福祉協議会のボランティアセンターを中心とした活動や、文化・スポーツなど他の分野でのボランティア活動が従来に増して活発に行われるようになった。

平成10年には、特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、行政と民間の中間領域を担う重要な存在として、NPOの活動が注目されるようになったほか、地域住民を主体とするビジネス形態をとって地域の課題を解決するコミュニティ・ビジネスへの関心も高まりつつある。

また、市民同士が連帯した支え合いによって、地域社会の「公共的領域」を担っていかこうとする気運が高まり、支援者のネットワークによる地域の見守り活動やグループ・団体の地域活動がひろがりを見せている。

以前からコミュニティ活動が盛んであった地域では、祭りなどのイベントを通して地域の一体感が高まっている。しかし一方で、西宮浜の新市街地など、震災後にできた新しいまちなどでは、コミュニティの立ち上がりが進んでいないところがある。

【課題】

震災直後に見られたボランティア活動の高まりは、6年が経過した今日、次第にうすれつつある。

震災により広がった助け合い、支え合いの意識を風化させることなく、さらに発展させるとともに、市民と共にまちづくりを進めていくため、従来からの各種市民団体に加え、NPOなどとの組織的連携も強化することが必要である。同時に、公民館や空き施設等を活用した地域のボランティア活動等の拠点づくりが求められている。

また、イベント等を活用したコミュニティづくりとともに、地域の課題解決に向けて、地域住民、ボランティア団体、行政、事業者等のパートナーシップを強化し、参加と協働のまちづくりを推進していくことが課題となっている。

2. 教育活動の充実

【評価】

震災により、子どもたちやその家族が多数犠牲になり、市立の87学校園の全てが損傷の大小はあるが校舎、体育館等に被害を受けた。また、市民への被害も甚大であり、59学校園が避難所となるという、学校教育はかつてない深刻な打撃を受けた。

全学校園は臨時休業となり、多数の避難者の対応に追われる中、学校教育の再開をめざし、行政、学校園、地域の連携した取り組みを行った。そして、避難者の理解と協力の下、順次学校園を再開し、2月20日には全学校園が教育活動を再開した。

震災後の教育活動を展開する中で、教育施設の早期復旧を図るとともに、予期せぬ震災の経験により、子どもたちの中には精神的なダメージを受けている例も多く、震災復興担当教員やスクールカウンセラーを配置するほか、精神科医によるコンサルテーションを実施し、被災した児童生徒に対する心のケアに努めてきた。また、追悼行事や防災訓練、副読本を活用した授業を行うなど、学校教育全般を通じて震災の体験や教訓を生かすため、防災教育やボランティア教育を実施してきた。

【課題】

引き続き、防災教育、ボランティア教育を進めていくとともに、現在課題となっているいじめや不登校などに対処するためにも、教育復興担当教員の加配を継続するほか、心のケアが必要な児童生徒への長期的・継続的な対応を実施する必要がある。

また、地域社会との連携を深めるため、「開かれた学校園づくり」を進め、地域の人々の協力を得た教育活動の展開を図っていく必要がある。

3. 文化・スポーツの振興

【評価】

震災後、新しいまちづくりの進む西宮浜に貝類館、公民館を整備したほか、阪急西宮北口駅南の再開発ビル内に中央公民館やホールを開設するなど、文化施設の整備を進め、市民の文化活動の振興を図ってきた。また、追悼コンサートなどの市のイベントだけでなく、市民が主催する文化イベントも多数開催されるなど、市民主体の文化活動も活発化してきた。

スポーツ施設については、震災で市の施設が使用できない間、市内の事業所が所有する施設の市民開放により対応した。

また、市内に10の大学・短期大学が立地する「大学のまち」として、平成4年からカレッジタウン西宮事業を進めてきたが、平成7年10月に本市で開催された「大学都市会議」において、交流拠点となる施設の必要性が確認された。

【課題】

引き続き、施設整備などの条件整備を進め、一層の市民の文化・スポーツ活動の振興を図るとともに、新設される大学交流センターを交流拠点としてカレッジタウン西宮事業を展開していくことが必要である。カレッジタウン西宮事業については、市と大学の連携、大学間の連携を進め、単位互換制度やインターンシップ制度などの連携事業も研究し、市民・大学・学生にとってメリットのあるシステムづくりへの道を探る必要がある。

4. コミュニケーション環境づくり

【評価】

インターネットや携帯電話の普及に見られるように、IT技術の急速な進歩は、市民の日常生活に大きな影響を与えてきた。また、こうした技術は震災時の市民のコミュニケーションの手段として大きく役立つ中で、障害のある人の情報収集などにも活用された。

本市においても、インターネットホームページの開設やコミュニティFMの活用など、災害時にも活用できる多様なメディアを日常的に使用し、情報提供を進めてきた。中でも、近年普及の著しい携帯電話を活用し、市からの情報提供に取り組んでいる。

また、学校におけるインターネット環境を整え、平時には教育に、そして災害時には避難所の情報収集に、それぞれ活用できるようにしている。

【課題】

引き続き、これらのメディアを活用して、コミュニケーション環境の充実を図って行く必要がある。そのためにも、機器の操作などについて市民を対象とした研修を行うなど、全ての市民がIT技術の利便性を享受できるよう努めなければならない。

5章 環境と調和した、美しいまちづくり

～環境との共生、うるおいのある都市景観の形成

1. 循環型都市づくりの推進

【評価】

地球環境問題への関心の高まりの中、循環型社会への転換を目指して、西部総合処理センターでのごみ焼却熱で発電を行い、場内電力を賄うとともに、余剰電力を電力会社に売却しているほか、市営住宅や学校園での雨水利用設備の設置や、津門中央公園でのソーラー発電設備の設置などを進めてきた。また、粗大ごみ展示・活用施設の整備をはじめ、ごみ減量・資源リサイクルの推進に努めてきた。

【課題】

自然エネルギーの利用を一層促進するとともに、ごみの再資源化については、今後、廃家電製品のリサイクルやプラスチック製容器包装の分別収集などを推進していく必要がある。

2. 環境学習、環境意識の啓発の推進

【評価】

地球環境問題に関する日常の取り組みについての普及、啓発を図るため、こども環境活動支援協会を設立するなど、次代を担う子ども達への環境学習活動を推進してきた。

【課題】

今後も、市民の自主的な環境学習活動をより一層広げるため引き続き支援を行う必要がある。また、市としてISO14001の認証を取得し、継続的に環境負荷を減らす努力を行う必要がある。

6章 市街地の復興

～市街地の面的復興整備、道路交通のネットワーク化等、港湾の整備、水と緑のまちづくり、河川・下水道の整備、水道の整備、墓地

1. 市街地整備の促進

【評価】

被災市街地の再生と、安全でうるおいのある都市環境の創出をめざして、特に被害の集中した地区を重点面整備事業地区に指定して土地区画整理事業や市街地再開発事業を進めてきた。

老朽住宅が密集していた森具地区、阪急西宮北口駅北東地区では、街並みが大きく変貌した。土地区画整理事業については、平均減歩率を10%以下とするなど減歩緩和の施策を行い、森具地区では地元のまちづくりの合意形成が比較的早くできたため、平成13年度中に換地処分を行い事業を完了する予定である。一方、阪急西宮北口駅北東地区は、範囲が広がったことや権利者が多数であったことなどから、現在事業中であるが、同地区の再開発事業では平成13年春には再開発ビルが開館する予定である。

阪神西宮駅南地区では、商店街が形成されていたが、被災に加え長期にわたる経済不況の打撃を受けているため、再開発事業がまとまったのは一部の地域にとどまっている。

JR西宮駅北地区の住環境整備事業は、順調に進捗しており、平成13年度中に事業を完了する予定である。

【課題】

引き続き、早期の事業完了に向けて、残された事業の推進に努める必要がある。

2. 住民参加のまちづくり

【評価】

震災復興土地区画整理事業地区を中心に、関係権利者により組織されたまちづくり協議会によって、市街地整備の市計画案に対する住民意見がまとめられ、これらの提案を受けた市が事業計画に反映させるなど、住民参加を取り入れながら事業を推進してきた。さらに事業地区の良好な住環境づくりを目指し、建築物の高さなどをルール化する地区計画案が住民合意のもとに作成され、市が都市計画として決定するなど、住民の主体的な復興まちづくりが進められてきた。

その他の既成市街地においては、地震後に起こった多数の中高層マンションの建設にあたり、周辺住民と事業者間で高さをめぐるトラブルが目立つようになり、各地域でまちづくり協議会が結成され、建築物の高さなどのルールづくりに向けた取り組みが進められた。平成13年3月末現在、復興事業地区2地区を含む11地区で地域特性に応じた地区計画が決定され、現在もこうした取り組みがいくつかの地区で進められている。

このように、震災後、本市では、自分たちの地区の生活環境は自分たちで考えるという住民意識がひとつの潮流になってきており、まちづくり協議会の取り組みに対して、ひょうごまちづくりセンターや市においてコンサルタント派遣やまちづくり助成などの支援を行っている。

また、こうした住民の住環境の保全に対する意識の高まりを受け、市も平成10年に全市的な観点から高度地区の見直しを行っている。

【課題】

まちづくり協議会は、地区的課題の解決を主眼にしていることから、広域的課題への対応が難しいほか、地区の合意形成においては、関係権利者へのアンケートでは7割程度の高い回答率はあるものの、総会、検討会への出席率が低いため、より活発な住民の参加が課題となっている。

こうしたことから、震災後、まちづくりの過程において芽生えた住民、専門家、企業、行政等が一体となった「協働のまちづくり」を、さらに支援していく必要がある。

3. 道路交通のネットワーク化等

【評価】

通過交通の回避や災害時の代替性を確保するため、広域幹線道路網の整備が必要である。このため、本市北部地域において、特に震災でその重要性が再認識された国道176号をはじめ阪神高速北神戸線の整備が進められている。また、市北部地域と南部市街地とを結ぶ西宮北有料道路の南伸事業が平成12年度より着手されている。

市街地内では、渋滞の解消や災害時の避難路の確保を図るため、国道2号、43号を補完して東西交通の重要な役割を担う山手幹線をはじめ、鳴尾御影西線、甲子園段上線などの街路整備を進めている。特に山手幹線では、国道171号以西700mについて地元住民と共にみちづくりを行い、平成11年9月に供用開始している。また、震災前より進めてきた阪神甲子園駅以西の連続立体交差事業は、平成13年3月鉄道高架が完成したが、平成14年度末の事業完了に引き続き、甲子園駅以東の事業化が図れるよう準備を進めている。

一方、区画道路については、土地区画整理事業等の中で整備を進めるとともに、4m未満の道路の拡幅整備を行ってきた。

【課題】

引き続き、広域幹線道路、地域内幹線道路などの整備とともに、阪神甲子園駅以東の連続立体交差事業を推進して行く必要がある。

4. 水と緑のまちづくり

【評価】

平時には市民の憩いの場となり、災害時には避難場所をはじめ延焼や土砂災害を防止することとなる緑や水辺の重要性が震災で再認識された。このため、地域防災拠点となる津門中央公園などの公園整備を行うとともに、南部市街地に隣接する自然緑地の保全を図る六甲山系グリーンベルト整備事業を促進してきた。一方、マリナパークシティのまちづくりや東川、仁川の河川改修において親水性のある空間整備を行ってきた。また、従来から阪神間の手軽なレクリエーションの場であった仁川ピクニックセンターについて、都市緑地保全法に基づく市民緑地制度により保全と利用を図ることになった。

一方、花と緑のまちづくりリーダーの育成や地域住民と共に行うワークショップの開催など地域での緑化活動の支援や、生垣助成、宅地内緑化助成など、民有地の緑化事業に取り組んできた。

【課題】

今後とも、防災性に配慮し、自然と調和したまちづくりを進めていくとともに、地域での緑化の推進に努める必要がある。

7章 行財政運営等

～財政状況、行財政改善の取り組み、国・県への要望

1. 財政状況

【評価】

市税収入は、震災による大幅な減少は回復したものの、景気低迷による落ち込みが続いている。震災復旧・復興事業に要した費用は6カ年で3,863億円にのぼり、その財源として借入れた地方債が1,571億円を占めており、平成11年度には222億円に達した償還費がさらに今後増加する見込みである。このように、本市の財政状況は極めて深刻かつ危機的な状況にある。

【課題】

保育所の不足など人口急増に伴う行政需要に対応するとともに、高齢化や環境問題など、これからの様々な課題に的確に対応していくため、本市の財政危機を早期に克服する必要がある。

2. 行財政改善

【評価】

これまで、厳しい財政状況のもとでの緊急対応として、平成8年度より2次にわたって行財政改善の取り組みを進めてきた。この中で、人事給与・組織の見直しや、民間活力の活用など事業・施策の見直し、内部管理経費の節減など財政の効果的・効率的な運営等に取り組んできた。

しかし、財政危機に対して効率的な運営に努めるだけでなく、この機会にIT化の導入や民間活用、市民参加の推進など、行政運営そのもののあり方を見直すべきであるとの指摘が出ている。

【課題】

今後も、徹底した行財政改善の推進など、最大限の自助努力により、財政の危機的状況を克服するとともに、IT化の推進などによる事務の効率化を図る必要がある。また、一層の市政への市民参加を推進するため、情報公開を積極的に行うとともに、市民の意見を幅広く聴取し施策に反映する仕組みづくりが求められている。

3. 国・県への要望

【評価】

この度の震災は、一市町のみで対応できる規模をはるかに上回る大規模災害であり、県はもちろん国の対応が必要であった。このため、国においては、阪神・淡路復興対策本部が設置され、様々な特例制度が設けられたが、被災地の要望に十分には応えられなかったり、対応の決定に時間を要したという面も否めない。地方分権が推進される中で、市民にもっとも身近な地方公共団体が被災者対策と復旧・復興を担い得る一層の権限と財源を持つシステムにすべきとの意見もある。

財政面については、復旧・復興事業による急激かつ莫大な財政負担増を緩和するため、県及び神戸市の主導で国に要望を行ってきた結果、様々な特例措置が講じられた。しかし、地方交付税不交付団体である芦屋市、西宮市、宝塚市においては、実質的な支援とならなかったものもあり、三市独自に国への要望も行ってきた。

また、阪神間7市1町や、神戸隣接市町の7市2町の間で災害時の相互応援協定を締結し、広域的な防災体制の確立に努めている。

【課題】

地方分権の動きの中で、危機管理における国と地方公共団体との役割分担のあり方を見直すことが今後の課題である。

また、復旧・復興を担った地方公共団体が、後年財政危機に陥ることのないような制度改革も求められている。

災害時に効果的に機能できるよう、平時から一層の広域的な連携を図る必要がある。

ご意見をいただいた方々

学識者会議（50音順）

前芦屋大学長（情報・産業）	小笠原 暁
神戸大学教授（土木工学）	沖 村 孝
龍谷大学教授（福祉）	小 田 兼 三
武庫川女子大学教授（教育・文化）	柿 木 健一郎
関西学院大学教授（ボランティア）	立 木 茂 雄
大阪市立大学教授（地域計画）	土 井 幸 平
関西学院大学教授（財政学）	林 宜 嗣
関西学院大学教授（行政法）	真 砂 泰 輔
神戸大学教授（都市防災）	室 崎 益 輝
流通科学大学教授（交通工学）	森 津 秀 夫
神戸大学教授（都市デザイン）	安 田 丑 作

団体懇談会

■教育・文化・スポーツ分野

西宮市同和教育協議会	日本ボーイスカウト兵庫連盟西宮地区協議会
西宮市PTA協議会	ガールスカウト日本連盟兵庫県支部西宮市協議会
西宮市立公民館グループ連絡協議会	西宮市青少年補導委員連絡協議会
西宮市青少年愛護協議会	西宮市体育協会
西宮市子ども会協議会	西宮市体育指導委員協議会
西宮芸術文化協会	

■地域・福祉・保健・医療・環境分野

西宮コミュニティ協会	西宮市老人クラブ連合会
西宮市地域婦人団体協議会	西宮市医師会
西宮市連合婦人会	西宮市歯科医師会
西宮市民生委員・児童委員会	西宮市薬剤師会
西宮市社会福祉協議会	西宮市環境衛生協議会
西宮市中心身障害者児団体連絡協議会	西宮自然保護協会
西宮市民間保育所協議会	

■経済・労働分野

西宮商工会議所	兵庫六甲農業協同組合
西宮青年会議所	西宮労働者福祉協議会
西宮経営者協会	西宮市消費者団体連絡会
西宮市商店市場連盟	

報道関係者懇談会（50音順）

読売新聞社	石 垣 朝 克
産業経済新聞社	河 合 洋 成
神戸新聞社	志 賀 俊 彦
毎日新聞社	真 鍋 光 之

—阪神・淡路大震災—
震災復興 6 年の総括

平成 13 年（2001 年）4 月発行

編集：西宮市企画財政局企画部政策推進課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3

TEL 0798 (35) 3476